

多摩市子ども・若者・子育てプラン
～第1期多摩市こども計画～
～第3期多摩市子ども・子育て支援事業計画～
(素案)

令和6(2024)年12月

多 摩 市

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	子ども・若者・子育てプランについて	1
第2節	基本的な考え方	1
第3節	計画の位置付け	4
第4節	計画の期間	4
第5節	計画の対象	4
第2章	多摩市子ども・子育て・若者プランのこれまでの取組・成果	5
第1節	基本方針ごとの取組状況と今後の課題	5
第2節	感染症や自然災害への対応	9
第3節	保育サービス等の利用状況（目標事業量）	10
第3章	多摩市の子ども・若者とその家庭を取り巻く状況	11
第1節	統計データから見た状況	11
第2節	ニーズ調査から見た子ども・若者とその家庭を取り巻く現状と課題	15
第3節	ニーズ調査から見た子育ての状況	47

第4章 施策の方向 58

- 第1節 計画の基本理念 58
- 第2節 基本方針 59
- 第3節 施策の体系 60
- 第4節 施策の展開 61

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画 108

- 第1節 第3期子ども・子育て支援事業計画について 108
- 第2節 第3期子ども・子育て支援事業計画の体系 108
- 第3節 第3期子ども・子育て支援事業計画の構成 109
- 第4節 児童推計について 109
- 第5節 子どものための教育・保育給付 110
- 第6節 子育てのための施設等利用給付 114
- 第7節 乳児等のための支援給付 114
- 第8節 地域子ども・子育て支援事業 115
- 第9節 教育・保育等の質の向上と小学校への円滑な接続 126
- 第10節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 126
- 第11節 産後休業・育児休業明けの円滑な保育利用の確保 126
- 第12節 特別な配慮が必要な児童への支援 126

第6章 計画の推進のために127

第1節 計画の進行管理 127

第2節 子ども・若者の権利を踏まえた計画の推進 127

第3節 関係機関等との連携 127

第4節 計画の推進状況の点検・評価 128

資料編129

第1章

はじめに

第1節 子ども・若者・子育てプランについて

- 今、生きづらさや困難を抱える子ども・若者の問題が深刻化しています。経済格差の拡大や地域のつながりの希薄化といった社会的不安定さや分断が、子ども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えており、子どもの貧困、虐待、いじめの増加、不登校やひきこもりの長期化、若年層の自殺者数の増加などの課題が顕在化しています。どのような環境に生まれ、暮らしていても、子ども・若者が未来への希望を失うことなく、助け合いながら、育ち暮らしていけるように、多摩市ならではの環境をつくることが重要です。
- このような背景のなか、市では、令和4(2022)年4月に、「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例（以下、「子若条例」という。）」を施行しました。この条例は、「全ての子ども・若者が、自分自身を認め、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長できるまちの実現」を目的として、基本理念や「子ども・若者の権利」などを規定しています。児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)に規定される、「差別の禁止」、「児童の最善の利益」、「生命、生存及び発達に関する権利」、「児童の意見の尊重」の4つの原則を定めていますが、子若条例では、これら4つの原則に加え、子ども・若者の「挑戦」を応援することを謳っています。
- 「子ども・若者・子育てプラン」は、子若条例の目的や理念を前提として、子ども・若者を「まんなか」に据えて、子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にすまちづくりを推進するための計画です。

※「こども」や「子ども」、「若者」の定義について

「こども」とは・・・こども基本法では、心身の発達の過程にある人を言います。資料編148ページ参照。

「子ども」とは・・・子供・若者育成支援推進大綱では、乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生から概ね18歳まで）の人を言います。

「若者」とは・・・子供・若者育成支援推進大綱では、思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の人を言います。多摩市では、子若条例にて、おおむね30歳代までを「若者」と定義しています。

「子ども・若者・子育てプラン」の前提となる「子若条例」の目的

子ども・若者が切れ目ない支援を受けられる環境



子ども・若者がまちづくりに参画し、活躍できる環境



全ての子ども・若者が、自分自身を認め、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長できるまちの実現

「こどもまんなか」

第2節 基本的な考え方

多摩市では、子若条例の目的や理念を前提として、以下5つの考え方に基づいて施策を推進します。

- (1) 子ども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴きながら取組を推進します。
- (2) 子ども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて、切れ目なく支援します。
- (3) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図りながら、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう支援します。
- (4) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、結婚、妊娠・出産、子育てに関する希望の形成と実現を支援します。
- (5) 家庭、地域（団体や事業者を含む）、関係機関、行政が連携・協働し、地域社会全体で子ども・若者を支援します。

支援と活躍のための仕組み・環境づくり ～子ども・若者の権利を保障するために～

多摩市

意見表明やまちづくり参画する
機会の提供など

事業者

(企業・NPO・相談機関など)

相談支援・職場体験など

家族

信頼関係の構築など

子ども・若者

権利の主体

地域の方

見守りやつながりなど

育ち学びの関係者

(保育所・幼稚園・学校など)

保育や教育など

市民の役割・市の役割 ～子ども・若者の権利を保障するために～

市民 (個人)

子ども・若者の権利の尊重、子ども・若者の見守り、ともに活動すること、情報の提供、助言などの支援を行います。

特におとな世代は、子ども・若者の権利の尊重や見守りなどを自分の役割として認識し、行動することが大切です。

団体 (活動団体 及び事業者)

それぞれの強みを生かした活動や他団体との相互連携を行います。

専門性や柔軟性などの強みを生かして活動し、市や他の団体と相互に連携し、子ども・若者を後押しします。

事業者

働く場・働く経験から得た知識の提供を通じた子ども・若者の育成を行います。

働く場を提供することで生計の基盤や活躍の機会をつくり、職場体験などを通じて子ども・若者の未来を育みます。

多摩市

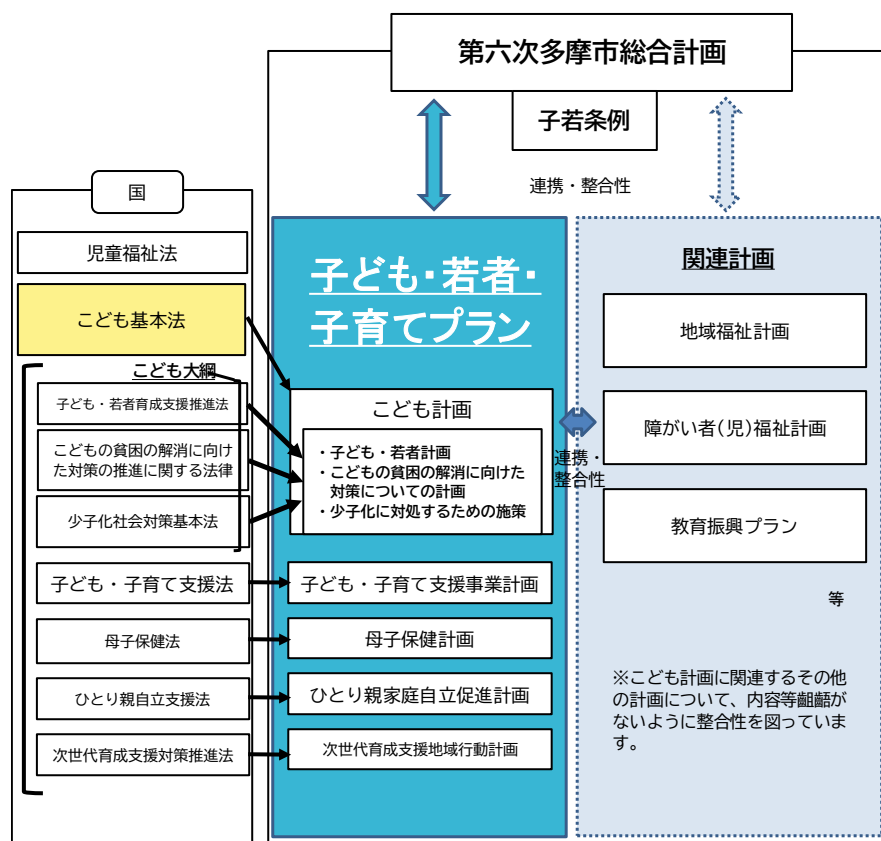
基本理念にのっとり、総合的・具体的な施策や推進体制の整備、基本理念の周知啓発を行い、市と市民、市民同士の連携に向けた取組を推進します。

信頼できる関係が身近にあることで、見守りの機能や子ども・若者本人の助けを求める力（受援力）が高まり、困っている子ども・若者の早期発見・早期対応につながります。多摩市は子若条例の目的や理念を前提として、「子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にするまち」の実現を目指します。

第3節 計画の位置付け

本計画は、令和4(2022)年4月に施行された「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」の目的や理念を前提として、令和5(2023)年4月に施行された「こども基本法」とこれに基づく「こども大綱」を勘案し、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づくこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画、少子化社会対策基本法に基づく少子化に対処するための施策を包含した「市町村こども計画」と、子ども・子育て支援法に基づく「第3期子ども・子育て支援事業計画」を一体的に、「多摩市子ども・若者・子育てプラン」として策定するものです。

また、市の上位計画である「第六次多摩市総合計画」や、関連計画である「地域福祉計画」、「障がい者（児）福祉計画」、「教育振興プラン」などとの連携・整合性を図って策定しています。



第4節 計画の期間

- 本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即し、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5か年を計画期間として策定します。
- ただし、社会・経済情勢の変化や国・東京都の動向、本市の子ども・若者を取り巻く状況や子ども・子育てニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	平成 27 (2015)年度 ～令和元(2019)年度	令和 2 (2020)年度 ～令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度 ～令和 11 (2029)年度
総合計画		第五次多摩市総合計画 第3期基本計画 令和元(2019)年度～ 令和5(2023)年度	第六次多摩市総合計画 令和5(2023)年度～ 令和14(2032)年度
(子ども・子育て支援事業計画) 子ども計画	かがやけ！ 多摩市子ども・子育て ・わくわくプラン (多摩市子ども・子育て 支援事業計画)	多摩市子ども・ 子育て・若者プラン (第2期多摩市子ども・ 子育て支援事業計画)	多摩市子ども・ 若者・子育て プラン ～第1期多摩市こども計画/ 第3期多摩市子ども・ 子育て支援事業計画～

第5節 計画の対象

本計画は、子どもの誕生前から39歳までの子ども・若者及び子育て当事者を対象とします。

第2章

多摩市子ども・子育て・若者プランのこれまでの取組・成果

第1節 基本方針ごとの取組状況と今後の課題

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間で展開した「多摩市子ども・子育て・若者プラン～第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画～」に掲げた様々な施策を評価し、新たな「多摩市子ども・若者・子育てプラン～第1期多摩市こども計画／第3期多摩市子ども・子育て支援事業計画～」の策定を行うものです。

《基本方針1》子どもの健やかな成長への支援

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間は、「子育てのための支援」、「子どもの人権の尊重」、「専門的な知識及び技術を要する支援の推進」を柱として、具体的には「幼児期の教育・保育及び学童期の保育の充実」、「子どもと親子の居場所づくりの推進」、「児童の健全育成」、「子どもの健康の確保」、「児童虐待の防止と早期発見・早期支援」、「障がい児施策の充実」、「専門的な支援の充実」を施策としていました。

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の推進状況としては、「子育てのための支援」として、保育を必要とする子どもの受入れのため、保育所などに対して運営支援を行うとともに、「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」の実施に向けて、制度設計や幼稚園・保育園園長会と調整を行うことで、新たな保育ニーズに対応するための体制を整えました。また、パルテノン多摩の「こどもひろばOLIVE」などの子どもや親子が気軽に立ち寄ることができる居場所についても継続的に運営を実施し、市内外の方に広く活用されるとともに、新型コロナウイルスが5類感染症へ移行したことにより、縮小・中止していた食育事業や、大人数が集まるおまつりなどを再開することができました。加えて、妊婦健康診査における超音波検査の費用助成について、受診回数を4回まで拡大するとともに、3歳児健診の視力検査にスポットビジョンスクリーナーを導入し視力検査の精度向上を図るなど、妊娠や出産、子育てに関する不安の軽減に寄与することができました。

今後も多様な保育ニーズに対応するためのサービス提供に係る検討を行い、子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）などの実施により、地域の方々が気軽に立ち寄って他の世帯と交流ができるよう、孤立させない子育て環境づくりに取り組めます。

「子どもの人権の尊重」では、関係機関と連携して要保護児童対策地域協議会を開催し、支援が必要な家庭に適切な支援が行えるように、ネットワークの構築を図りました。また、児童虐待未然防止のための講演会や子ども自身の気づきや発信力を養う事を目的としたロールプレイなどの実施、YouTube多摩市公式チャンネルにて公開している虐待予防教育動画の二次元コードをSOSカードに入れて配布するなど、関係機関との連携を強化しながら子どもの権利を守る取組を進めました。ヤングケアラーの相談窓口においても、関係機関と連携して必要な支援の提供ができるよう、ネットワーク構築を強化していきます。

「専門的な知識及び技術を要する支援の推進」としては、第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づき、発達支援室と教育センター教育相談室の相談窓口を統合した「発達・教育初回相談窓口」の開設やスクールソーシャルワーカーの増員、セミナーでの講演内容のYouTube多摩市公式チャンネルへのアップなど、各事業の普及・啓発を推進しました。加えて、多摩市の公立小・中学校に在籍し、何らかの理由により登校しない・できない児童や生徒に対し、自学自習を基本とした学習活動や生活指導、進路指導を実施しました。

保護者だけでなく、子ども自身の思いや願いを丁寧に聞き取りながら、一人ひとりに合った支援が求められており、引き続き切れ目ない支援や多様な学びの場の選択に寄与する取組を継続していくとともに、学校以外の居場所や学習環境を提供していきます。

《基本方針2》子育て家庭への支援

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間は、「安心できる保育体制の充実」、「安定した家庭生活に向けた支援」、「妊娠・出産期からの切れ目のない支援」を柱として、具体的には「保育所及び学童クラブ待機児童対策の強化」、「ニーズに応じた多様な子育て支援サービスの提供」、「ひとり親家庭の自立支援の推進」、「児童虐待の防止と早期発見・早期支援」、「経済的な支援の推進」、「多様な働き方の実現及び働き方の見直し等」、「次代の親の育成」、「子育て家庭の健康の確保」、「家庭の教育力の向上」を施策としていました。



令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の推進状況としては、「安心できる保育体制の充実」として、市内保育施設で一時預かり事業や延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業などを実施し、多様なサービスを必要とする家庭に保育を提供できるよう、受入れ体制を強化することで、安心できる保育体制を整えました。

産後ケア事業については、多様化するニーズに応えるため、従来実施していた通所型に加えて訪問型及び宿泊型の産後ケア事業を新たに実施し、気軽に利用できる事業として安心して出産・子育てできる環境の推進を図りました。

子どもの育ちを、良質な生育環境を整備することにより応援するとともに、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに合わせた支援が求められていることから、令和6(2024)年度からの「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」の実施により、安心して子育てすることができる保育体制の充実を図りました。

「安定した家庭生活に向けた支援」として、ひとり親家庭等医療費助成や、母子及び父子福祉資金貸付等を行うとともに、ひとり親家庭に対して専門的な知識と経験に基づくソーシャルワークを行うことにより、ひとり親家庭の自立支援に向けた取組を推進しました。また、法令に基づく児童手当や児童扶養手当などの給付を行うことで、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上を図りました。さらに、東京しごとセンターと連携し、「女性しごと応援キャラバン」と「女性と企業のトークカフェ」の2事業を実施したほか、「健幸！ワーク宣言」をしている企業を招き、ワークライフバランスに係る実際の取組や課題などを異業種間で意見交換する機会を設ける等、多様な働き方の実現に向けた対応等を行うことで、安定した家庭生活に向けた支援を図りました。

「妊娠・出産期からの切れ目のない支援」では、子育て世代包括支援センター事業として、妊婦面接（ゆりかごTAMA）を実施し、個々に応じた支援プランを全妊婦に作成し、妊娠期から身近な子育てひろば（地域子育て支援拠点）や地区担当保健師とつながりを持つことで、孤立予防や早期支援を行いました。さらに子育てひろば（地域子育て支援拠点）との連携や、保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員、作業療法士による出張教育・相談などを行うことにより、身近な地域で相談できる体制を整え、子育て家庭に必要な保健・医療サービスの情報提供を行うための取組を推進しました。引き続き、母子保健施策と子育て支援施策の連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる様々な支援やサービスなどを継続的に実施できるよう、ポピュレーションアプローチを充実させ、支援が必要な妊産婦や子育て家庭に対して、サポートプランを活用した一人ひとりのニーズに合わせた支援を行います。

また、パパママ学級（両親学級）を「ウェルTAMA！赤ちゃん準備コース」と、「歯っぴー食事コース」の2コース制で実施し、安心して妊娠期を過ごし、出産を経て子育てがスタートできるよう支援するとともに、妊娠期から子育てひろば（地域子育て支援拠点）に繋がれるよう、子育てマネージャーによる施設案内や先輩パパママとの交流会を実施することで、父親と母親が協力しながら子育てするための学びの機会を作りました。

《基本方針3》子育て・子育てを育む地域づくり

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間は、「地域社会全体での子育て支援」、「子育てを支援する生活環境の整備」を柱として、具体的には「地域コミュニティによる子育て支援の充実」、「持続可能な放課後子ども教室の運営」、「良好な住環境の確保」、「安全・安心なまちづくりの推進」を施策としていました。



令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の推進状況としては、「地域社会全体での子育て支援」として、子ども・誰でも食堂の紹介記事をたま広報に掲載することで、多くの市民に対し周知・理解促進を図り、地域の子どもたちへの食を通じた交流の場を提供するとともに、子どもやその保護者の居場所やつながりの維持・形成に寄与することができました。

放課後子ども教室については、運営スタッフである市民ボランティアの高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響により、実施日数が大幅に減少しました。そのため令和5(2023)年10月から、連光寺小学校と貝取小学校で、ボランティアではなく委託運営による週5日の試行事業を開始するなど、放課後の子どもの安全・安心な居場所の設置及び持続可能な放課後子ども教室の運営に向けた取組を推進しました。

「子育てを支援する生活環境の整備」では、舗装打換え工事に伴うユニバーサルデザインブロックの設置や視覚障がい者誘導ブロックの設置、ベンチの設置を行うことで道路のバリアフリー化を推進しました。児童館においても、児童青少年課と道路交通課の連携により交通安全教室を実施し、乳幼児を乗せながら自転車で行く場合の注意事項など、乳幼児の危険防止についての講座を実施しました。また、各児童館・学童クラブでは地域と連携したパトロールの実施や、児童が日常的に使う経路における危険箇所を確認することで、地域の安全対策や危険防止対策に取り組みました。さらに、小学校低学年を中心として、交通公園での交通安全教室、中学生を対象としたスクアード・ストレイトなどによる疑似体験型交通安全教室等を実施し、安全への意識の向上に取り組みました。

今後も、ひといきベンチ事業の推進や周辺地域のパトロール、交通安全教室などの講座を通じて、良好な住環境の確保や地域の安全対策について継続的に取り組むとともに、ユニバーサルデザインブロックの設置、道路拡幅工事に伴う歩道設置等、引き続き事業継続に取り組んでいきます。

《基本方針4》子ども・若者に対する多角的な支援

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間は、「支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立」と「子どもの貧困対策」を柱として、具体的には「世代に応じたひきこもり支援の推進」、「地域の中での支援ネットワークづくり」、「子ども・若者を支援するしくみづくり」、「経済状況に左右されない子どもの育ちのための支援」、「地域の中での支援ネットワークづくり」を施策としていました。



令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の推進状況としては、「支援が必要な若者に対する切れ目のない支援」として、生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている方や最低限度の生活を維持することができないおそれのある方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、家計改善支援、就労準備支援、就労支援、住居、引きこもりに関する相談をしごと・くらしサポートステーションの相談支援員が対応することで、課題解決に向けた支援を行いました。また、各機関と連携を図り、必要に応じて適切に相談者をつなぐことができました。令和5(2023)年度より本格的に実施している引きこもりの方を対象とした「居場所」支援について、必要とする方が利用できるよう、さらなる周知を行っていきます。

また、民生委員・児童委員と連携を深め、支援が必要な方への相談支援や、地域と行政のパイプ役として関係機関につなぎ、支援をより円滑にするために適切な情報提供を行うことで、地域の中での支援ネットワークづくりに寄与しました。一方で、地域に民生委員がいないことは、住民の不安感につながるだけでなく、欠員地区をカバーする現任委員に負荷がかかることから、欠員解消に向けた対応が必要となります。

「子ども・若者を支援するしくみづくり」としては、ひきこもりに関する講演会を開催するとともに、貧困状態にある子どもや若者の孤立を防ぐため、居場所である子ども・誰でも食堂の紹介記事をたま広報に掲載することで、多くの市民に対し、周知・理解促進を図りました。今後は、子どもにとって相談の敷居を下げることや、様々な媒体を通じた相談機関の周知に取り組んでいくとともに、適切な相談機関に子ども・若者をつなぐことができる体制づくりに取り組みます。

「子どもの貧困対策」では、ひとり親家庭などで児童扶養手当を受給又は同等所得の生活困窮世帯の中学生・高校生世代の子どもに対し学習支援を行うとともに、令和5(2023)年度からスタディクーポン事業を導入し、生活保護世帯の子どもに対する学習支援のさらなる強化を図ることで、子どもの育ちのための支援を行いました。

今後は映像授業（オンライン動画配信による授業形式）の利用促進や、長期休暇中の実施回数を増やすなど、より多くの子どもに対して学習の機会を提供できるよう取り組むとともに、スタディクーポン事業の利用者を増やすため、ケースワーカーなどと連携し、より制度の周知を図っていきます。

また、地域子育てサポーター養成講座など、地域における子育て支援に係る人材の育成などに取り組むとともに、居場所である子ども・誰でも食堂の紹介記事をたま広報に掲載し、多くの市民に対し周知啓発を図ることで、地域の中での支援ネットワークづくりに寄与しました。

ひきこもりや子どもの貧困をはじめ、子どもや若者が抱える困難や悩み事が多様化していることから、子どもにとって相談の敷居を下げることや、様々な媒体を通じた相談機関の周知に取り組んでいくとともに、適切な相談機関に子ども・若者をつなぐことができる体制づくりに取り組みます。

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の中で、子ども・子育てを取りまく環境変化など、状況が変化してきました。このため、「少子化対策」、「ヤングケアラー支援」、「子ども・若者の権利」の3つの新たな課題にも取り組むこととしました。

1. 少子化対策

少子化対策のひとつである保育所等の待機児童対策については、新たな認可保育所などの整備や既存園舎の大規模改修などに伴い、保育定員の拡大を図ることで、待機児童の解消に向けて大きく前進しました。また、学童クラブにおける待機児童対策においても、学童クラブの新設やランドセル来館の継続実施などにより、課題解消に向けて取り組んでいます。一方で、少子化の影響により、一部地域の施設では定員に空きが生じてきており、保育所等の運営に大きく影響を及ぼしているところです。

少子化の進行は、保育所や幼稚園の施設運営に支障をきたすだけでなく、将来的なまちづくり等に大きな影響を与えることから、子育て世帯や若者が住みやすく感じられるまちづくり等、少子化に対処するための施策を講じていく必要があります。

2. ヤングケアラー支援

令和4(2022)年11月に市内在住の小学校5年生から高校3年生までを対象とした「ヤングケアラー実態調査」を実施しました。

これにより、潜在的なヤングケアラーであった児童・生徒5名を把握し、子ども家庭支援センターなどの、必要な機関につなげることができました。

ヤングケアラーに対する支援については、継続的な支援を行っていくことが重要であるため、今後もヤングケアラーの把握を行うとともに、必要な機関につなぐなどの支援を行っていきます。

3. 子ども・若者の権利

多摩市においては、令和4(2022)年4月に「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」（以下、「子若条例」という。）を施行しました。子若条例では、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）に規定される、「差別の禁止」、「児童の最善の利益」、「生命、生存及び発達に関する権利」、「児童の意見の尊重」の4つの原則に加え、「抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利」、「自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利」を規定し、「若者」も権利の対象としています。

子若条例の目的や理念を具現化するため、引き続き、具体的な取組や実施体制などについて検討を行い、取組を推進していきます。

第2節 感染症や自然災害への対応

市ではこれまで、東日本大震災や台風19号等をはじめとした震災や風水害、また、MERSや鳥インフルエンザなどの感染症流行に、全庁的に対応をしてきました。前計画期間（令和2(2020)年度～令和6(2024)年度）中には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行があり、子ども・若者を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしました。

令和2(2020)年1月に国内で初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、人の流れが媒介となり、瞬く間に全国へ拡大していきました。また、ウイルスは変異を重ねながら次の感染をもたらすことで、国内でも大規模な感染の波を繰り返し、令和5(2023)年3月までに第8波を数える状況となりました。

特に、令和2(2020)年から令和3(2021)年には、計7回緊急事態宣言などが発令され、イベントや外出の自粛要請、消毒やマスク着用などの感染予防対策の徹底が図られました。そのような状況下においても社会経済活動を止めないため、医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカー等の子どもを、保育所や学童クラブなどの児童福祉施設等で預かることができるよう、市は運営事業者を支援しました。

新型コロナウイルス感染症の流行には、市や東京都南多摩保健所、医療機関などが一丸となって対応にあたりました。また、市では「正しく恐れる」ことを重要視し、市民や事業者へ感染症の予防方法や留意点などを積極的に情報発信しました。人との接触をできる限り避けるための「三密」の徹底や「ステイホーム」により、孤立を深めた子どもや保護者に対しては、児童館などがYouTube多摩市公式チャンネルで配信などを行い、流行が収束するまでの間、自粛生活による不安を解消し孤立防止に努めました。

① コロナ禍における取組

- 児童館では、コロナ禍においても児童館とのつながりを意識できるよう子どもと電話で話をしたり、家にあるものでできる工作や体操、手遊び、楽器演奏などをYouTube多摩市公式チャンネルで配信を行いました。また、パルテノン多摩4階に開設した「こどもひろばOLIVE」では、子育て世帯が安定した家庭生活を送れるよう、取組を推進しました。
- 子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭に関するあらゆる相談を行い、各関係機関と連携し総合的に支援をしていくための調整を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を実施し連携を図りました。また、令和3(2021)年度に初めての取組として、認可保育所の年長児を対象に、虐待予防のためのロールプレイを実施するとともに、YouTube多摩市公式チャンネルにて虐待防止の動画を配信することで、児童虐待の防止と早期発見・早期支援に努めました。

- 学校では、対応を迅速に行えるよう、学校保健会のメーリングリストを作成し、学校（校長・養護教諭等）と学校保健会で随時情報共有（質問・回答）ができる体制を整えました。また、学校における感染対策を共有するとともに、ホームページで啓発情報を発信するだけでなく、幼稚園や保育所等へ学校の感染症の流行情報をいち早く提供することにより、感染拡大を防ぐ情報連携の強化を図りました。
- 就学相談・転学相談の手続きの流れをYouTube多摩市公式チャンネルにアップし、相談を検討している保護者への周知を図る取組も行いました。就学相談への不安感・負担感を軽減し、結果、相談数が増加しています。
- また、生徒一人につき一台、タブレットの導入を実施し、感染症の拡大等により登校できない場合であっても、ICT端末を活用した家庭学習・オンライン学習の環境を整備しました。現在も不登校の児童・生徒にとって学習機会を提供できるツールとなっています。
- 学校給食センターでは、市内全校を閉鎖した際に、全児童生徒を対象に学校給食の代替食を配付しました。また、学級閉鎖をした際には、就学援助認定者の自宅での様子を確認し、学校給食の代替食を配付しました。
- 図書館では「多摩市電子図書館」を導入し、図書館に来館しなくても電子書籍やオーディオブックなどを利用できるようにした結果、若年世代の情報入手の利便性向上を図ることができました。
- コロナ禍の食に対する支援のニーズの高まりに対しては、地域の子ども・誰でも食堂が従来の会食形式での開催が困難となったため、配食（お弁当や食材の配布）の取組が中心となり、市はその実態を踏まえ支援を行いました。また、多摩市社会福祉協議会では、地域のスーパーや企業などと連携し、フードドライブの取組を拡充しました。寄付食材を集め、配布する仕組みを構築し、子どものいる生活困窮家庭や地域の子ども・誰でも食堂等を支援しています。
- この他、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することで、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図る取組も行いました。

② 今後の課題

今後も様々な災害や感染症が発生することが想定されます。これまでの災害や感染症への対応に学びながら、対応の強化を図っていくことが重要です。令和5(2023)年、児童福祉施設等に対しては、災害や感染症に対する事業継続計画（BCP）の策定や研修・訓練の実施が努力義務として定められました。市は災害の種類に応じた備えを行いながら、引き続き幼稚園・保育所をはじめとした関係機関と連携し、子ども・若者のための様々な取組を推進していきます。

第3節 保育サービス等の利用状況（目標事業量）

令和2（2020）年3月に策定した「多摩市子ども・子育て・若者プラン～第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画～」では、計画期間内に達成すべき目標事業量を設定しました。その進捗状況は次のとおりです。

事業区分	利用実績				目標量 (確保量) 令和6年 (2024)年度	備考
	令和2年 (2020)年 度	令和3年 (2021)年 度	令和4年 (2022)年 度	令和5年 (2023)年 度		
認定こども園・幼稚園（1号認定）	2,190	2,226	2,111	2,060	2,211人	
認定こども園・保育所（2号認定）	1,760	1,836	1,804	1,750	1,827人	
地域型保育・認定こども園・保育所（3号認定）	1,512	1,603	1,753	1,479	1,593人	
利用者支援事業	9	10	10	10	10箇所	地域子育て支援拠点
地域子育て支援拠点事業	9	10	10	10	10箇所	常設子育てひろば数
妊婦健康診査	14	14	14	14	14回	14回まで受診可能
乳児家庭全戸訪問事業	747	718	681	664	860人	
養育支援訪問事業	2,648	2,613	3,750	4,477	4,000人	育児・家事援助＋専門的相談支援

事業区分	利用実績				目標量 (確保量) 令和6年 (2024)年度	備考
	令和2年 (2020)年 度	令和3年 (2021)年 度	令和4年 (2022)年 度	令和5年 (2023)年 度		
子どもショートステイ事業	2,190	2,190	1,825	2,555	2,190人	児童福祉施設契約
ファミリー・サポート・センター事業	2,037	1,935	2,201	2,613	5,000件	年間の活動実績
一時預かり事業	70,508	49,202	58,909	45,226	82,700人	幼稚園・保育所・リフレッシュ一時保育総数
延長保育事業	23	24	24	24	23箇所	認可保育所＋認定こども園
病児・病後児保育事業	4,320	3,960	2,880	2,880	2,880人	不足分はファミリー・サポート・センターで補完
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	1,876	1,921	1,921	1,921	1,916人	小学校敷地内移転に併せて定員増
実費徴収に係る補足給付を行う事業	9	9	13	8	9箇所	市内幼稚園・保育所の総数

第3章

多摩市の子ども・若者とその家庭を取り巻く状況

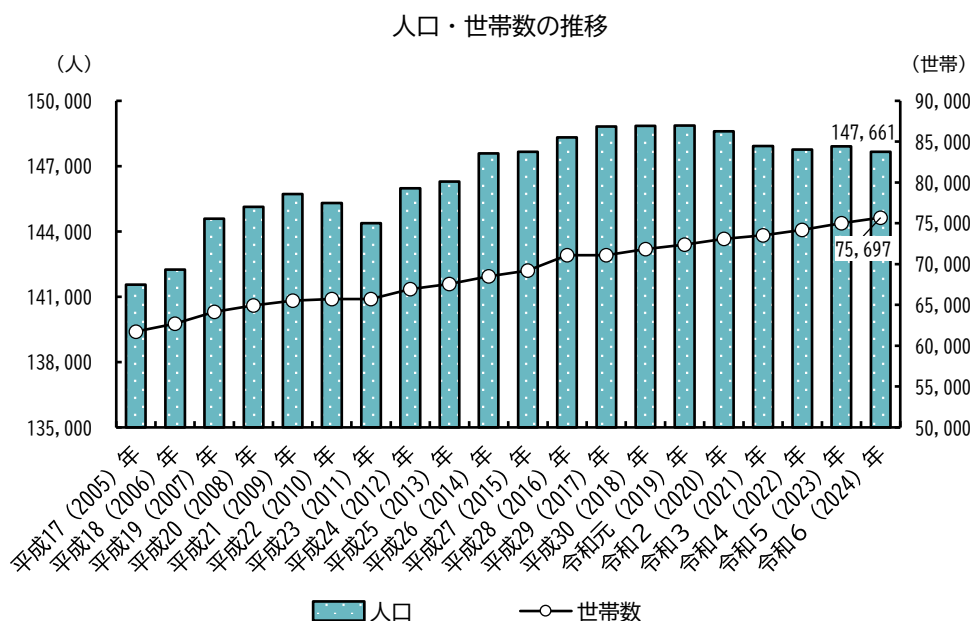
第1節 統計データから見た状況

(1) 人口・世帯数

① 人口・世帯数の推移

過去20年の人口と世帯数の推移を見ると、人口は平成21(2009)年以降一時減少しましたが、令和元(2019)年までは増加傾向にありました。その後は、若干減少しましたが、ここ数年はほぼ横ばいの状況です。

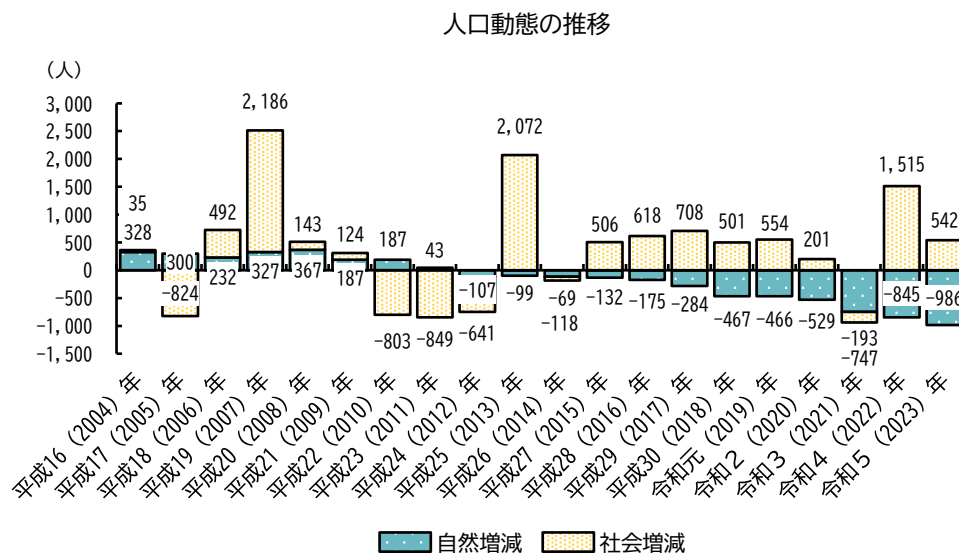
世帯数は、緩やかな増加傾向にあります。



資料：「住民基本台帳人口、各年10月1日」

② 人口動態の推移

過去20年の人口動態を見ると、以前より続いていた自然増が平成24(2012)年に自然減に転じ、その後減少傾向が続いています。一方、社会増減は、社会減の傾向が見られていましたが、平成19(2007)年に大規模団地の建替え、平成25(2013)年には駅前マンションの建設等により2,000人超の大きな増加があり、平成27(2015)年以降、令和3(2021)年を除き社会増が続いています。

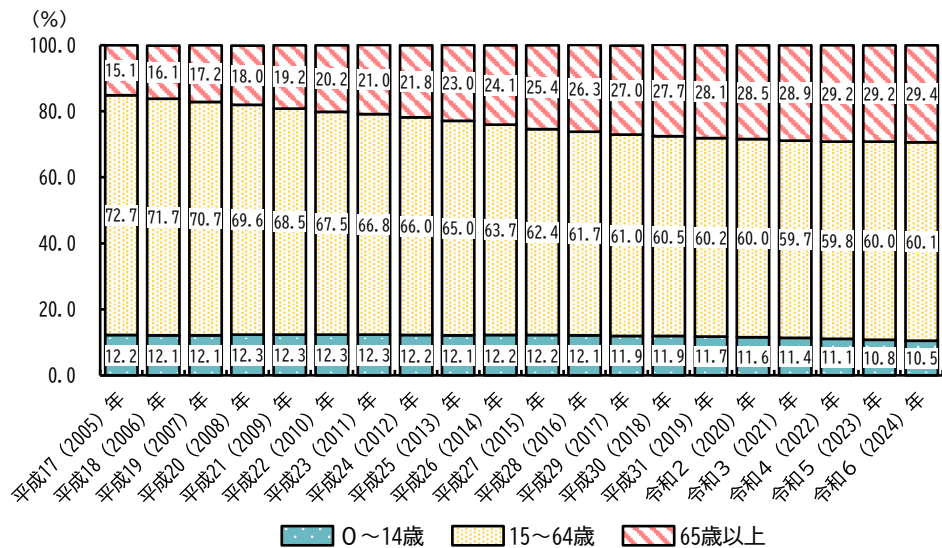


資料：「統計たま 令和5年度版」

③ 年齢別人口の推移

年齢別人口を見ると、0～14歳年少人口は令和7(2025)年1月現在、●●人となっています。平成27(2015)年以降、減少傾向にあります。15～64歳の生産年齢人口も減少傾向にあり、1,000人を超えて減少した年もありました。65歳以上の老年人口は増加傾向にあり、平成22(2010)年以降20%を超え、令和6(2024)年には29.4%となっています。

年齢別人口の推移



年次	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
0～14歳	17,333	17,129	17,275	17,842	17,924	17,973	17,823	17,639	17,605	17,981
15～64歳	103,239	101,518	100,521	100,851	99,539	98,310	96,858	95,250	94,655	94,133
65歳以上	21,368	22,845	24,471	26,130	27,893	29,399	30,395	31,406	33,459	35,567
総数	141,940	141,492	142,267	144,823	145,356	145,682	145,076	144,295	145,719	147,681

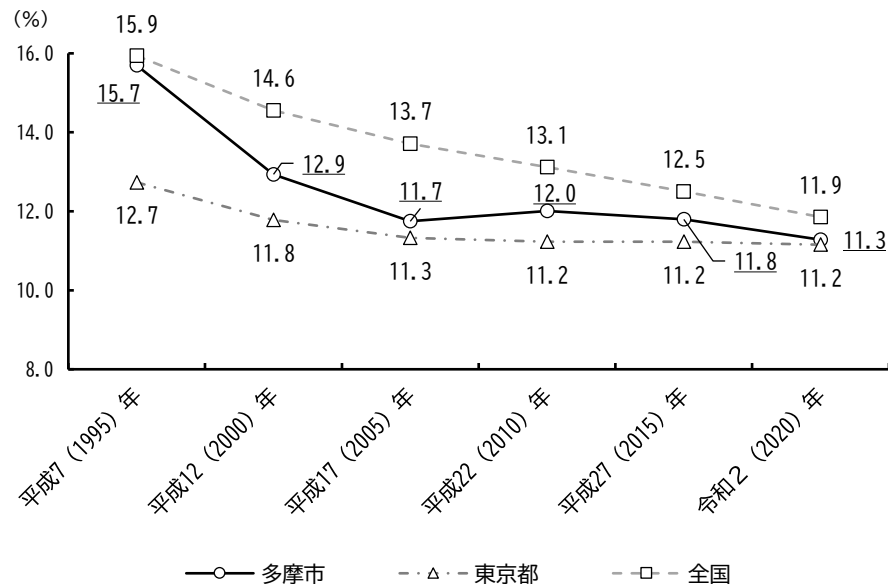
年次	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
0～14歳	17,925	17,836	17,687	17,624	17,420	17,258	16,923	16,343	16,033	15,540
15～64歳	92,044	91,164	90,505	89,967	89,488	89,222	88,693	88,149	88,903	88,816
65歳以上	37,517	38,849	40,101	41,133	41,837	42,343	42,863	43,036	43,274	43,420
総数	147,486	147,849	148,293	148,724	148,745	148,823	148,479	147,528	148,210	147,776

資料：「住民基本台帳人口、各年1月1日」

④ 年少人口比率の推移

年少人口比率を本市、東京都、全国と比較すると、本市においては平成17(2005)年まで減少傾向であったものが、平成22(2010)年に増加に転じ、平成27(2015)年からは再度減少しています。令和2(2020)年には東京都とほぼ同割合となっています。

年少人口比率の推移



資料：「国勢調査」

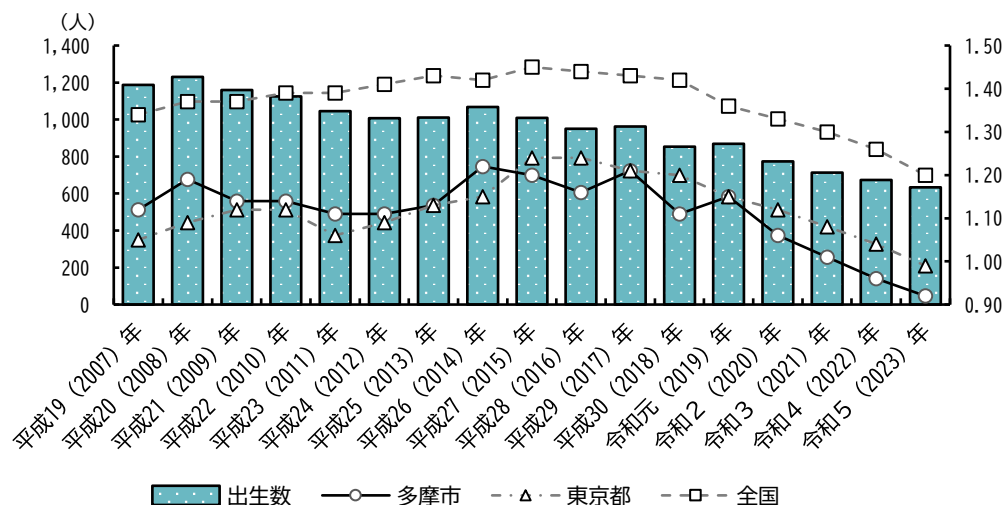
(2) 出生の動向

① 出生数と合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成 20(2008)年以来減少傾向にあり、平成 28(2016)年以降は 1,000 人を下回り、令和 5(2023)年には 633 人となっています。

合計特殊出生率では、本市は平成 26(2014)年と平成 29(2017)年に 1.2 を超えましたがその後は減少しており、令和 5(2022)年には全国の 1.20 と比較すると 0.28 ポイント低い 0.92 となっています。

出生数と合計特殊出生率の推移



【出生数】 資料：多摩市及び東京都「人口動態統計」(東京都保健医療局)
 【合計特殊出生率】 資料：多摩市及び東京都「人口動態統計」(東京都保健医療局)
 全国「人口動態統計年報」(厚生労働省)

年次	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
多摩市出生数	1,187	1,231	1,160	1,125	1,046	1,007	1,011	1,068	1,009	951
多摩市合計特殊出生率	1.12	1.19	1.14	1.14	1.11	1.11	1.13	1.22	1.20	1.16
東京都合計特殊出生率	1.05	1.09	1.12	1.12	1.06	1.09	1.13	1.15	1.24	1.24
全国合計特殊出生率	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44

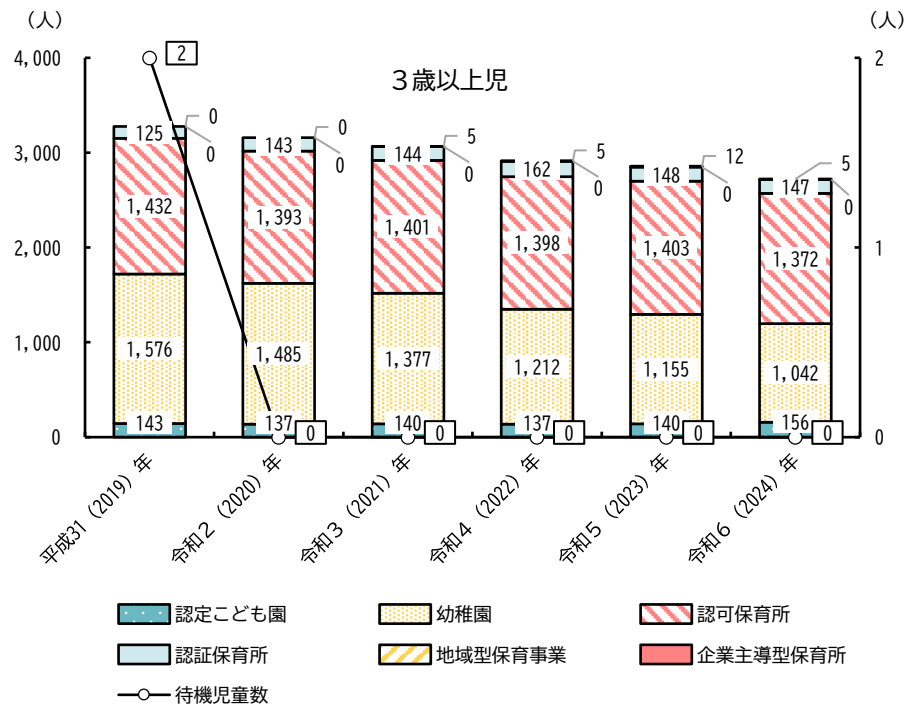
年次	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
多摩市出生数	962	854	869	774	713	674	633
多摩市合計特殊出生率	1.21	1.11	1.15	1.06	1.01	0.96	0.92
東京都合計特殊出生率	1.21	1.20	1.15	1.12	1.08	1.04	0.99
全国合計特殊出生率	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

(3) 未就学児の保育所、幼稚園等への就園状況

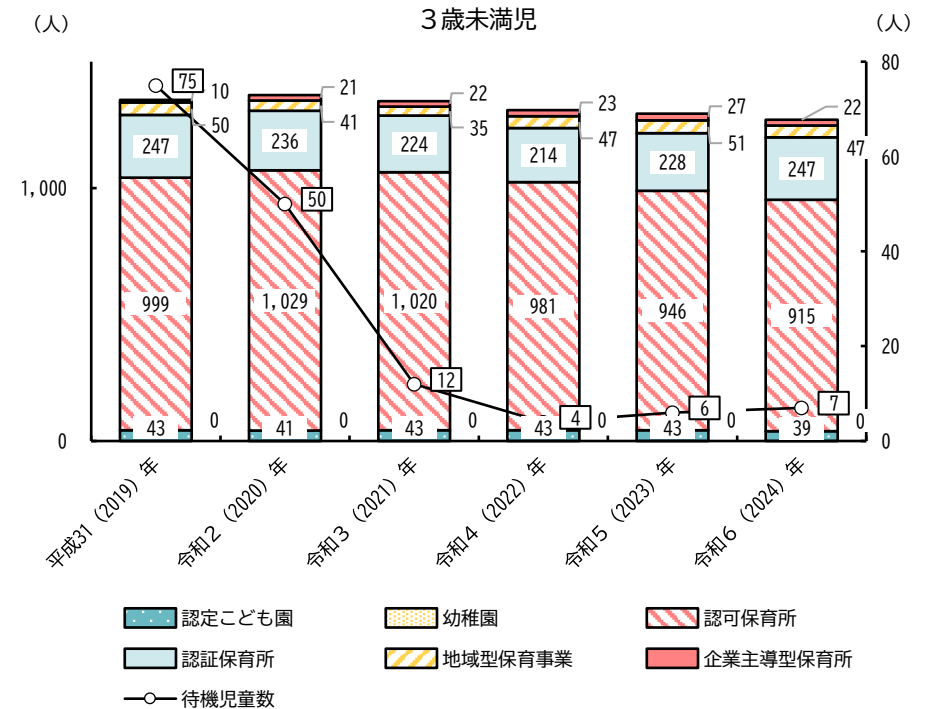
① 未就学児の就園状況

就園状況を見ると、認可保育所に通う子どもが最も多くなっています。保育所、幼稚園等の就園児童数は若干減少傾向にあります。

待機児童数は、平成31(2019)年時点で77人でしたが、認可保育所等の新規整備や増改築等、計画的な定員の増員を図り、令和6(2024)年4月時点では、平成31(2019)年から70人減少して、7人となりました。



※地域型保育事業：家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所
 資料：多摩市（各年4月1日時点）



※地域型保育事業：家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所
 資料：多摩市（各年4月1日時点）

第2節 ニーズ調査から見た子ども・若者とその家庭を取り巻く現状と課題

(1) 子育て世帯を取り巻く状況について

① 子育て世帯の暮らし向きについて

【未就学児の保護者】

世帯収入は平成30(2018)年度調査（以下、前回調査という。）と比べて全体的に上がっていますが、依然として低所得の世帯もあり、格差があることがうかがえます。また、生活にゆとりを感じている割合は少なく、食費と光熱水費を負担に感じる割合が前回調査より増加しています。

図 1年間の世帯総収入

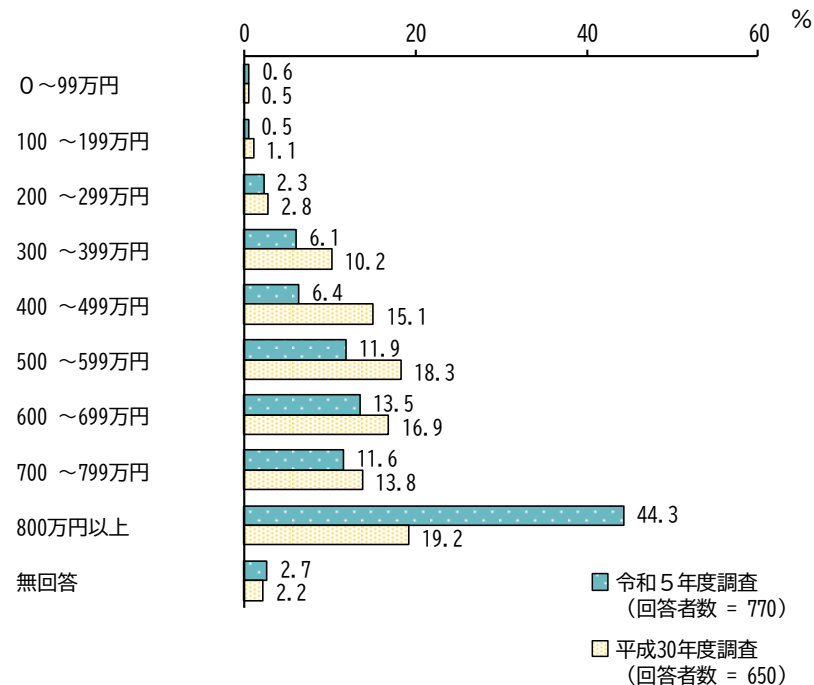


図 現在の経済状況について

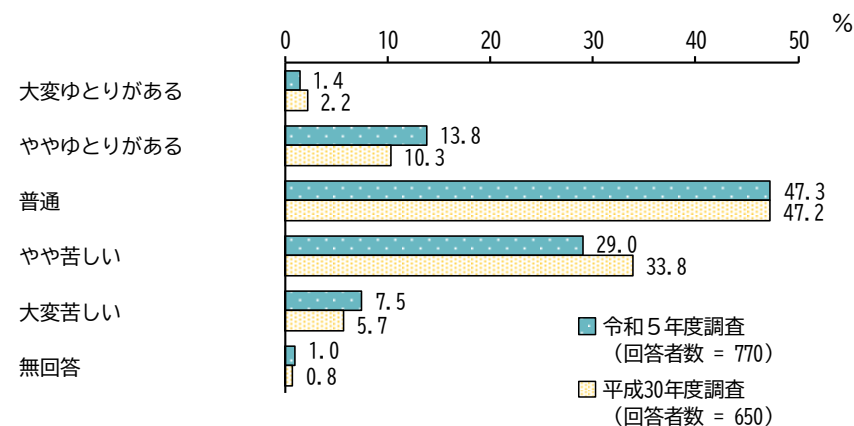
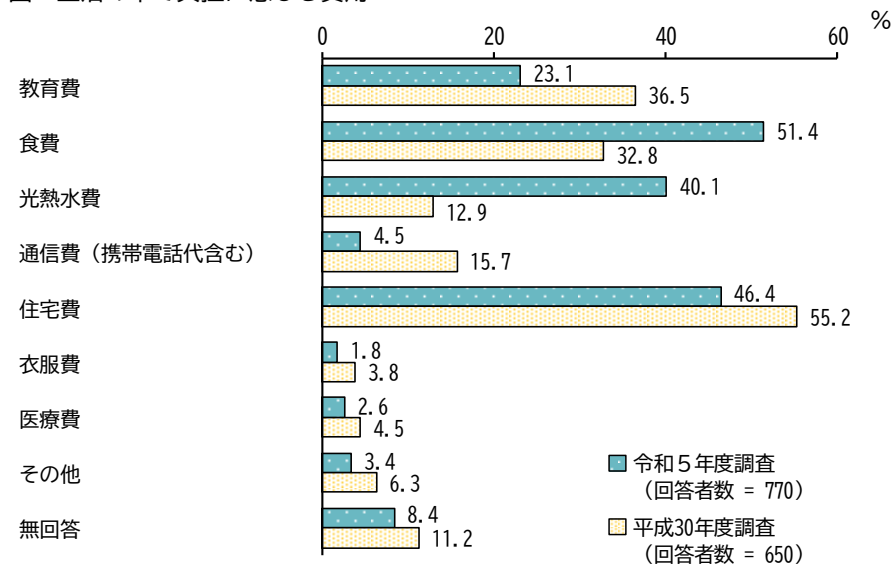


図 生活の中で負担に感じる費用



② 子育てへの不安や負担について

【未就学児の保護者】

子育てへの不安や負担について「感じる」と回答した割合がやや増加し、不安や負担を感じる事として、「心身の疲れ」、「出費などの経済的不安」、「自由な時間がない」、「子どもの病気や発達・発育」の順で割合が多くなっています。また、気軽に相談できる人、または場所として、「保育士・保育園」へ相談する割合が増加しています。

図 子育てへの不安や負担を感じているか

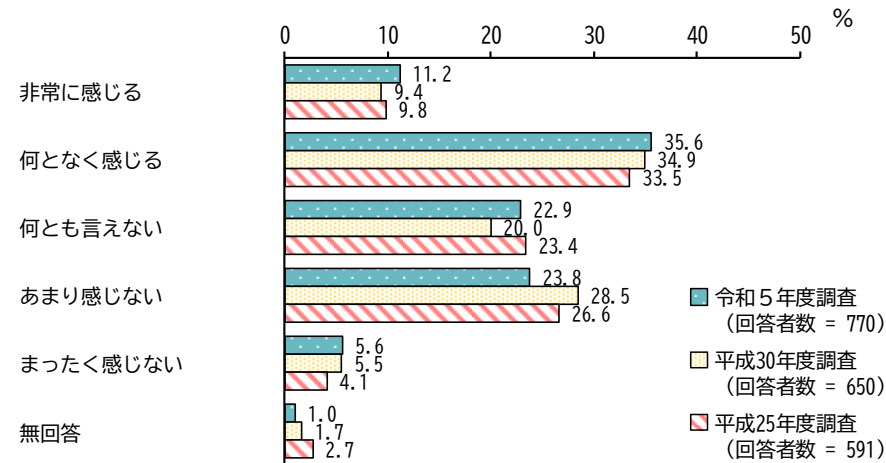


図 具体的にどのような不安や負担を感じているか

(「非常に感じる」、「何となく感じる」と回答した方)

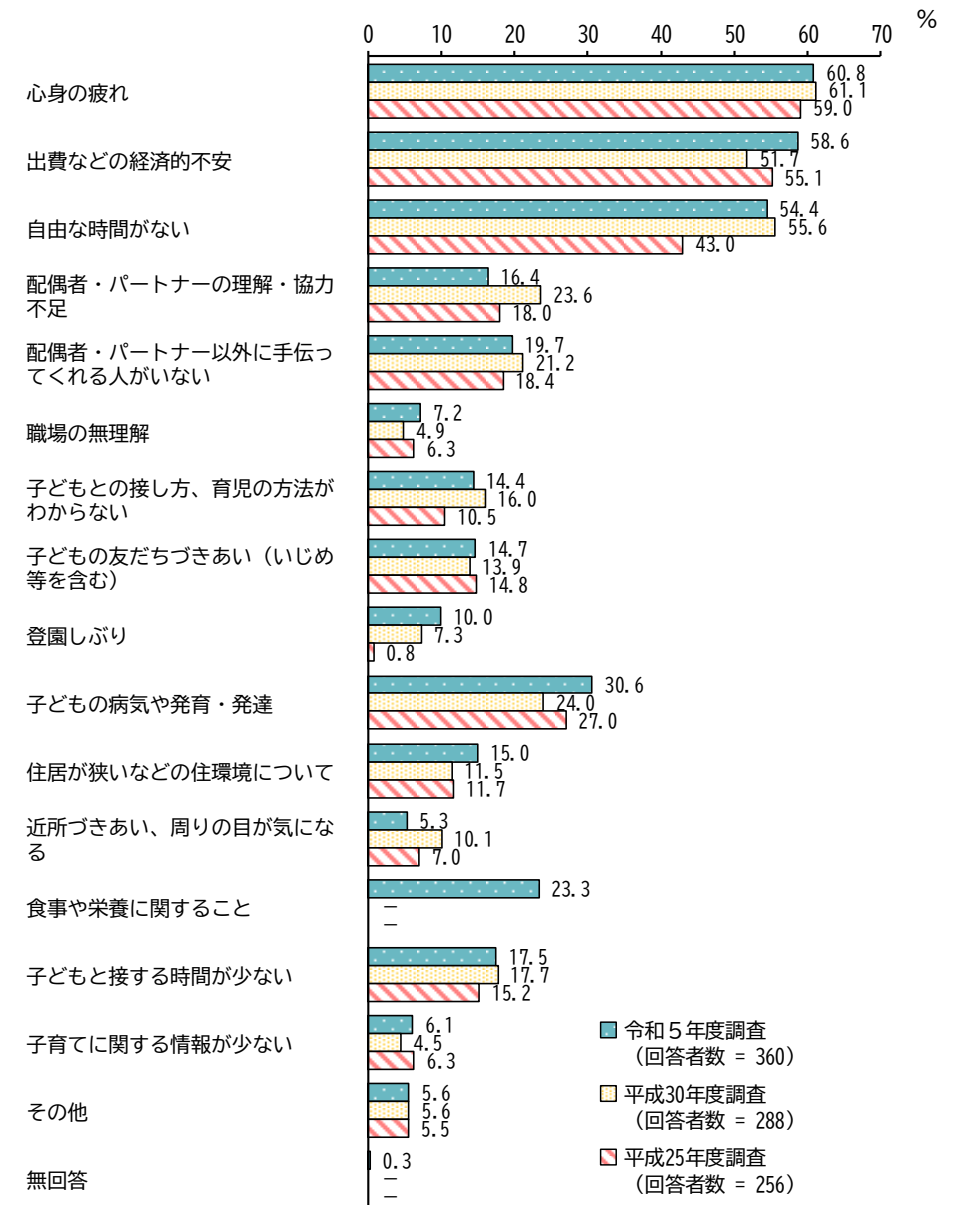
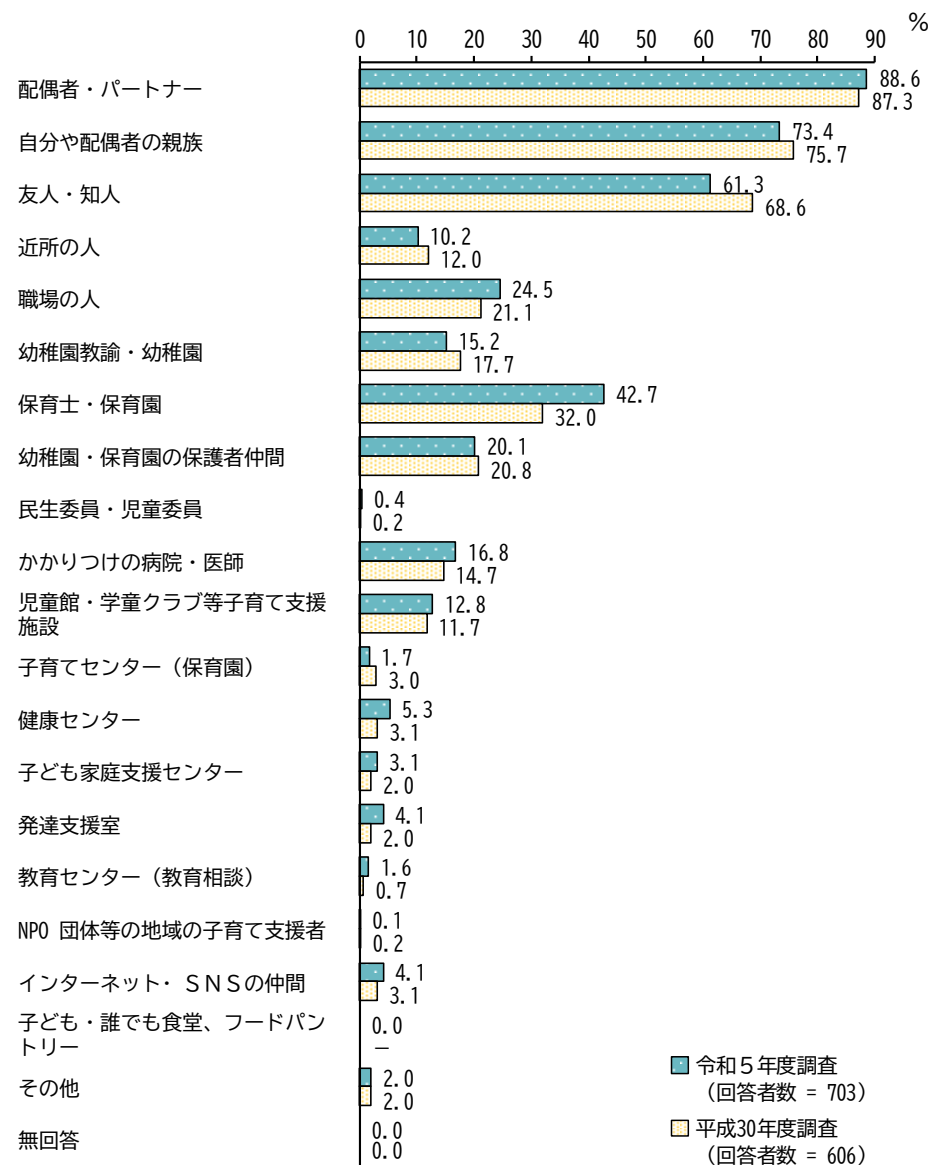


図 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人、または場所



【小学生の保護者】

不安や負担を感じている保護者の割合は前回調査と大きく変わっていませんが、不安や負担を感じる事として、「食事や栄養に関すること」、「心身の疲れ」、「自由な時間がない」と回答した割合が増加しています。

図 子育てへの不安や負担を感じているか

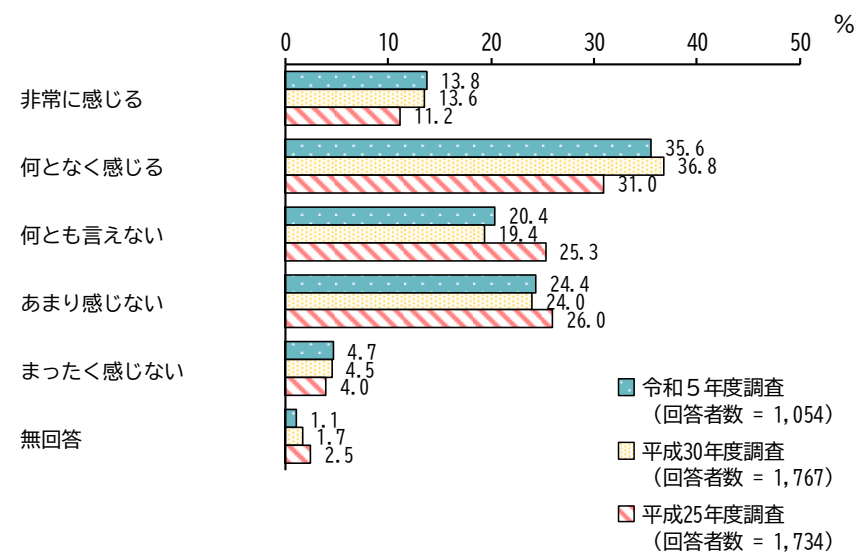
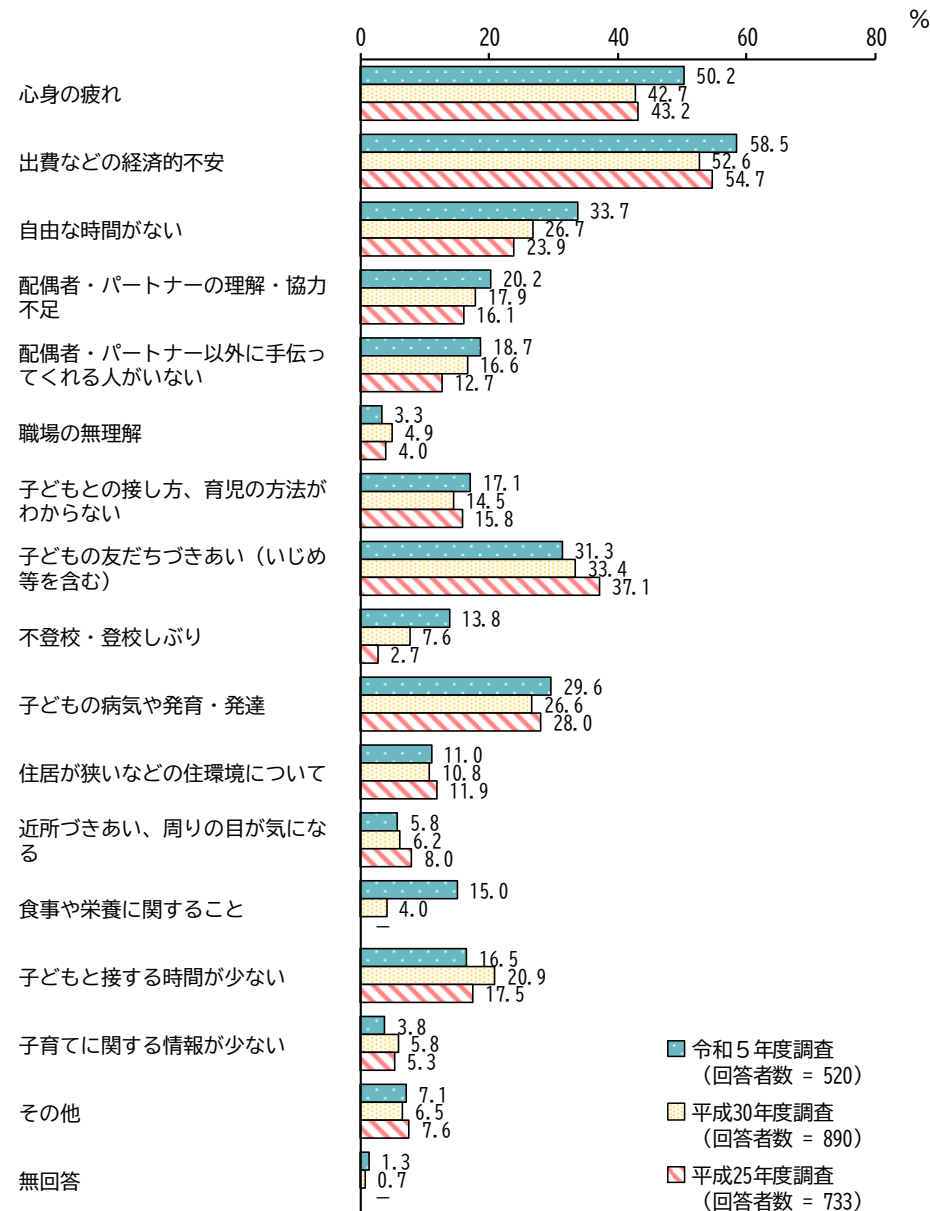


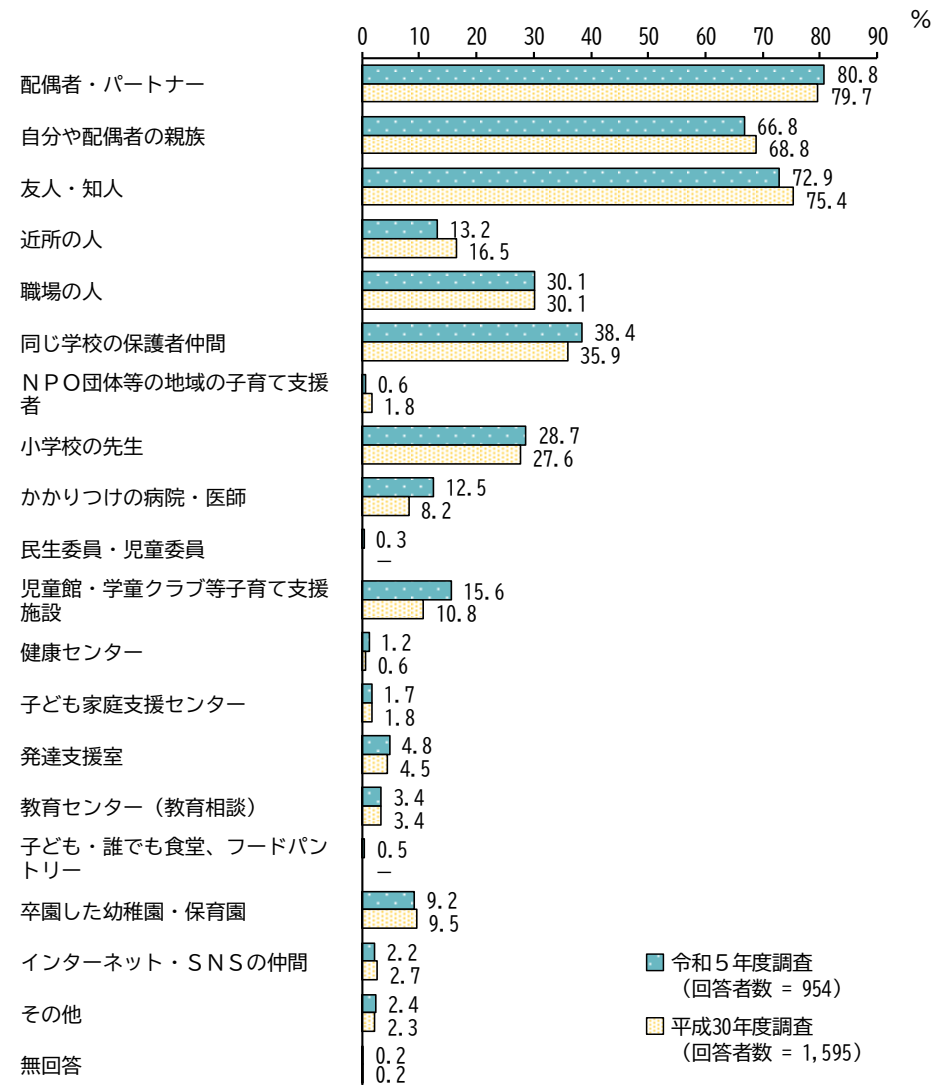
図 具体的にどのような不安や負担を感じているか
（「非常に感じる」、「何となく感じる」と回答した方）



○ 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人、場所

相談先として、「児童館・学童クラブ等子育て支援施設」、「かかりつけの病院・医師」の割合が増えており、子どもに関する知見をもつ人や機関へ相談する傾向がみられます。

図 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人、または場所



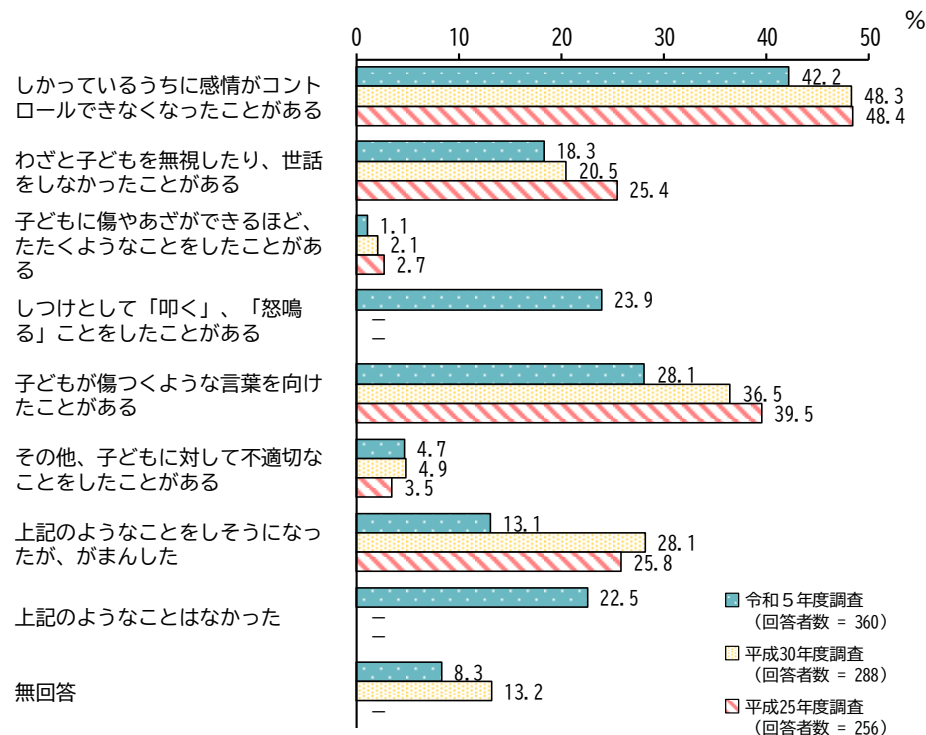
○ 子育ての中での経験について

【未就学児の保護者】

「しかっているうちに感情がコントロールできなくなったことがある」の割合が42.2%と最も高く、次いで「子どもが傷つくような言葉を向けたことがある」の割合が28.1%、「しつけとして「叩く」、「怒鳴る」ことをしたことがある」の割合が23.9%となっています。

前回調査と比較すると、「しかっているうちに感情がコントロールできなくなったことがある」、「子どもが傷つくような言葉を向けたことがある」、「上記のようなことをしそうなになったが、がまんした」の割合が減少しています。

図 子育ての中での経験したこと



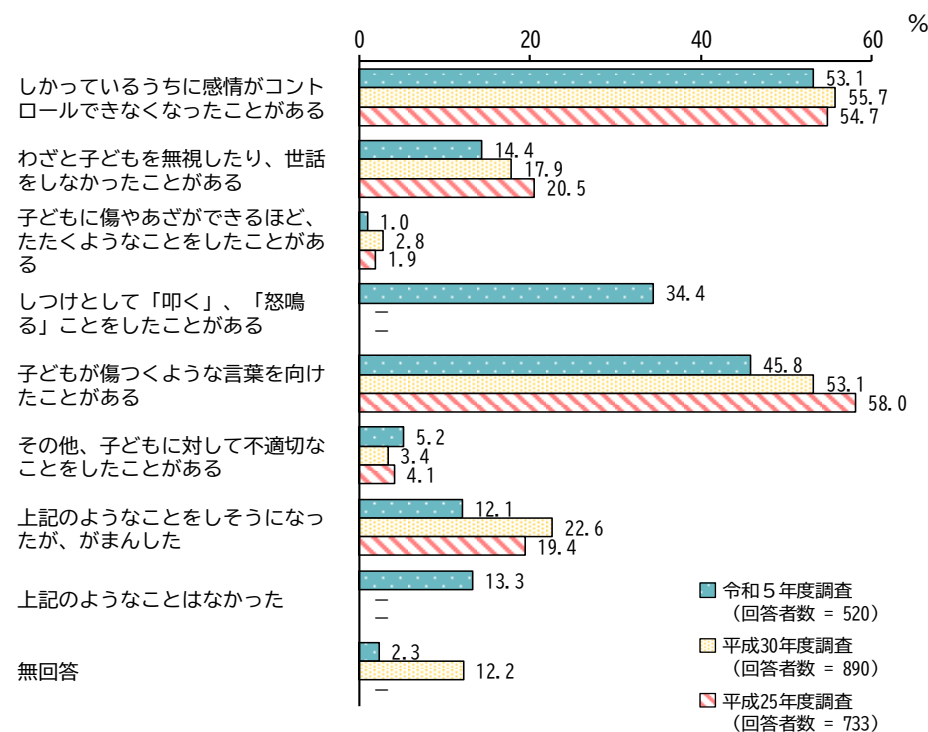
※令和5(2023)年度調査で、「しつけとして「叩く」、「怒鳴る」ことをしたことがある」、「上記のようなことはなかった」の選択肢を追加しています。

【小学生の保護者】

「しかっているうちに感情がコントロールできなくなったことがある」の割合が53.1%と最も高く、次いで「子どもが傷つくような言葉を向けたことがある」の割合が45.8%、「しつけとして「叩く」、「怒鳴る」ことをしたことがある」の割合が34.4%となっています。

前回調査と比較すると、「子どもが傷つくような言葉を向けたことがある」「上記のようなことをしそうなになったが、がまんした」の割合が減少しています。

図 子育ての中での経験したこと



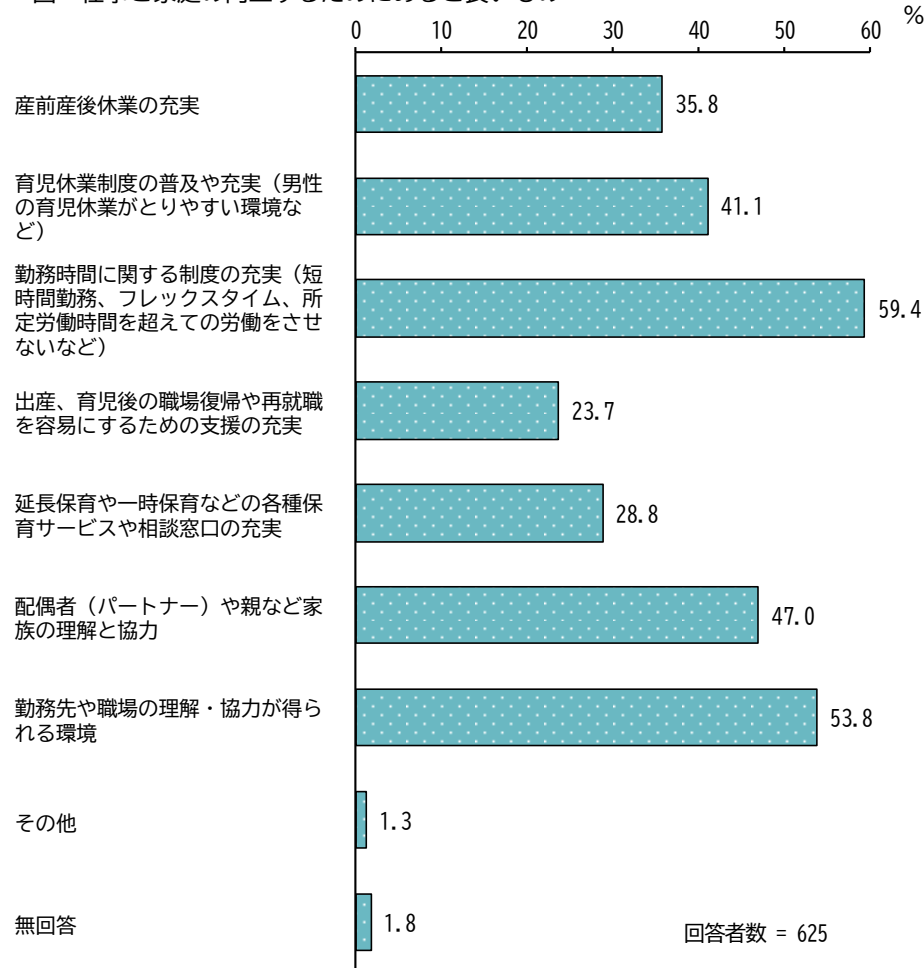
※令和5(2023)年度調査で、「しつけとして「叩く」、「怒鳴る」ことをしたことがある」、「上記のようなことはなかった」の選択肢を追加しています。

○ 仕事と家庭を両立するためにあると良いもの

【少子化に関する実態・意識調査】

仕事と家庭を両立するためであればよいと思うことについて、「勤務時間に関する制度の充実」の割合が59.4%最も高く、次いで「勤務先や職場の理解・協力が得られる環境」が53.8%となっています。

図 仕事と家庭の両立するためにあると良いもの

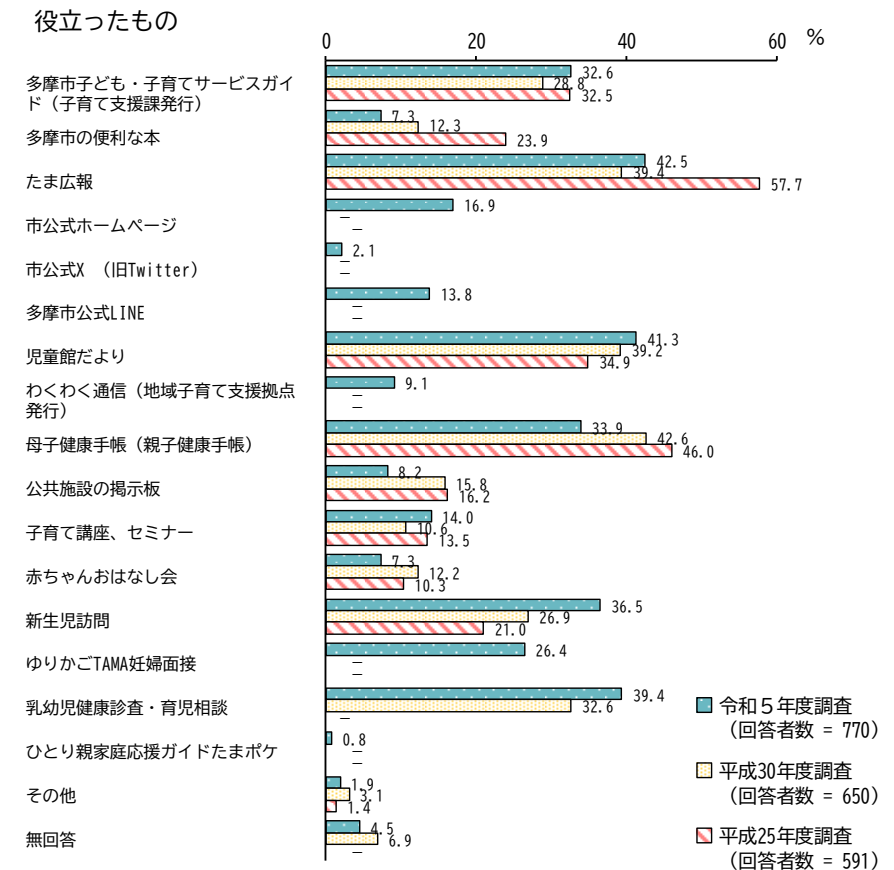


③ 子育てに関する情報について

【未就学児の保護者】

子育てに関する情報を得るのに、冊子やたま広報以外に市公式ホームページや多摩市公式ラインも活用されています。「何歳でどのようなサービスや事業があるのか」、「悩みや相談をどこにすればよいのか」をわかりやすく発信していく必要があり、かつ、オンラインでの情報発信を充実させていくことが重要です。

図 市の発行物または市が発信する情報のうち、子育てに関する情報を得るのに役立ったもの



※令和5(2023)年度調査で、「多摩市公式LINE」、「ひとり親家庭応援ガイドたまポケ」の選択肢を追加しています。

※平成30(2018)年度調査では、「市公式ホームページ」、「市公式X（旧Twitter）」は1つのまとまった選択肢でした。

④ 子育て支援施策について

【少子化に関する実態・意識調査】

少子化への対策として有効だと思う取組について、「教育費の負担軽減」、「結婚等に伴う経済的負担の軽減」の順に多くなっています。次いで、「育児休業制度や仕事と家庭の両立支援の普及」、「時短などの働き方改革や男性の子育てへのかかわりの促進」など、制度の理解や普及に関する選択肢で割合が高くなっています。

図 少子化への対策として有効だと思う効果的な取組（効果的だと思うものを3つ選択）

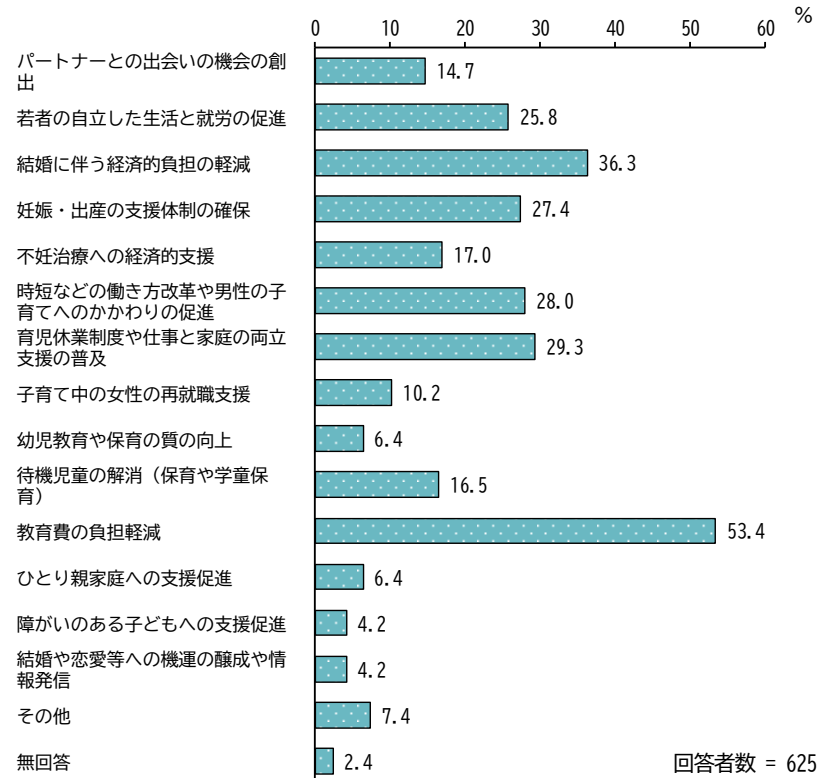
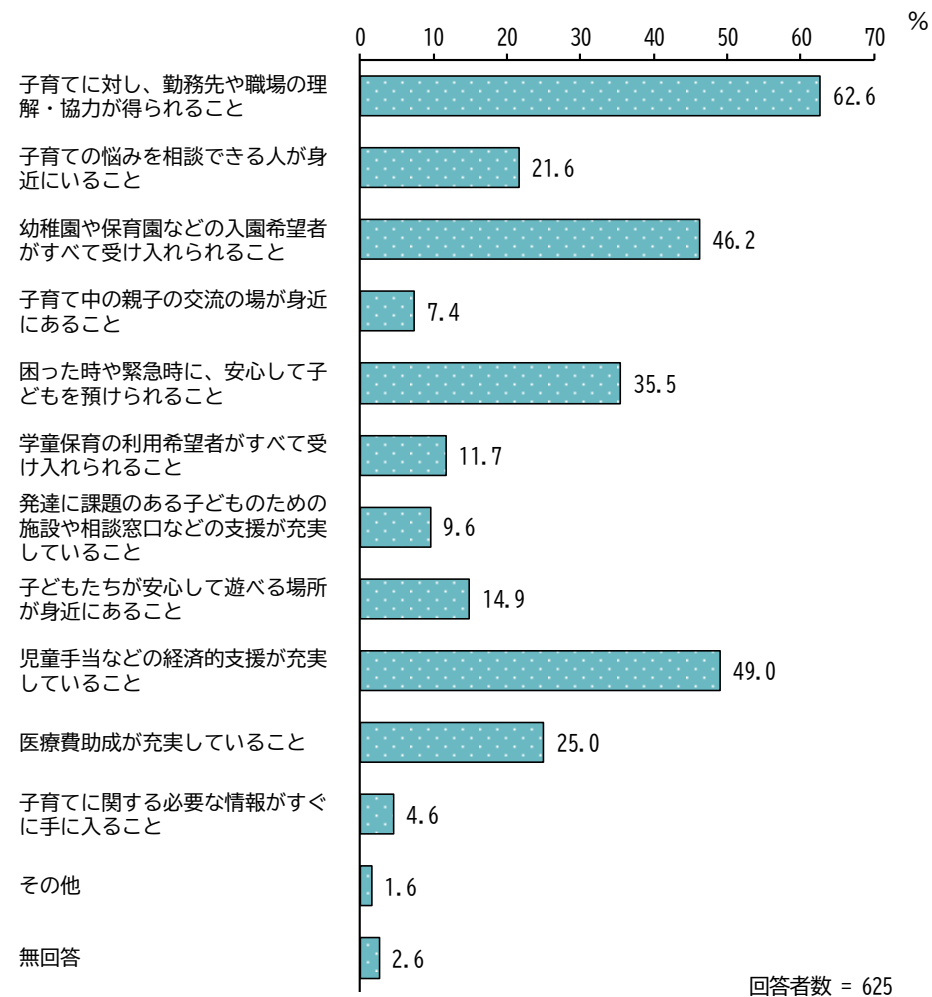


図 子育てしやすいと感じる効果的なもの（効果的だと思うものを3つ選択）

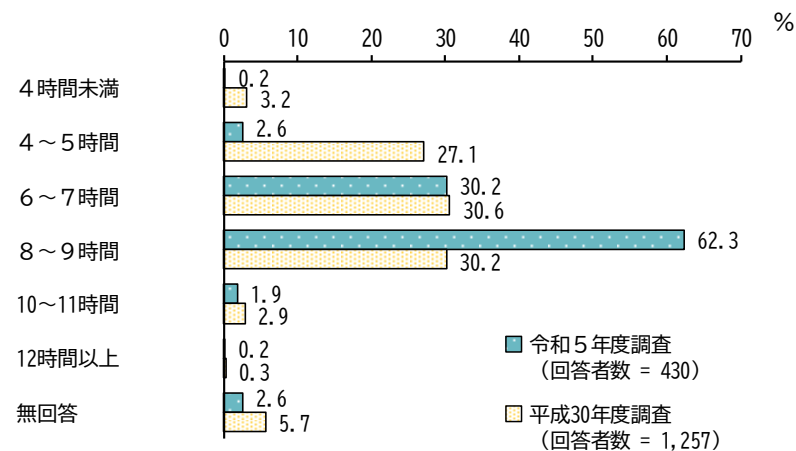


⑤ 保護者の就労状況について

【小学生の保護者】

保護者それぞれに就労状況を聞いたところ、母親の就労時間が前回調査より長くなっている傾向がうかがえます。このことから、放課後の時間帯に保護者不在の世帯が増加していることが推察されます。

図 母親の1日あたりの平均的な就労時間（父子家庭・両親不在の場合を除く）



(2) 中高生世代、若者について

① 情報について

【中高生世代】

インターネットに接続できる、自分用の携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パソコン等を「持っている」との回答が、前回調査より増加し、93.9%となっています。

図 自分用にインターネットに接続できる機器を持っているか

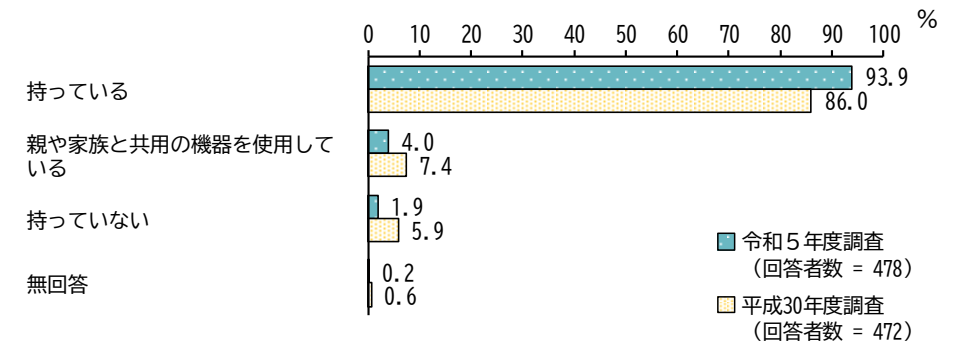
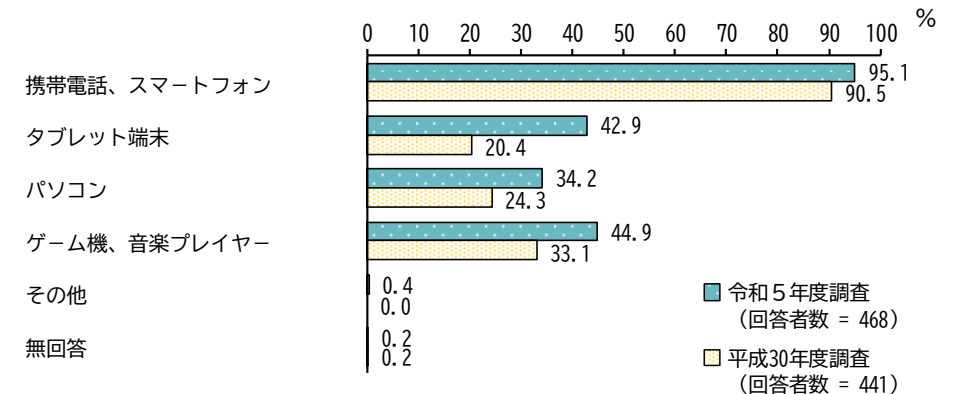


図 中高生世代、若者がインターネットの利用で使用している機器



② 子ども・若者の悩み事や相談について

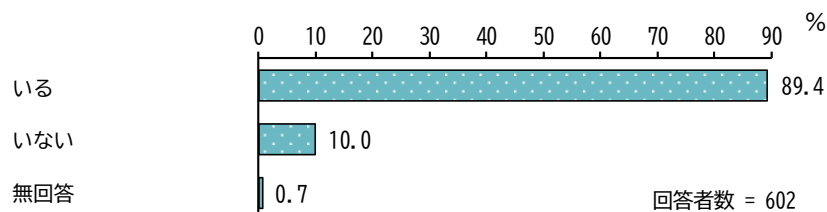
1 若者の悩み事や相談について

【若者ニーズ調査】

1割程度の若者が安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が「いない」と回答しており、家族や友人など、身近な存在に相談することが難しい状況にある若者が一定数いる状況がうかがえます。

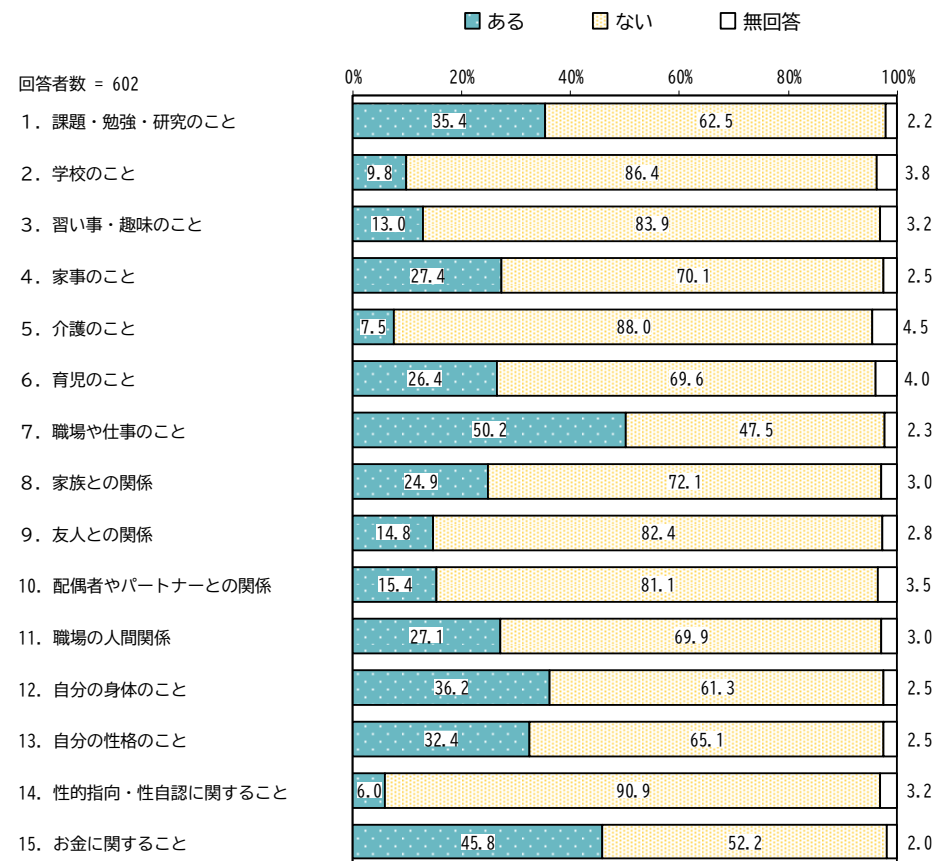
このような状況を踏まえ、行政や企業、地域など様々な主体が若者を見守っていく必要があり、困りごとや悩み事を抱えている若者を相談や支援につなげていくことが重要です。

図 若者が安心して自分の気持ちや悩みを話せる人



○ 若者が困っていることや悩んでいることについては、「職場や仕事のこと」が50.2%と最も高く、次いで「お金に関すること」が45.8%となっています。

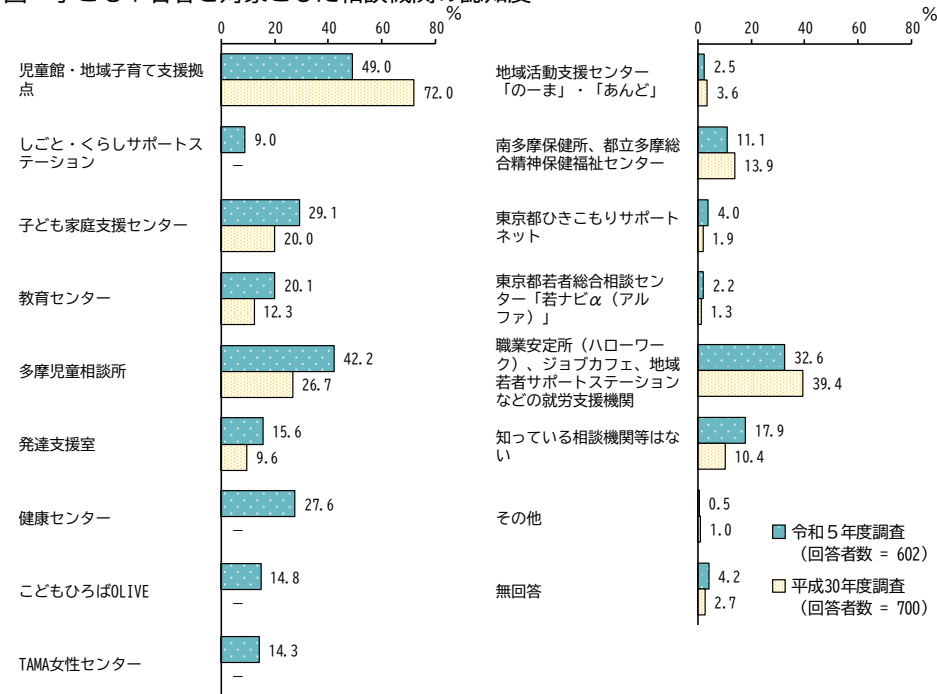
図 若者が困っていることや悩んでいること



○ 子どもや若者を対象とした相談機関の認知度について聞いたところ、若者世代以上を主な対象としている「しごと・くらしサポートステーション」、「東京都ひきこもりサポートネット」、「東京都若者総合相談センター 若ナビα」の認知度が10%未満となっています。

若者が抱える多様な悩みに対応できる市の相談機関や社会資源の情報を共有できるよう、若者当事者および若者を支えるおとな世代に情報提供していく必要があると考えられます。

図 子どもや若者を対象とした相談機関の認知度



※令和5(2023)年度調査で、「しごと・くらしサポートステーション」、「健康センター」、「こどもひろばOLIVE」、「TAMA女性センター」の選択肢を追加しています。

※「子ども家庭支援センター」は、令和2(2020)年4月1日に、「子育て総合センター」から名称変更を行っています。

2 子どもが困っていることや悩んでいること

【子どもニーズ調査】

「勉強のこと」や「将来のこと」など、子どもは様々な悩みを抱えています。相談する方法は「直接話す」、対面での相談が好まれることが分かります。価値観や生活背景の多様化に伴い、今後ますます子どもの悩みや困りごとは複雑・多様化していくことが予想される中で、周囲のおとながそれぞれの悩みに寄り添った対応を行うことが求められます。

図 子どもが困っていることや悩んでいること

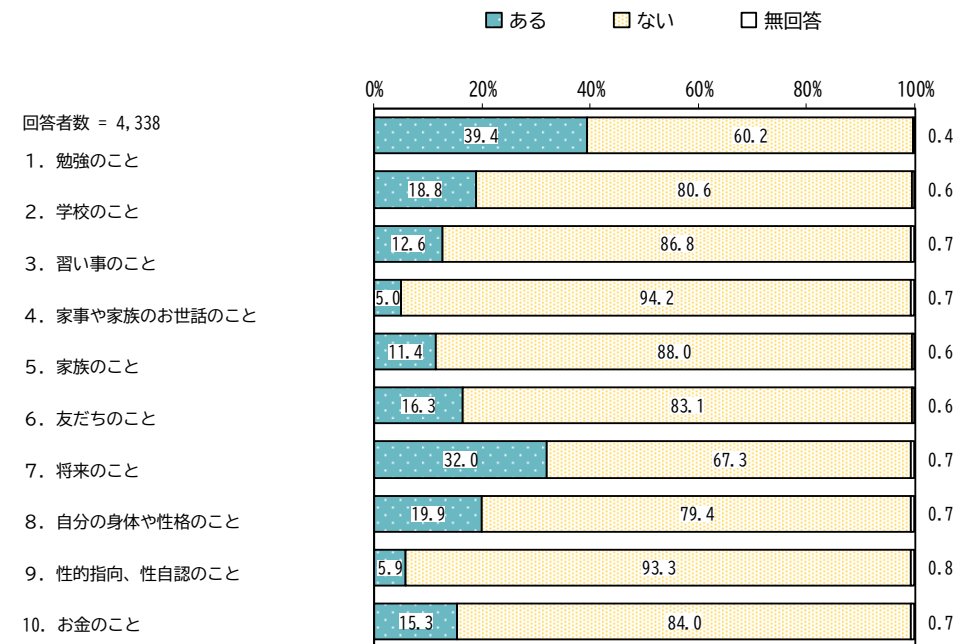
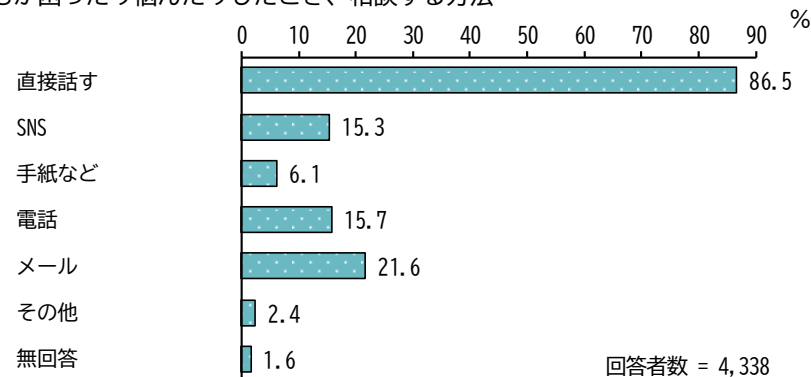


図 子どもが困ったり悩んだりしたとき、相談する方法



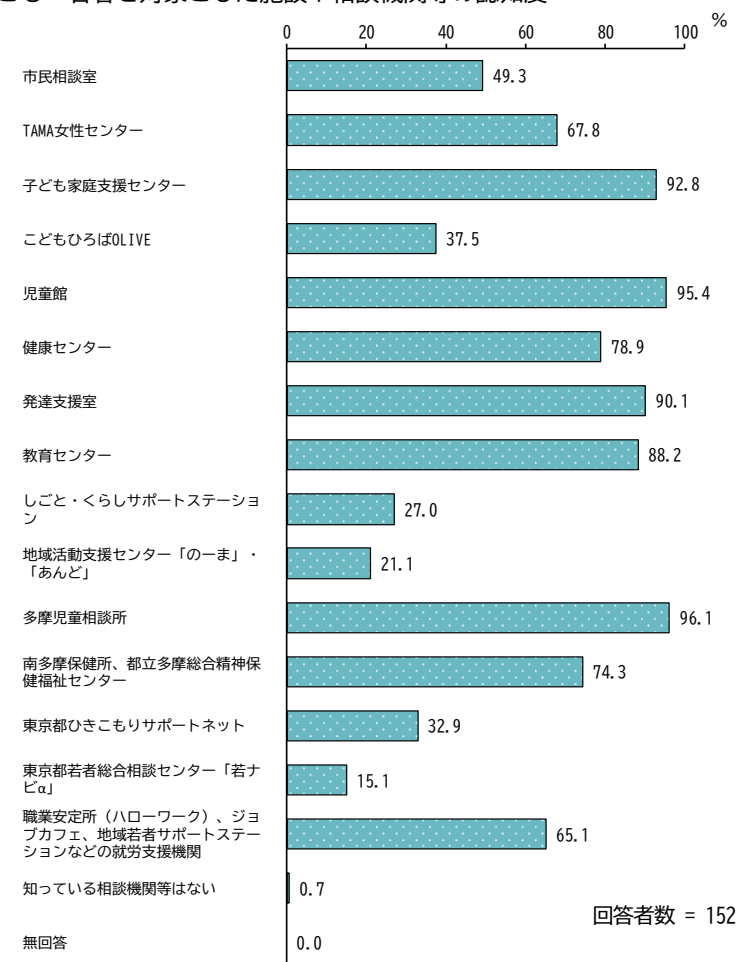
③ 子ども・若者の相談場所や体制について

【関係機関】

子ども・若者を対象とした施設や相談機関について、「多摩児童相談所」、「児童館」、「子ども家庭支援センター」の認知度はそれぞれ約9割と高い一方で、「しごと・くらしサポートステーション」、「地域活動支援センター「のーま」・「あんど」」、「東京都若者総合相談センター 若ナビα」等の若者支援や障がい者支援に関する機関の認知度は低い傾向にありました。

そのため、それぞれの特性や属性に応じた相談機関が存在していることを積極的に周知し、困難を抱える子ども・若者を適切かつ円滑に支援につなげていく必要があると考えられます。

図 子ども・若者を対象とした施設や相談機関等の認知度



④ ひきこもりの傾向について

【若者ニーズ調査】

狭義のひきこもり群に該当する方の出現率は前回調査1.14%（8人/700人）に対し、今回調査では1.66%（10人/602人）でした。

準ひきこもり群に該当する方の出現率は前回調査1.57%（11人/700人）に対し、今回調査では1.99%（12人/602人）でした。

広義のひきこもり群に該当する方（上記の合計）の出現率は前回調査2.71%（19人/700人）に対し、今回調査では3.65%（22人/602人）でした。

前回調査と比較をすると、狭義のひきこもり群、準ひきこもり群、広義のひきこもり群に該当する方の出現率は、いずれも増加していました。

表 ひきこもり状態にある若者

	有効回答数	狭義のひきこもり群	準ひきこもり群	広義のひきこもり群
平成30年度	700人	8人（1.14%）	11人（1.57%）	19人（2.71%）
令和5年度	602人	10人（1.66%）	12人（1.99%）	22人（3.65%）

※ 多摩市は、①自室からほとんど出ない、②自室からは出るが、家からは出ない、③用事で週1～5日外出する+外出時に友人や知人とコミュニケーションをまったくとらない、④用事で週1～5日外出する+外出時に友人や知人とコミュニケーションをほとんどとらない、のいずれかに該当し、かつ、その状態となって6か月以上経つ状態を「広義のひきこもり群」。①から③を「狭義のひきこもり群」、④を「準ひきこもり群」と定義

※ 上記③、④における用事は、家事、育児、遊び、趣味・習い事、運動（散歩を含む）、飲食、通院のいずれか

⑤ 子ども・若者の居場所について

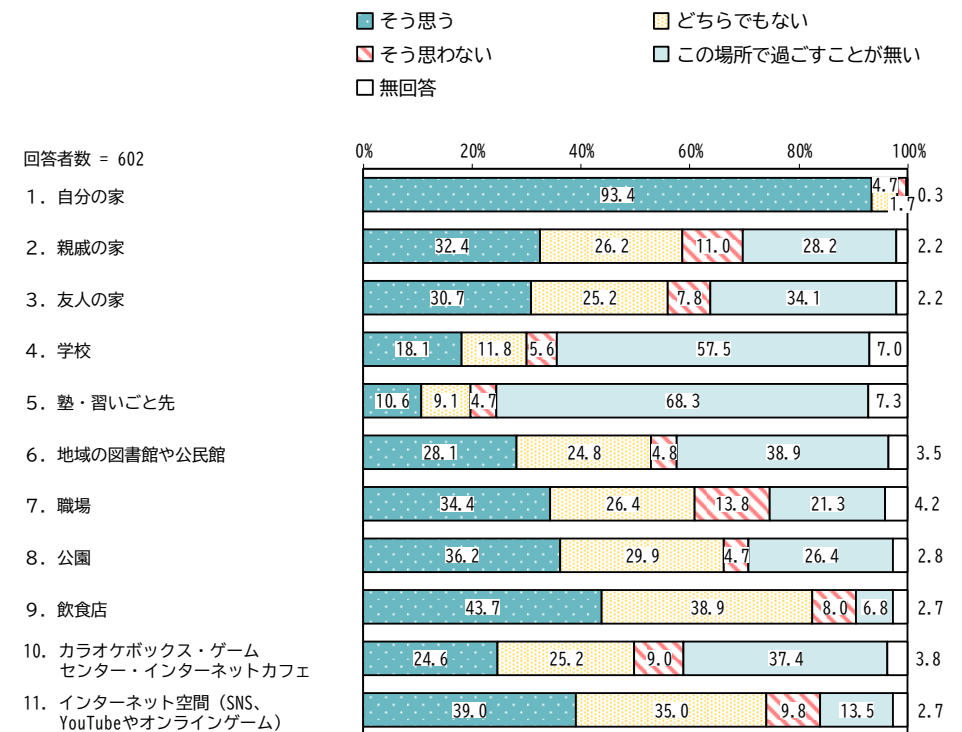
1 若者の居場所

【若者ニーズ調査】

「学校」、「塾・習いごと先」を除く全ての場所について、2割以上の若者が居場所と感じています。また、インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲーム）を居場所と考える若者も約4割でした。

その場や対象を居場所と感じるかどうかは子ども・若者本人が決めることであるため、子ども・若者が過ごす場所、時間、人との関係全てが居場所になり得ます。居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものです。子ども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが重要です。

図 若者の居場所（活躍できる場所、ほっとできる場所、居心地の良い場所）

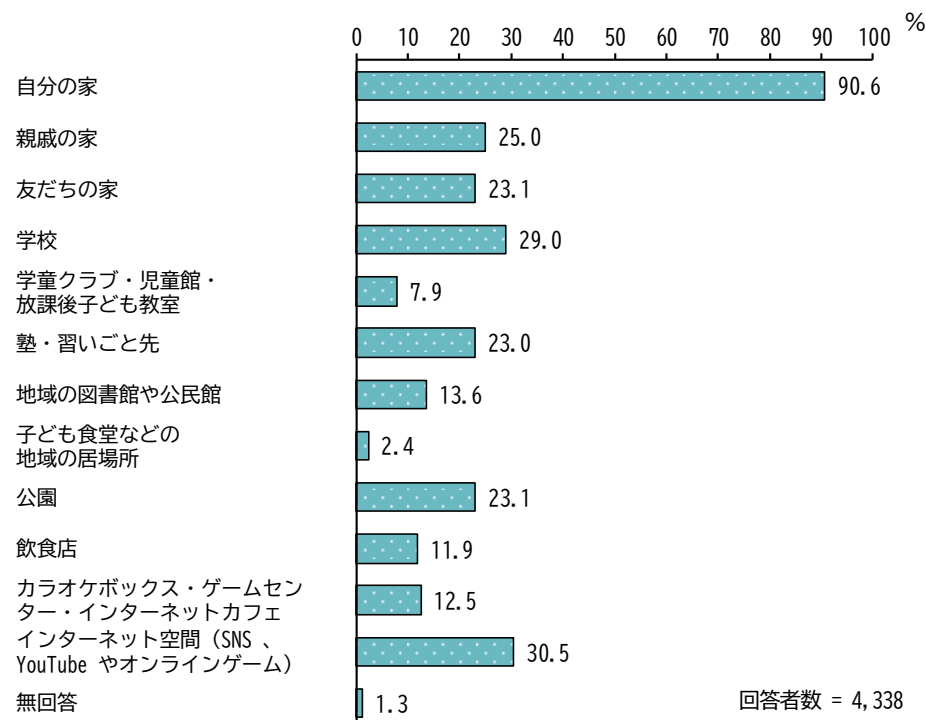


2 子どもの居場所

【子どもニーズ調査】

小中学生にとってほっとできる場所は、「自分の家」が約9割と最も高く、次いで「インターネット空間」、「学校」がそれぞれ約3割となっています。また、「親戚の家」、「友だちの家」、「塾・習いごと先」、「公園」がそれぞれ2割以上となりました。このことから、地域の様々な場所や空間が子どもにとっての居場所になっていることがうかがえます。その場や対象を居場所と感ずるかどうかは子ども本人が決めることであるため、子どもの意見を聴きながら居場所づくりを進めていくことが重要です。

図 子どもがほっとできる場所

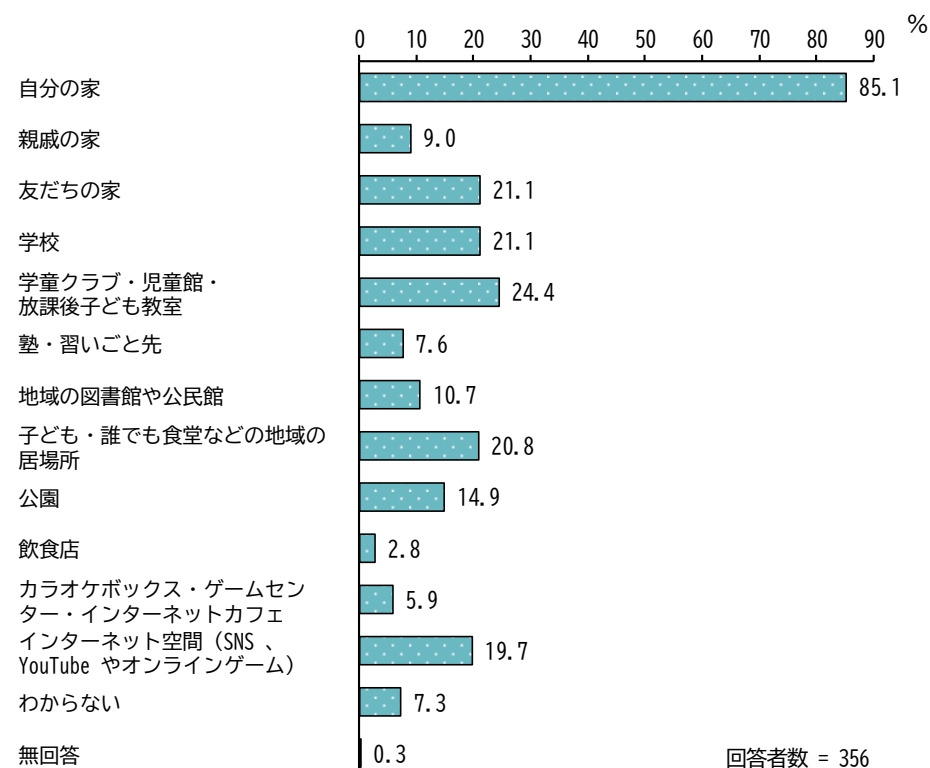


3 おとなが考える子ども・若者の居場所

【子ども・若者支援に関する調査】

地域社会との繋がりが希薄化している一方で、おとなが思うよりも、子ども・若者にとっては「インターネット空間」を居場所と認識している割合が多く、価値観が多様化している状況がうかがえます。子ども・若者を支えるおとな世代が、このような多様な価値観を認識したうえで子ども・若者に関わり、支援を行うことで、子若条例の目指すまちの実現に近づくものと考えられます。

図 おとなが考える子どもや若者の居場所



⑥ 若者の就労について

【若者ニーズ調査】

若者に就労（就学）状況について聞いたところ、「求職中」が1.2%、「無職」が3.2%となっています。また、回答者27名に就労希望を聞いたところ、18名の方が「就労を希望する」、9名の方が「就労を希望しない」と回答しています。就労を希望しない理由については、「健康上の理由」や、「自分に合った仕事が見つからない」、「仕事の意欲が持てない」などとなっています。

就労を希望する方が、自分なりに納得をした形で就労することができるよう、ハローワークやしごと・くらしサポートステーション、地域若者サポートステーションなどの社会資源の情報を発信するとともに、就労に困難を抱える方が社会資源につながるができるよう、周囲がサポートしていく必要があると考えられます。

図 若者の就労・就学状況

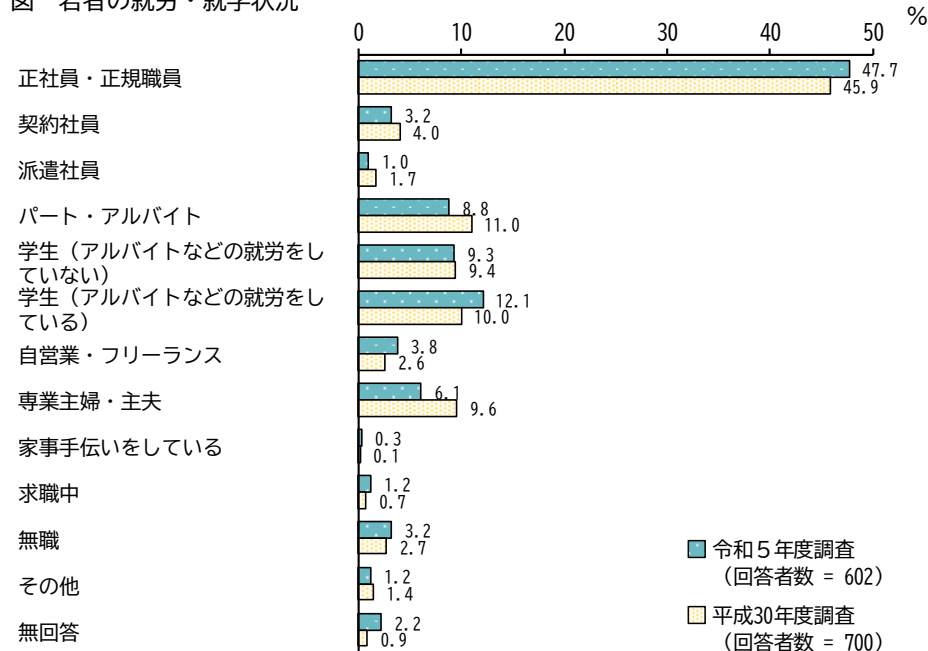
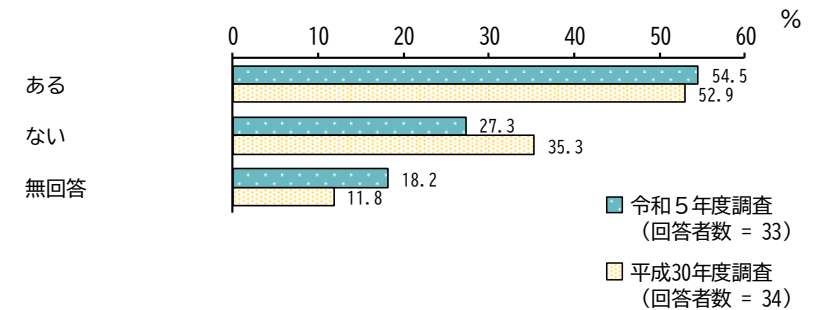
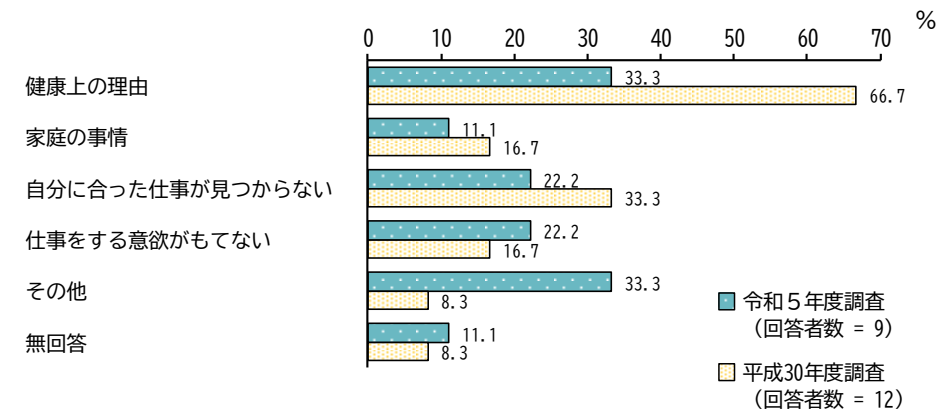


図 若者の就労及び就学状況で求職中、無職、その他と回答した方の就労希望や就労を希望しない理由

(就労希望)



(就労を希望しない理由)



⑦ 子どもを持つことや結婚に対する考えについて

【中高生世代ニーズ調査】

将来、子どもを持つことや結婚することを希望していない中高生や、将来、仕事と子育てを両立することに対して不安を感じる中高生の割合が増加傾向にあります。仕事と子育てを両立することに対する不安を払拭し、子どもを持つことに対してのポジティブな意識を醸成していく必要があると考えられます。

また、赤ちゃんや小さな子どもの世話をしたり、遊んだりしたことがない中高生の割合も増加しています。赤ちゃんや子どもと触れ合うことには、子育てを疑似的に体験できる、子どもがいる生活をイメージすることができるようになる等のメリットがあるため、触れ合いの機会が必要だと考えられます。

図 将来子どもを欲しいと思うか、理想の子どもの人数

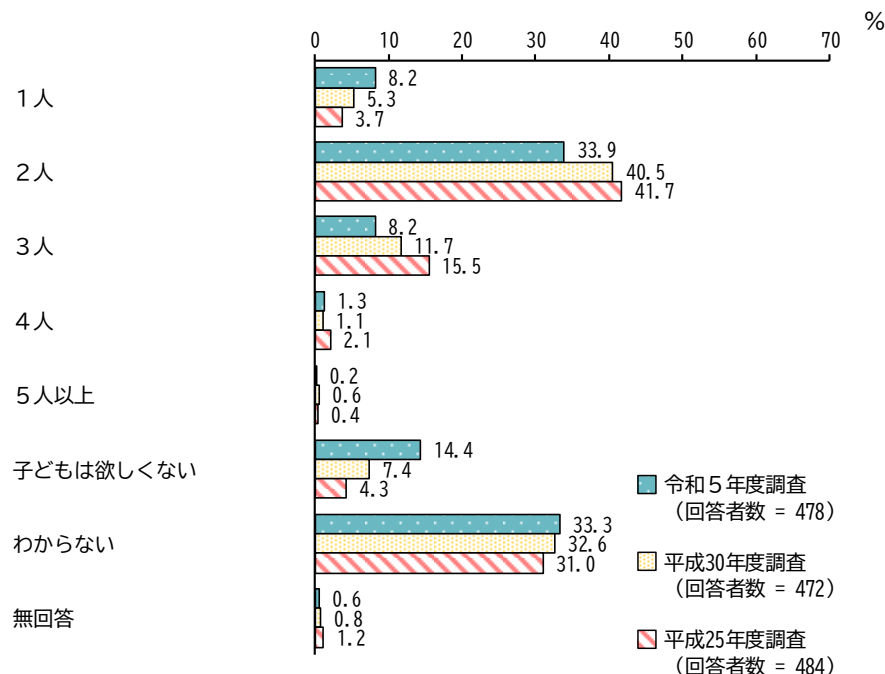


図 結婚に関する希望の有無

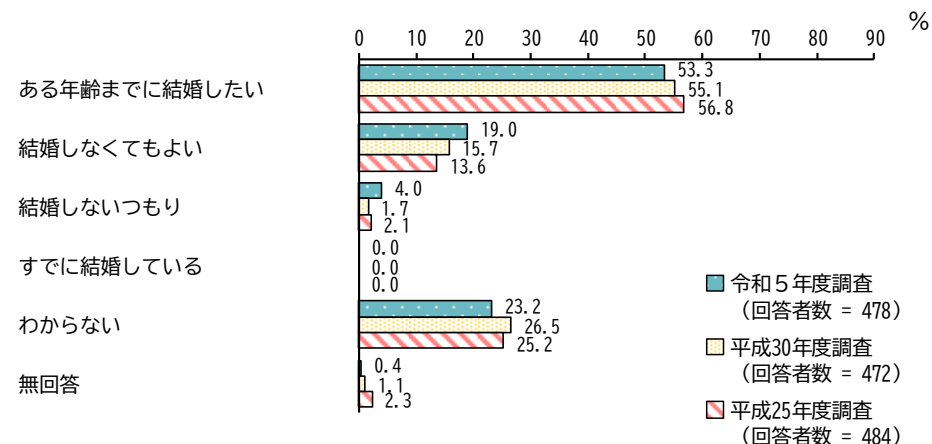


図 仕事と子育ての両立に対する不安について

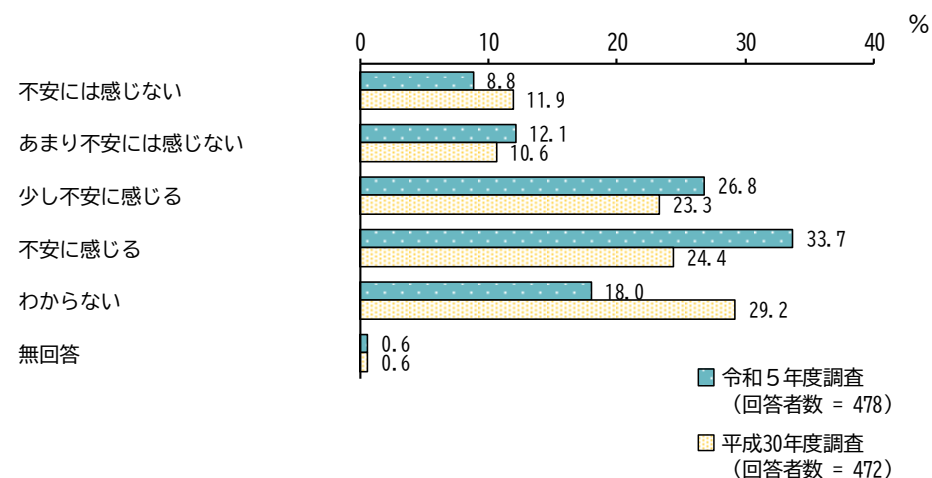
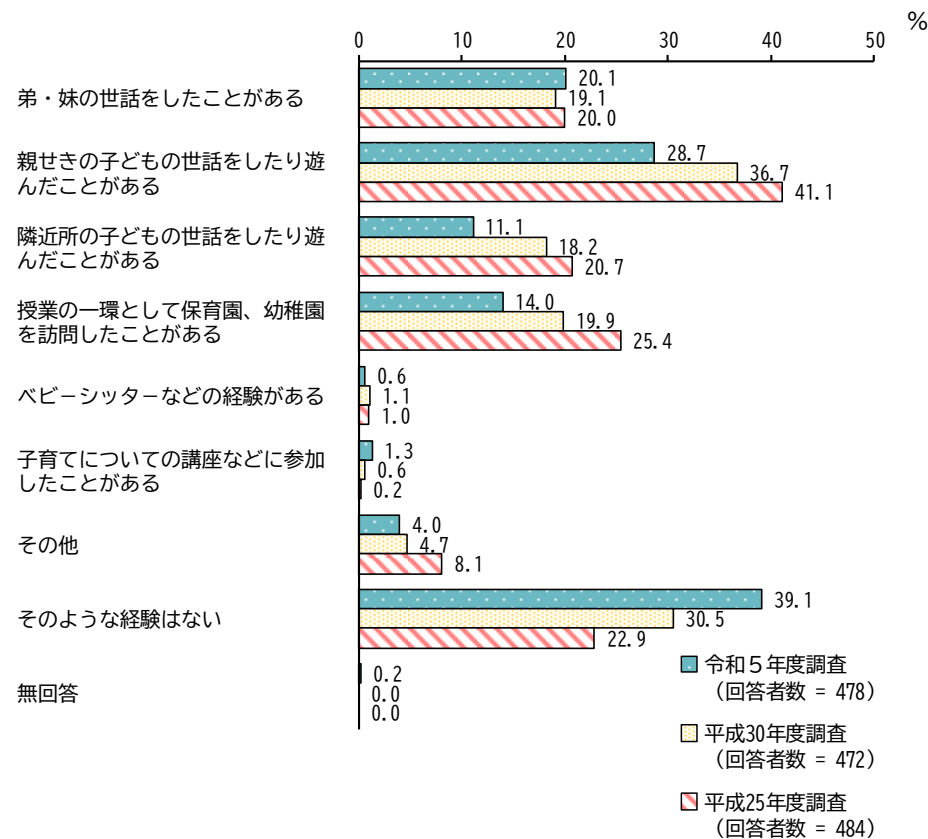


図 直近5年間での子どもの世話等の経験の有無



【生活実態調査（中高生世代）】

- ひとり親家庭の中高生の結婚・子育て観については、将来、子どもを持つことや結婚することを希望していない中高生の割合や、将来、仕事と子育てを両立することに対して不安を感じる中高生の割合が増加傾向にあります。仕事と子育てを両立することに対する不安を払拭するとともに、子どもを持つことに対してのポジティブな意識を醸成していく必要があると考えられます。

図 将来子どもを欲しいと思うか、理想の子どもの人数

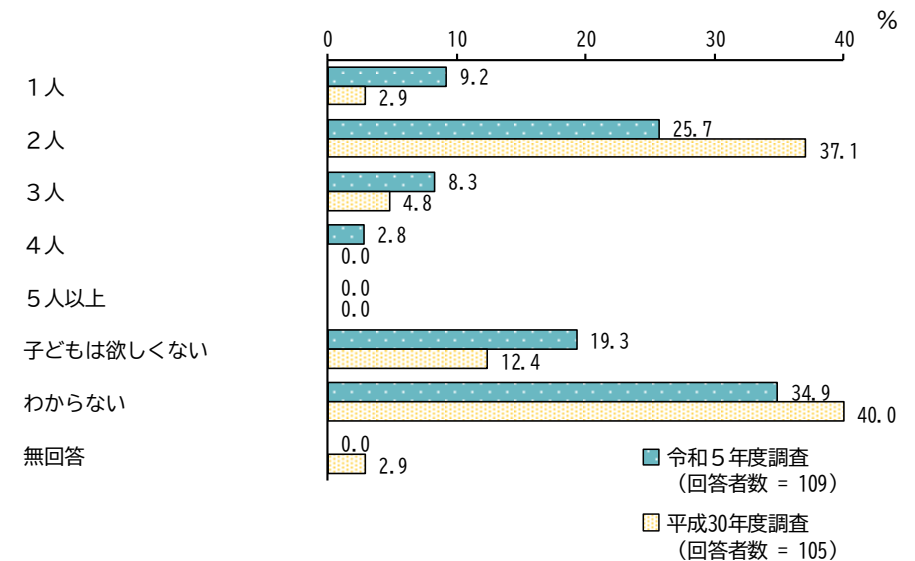


図 結婚に関する希望の有無

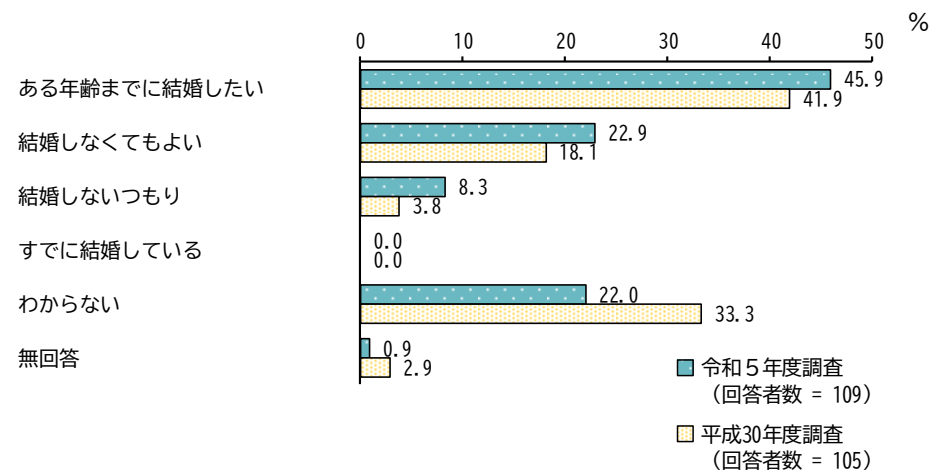
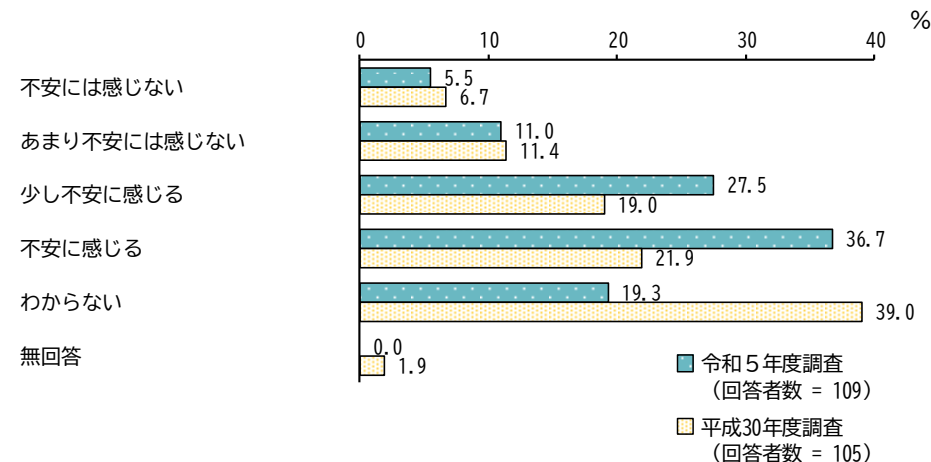


図 仕事と子育ての両立に対する不安について



(3) 経済的状況が学習に与える影響、子どもの生活環境について

① 親の就労状況と子どもの生活環境について

【生活実態調査（保護者）】

ひとり親の世帯主を対象とした調査では、「仕事をしている」と回答した割合は前回調査より増加しているものの、就労形態では、「パート・アルバイト」が46.6%と最も高く、正社員・正規職員は28.4%、派遣社員・嘱託職員・契約社員12.1%となっています。また、「仕事をしていない理由」として「仕事が見つからないため」、「子どもの預け先がないため」が挙がっており、就労支援や子どもの居場所の充実を進めていく必要があります。

図 現在の仕事の状況

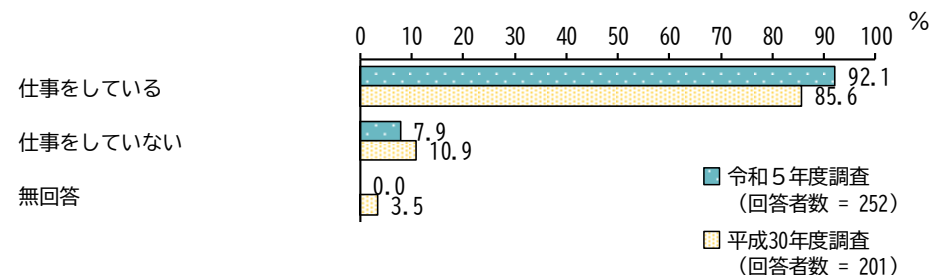


図 現在の就業形態

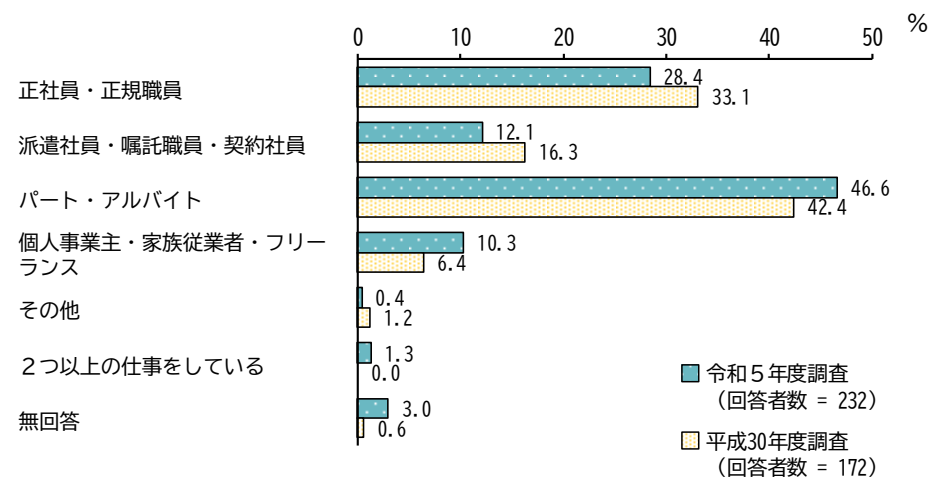
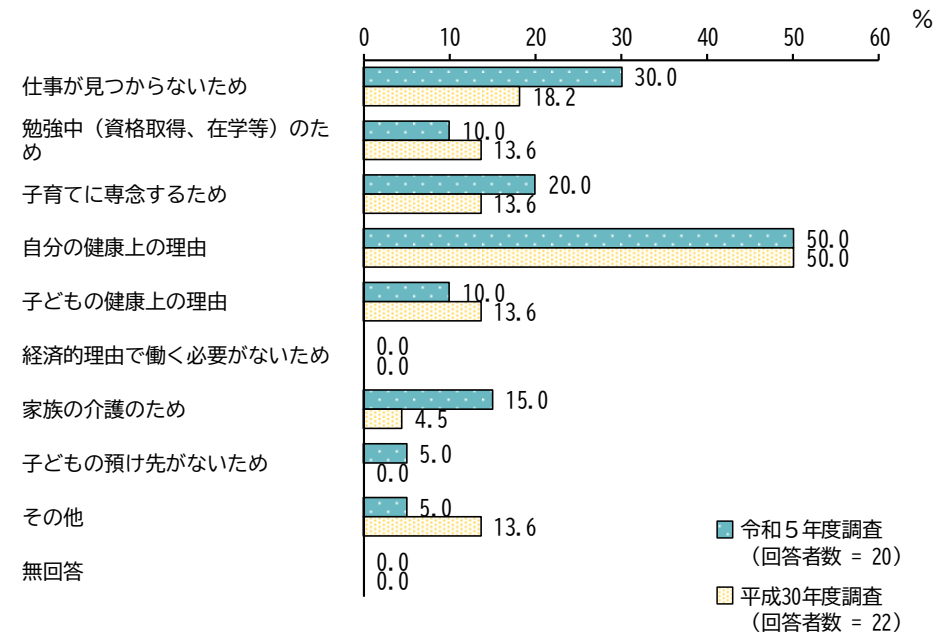
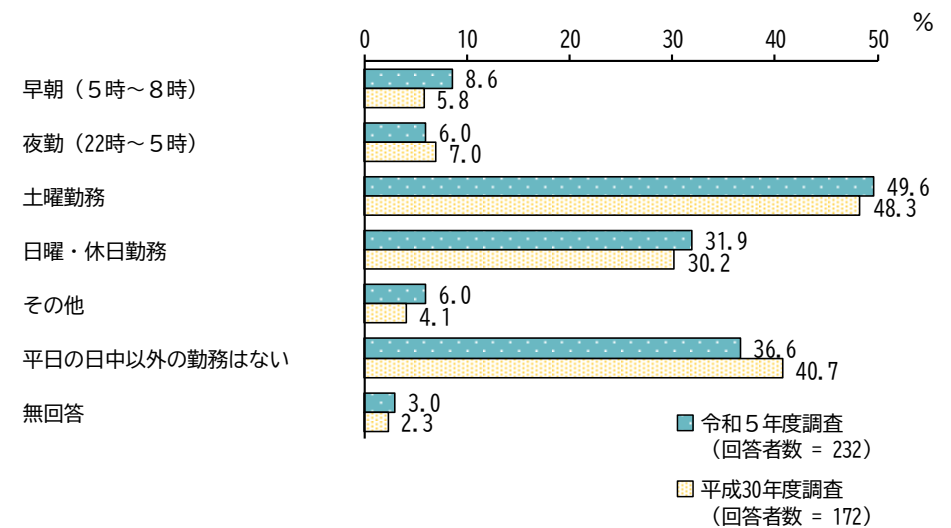


図 仕事をしていない理由



○ ひとり親の世帯主を対象とした調査では、土日や休日に就労していると回答した割合が8割に達しており、親が不在の状況で子どもが生活や食事をしていることが読み取れます。【令和2(2020)年度子供の生活状況調査（内閣府）】の分析報告書をみると、「子供が居場所等を利用したことによる変化」として、「生活の中で楽しみが増えた」、「ほっとできる時間が増えた」、「友だちが増えた」など、子どもにとって肯定的な変化がみられることが記述されており、市においても子ども食堂や、土日・休日における子どもの居場所の充実を進める必要があります。

図 平日の日中以外の勤務時間帯



○ 希望する子どもの進路と実際の子どもの進路が異なる理由として、「家庭に経済的な余裕がないから」の割合が前回調査と比較して減少していますが、依然として約6割を超えています。次いで「子どもの学力に課題があるから」と回答した割合が高くなっています。また、子どもの習い事等の状況について、「学習塾」と回答した割合は22.2%と、同世代の調査の「学習塾・予備校」の割合66.8%と比較すると極端に低い割合となっていることから、経済的な事情と学習面での環境の差は密接に関連していることが推察されます。

図 希望する子どもの進路と実際の状況が異なる理由

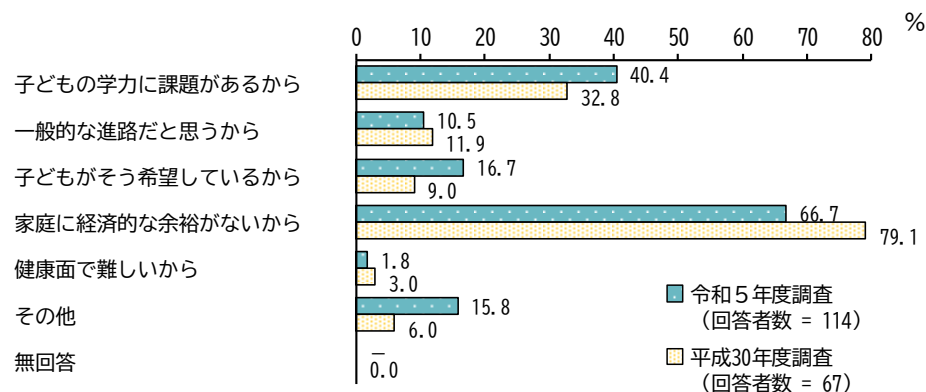


図 子どもの現在の習い事等の状況

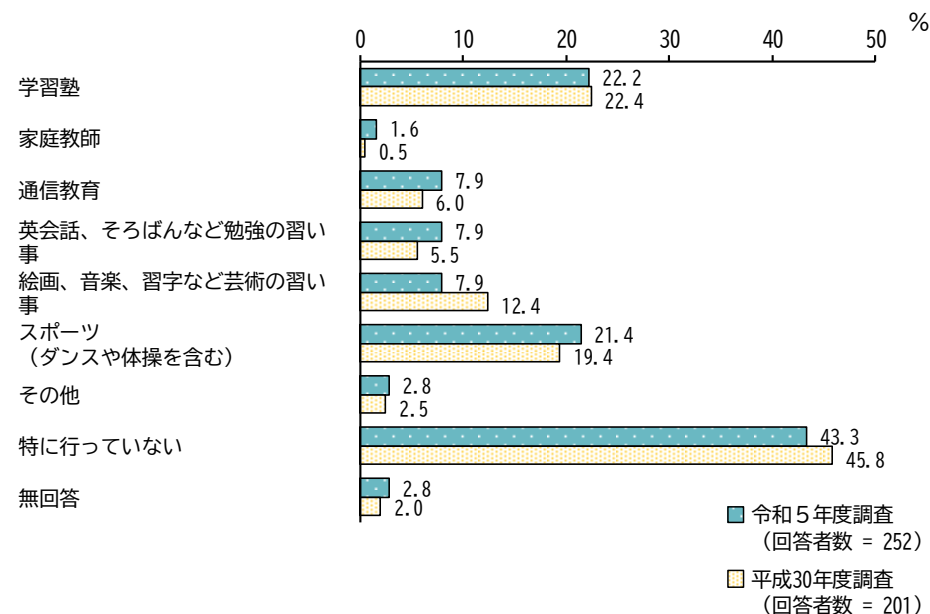
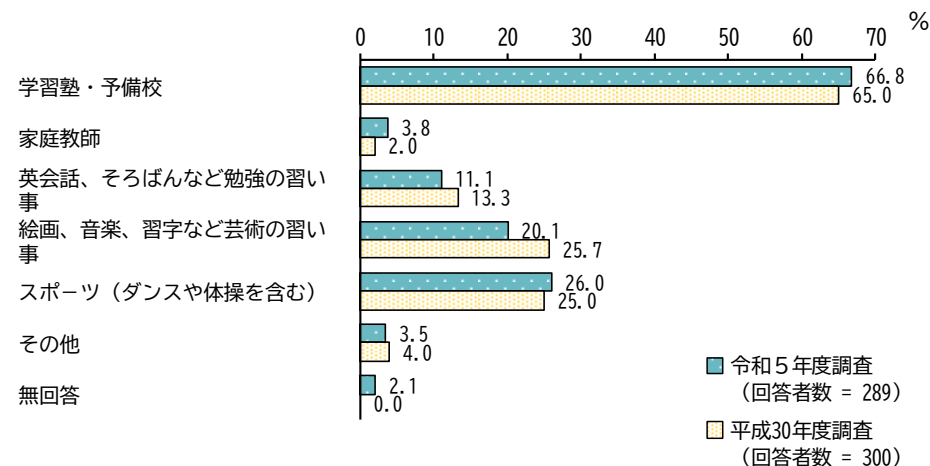


図 一週間の習い事 (中高生世代ニーズ調査)



② 学習支援について

【生活実態調査（保護者）】

ひとり親の世帯主を対象とした調査では、無料の学習支援について、「現在利用している」と「今後利用したいと思う」と回答した割合を合わせると5割強と需要が高いことがわかります。また、塾や習い事をしていない主な理由では、「費用の支払いが困難」の割合が最も高く、就労状況とも関連があることがうかがえます。学習面の支援は、子どもの将来にも影響を与える可能性があることから、引き続き子どもの学習支援に努めていく必要があります。

図 無料の学習支援の利用状況及び利用希望

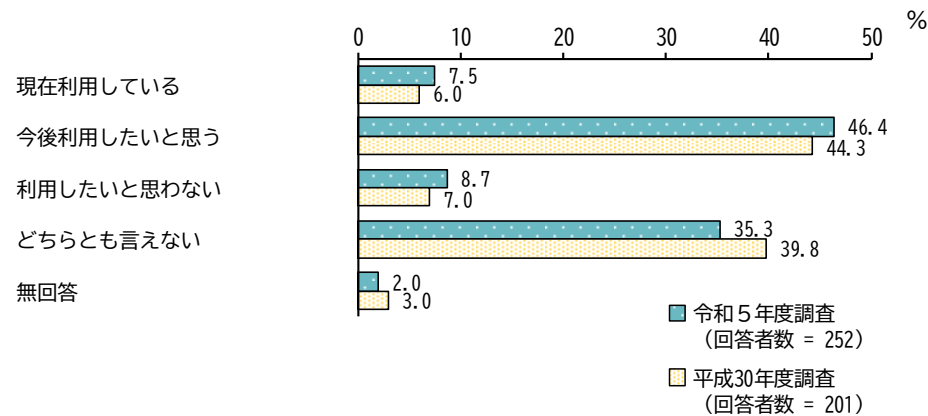
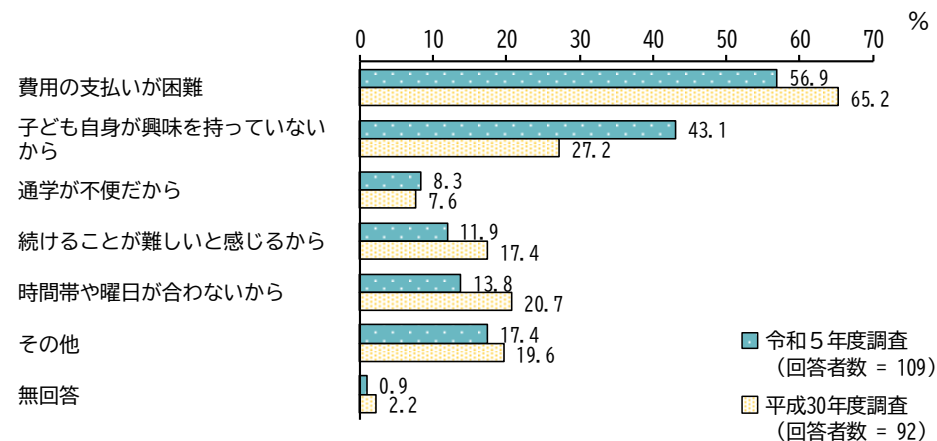


図 塾や習い事をしていない主な理由

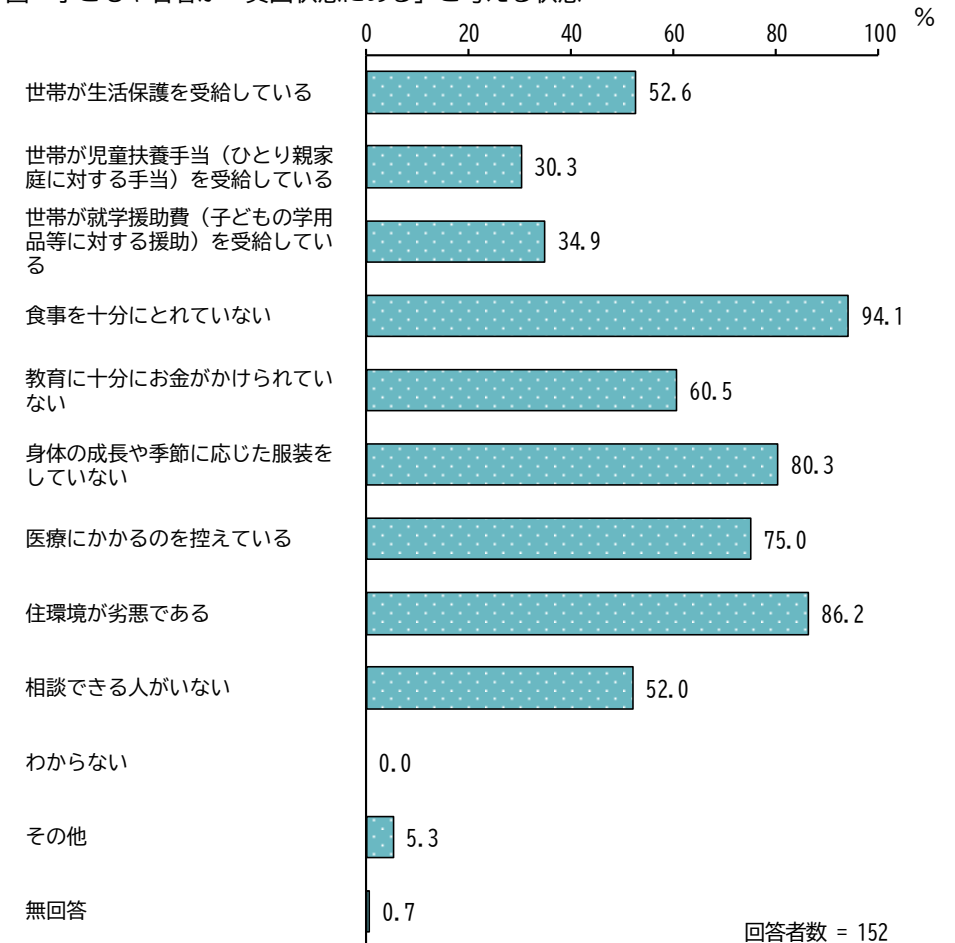


③ 貧困状態について

【関係機関】

どのような状況にある子どもや若者を「貧困状態にある」と考えるかについて、「食事を十分にとれていない」の割合が約9割と最も高く、次いで「住環境が劣悪である」、「身体の成長や季節に応じた服装をしていない」の割合が約8割となっています。子ども・若者が貧困状態に陥らないために早期に気づき、関係機関と引き続き連携し、子ども・誰でも食堂等の食をはじめとした支援を充実していくことが重要です。

図 子どもや若者が「貧困状態にある」と考える状態

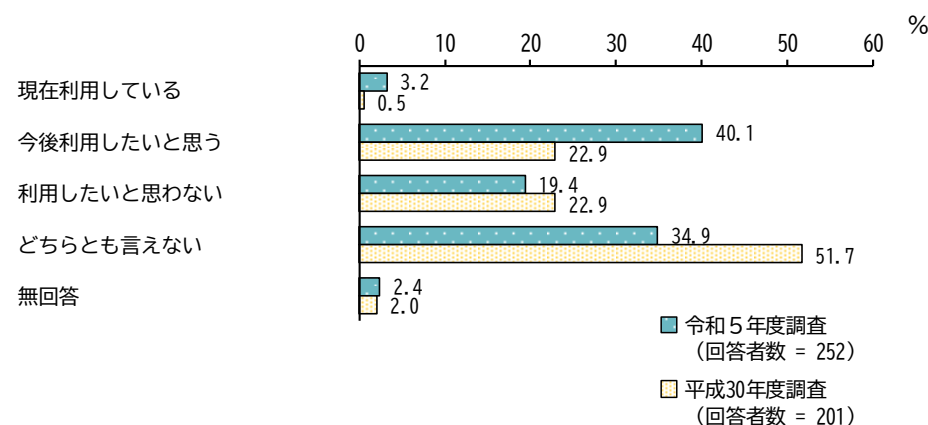


④ 子ども食堂について

【生活実態調査（保護者）】

ひとり親の世帯主を対象とした調査では、子ども食堂について、「現在利用している」と回答した割合が1割未満となっている一方、利用意向は「今後利用したいと思う」が約4割となっており需要が見込まれます。引き続き、事業内容などの周知に努めていく必要があります。

図 子ども食堂の利用状況及び利用希望



⑤ 日頃の生活について

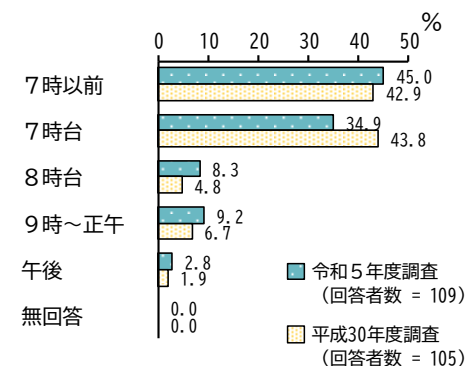
【中高生世代ニーズ調査】【生活実態調査（中高生世代）】

平日の就寝時間をみると、7～8割が23時以降に就寝しており、中高生世代の平日の睡眠時間が短いことがうかがえます。

また、朝ごはんの摂取については、ひとり親世帯の中高生で欠食の割合が多くなっています。

図 平日の起床時間

【生活実態調査（中高生世代）】



【中高生世代ニーズ調査】

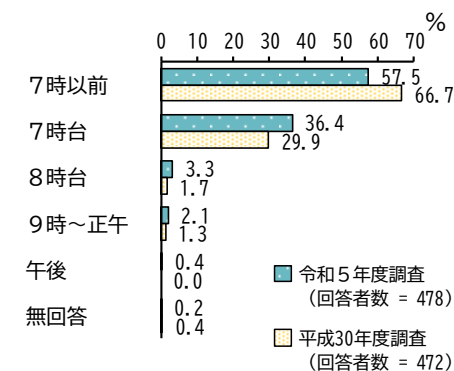
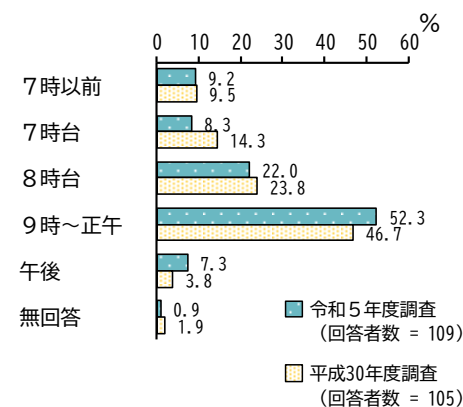


図 休日の起床時間

【生活実態調査（中高生世代）】



【中高生世代ニーズ調査】

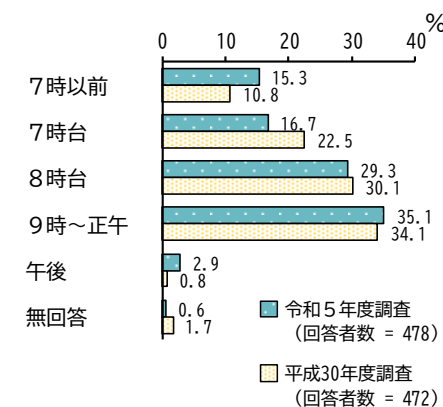
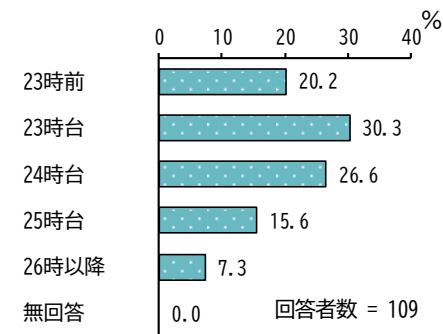


図 平日の就寝時間

【生活実態調査（中高生世代）】



【中高生世代ニーズ調査】

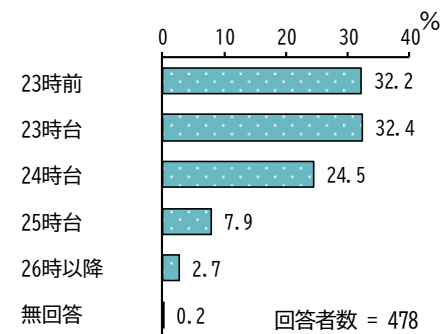


図 普段、朝ごはんを食べているか

【生活実態調査（中高生世代）】

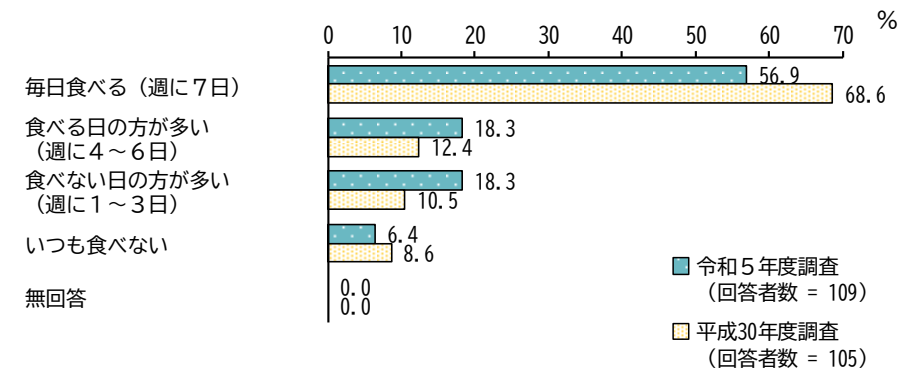
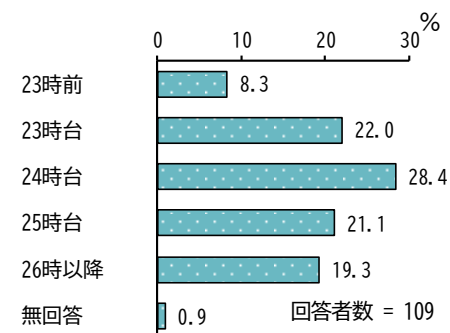
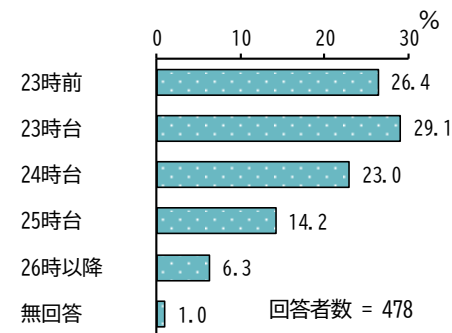


図 休日の就寝時間

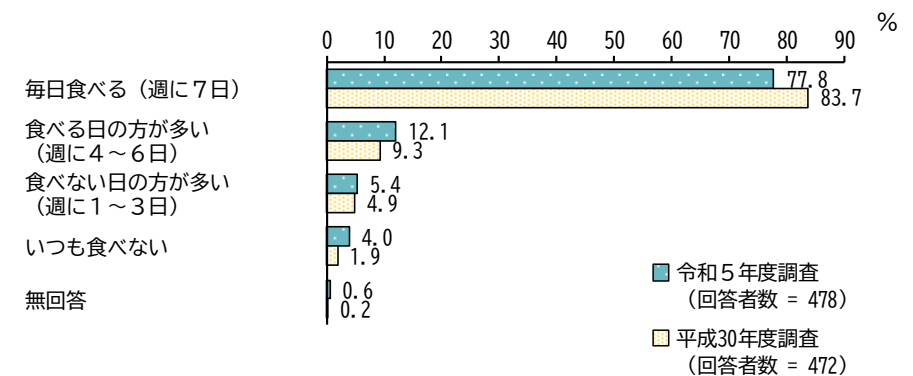
【生活実態調査（中高生世代）】



【中高生世代ニーズ調査】



【中高生世代ニーズ調査】



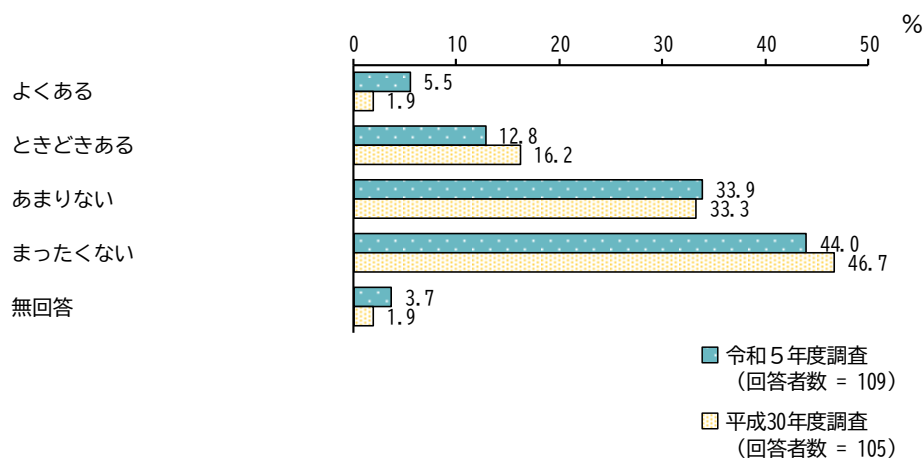
⑥ 持ち物について

【生活実態調査（中高生世代）】

ひとり親世帯の中高生を対象とした調査では、普段の生活の中でお金が足りず、必要とする文具や教材を買えないことが「よくある」、「ときどきある」が合わせて約2割となっています。

経済的な支援は様々実施していますが、依然として生活に困窮している家庭が一定数あるということがわかる結果となっています。支援そのものの継続的な実施と併せて、認知・利用されていない既存の支援のPRについても、電子媒体の活用を含めて検討していく必要があります。

図 必要とする文具や教材を買えないことがあるか



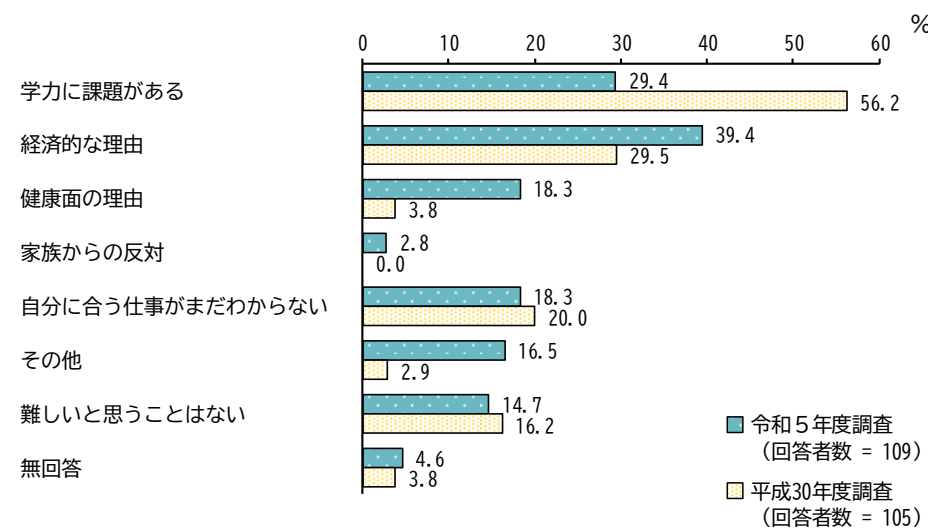
⑦ 生きがいや将来について

【生活実態調査（中高生世代）】

ひとり親世帯の中高生を対象とした調査では、希望する進路の実現が難しい理由として、「経済的な理由」や「健康面の理由」が高くなっています。

経済的な理由や健康上の理由などにより進学等希望する進路を断念してしまうような状況を改善するためにも、必要とする適切な支援策を講じていくことが必要であると考えられます。

図 希望する進路の実現が難しい理由



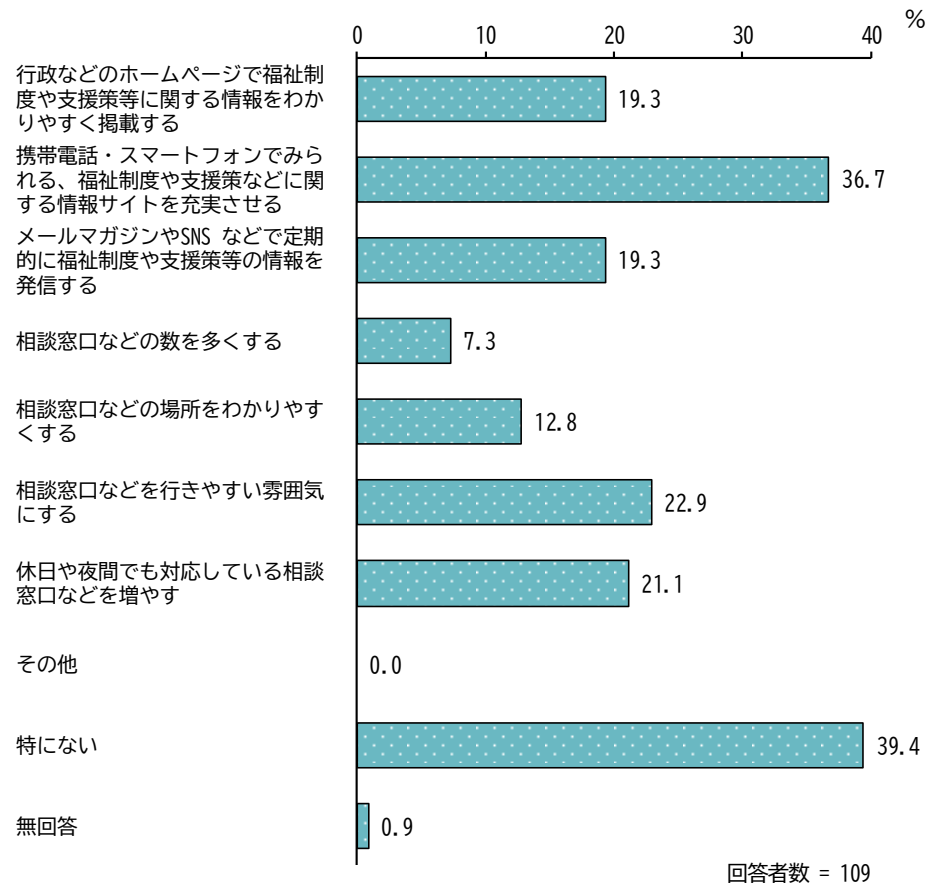
⑧ 多摩市への意見や要望について

【生活実態調査（中高生世代）】

ひとり親世帯の中高生を対象とした調査では、支援を受けるために重要なことについて、携帯電話やスマートフォンで閲覧可能なことや、相談窓口への行きやすさを重視する傾向があります。

中高生に対しては、情報へアクセスするためのツールとしてスマートフォン等を活用することや、悩みなどを相談することのハードルを下げるという視点が重要であると考えられます。

図 必要な支援を受けるために重要だと思うこと



(4) 子ども・若者の権利について

① 子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例
(以下、「子若条例」という。)、若者の権利について

【若者ニーズ調査】

子若条例について「聞いたことがない」と答えた割合は8割以上で、認知度は高くない現状にあります。

若者自身が、守られていないと思う権利は「意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利」、「自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利」、「抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利」の順で割合が高くなっています。

子若条例では子ども・若者の権利が保障されていることを引き続き周知・啓発していくとともに、子ども・若者が意見表明やまちづくり参画、挑戦ができるよう、機運を醸成していくことが重要です。

図 子若条例の認知度

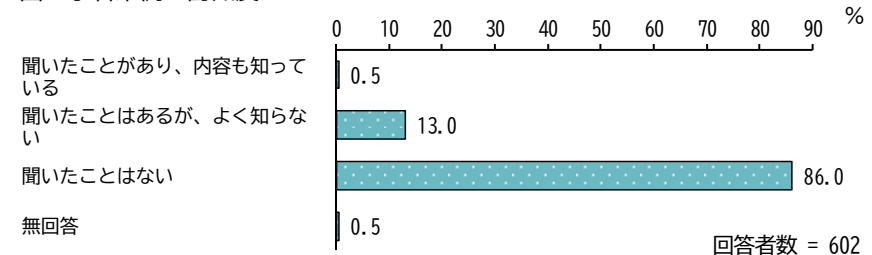
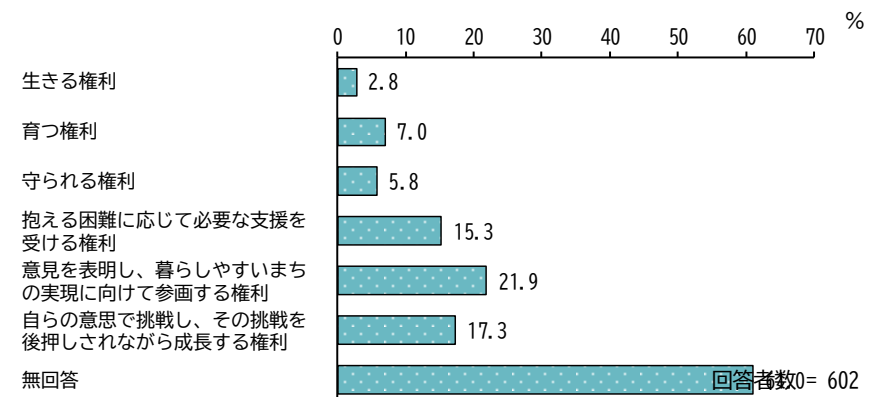


図 子ども・若者の権利のうち、守られていないと思うもの



② 子若条例の認知度について

【子どもニーズ調査】

子若条例について、「聞いたことはない」と答えた割合が約8割と、認知度はまだ高くない現状にあります。また、子若条例を知っている子どもについては、「学校の先生からの話」や「ポスター」で知った割合が約4割と高い傾向があります。このことから、条例の周知には子どもに積極的にアプローチするプッシュ型の取組が有効であると考えられます。そのため、市のイベント等子どもが多く集まる場所や機会を利用し、条例の内容を継続的に周知することで、子どもが条例の理念を学び、それを実行していくための機運を醸成することが重要です。

図 子若条例の認知度

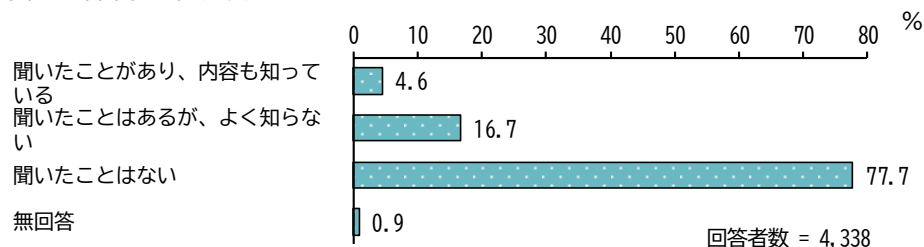
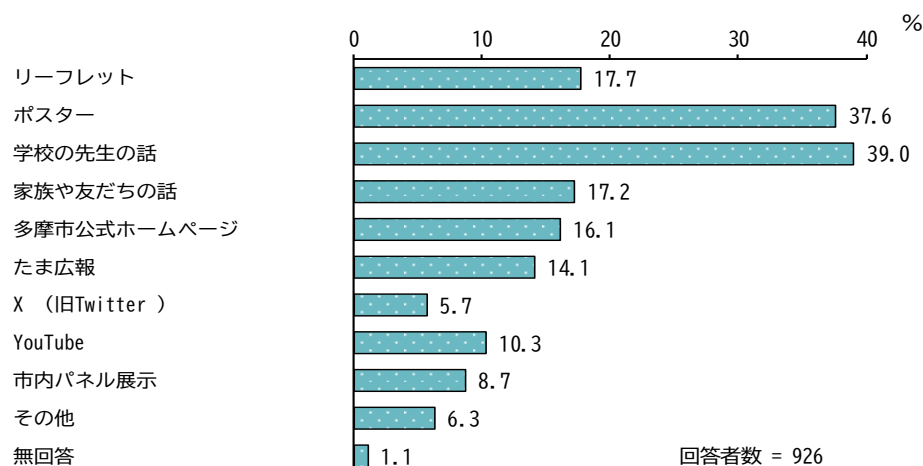


図 子若条例を見たり聞いたりした方法



【子ども・若者支援に関するニーズ調査】

子若条例について、「聞いたことはない」と答えた割合が約7割と、認知度は高くない現状にあります。また、子若条例を知っているおとな世代は、「たま広報」で知った割合が約8割と最も高く、その他の媒体では2割未満という結果でした。おとな世代にとって、日常の中で子若条例を見たり聞いたりする機会が少ないことがうかがえます。

子若条例においておとな世代を含む市民は、子ども・若者を見守り、必要な情報の提供、助言、その他支援を行うものとしています。おとな世代に対して、引き続き子若条例の理念や内容について周知を継続していき、自身の役割を理解したうえで子ども・若者に関わっていくことが重要です。

図 子若条例の認知度

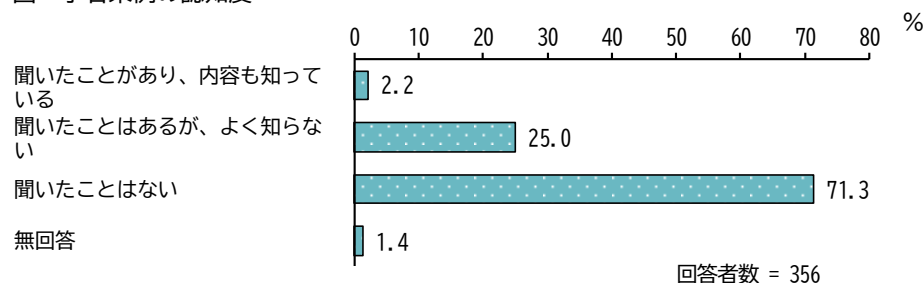
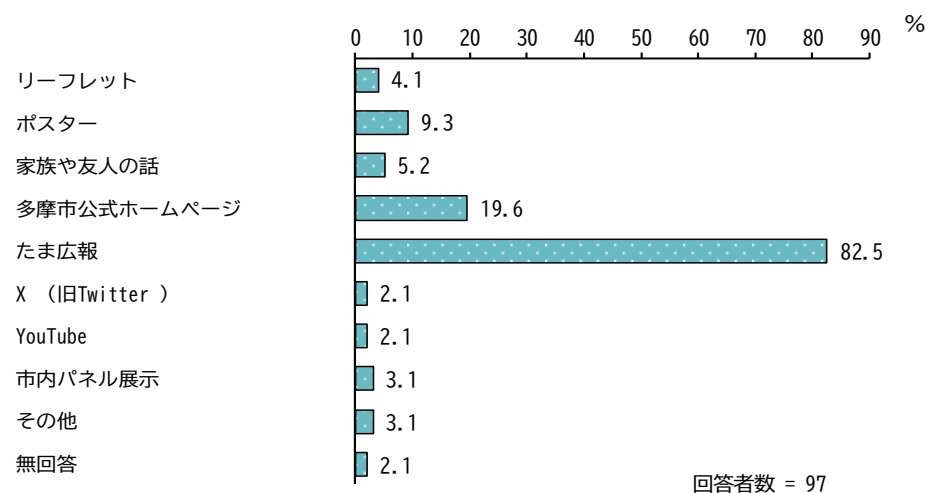


図 子若条例を見たり聞いたりした方法



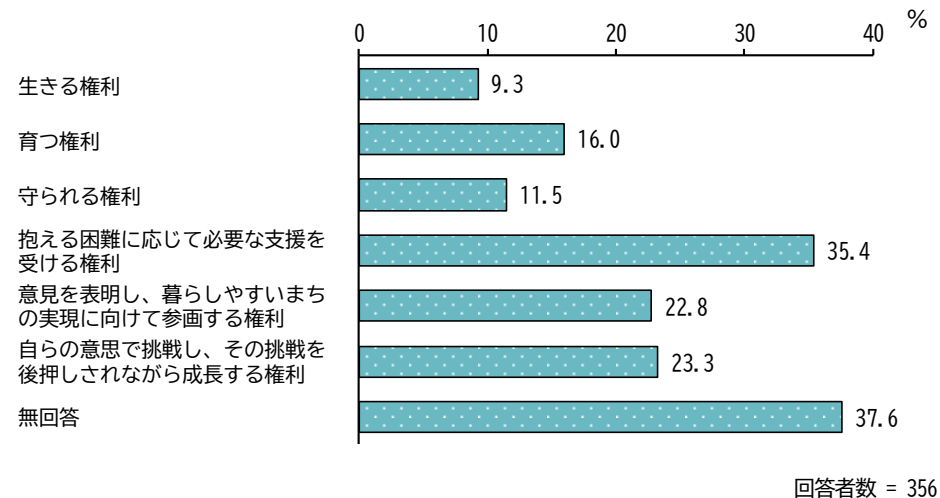
③ 子若条例の権利についての捉え方

【子ども・若者支援に関する調査】

子若条例で定める権利のうち、「抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利」、「自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利」、「意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利」が守られていないと感じている割合が多く、その理由として、「子ども・若者が意見を言う機会が少ない」や「子ども・若者の意見が十分に反映されていないと感じる」などの意見が寄せられました。

おとな世代に対し、子ども・若者へ歩み寄ろうとする意識を醸成し、地域の中でおとな世代が子ども・若者に優しい雰囲気をつくっていくことが、子ども・若者の自己肯定感の向上や、子ども・若者が「自分の権利が守られている」という認識につながるのではないかと考えられます。

図 子ども・若者の権利のうち、守られていないと思うもの



④ 若者の意見表明、まちづくり参画、地域との関わりについて

【若者ニーズ調査】

地域活動等への参加について、約6割の若者が「参加したことがない」と回答しています。また、職場の会議などの場や、学校での話し合いの場などにおいて、意見を言ったことがあるか聞いたところ、約2割の若者が「意見を言ったことがない」と回答しています。

図 地域の活動・イベント・ボランティア等への参加状況

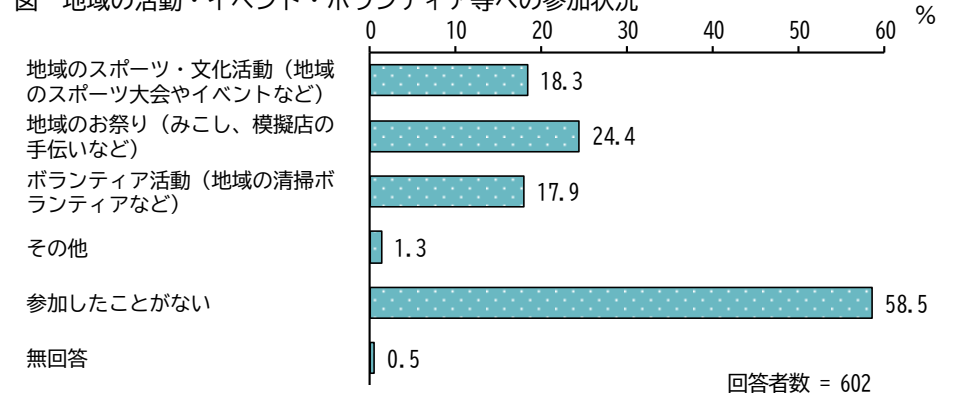
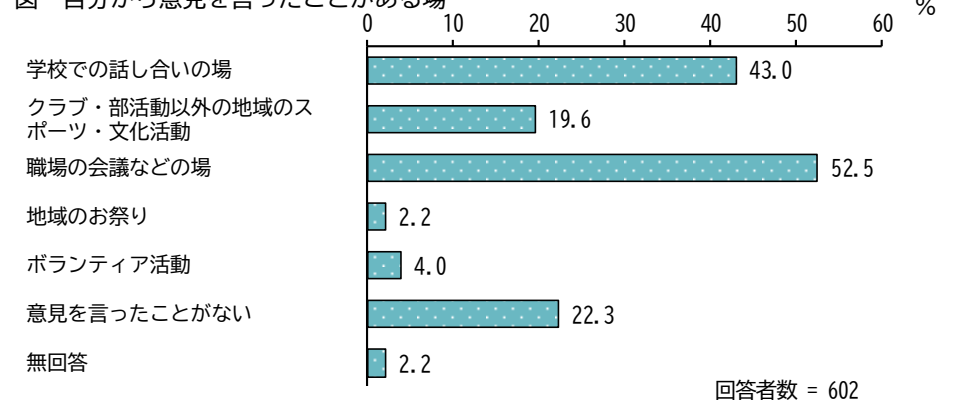
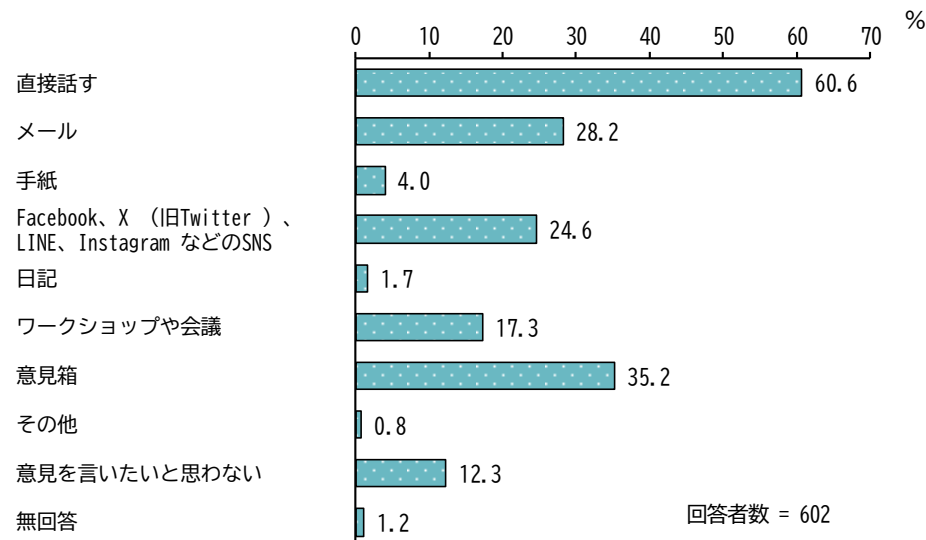


図 自分から意見を言ったことがある場



- 若者に学校生活や社会・地域活動の中で、どのような方法であれば意見を言いたいと思うか聞いたところ、「直接話す」の割合が60.6%と最も高く、次いで「意見箱」の割合が35.2%、「メール」の割合が28.2%となっています。

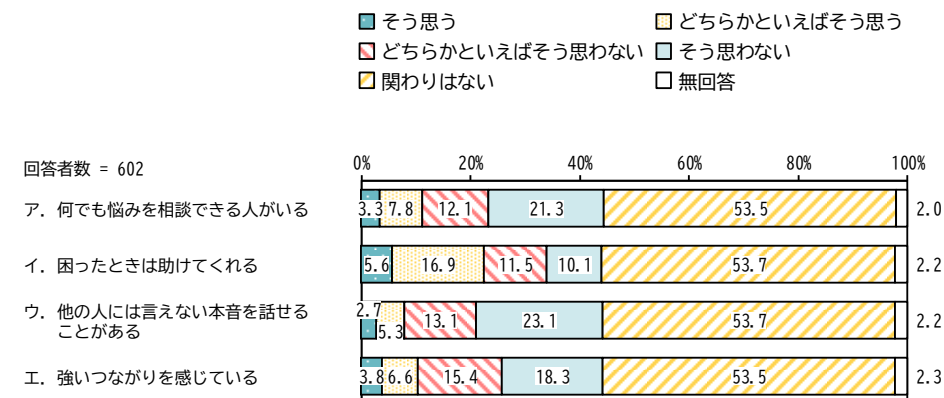
図 学校生活や社会・地域活動の中で、意見が言いたいと思う方法



- 若者に地域の人との「関わり」について聞いたところ、いずれの項目も過半数の若者が「関わりはない」と回答しています。

子ども・若者には、「社会の一員として、意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利」が保障されています。積極的に意見を発信できる若者に限らず、声をあげにくい若者も含め、考えや思いを表明できるよう、意識の醸成および、意見表明・まちづくり参画の機会を確保していくことが重要です。また、若者にとって、魅力的な地域活動等が開催されるためには、若者の意見を聴き、意見を反映させることも重要です。

図 地域の人との関わりについて



⑤ 地域活動等について

【中高生世代ニーズ調査】

地域活動やボランティア活動に参加したことがない割合が約7割を占めており、不参加の理由としては「興味や関心がないから」や「そのような活動を知らなかったから」、「忙しいから」等が多く挙げられています。

地域コミュニティの希薄化に歯止めをかけるためにも、活動そのものの周知を強化していくとともに、活動の魅力についてのPRなどにも工夫が求められていると考えられます。

図 地域活動やボランティア活動に参加した経験

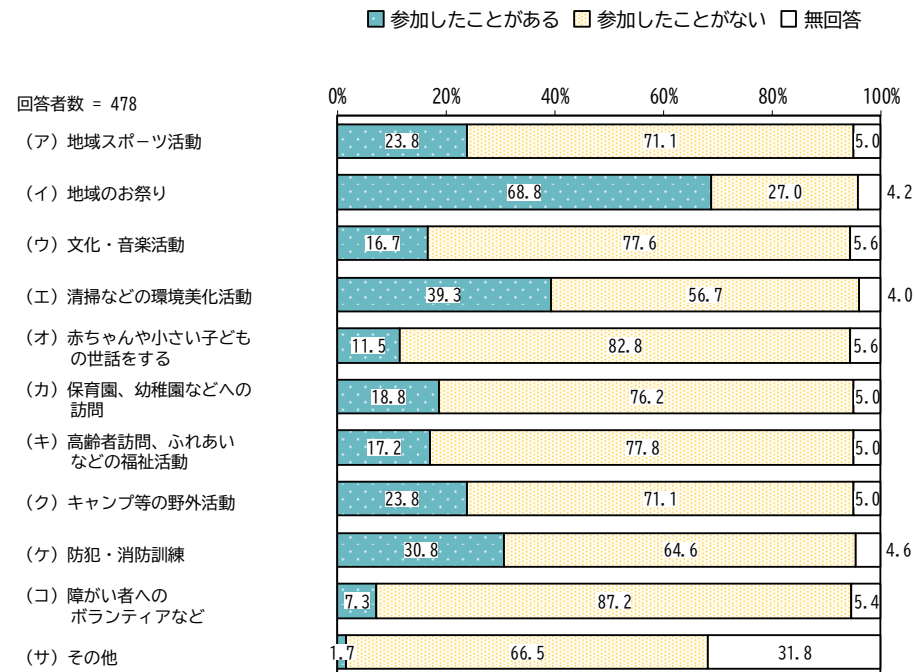
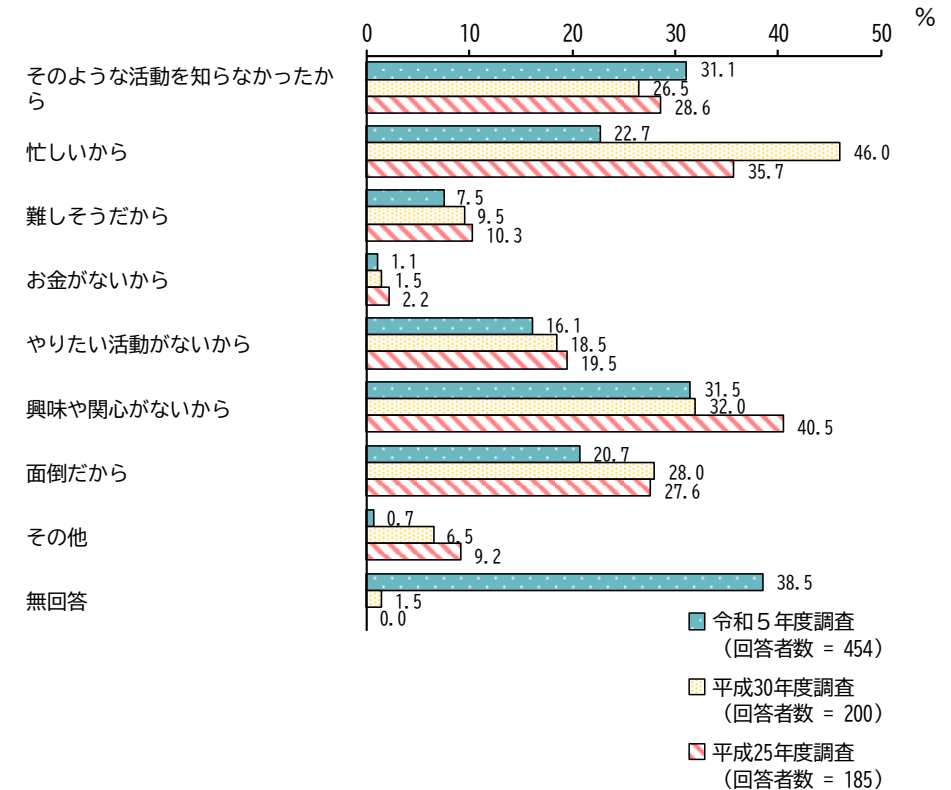


図 地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由



⑥ 子ども・若者の挑戦について

1 若者の挑戦

【若者ニーズ調査】

何か目標を持って取り組んでいることが「ある」若者の割合は、67.9%となっています。「ない」と答えた若者に理由を聞いたところ、「やりたいことがない」が55.4%と最も高く、次いで「何かに取り組む時間がない」が32.8%で、年齢別にみると、15歳～24歳で「やりたいことがない」と答えた割合が高く、25歳～39歳で「何かに取り組む時間がない」と答えた割合が高い傾向があります。

年を重ねるにつれて、仕事や家庭における役割が大きくなり、何かに取り組む時間を取りづらいという実態があるものと推察されます。子ども・若者には「結果にとらわれず、自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利」があることを認識したうえで、子ども・若者の挑戦を後押ししていく機運を醸成していくことが重要です。

図 何か目標をもって取り組んでいること

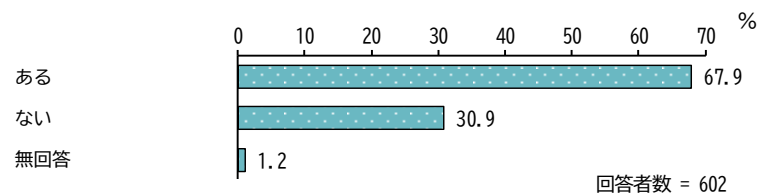
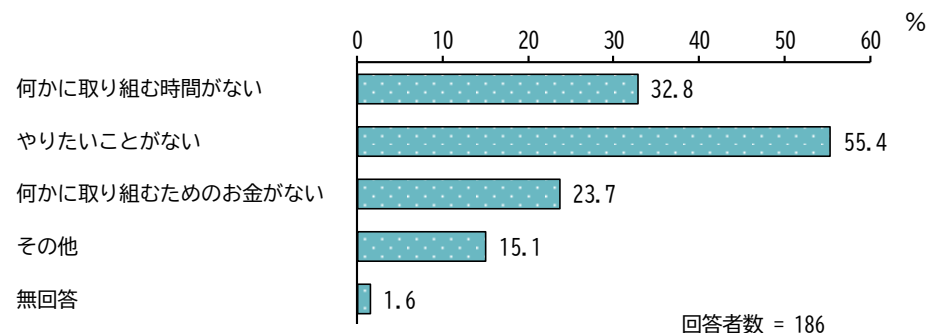


図 目標をもって取り組めていない理由（目標をもって取り組んでいることは「ない」と回答した方）



2 子どもの挑戦

【子どもニーズ調査】

子どもが目標を持って取り組めていない理由としては、「やりたいことがない」の割合が最も高くなっています。そのため、子どもが様々な選択肢があることを主体的に学び、やりたいことを見つけられるように周囲のおとなが導くことが大切です。

図 何か目標をもって取り組んでいること

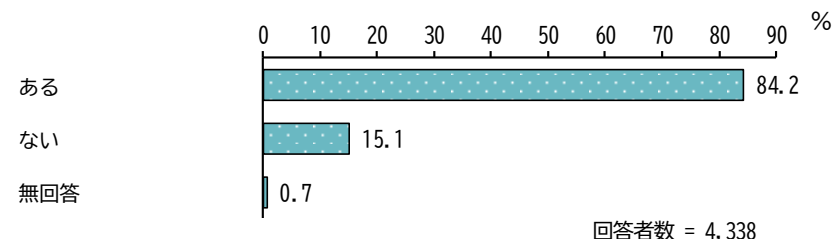
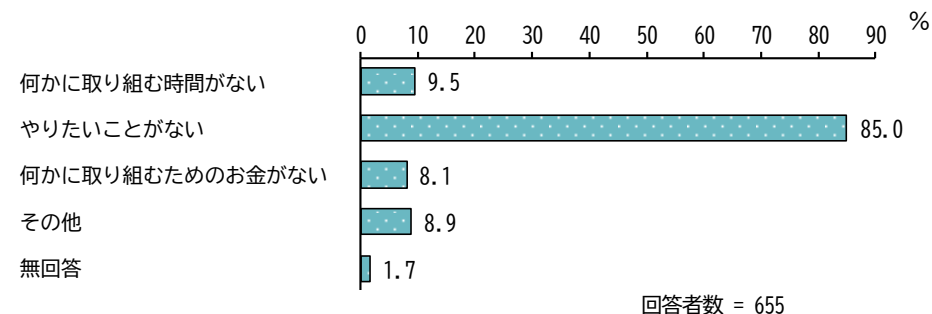


図 目標をもって取り組めていない理由（目標をもって取り組んでいることは「ない」と回答した方）

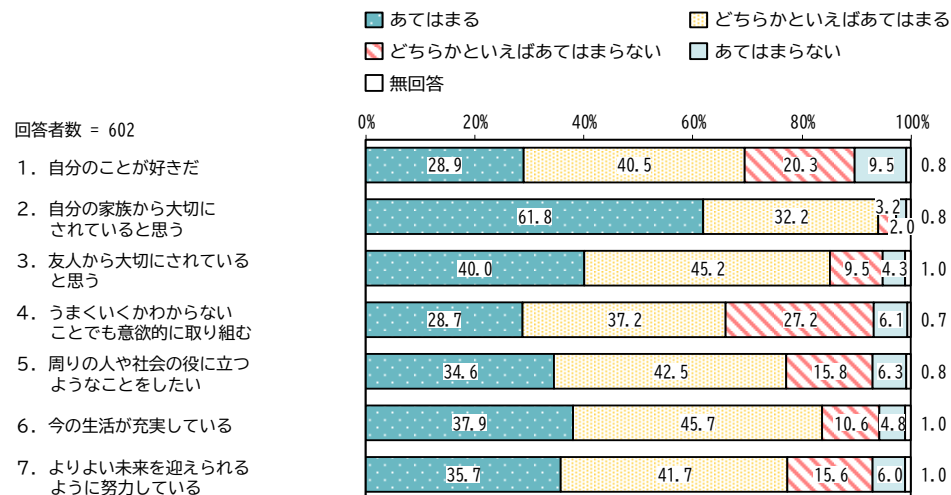


⑦ 若者の自己肯定感について

【若者ニーズ調査】

「自分の家族から大切にされていると思う」割合が61.8%と最も多く、「うまくいくかわからないことでも意欲的に取り組む」割合が28.7%と最も少ないですが、多くが肯定的にとらえていることがうかがえます。

図 自分自身にあてはまると感じるもの



(5) 少子化について

① 子どもを持つことについて

【少子化に関する実態・意識調査】

子どもを持つことについて、「すでに子どもがいる」、「子どもを持ちたい」と回答している方が約9割となっており、理想とする子どもの人数は「2人」と回答した割合が57.6%と最も高く、次いで「3人」が24.6%、「1人」が13.8%となっています。

世帯年収が低くなるほど理想とする子どもの人数は減少する傾向がありますが、高くても「2人」を理想とする方が多く、理想とする子どもの人数が増加するわけではないため、「出会いの機会の創出」や「結婚したいと思う機運の醸成」につながる取組により、パートナーがいる人を増やしていくことが少子化対策に有効であることがうかがえます。

図 子どもを持つことに対する思い

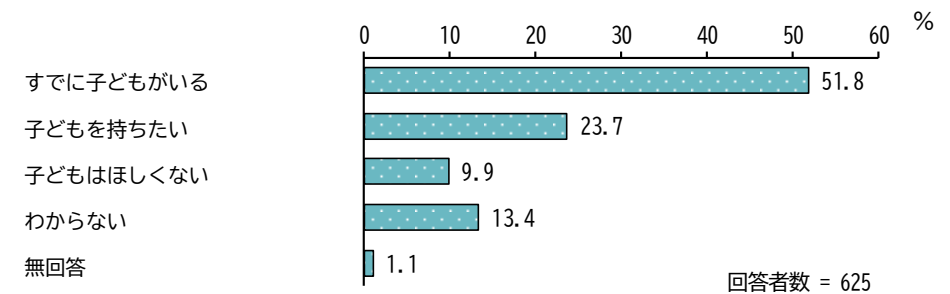
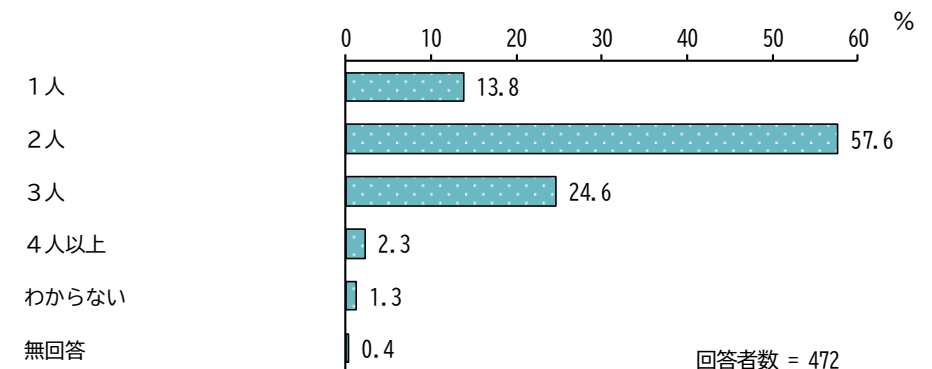


図 理想とする子どもの人数

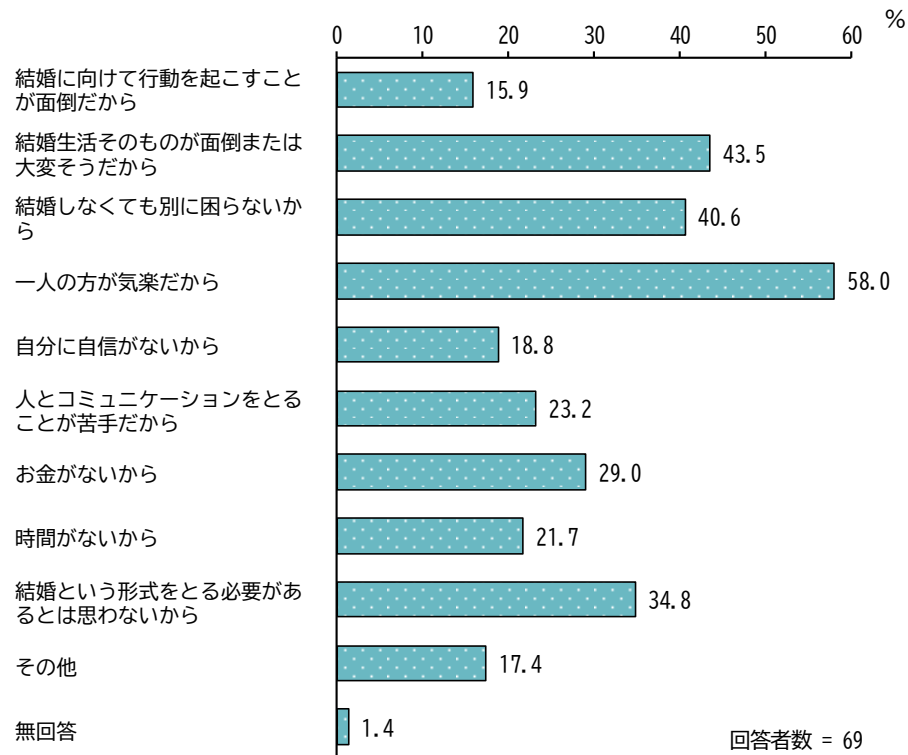


② 結婚について

【少子化に関する実態・意識調査】

既に結婚している方を含めると、結婚願望のある方が全体の約9割を占めていました。世代別にみると、10歳代に結婚願望のない方が多く、「一人の方が気楽だから」、「結婚しなくても別に困らないから」等、結婚に対してネガティブなイメージが先行している傾向が見て取れるため、結婚や子育てのポジティブな面を伝える取組が有効であると考えられます。

図 「結婚するつもりはない」と回答した方の理由（少子化に関する実態・意識調査）



③ 妊娠・出産について

【少子化に関する実態・意識調査】

「妊娠期間に妊婦の方が安心して過ごすために必要なこと」の設問に対しては、全ての項目で「必要」と回答した割合が高くなっていますが、特に「配偶者（パートナー）の理解・協力」、「職場の理解・協力」が求められています。

そのため、引き続き周囲の理解・協力、相談・支援の充実を図っていくことが重要であると考えられます。

図 妊娠期間に妊婦の方が安心して過ごすために必要なこと

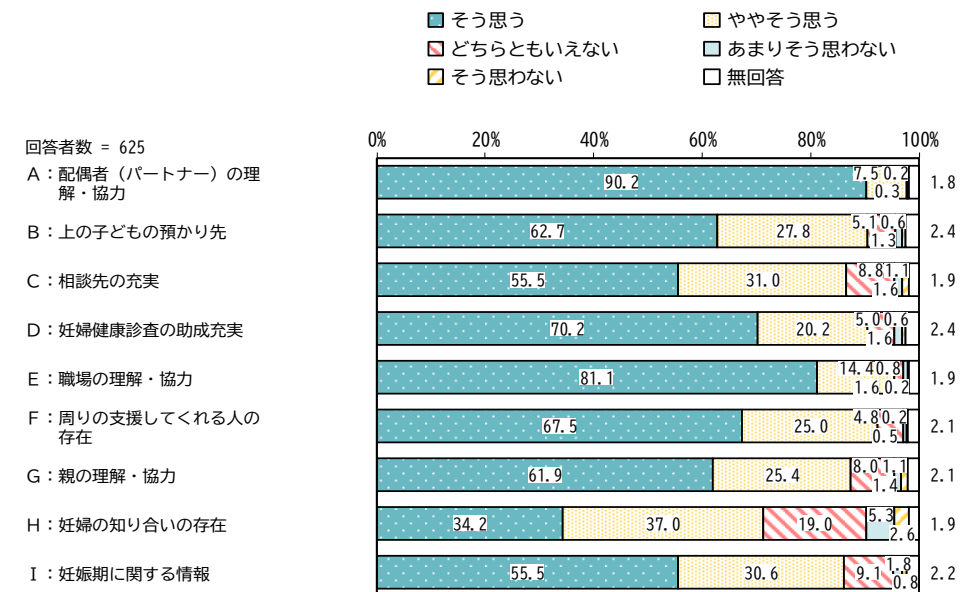
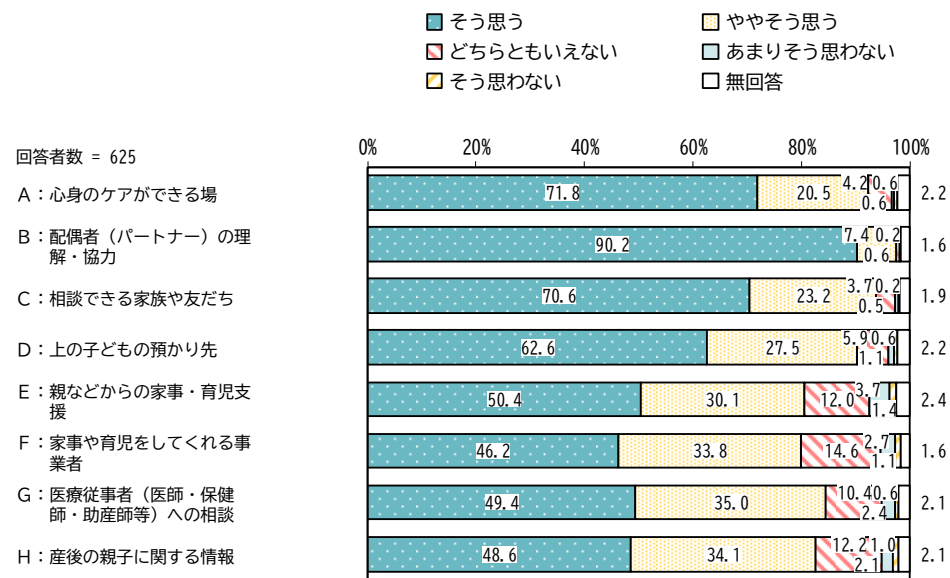


図 子どもを出産した方が、産後安心して過ごすために必要なこと



第3節 ニーズ調査から見た子育ての状況

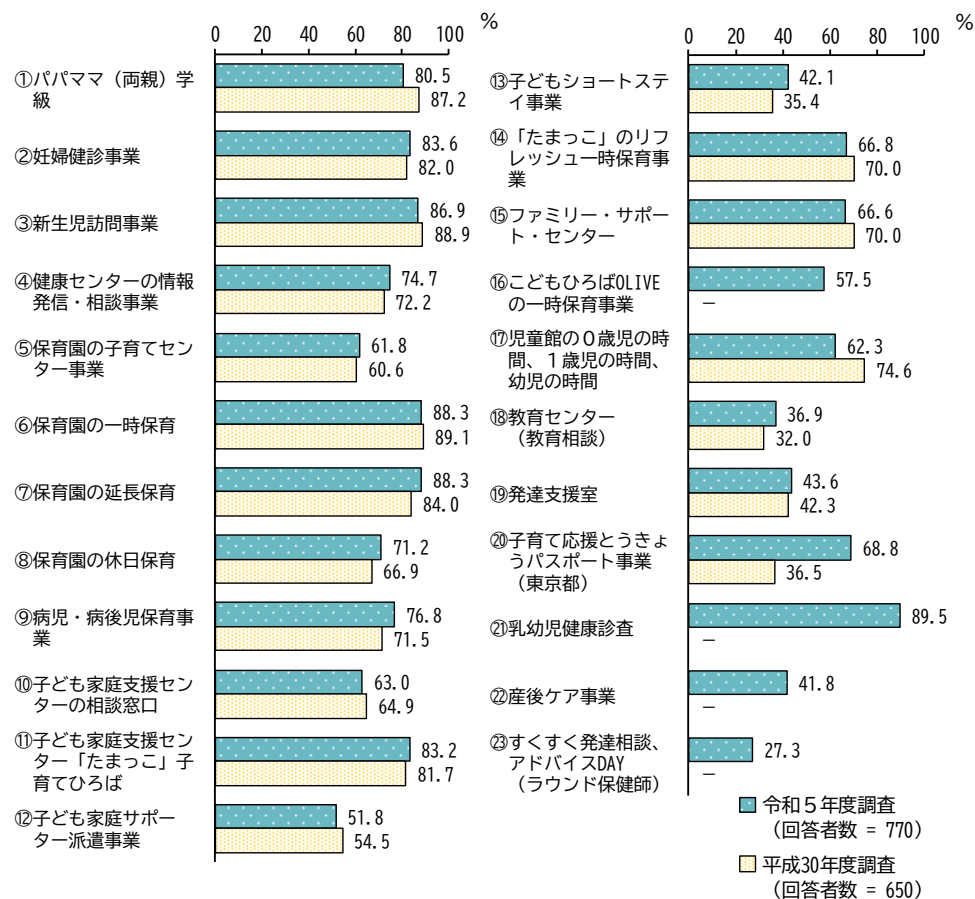
(1) 子育て支援事業の利用状況等について

【未就学児の保護者】

各事業の認知度は前回調査とほぼ横ばいで推移している一方で、「事業を利用したことがある」と回答した割合が全ての事業で増加しています。また、「満足」と回答した割合も増加しています。

図 子育て支援事業の利用状況等

・事業の認知度



○ 事業別にみると、「健康センター（こども家庭センター）」や「子ども家庭支援センター（こども家庭センター）」、「教育センター」などの相談窓口、また、「たまっこ」のリフレッシュ時保育事業や「ファミリー・サポート・センター」等の支援事業についても「利用したことがある」と答えた割合が増えています。

図 子育て支援事業の利用状況等

・事業の利用状況

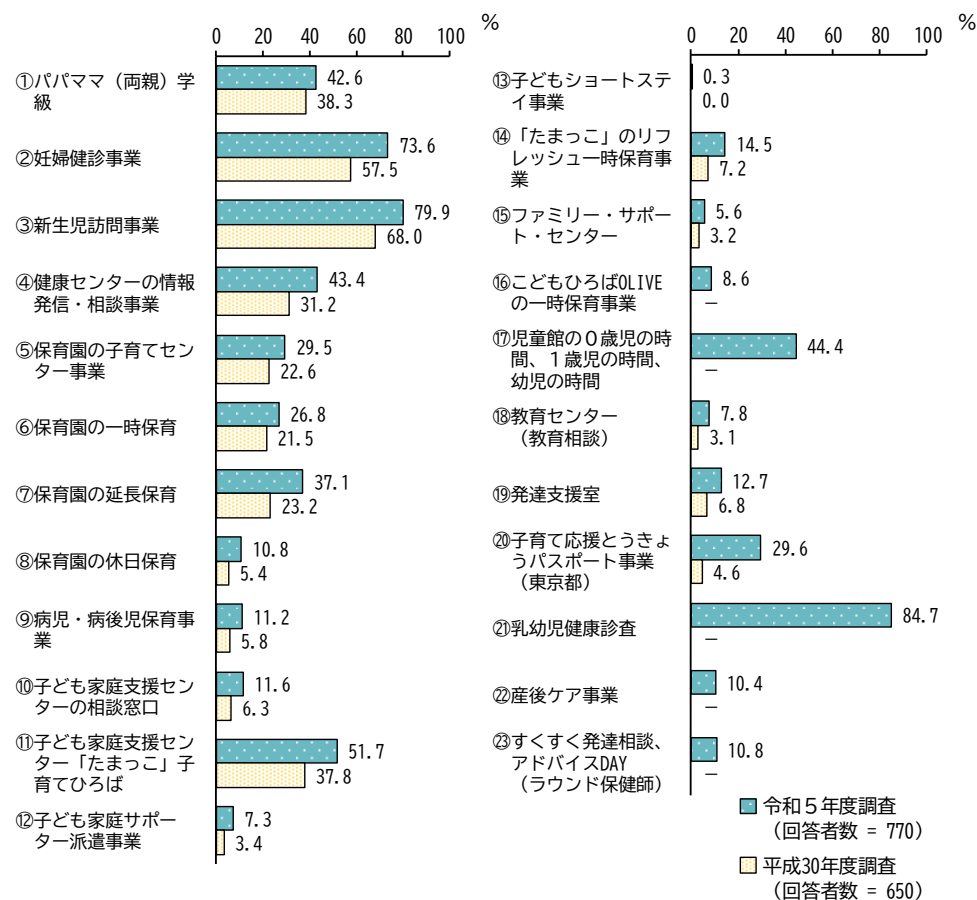


図 子育て支援事業の利用状況等

・事業利用者の満足度

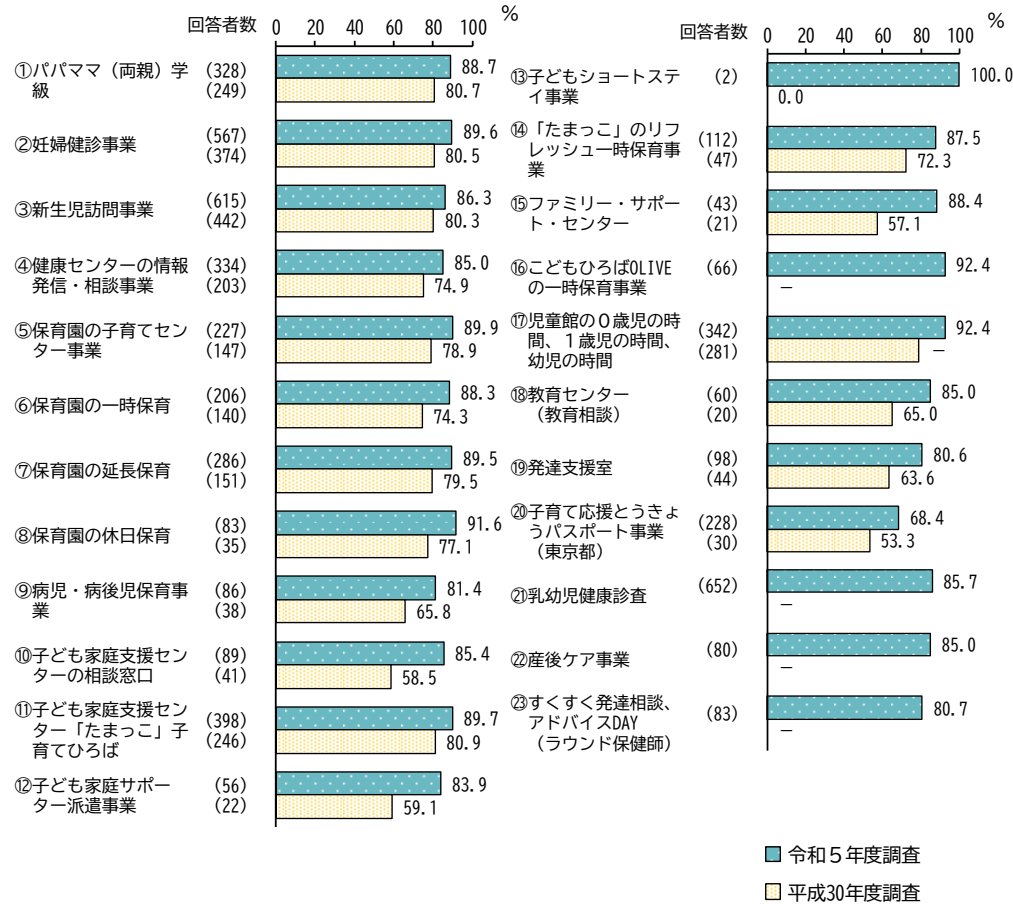
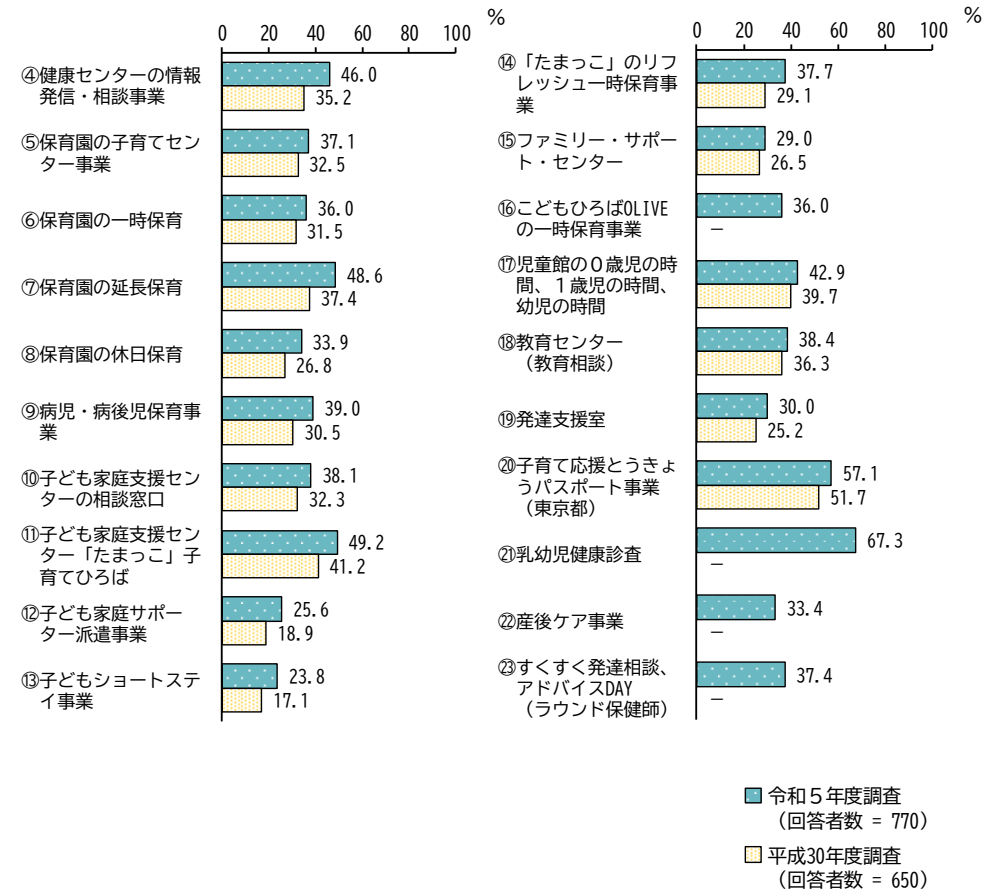


図 子育て支援事業の利用状況等

・今後の利用希望



【小学生の保護者】

各事業の認知度は、「放課後デイサービスセンター」を知っていると答えた割合が前回調査から増加し、利用状況に関する設問では、「学童クラブ」、「教育センター（教育相談）」の割合が増加していました。一方、「事業利用者の満足度」、「今後の利用希望」が減少傾向にあることから、ニーズの把握に努め、利用者目線に立った施設・事業運営が必要です。

図 子育て支援事業の利用状況等

・事業の認知度

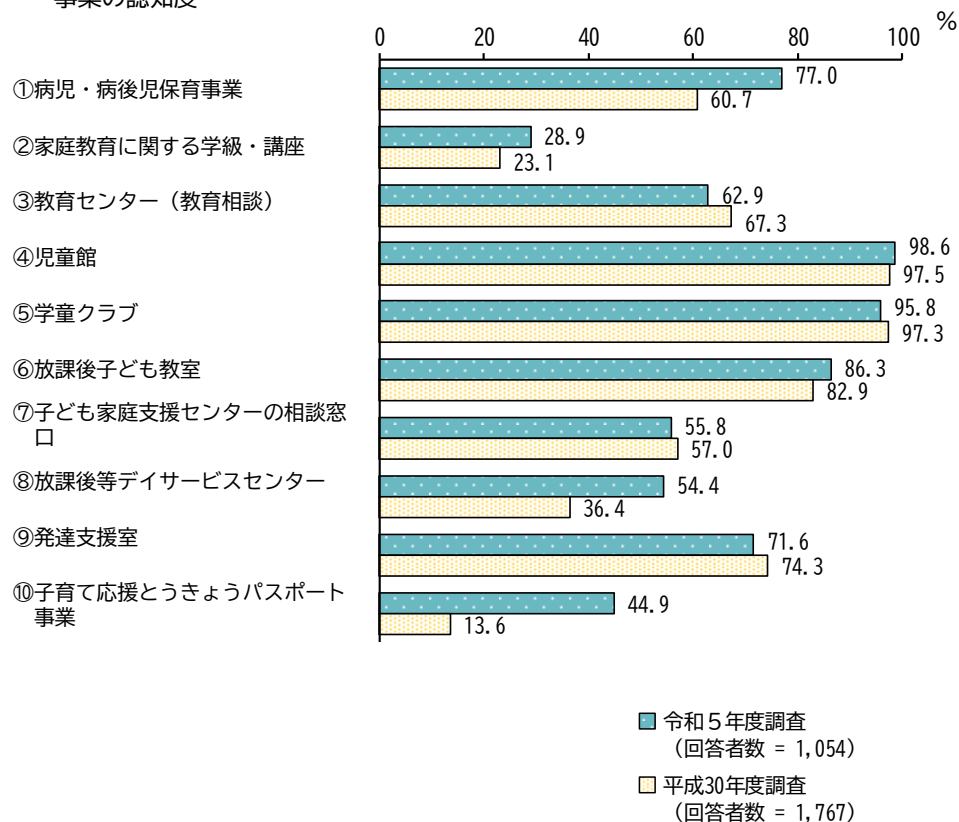
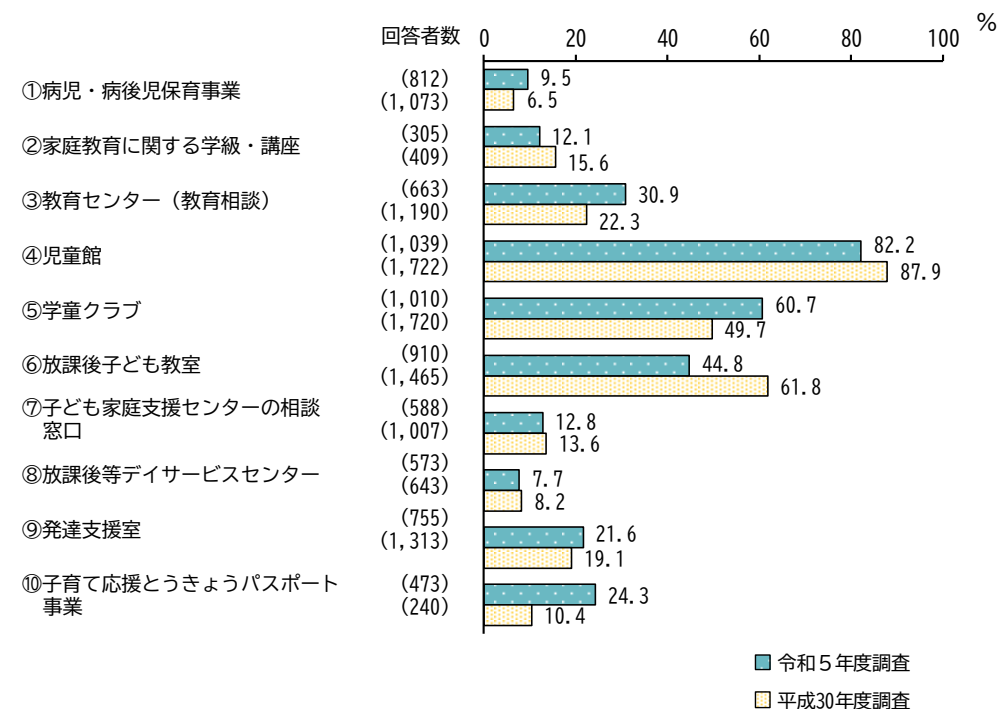


図 子育て支援事業の利用状況等

・事業の利用状況



(2) 平日の教育・保育事業に関する利用状況について

【未就学児の保護者】

前回調査と比較して「認可保育園や認証保育所などの保育施設を利用している」と回答した割合が増加し、「幼稚園を利用している」と回答した割合が減少しています。

図 平日の教育・保育事業に関する利用状況

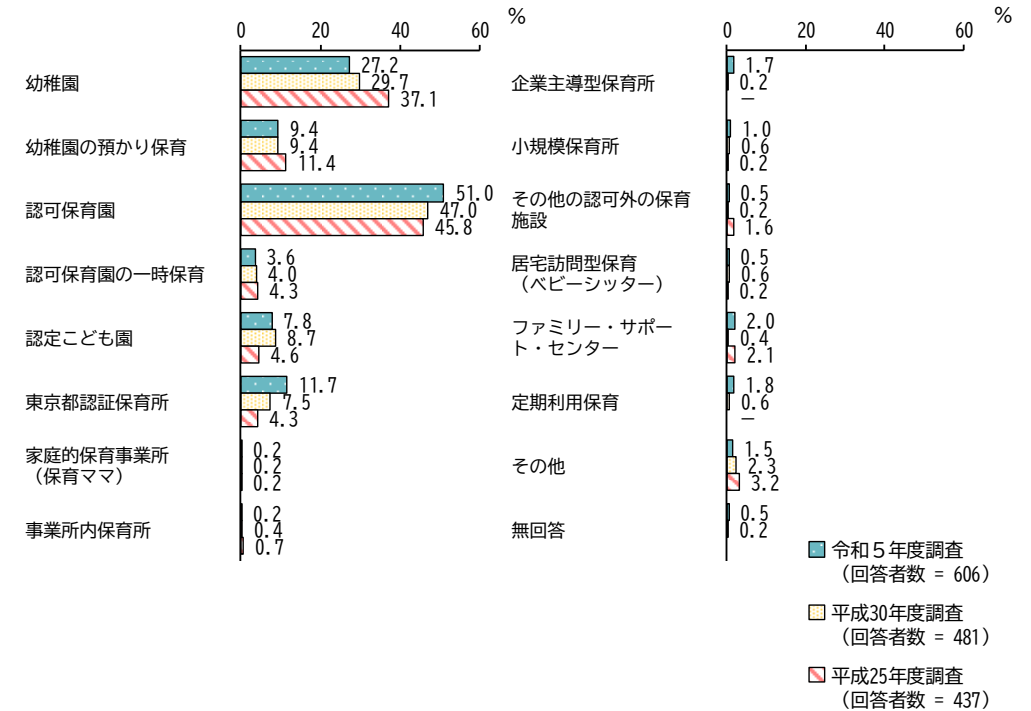


図 子育て支援事業の利用状況等
・事業利用者の満足度

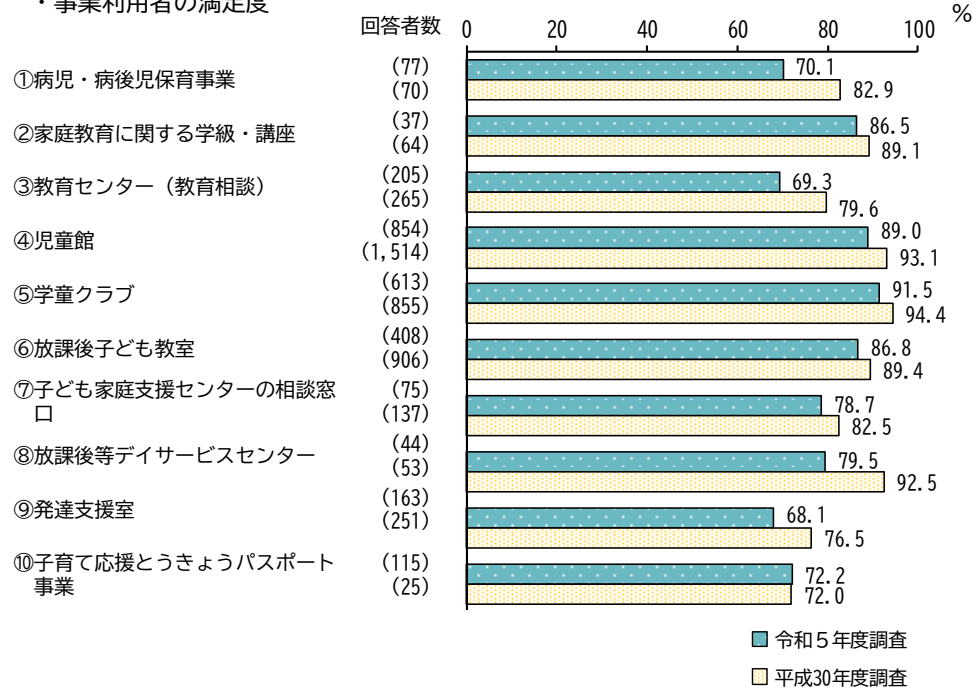
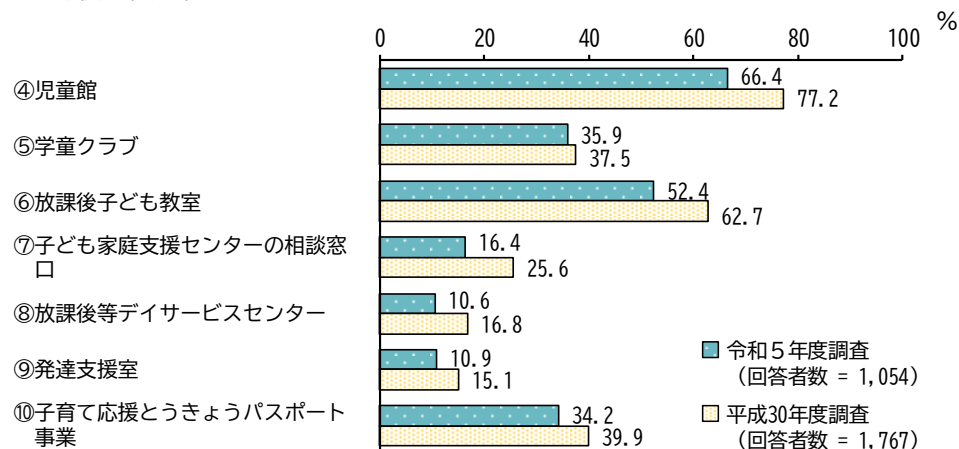


図 子育て支援事業の利用状況等
・今後の利用希望



(3) 利用を希望する教育・保育事業

【未就学児の保護者】

利用希望については、3歳以降で「幼稚園」と回答した割合が4割弱、「認可保育園」と回答した割合が4割強となっています。また、重視する条件として、「教育・保育の内容や方針」や「教育・保育者の質」、「自宅からの距離」や「保育時間が利用希望にあう」が考慮されています。

図 希望する教育・保育事業

0～2歳

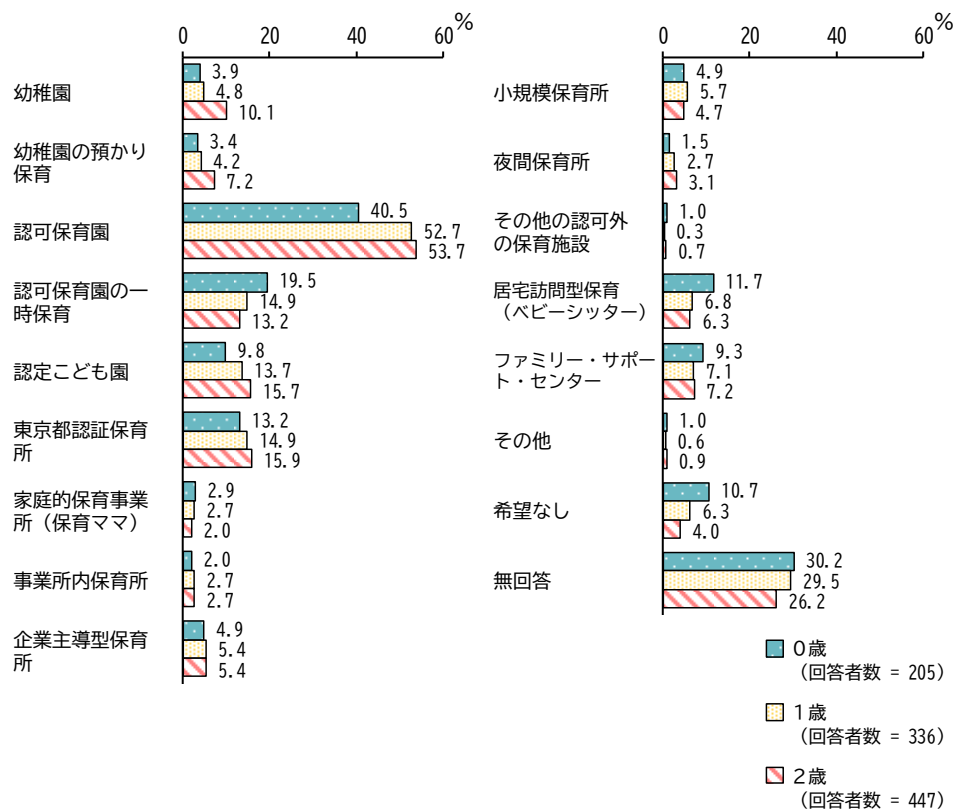


図 希望する教育・保育事業

3～5歳

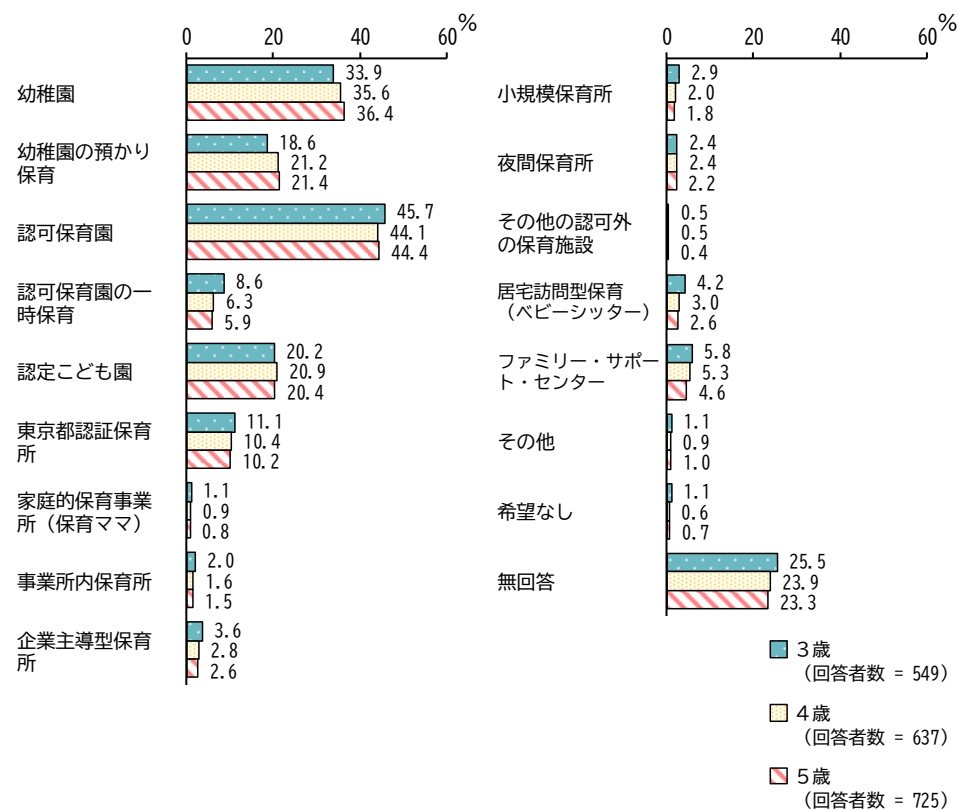
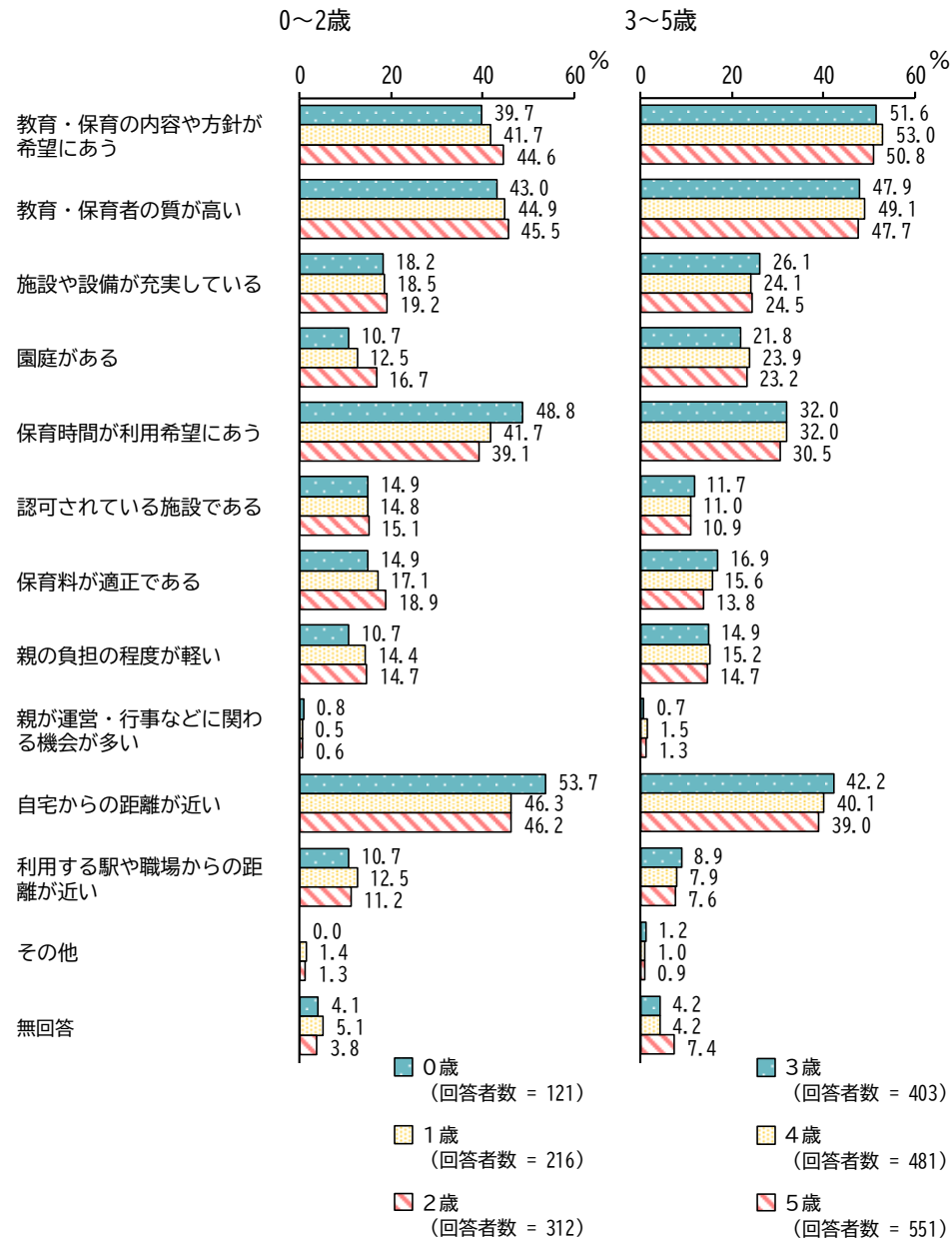


図 事業を希望する上で重視する条件



(4) (仮称) こども誰でも通園制度の利用希望について

【未就学児の保護者】

未就園児を対象とした(仮称)こども誰でも通園制度について、「利用したい」と回答した割合が45.8%、「利用希望はない」と回答した割合が47.7%とほぼ同じ割合になっています。「利用したい」と回答した方の1週間あたりの利用希望頻度は、「週1日」から「週5日」まで、1回あたりの利用希望時間も「4時間未満」から「10時間」までと幅広いことから、事業を実施するにあたり、世帯ごとの希望に対してどのように応えていくか、検討を進めていく必要があります。

図 「(仮称) こども誰でも通園制度」の利用希望

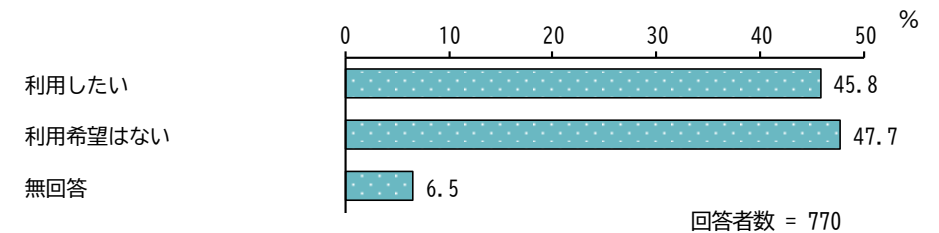


図 「(仮称) こども誰でも通園制度」の1週あたりの利用希望日数

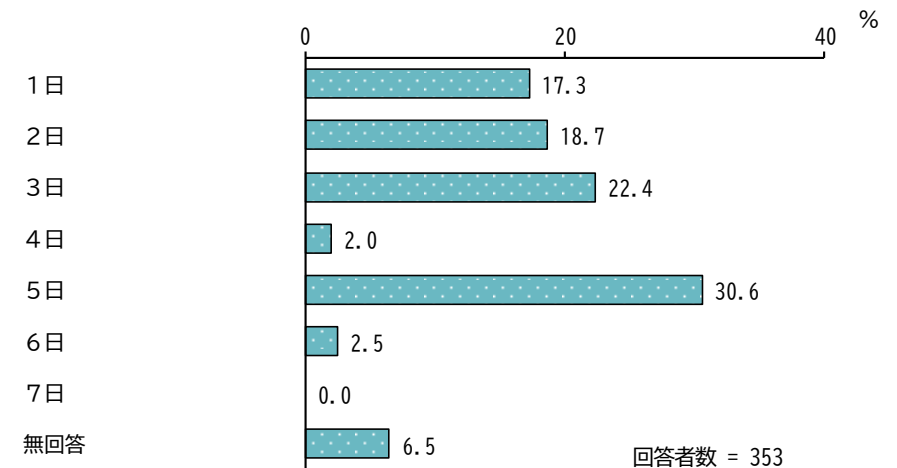
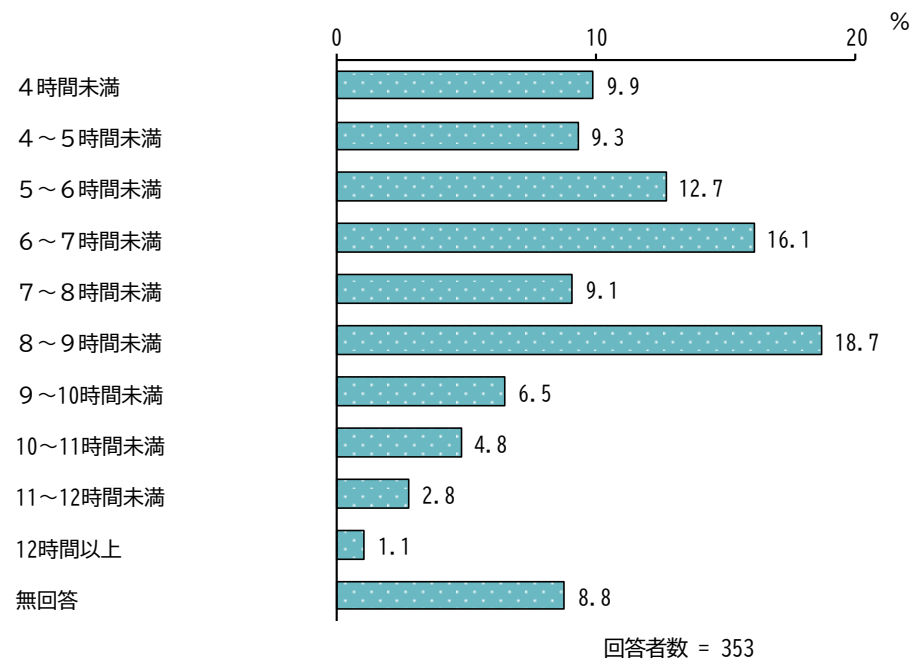


図 「(仮称) こども誰でも通園制度」1回あたりの利用希望時間数



(5) 病児・病後児保育事業の利用について

【未就学児の保護者】

病児・病後児保育事業については、「利用したい」と回答する割合が一定程度ある一方、「可能な限り家族で看護したい」と回答した割合が6割以上を占めており、仕事等を休んで子どもの看護を行いたいというニーズが高いことがわかりました。

図 病児・病後児保育事業（子育て支援事業）の今後の利用希望

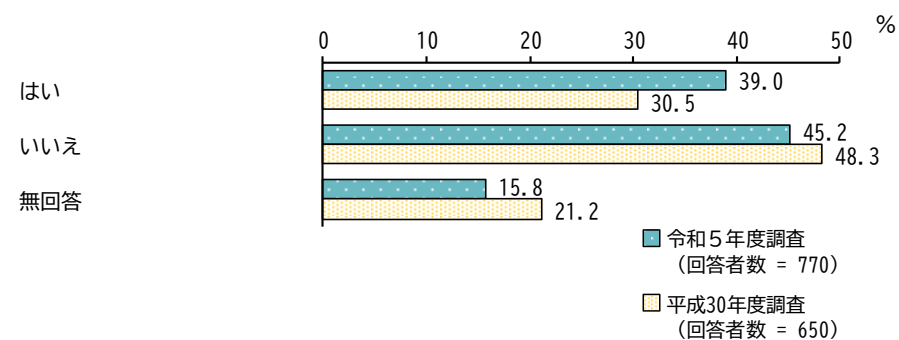
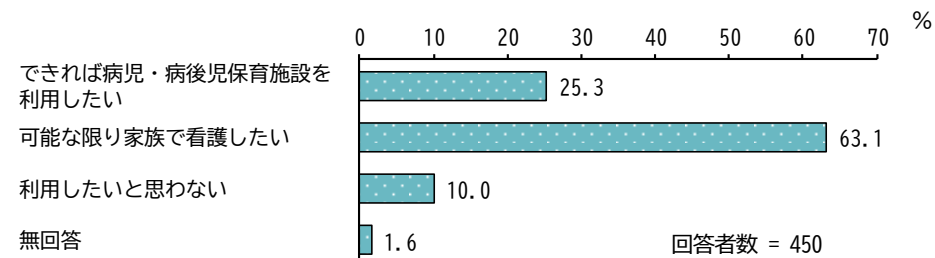


図 病児・病後児保育施設の利用意向



(6) 地域子育て支援拠点事業「子育てひろば」の利用状況について

【未就学児の保護者】

地域子育て支援拠点事業については、利用頻度の減少がみられ、「週1回」または「月1・2回」の利用者が多くなっています。また、「子育てひろば」で子育て等に関する相談や情報提供を受けたことがある保護者が微増しています。

図 地域子育て支援拠点事業利用者の、1週あたりの利用回数

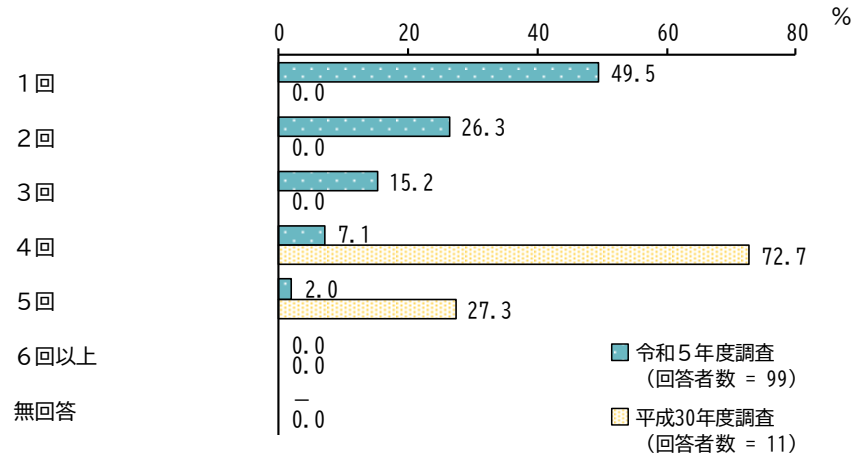


図 地域子育て支援拠点での相談・情報提供の状況

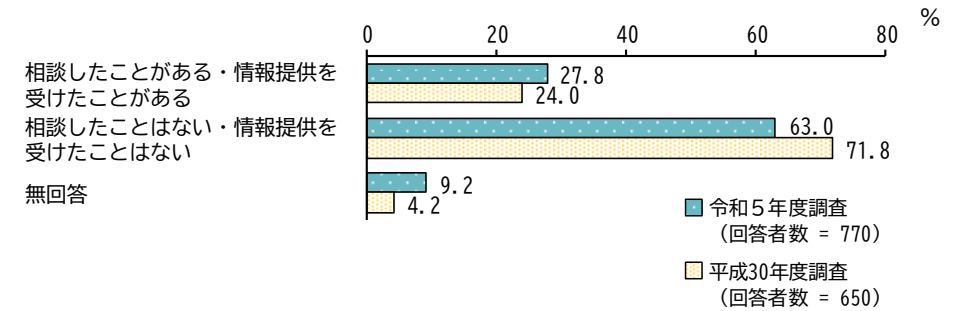
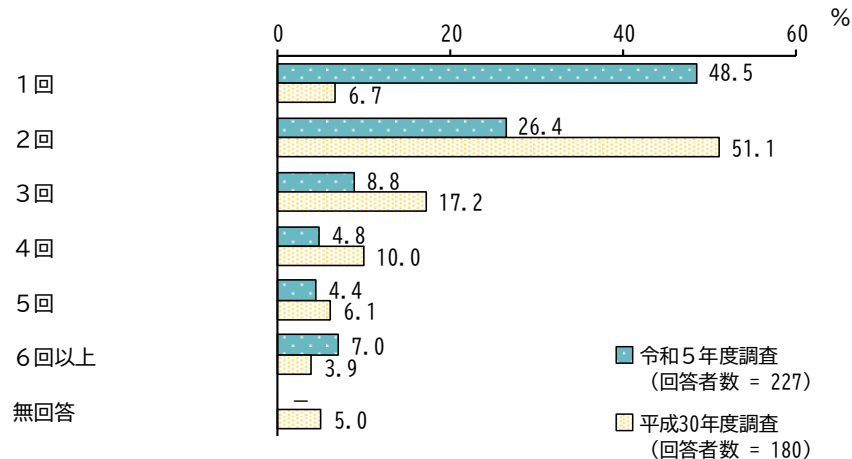


図 地域子育て支援拠点事業利用者の、1月あたりの利用回数



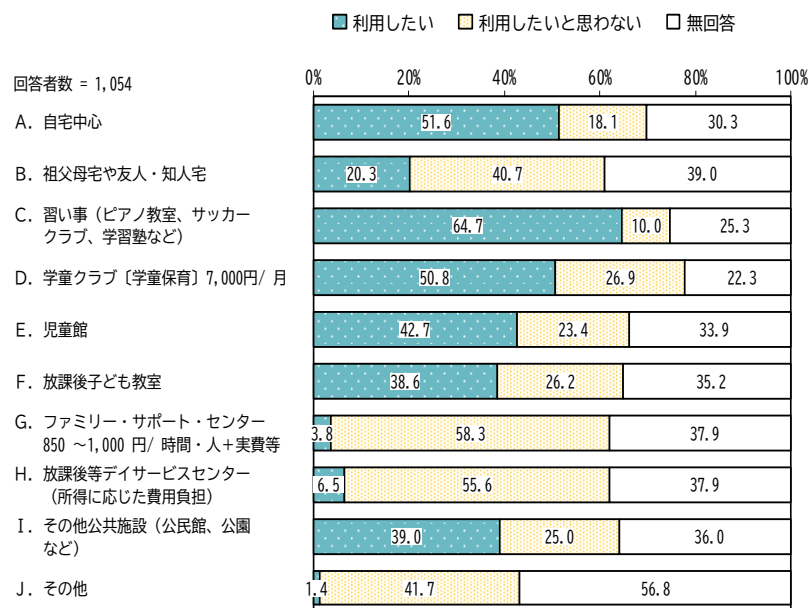
(7) 放課後の過ごし方の希望について

【小学生の保護者】

放課後の過ごし方に関する利用意向について、「利用したい」と回答した割合が多い順に「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「自宅中心」、「学童クラブ」、「児童館」、「放課後子ども教室」となっています。

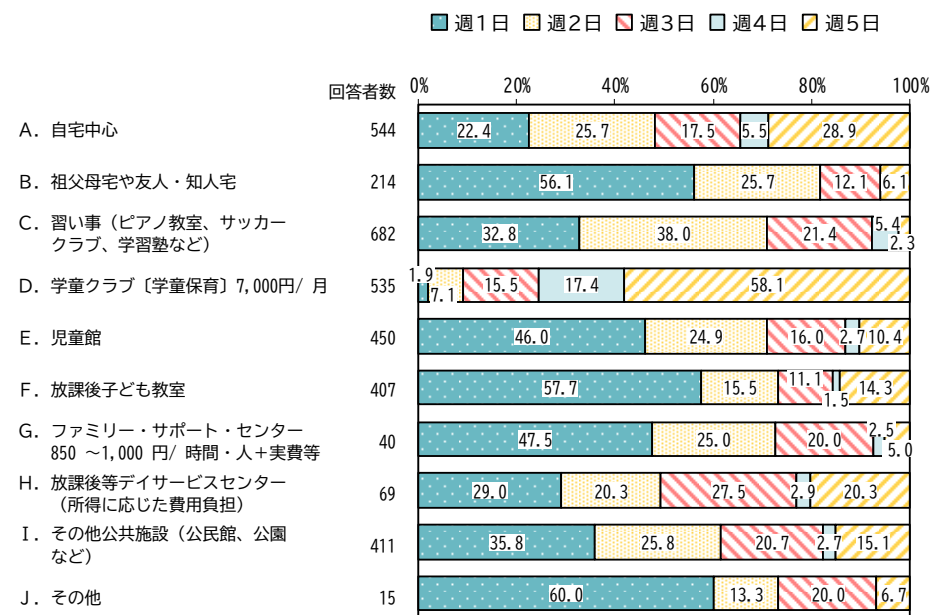
「学童クラブ」、「児童館」、「放課後子ども教室」はいずれも「利用したい」と回答した割合が3割を超えていることから、放課後の子ども達の居場所について、1つを充実させるのではなく、バランス良く事業を実施していく必要があります。

図 放課後の過ごし方の利用意向（小学校低学年（1～3年生））



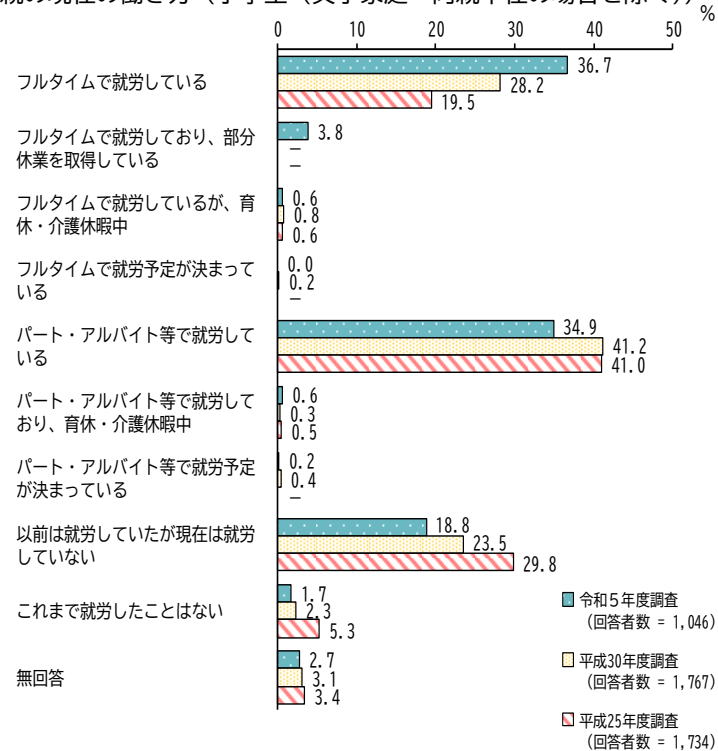
利用希望日数について、学童クラブを「利用したい」と回答した方のうち、「週5日」の利用を希望する割合が58.1%を占めています。児童館や放課後子ども教室では、「週1日」、「週2日」と回答した割合が児童館で70.9%、放課後子ども教室で73.2%を占めています。その一方で、放課後子ども教室の利用を「週5日」希望する割合も14.3%となっています。

図 放課後の過ごし方の週あたりの利用希望日数（小学校低学年（1～3年生））



母親の就労時間が長くなっていることに伴い、放課後の子どもの居場所として自宅以外を検討する割合は、今後増えていくことが推察されます。同時に少子化も進んでいることから、全体のニーズ量を把握し、施策の検討を進める必要があります。

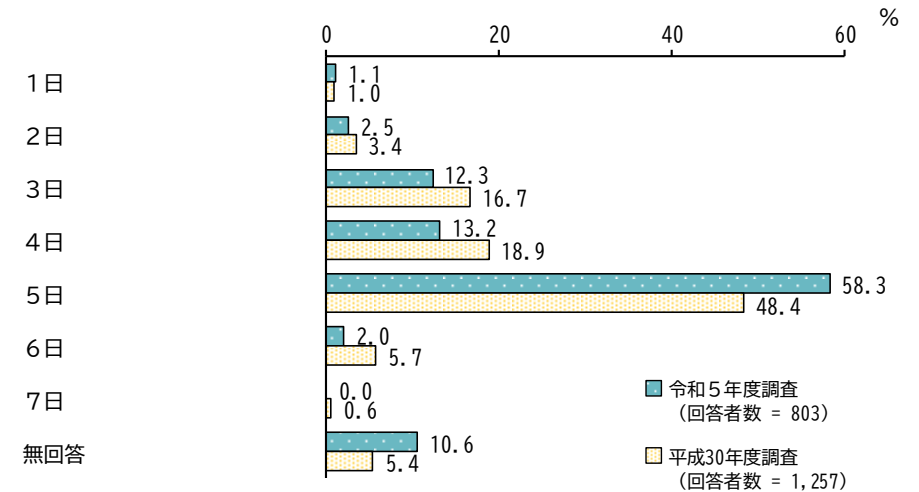
図 母親の現在の働き方（小学生（父子家庭・両親不在の場合を除く））



※令和 5(2023)年度調査で、「フルタイムで就労しており、部分休業を取得している」の選択肢を追加しています。

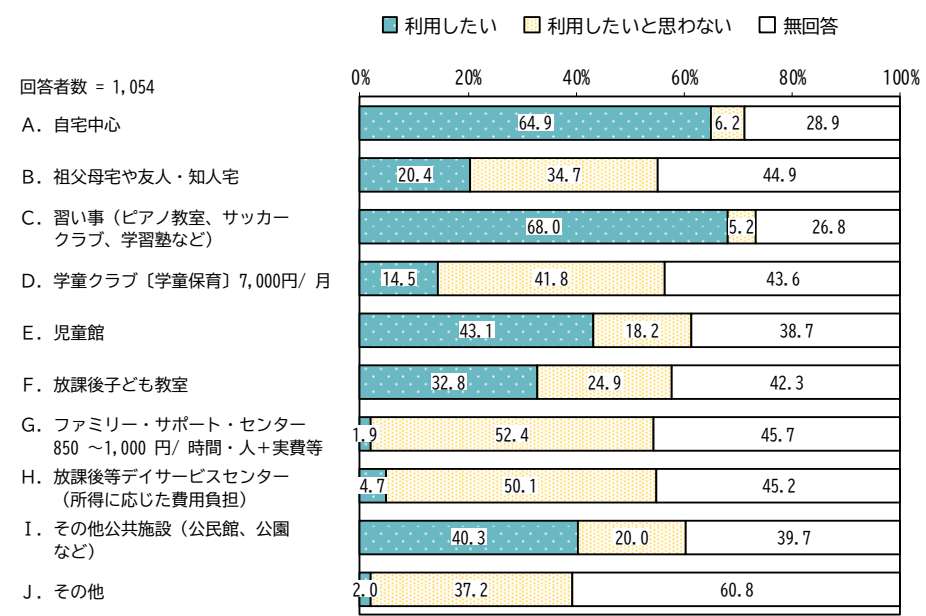
※平成 30(2018)年度調査で、「フルタイムで就労予定が決まっている」、「パート・アルバイト等で就労予定が決まっている」の選択肢を追加しています。

図 母親の1週あたりの就労日数（小学生（父子家庭・両親不在の場合を除く））



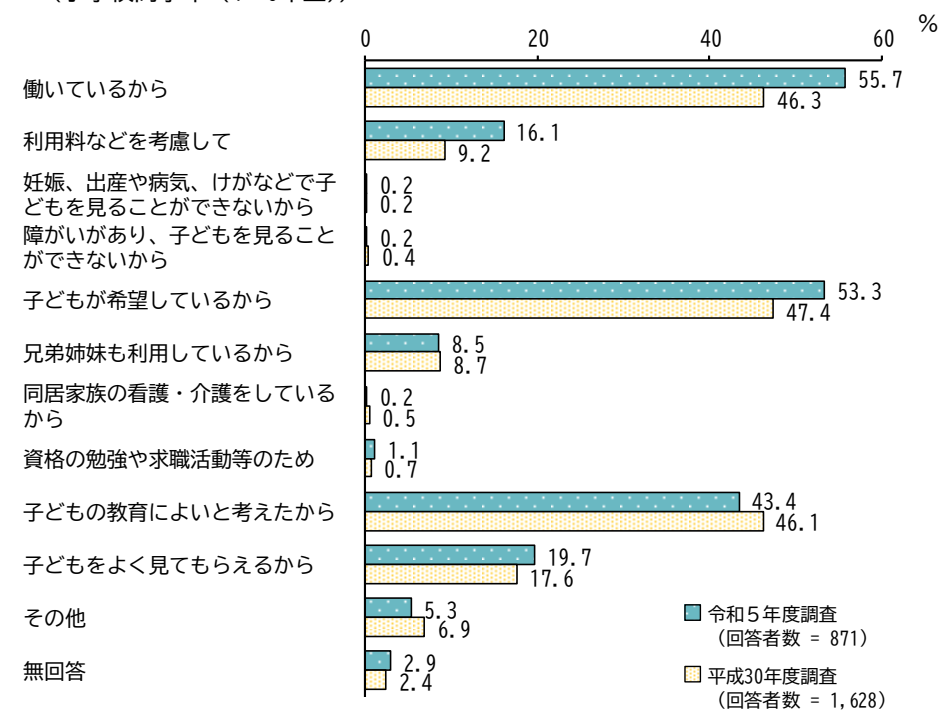
放課後の過ごし方について、市が実施しているものでは「児童館」、「その他公共施設（公民館、公園など）」、「放課後子ども教室」の順に利用を希望する割合が高くなっています。具体的には、児童館を「利用したい」と回答した割合が43.1%、放課後子ども教室を「利用したい」と回答した割合が32.8%となっており、小学校低学年を対象とした調査と同様に、それぞれの事業に一定の利用意向が認められます。

図 放課後の過ごし方の利用意向（小学校高学年（4～6年生））



○ 家庭で放課後の過ごし方を決める際に、子どもの意見を尊重する傾向がみられました。このため、子どもに対しても、放課後の過ごし方や居場所についてどのような選択肢がありどのような内容なのか、周知を進めることで、子どもの主体性が高まることが見込まれます。

図 放課後の過ごし方の利用意向の場所で過ごさせたい、過ごしていると回答した理由（小学校高学年（4～6年生））



第4章 施策の方向

第1節 計画の基本理念

- 前計画「多摩市子ども・子育て・若者プラン～第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画～」では、「子どもや若者が自分らしく成長することを、保護者や地域の人々で支え、ともによこぎあえるまちになる」を基本理念として掲げました。引き続き、市民の誰もが健康で幸せに過ごせるまち「健幸都市」を目指し、様々な主体の参画を期待し、市民の参画を広く呼びかけながら、一丸となって健幸まちづくりに取り組みます。
- 子ども・若者は社会の希望であり、将来を担っていく大切な存在です。子ども・若者は権利の主体であり、家族やおとな・地域に支えられ見守られながら、自己肯定感や自尊感情を育み、成長していきます。
- 令和4(2022)年4月に施行した子若条例では、全ての子ども・若者（おおむね30歳代までの市民）が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することができるまちの実現を目的としています。また、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に定める4つの権利を実現するとともに子ども・若者の挑戦を応援することで、子ども・若者の健やかな成長と権利の保障、子若条例の目的の実現を図っていきます。
- 第六次多摩市総合計画では、子どもや学校教育などにおける分野別の目指すべきまちの姿を「子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち」とし、「子どもや若者の権利が尊重され、その成長過程に応じて、幸せで自分らしく育ち、まちづくりへ参画し活躍できるまちが実現している」ことをまちの理想像として掲げています。
- 本計画は、令和5(2023)年4月に施行された「こども基本法」に基づいて策定された「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」として策定します。こども大綱では、「日本国憲法」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神にのっとり、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。
- ◆ 本計画では、子若条例の目的を前提にした上で、こども大綱を勘案し、前計画の基本理念を踏まえて、「全ての子どもや若者が自立した個人として尊重され、家族や地域に支えられながら、将来にわたり希望をもって成長することのできるまちになる」を基本理念として掲げます。

全ての子どもや若者が自立した個人として尊重され、家族や地域に支えられながら、
将来にわたり希望をもって成長することのできるまちになる

第2節 基本方針

計画の基本理念と「こどもまんなか社会」を実現するため、第1章に示した基本的な考え方や、第3章で明らかとなった現状と課題を踏まえ、こども大綱を勘案した「ライフステージを通じた重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者への支援に関する重要事項」の枠組に基づき、以下の4つの「基本方針」により子ども・若者施策を推進していきます。

基本方針① 子どもや若者の権利を尊重し、自分らしく成長するために必要な支援を行います

基本方針② 子ども・若者の状況に応じた支援の充実を図ります

基本方針③ 子ども・若者が健やかに成長するための切れ目ない支援を行います

基本方針④ 子育て世帯が安心して子育てできる環境を整えます

第3節 施策の体系

基本理念	基本方針	施策	具体的取組
全ての子どもや若者が自立した個人として尊重され、家族や地域に支えられながら、将来にわたり希望をもって成長することのできるまちになる	①子どもや若者の権利を尊重し、自分らしく成長するために必要な支援を行います	1－(1) 子ども・若者の権利に関する理解促進	1－(1)－① 子ども・若者の権利に関する普及啓発 1－(1)－② 子ども・若者の意見表明・参画の促進
		1－(2) 子ども・若者の居場所の充実	1－(2)－① 子ども・若者の居場所の充実
		1－(3) 子ども・若者の権利侵害の防止	1－(3)－① 児童虐待・いじめ防止対策 1－(3)－② 社会的養護の推進 1－(3)－③ ヤングケアラー支援
		1－(4) 子ども・若者の育ち支援	1－(4)－① 子ども・若者の育ち支援
	②子ども・若者の状況に応じた支援の充実を図ります	2－(1) 貧困対策の推進	2－(1)－① 生活困窮家庭への支援 2－(1)－② ひとり親家庭における子どもの生活の安定に向けた支援
		2－(2) 障がい児(者)・医療的ケア児(者)等への支援	2－(2)－① 障がいのある子ども・若者への支援 2－(2)－② 医療的ケア児(者)への支援
		2－(3) 様々な状況や困難を抱える子ども・若者への支援	2－(3)－① 非行や犯罪等から子ども・若者を守る取組 2－(3)－② その他様々な状況や困難を抱える子ども・若者への支援
	③子ども・若者が健やかに成長するための切れ目ない支援を行います	3－(1) 誕生前から乳幼児期までの切れ目ない支援	3－(1)－① 妊娠期からの切れ目ない保健・医療の確保 3－(1)－② 幼児教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実 3－(1)－③ 幼児教育・保育の質の向上と保幼小連携
		3－(2) 学童期から思春期までの切れ目ない支援	3－(2)－① 学童期の保育の充実 3－(2)－② 放課後の子どもの居場所の充実と健全育成 3－(2)－③ いじめ、不登校、ひきこもりへの支援
		3－(3) 若者への切れ目ない支援	3－(3)－① 若者への就労支援等の推進 3－(3)－② 少子化対策の推進
	④子育て世帯が安心して子育てできる環境を整えます	4－(1) 子育てや教育に係る負担軽減	4－(1)－① 家事・育児に係る支援 4－(1)－② 経済的な負担軽減
		4－(2) 親支援の充実	4－(2)－① 親支援の充実
		4－(3) ひとり親家庭への支援	4－(3)－① ひとり親家庭への支援
		4－(4) 安全・安心なまちづくりの推進	4－(4)－① 安全・安心な社会環境の整備

第4節 施策の展開

施策の展開では、基本方針に基づく「施策」並びに「具体的取組」を定め、子ども・若者・子育て当事者への支援を着実に推進するための方向性を定めます。

「基本方針」、「施策」、「具体的取組」の読み方

- 「基本方針」では、それぞれ【背景】と【方向性】を記載しています。
- 「施策」では、【現状と課題】と【方向性】を記載し、それぞれの「施策」においてのこれまでの経過や課題、市としての今後の方向性を記載しています。また、SDGsのゴール（17種類）のうち、主なものを掲載しています。
- 「具体的取組」では、「施策」で記載した方向性を推進するための個別事業や関連する事業を記載しています。「具体的取組」によって、関連する事業数は異なります。「具体的取組」を評価・検証するための事業を【重点事業】と位置づけ、事業ごとの目標を定めるとともに、推進状況を点検していきます。また、【関連事業】は、「具体的取組」を構成する事業として、事業内容を記載しています。その他、関連する事業については、【その他の関連事業】として事業名と担当課を記載しています。
- 「概要」には、「具体的取組」を推進する目的や効果などについて記載しています。
- 【重点事業】【関連事業】【その他の関連事業】に取り組むことで、「施策」における課題の解決、「基本方針」の方向性、計画全体を推進していきます。

「具体的取組」の記載例

具体的取組① 子ども・若者の居場所の充実

「具体的取組」に
おける推進目的や効果

概要

子ども・若者が主体的に活動できる場を設け、様々な知識や経験を蓄えることで、自分から積極的に行動する力を育みます。悩みなどを抱えたときの相談先としての居場所があることで、事態の深刻化を防ぎ、早期支援につなげます。また、子ども食堂等、地域支援に取り組むことで、支援の充実を図ります。

【重点事業】

事業名	事業内容	
児童館における 子育て支援事業	子どもが自分の意思で気軽に行ける居場所、自由に遊びを体験できる場所、様々な年齢の子どもが交流できる場所という児童館の特色を生かしながら、「多摩市の未来を育む館」として魅力のある児童館を運営していきます。	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
児童一人あたりの 年間平均児童館 利用回数	8.4回	10.0回
	担当課	
	児童青少年課	

事業ごとの
「事業目標」

【関連事業】

事業名	事業内容
子ども食堂推進事業	食事の提供やお弁当の配布などを通じて子どもの交流の場を提供する取組を実施する団体に対し、その事業費の一部を補助することにより、地域の子どもたちの居場所づくりを推進します。また、これらの取組を利用する家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる活動を支援することで、子どもの健全な育成に寄与します。
担当課 子ども・若者政策課	
事業名	事業内容
子育てひろば事業 （地域子育て支援拠点事業）	乳幼児の保護者が気軽に立ち寄れる地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などの事業を実施します。基本的な事業としては、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て・子育て支援に関する講習などを行います。また、児童館や保育施設などを含め、子育て支援を担う地域の施設と連携しながら、事業展開できるよう検討を進めます。
担当課 子ども・若者政策課 こども家庭センター 児童青少年課	

【その他の関連事業】

事業名	担当課
放課後子ども教室	児童青少年課
子どもの読書環境の充実	図書館

《基本方針1》子どもや若者の権利を尊重し、自分らしく成長するために必要な支援を行います

【背景】

- 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は平成元(1989)年に国連総会において採択され、日本は平成6(1994)年に批准しました。条約の基本的な考え方は、「差別の禁止」、「児童の最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」の4つで表され、子どもが権利の主体であり、権利の実現はおとなの責務として定められています。
- 平成28(2016)年に児童福祉法の改正が行われ、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の理念が初めて明記されました。
- 東京都では、令和3(2021)年4月1日に「東京都こども基本条例」を施行しました。条例では、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の精神に基づき、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化しました。
- 多摩市では、令和4(2022)年4月に子若条例を施行しました。子ども・若者を権利の主体とし、全ての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現を目的としています。

【方向性】

- 子若条例に定めた子ども・若者の権利を保障するため、条例の周知を通じた子ども・若者の権利に対する理解の促進、子ども・若者の意見表明・まちづくりへの参画の推進、居場所の確保、挑戦への後押しを推進します。また、子ども・若者の権利を侵害する虐待やいじめ、犯罪などから子ども・若者を守るための取組を推進します。

施策(1) 子ども・若者の権利に関する理解促進



【現状と課題】

- 令和4(2022)年4月に子若条例を施行し周知啓発に取り組んできましたが、その目的や理念はまだ市民に十分浸透しているとは言えません。ニーズ調査では、条例を「聞いたことがある」と答えた割合は、小・中学生では2割強、若者世代では1割強、おとな世代では3割弱となっています。
- 条例の目的である「自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現」を果たすためには、子ども・若者は権利の主体であり、権利が保障されていることについて、子ども・若者だけでなく、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとするおとな世代まで、広く理解を促進していく必要があります。
- 15~39歳を対象としたニーズ調査では、守られていないと思う権利として「意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利」と回答した割合が最も高かった一方、40~69歳を対象としたニーズ調査では、子ども・若者にとって守られていないと思う権利として「抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利」と回答した割合が最も高く、同じ権利でも、当事者と当事者以外では認識の差が見られます。
- 意見表明や参画は、あらゆる場面で保障される必要があります。また、子ども・若者を主体とした施策を行っていくためには、子ども・若者の意見を聴き、施策に反映していくことが重要です。

【方向性】

- 子ども・若者の権利を保障し、全ての子ども・若者が自分自身を認め、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長できる環境を整備するために、様々な方法で子ども・若者の権利についての普及啓発を行うとともに、権利への理解促進を図ります。

- 意見表明や参画は、あらゆる場面で保障される必要があることから、なかなか声を上げることのできない様々な状況にある子ども・若者も含めて声を聴いていくとともに、様々な方法で意見表明を推進し、積極的な地域活動等への参画を支援します。

具体的取組① 子ども・若者の権利に関する普及啓発

概要

子若条例の普及啓発を進めることで、子ども・若者自身に権利が保障されていることを知ってもらい、主体的な行動を促します。また、おとな世代は子ども・若者を権利の主体として尊重し、見守り等を自らの役割として認識するとともに、地域の団体、事業者等の様々な主体が相互に連携し、子ども・若者を見守り、応援する意識の醸成並びに理解促進を図ります。

【重点事業】

事業名	事業内容	
子ども・若者の権利に関する普及啓発	子ども・若者は権利の主体であり、様々な権利が保障されています。副読本やリーフレット、パネルなど様々なツールを活用しながら子若条例の普及啓発を行い、全ての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現を目指します。	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
子若条例を「知っている」と回答した市民の割合	—	25%
	担当課	
	子ども・若者政策課	

【関連事業】

事業名	事業内容
人権啓発事業	いじめなど、子どもの人権侵害事案の早期発見のために、人権擁護委員と連携して、法務省の子どもの人権相談事業（電話、LINE、ミニレター、メール）の普及に努めます。また、子どもの人権を含む様々な人権問題に対する正しい情報の提供及び人権意識の醸成を図るため、人権週間行事、人権パネル展などの啓発事業を実施します。
担当課	
平和・人権課	

コラム 多摩市子どもみらい会議

多摩市教育委員会では、平成21(2009)年から「2050年の大人づくり」をスローガンに、市内の公立小中学校全校でESD（持続可能な開発のための教育）を推進しています。また、平成27(2015)年から子どもたちのESDの取組の発表の場として、「多摩市子どもみらい会議」を開催しています。

「多摩市子どもみらい会議」では、子どもたちが地域社会の一員として意見を表明し、まちづくりに参画するため、ESDの取組から学んだことを基に、多摩市職員とともにできることを考え、提案とメッセージを発信しています。

多摩市として、子どもたちからの提案とメッセージを受け止め、対応の方向性について子どもたちにフィードバックしていきます。



具体的取組② 子ども・若者の意見表明・参画の促進

概要

子ども・若者が自身の想いや考えを発信しやすい環境を整えることで、より多くの子ども・若者の参画を促します。様々な場面で子ども・若者自身の意見を聴き、取組に反映させることで、より暮らしやすいまちづくりを推進します。

【重点事業】

事業名	事業内容	
子ども・若者の意見表明・参画の推進	子ども・若者向けサイト「子ども・若者の主張」の内容を充実させ、子ども・若者が意見表明できるイベント情報などを発信することで、意見表明を推進します。また、子どもたちの ESD（持続可能な開発のための教育）の実践発表の場として「子どもみらい会議」を引き続き開催し、子どもからの意見や提言を市が受け止め、対応の方向性について子どもにフィードバックしていきます。	
目標の指標	実績（令和 5 年度）	目標値（令和 11 年度）
子ども・若者向けサイトへのアクセス数	—	増加
		担当課
		子ども・若者政策課 教育指導課

【関連事業】

事業名	事業内容
若者のまちづくり推進事業	若者世代が「住んでみたい」、「訪れてみたい」と思えるようなまちづくりを進めていくため、「多摩市若者会議」を設置し、ワークショップやフィールドワークを実施します。
担当課	
企画課	

コラム 子ども・若者向けサイト「子ども・若者の主張」

子ども・若者が自身の想いや考えを発信し、まちづくりに参画しやすい環境を充実させるために、子ども・若者向けのポータルサイトを運営しています。本サイトでは、子ども・若者向けのワークショップやその他体験などができるイベント、相談に関すること等の情報をまとめ、発信しています。多摩市に直接提案・提言することができるページもありますので、是非一度アクセスしてみてください。

また、本サイトを通じて、子ども・若者から川柳を募集するなど、気軽に意見表明ができる取組も実施しています。今後も多摩市では、子若条例に基づき、子ども・若者が意見を表明し、まちづくりに参画しやすい環境や機会の充実に取り組んでいきます。



施策(2) 子ども・若者の居場所の充実



【現状と課題】

- 子ども・若者は、自分にとって安心できる場所や活躍できる場所があることで、様々な学びや社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な活動を体験し、自己肯定感や自己有用感を育み、幸せな状態で成長することができます。
- 現状では、地域のつながりの希薄化や少子化により、子ども・若者の交流の場や地域で居場所となるような場所が減少しつつあります。また、子ども・若者にとっての居場所は、物理的な「場」だけではなく、遊びや体験活動、オンライン空間など様々な形態に富んでいるということが、ニーズ調査から確認できました。
- 居場所と感ずるかどうかは子ども・若者本人が決めることであるため、その場所に行くかどうか、どう過ごすかなど、子ども・若者が自ら行動する姿勢を尊重することが重要です。子ども・若者の価値観は多様化していることから、居場所づくりを考えるにあたっては、当事者の意見や声を聴きながら進めていく必要があります。

【方向性】

- 自宅以外でも安心できる場所や活躍できる場所を持ってもらえるよう、子ども・若者の居場所の充実を図ります。特に、地域などとのつながりが希薄化しつつあることから、居場所づくりに取り組んでいきます。様々な世代と交流する機会をつくり、子ども・若者が安心できる場や学びの機会を創出し、自己肯定感や自己有用感を高めることを後押しします。
- どのような居場所が子ども・若者に必要なのか検討し、子ども・若者の意見を聴きながら居場所づくりを推進します。

具体的取組① 子ども・若者の居場所の充実

概要

子ども・若者が主体的に活動できる場を設け、様々な知識や経験を蓄えることで、自分から積極的に行動する力を育みます。悩みなどを抱えたときの相談先として、居場所があることで事態の深刻化を防ぎ、早期支援につなげます。また、子ども食堂等、地域支援に取り組むことで、支援の充実を図ります。

【重点事業】

事業名	事業内容	
児童館における子育て支援事業	子どもが自分の意思で気軽に行ける居場所、自由に遊びを体験できる場所、様々な年齢の子どもが交流できる場所という児童館の特色を生かしながら、「多摩市の未来を育む館」として魅力のある児童館を運営していきます。	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
児童一人あたりの年間平均児童館利用回数	8.4回	10.0回
担当課		
児童青少年課		

【関連事業】

事業名	事業内容
子ども食堂推進事業	食事の提供やお弁当の配布などを通じて子どもの交流の場を提供する取組を実施する団体に対し、その事業費の一部を補助することにより、地域の子どもの居場所づくりを推進します。また、これらの取組を利用する家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる活動を支援することで、子どもの健全な育成に寄与します。
担当課	
子ども・若者政策課	

事業名	事業内容
子育てひろば事業 (地域子育て支援拠点事業)	乳幼児の保護者が気軽に立ち寄れる地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などの事業を実施します。基本的な事業としては、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て・子育て支援に関する講習などを行います。また、児童館や保育施設などを含め、子育て支援を担う地域の施設と連携しながら、事業展開できるよう検討を進めます。
担当課	
子ども・若者政策課 こども家庭センター 児童青少年課	

【その他の関連事業】

事業名	担当課
放課後子ども教室	児童青少年課
子どもの読書環境の充実	図書館

コラム 子ども・誰でも食堂

「子ども食堂」とは、地域の団体等が子どもやその家族に、無料または低価格で栄養のある食事を提供して、「地域交流の場」や子どもの「見守りの場」を提供する活動です。

また、近年は子どもに限らず若者から高齢者まで気軽に食事ができる「誰でも食堂」も増えており、こうした活動は、子どもにコミュニケーションや豊かな食体験につながる「共食の機会」を提供し、地域の食育に貢献しています。

多摩市では、子ども食堂・誰でも食堂を運営する団体に補助金を交付し、その活動を支援することで、子どもの居場所の充実に取り組んでいます。



施策(3) 子ども・若者の権利侵害の防止



【現状と課題】

- 児童虐待やいじめなどの権利侵害は、被害者に心身の苦痛を与えるだけでなく、将来を奪うことにもつながりかねません。兆候をいち早く捉えて未然に防ぐとともに、実態を把握し、早期に発見・対応していく必要があります。
- こども家庭センターでの児童虐待の相談対応件数は、令和元(2019)年度以降高止まりしており、令和5(2023)年度は年間で625件(実数)の相談がありました。子どもの生命と安全を守るため、虐待の発生を防ぎ、早期に発見することがとても重要です。
- 市では、ヤングケアラー(家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者)を早期に発見し、支援につなげることを目的として「ヤングケアラーに関する実態調査」を実施しています。家族を支えることで就学機会が確保できない、友人関係を築きづらくなる、ヤングケアラー本人の健康が損なわれるなど、子ども・若者の成長に影響し、権利の観点でも好ましくない状態です。実態を把握するとともに、適切な支援を行い、ヤングケアラーとその家族の課題解決を図る必要があります。

【方向性】

- 児童虐待やいじめなどのあらゆる権利侵害に対して、未然の防止や被害者を守るための取組を推進するとともに、子ども・若者の権利侵害が起きた際に、迅速に対処するための体制づくりを推進します。
- 子ども・若者やその家族が権利侵害を受けた際に、安心して相談ができ、状況に応じて必要な支援を受けることができるよう、権利救済の仕組みについての検討を含め、引き続き体制の整備と周知を進めます。
- 学校などとの連携により、権利侵害を受けている子ども・若者がいないかどうか、定期的に実態の把握を行い、該当者に対しては、本人だけでなく家庭も含め、状況に応じた支援を行います。

具体的取組① 児童虐待・いじめ防止対策

概要

子どもへの虐待、いじめを防止する取組を推進し、子ども・若者が安心して過ごせる環境をつくっていくとともに、悩みや不安を相談できる環境を整えます。

【重点事業】

事業名	事業内容	
児童虐待に関する 予防・相談	「こどもと家庭に関する総合相談」において、相談者や年代に応じて各関係所管課や関係機関と連携しながら支援していきます。また、児童虐待の未然防止のためにも、妊娠期からの切れ目ない相談支援を行うとともに、講演会などを開催し、児童虐待や子どもの権利に関する理解を深める機会を設けていきます。	
目標の指標	実績(令和5年度)	目標値(令和11年度)
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトによらない子育てをしている親の割合	47.6%	70.0%
担当課		
こども家庭センター		

【関連事業】

事業名	事業内容
いじめ防止に係る 取組	「ふれあい月間」(6月、11月)において、いじめ防止に係る教職員の意識向上を図ります。また、年3回、いじめに関する実態調査を行い、早期発見、早期対応を図ります。
担当課	
教育指導課	

事業名	事業内容
電話教育相談子ども ホットライン	学校での悩みやトラブル、家庭での対応など、広く教育に関する相談を電話で行い、悩みを抱える方を支援します。保護者だけではなく、子ども・若者自身が直接相談できます。
担当課	
教育センター	

コラム 子どもの権利を守る取組に係る子どもからの意見

令和5(2023)年11月に開催した子どもワークショップで、「子どもの権利を守る取組」について、子どもから意見をいただきました。(詳細は144ページに掲載しています)

子どもたちからは、

- ・相談先を知ってもらうため、ポスターやチラシ、SNSの活用や動画配信など、あらゆる方法を活用すると良いのではないかな
 - ・相談例を載せて、解決までの流れや、その相談場所で何ができるかをわかるようにする
- などの意見がありました。

助けを必要とする方・不安を抱える方が、早期に支援につながるできるよう、子どもたちの意見を踏まえながら、相談先に関する情報発信を行うなど権利を守る取組を推進していきます。

具体的取組② 社会的養護の推進

概要

家庭での養育が望ましくない児童などを社会的に養育・保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を推進します。

【重点事業】

事業名	事業内容	
社会的養護を必要とする子どもへの支援	社会的養護には、家庭（的）養護があり、保護者のもとで暮らせない子どもを家庭に迎え入れ、一緒に生活する里親制度があります。里親委託の判断は、子どもの背景を踏まえながら、児童相談所が行います。里親説明会などにおいて、里親委託を受けた場合の地域や関係機関によるサポート体制などを伝えながら、里親家庭を増やす取組を児童相談所と共に推進していきます。	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
養育家庭（里親）体験発表会などの事業周知回数	3回	6回
		担当課
		こども家庭センター

具体的取組③ ヤングケアラー支援

概要

ヤングケアラー（家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）を早期に把握し、ヤングケアラー本人が自分の楽しみや将来について考え、年齢に応じた充実した経験や生活を送ることができるよう支援します。

【重点事業】

事業名	事業内容	
ヤングケアラー支援の推進	ヤングケアラーと思われる子ども・若者を早期に把握し、相談・支援につなげる取組を推進します。また、ヤングケアラーは家庭内のプライベートな問題で、支援が必要な状況にあっても表面化しにくいことから、学校や地域などでの気付きによる早期発見が重要です。福祉・教育・保健医療などの関係機関が連携して適切な支援に繋げる必要があるため、ヤングケアラーへの支援と連携の重要性について、引き続き普及啓発に取り組んでいきます。	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
実態把握の取組回数	年1回	年1回以上
	担当課 子ども・若者政策課 こども家庭センター 教育指導課 教育センター	

コラム ヤングケアラー実態調査

多摩市では、令和4(2022)年11月から12月までにかけて、ヤングケアラーに関する実態調査を行いました。

○対象

- ・多摩市立小学校5・6年生の児童 2,280名
- ・多摩市立中学校1・2・3年生の生徒 3,190名
- ・多摩市内在住の高校生世代の方 3,663名 計9,133名

調査では、「お世話をしている家族の有無」や「お世話の内容」など、20問程度の設問と、最後にはヤングケアラーについて悩み、支援を求める子どもが任意で記名できる設問を設けました。記名があった子どもやその他気になる子どもに対し、学校の協力を得ながら子ども家庭支援センター（こども家庭センター）職員が面談を行い、最終的にヤングケアラーと思われる子どもを5名確認し支援につなげました。

令和5(2023)年度以降も学校と連携し、引き続きヤングケアラーの把握および相談・支援に取り組んでいきます。

施策(4) 子ども・若者の育ち支援



【現状と課題】

- 生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子ども・若者が健やかに成長できるよう、学校・地域・行政などが相互に連携・協力しながら、様々な体験や学びの場を提供するとともに、子ども・若者自身が主体的に取り組み、学ぶことができる環境や機会を整えることが大切です。
- 多摩市若者ニーズ調査では、「守られていないと思う権利」として「自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利」を挙げた人の割合が、回答者の44.4%にのびました。若者にとって、「何かに挑戦すること」そのものがハードルだと捉えていることがうかがえます。
- 子ども・若者が自立するためには、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。そのために子ども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達程度に応じ、自然体験や文化体験など、多様な体験や遊びを通じて、将来の生活に必要な想像力や好奇心等を培うことができるよう、様々な取組を進めていくことが必要です。

【方向性】

- 子ども・若者が、自身の年齢に応じた遊びや体験活動に参加することで、主体性や想像力を育み、健やかに成長することができるよう、引き続き地域や関係機関と連携を図りながら、多様な体験の機会を提供します。
- 既存の施設が子ども・若者にとってより魅力のある場所となるよう、地域的な特性や来所する年齢層を見据え、状況に応じた施設の役割を果たすことで、子ども・若者にとって有意義な活動を実施するとともに内容の充実を図ります。

具体的取組① 子ども・若者の育ち支援

概要

遊びや学び体験を通じて、子ども・若者の育ちの支援を行います。また、子若条例で規定した「挑戦する権利」の普及啓発を図り、子ども・若者の主体的な取組を支援するとともに、様々な挑戦を応援します。

【重点事業】

事業名	事業内容	
児童館における 子育て支援事業 (再掲)	子どもが自分の意思で気軽に行ける居場所、自由に遊びを体験できる場所、様々な年齢の子どもが交流できる場所という児童館の特色を生かしながら、「多摩市の未来を育む館」として魅力のある児童館を運営していきます。	
目標の指標	実績(令和5年度)	目標値(令和11年度)
児童一人あたりの年間平均児童館利用回数	8.4回	10.0回
担当課		
児童青少年課		

【関連事業】

事業名	事業内容
放課後子ども教室	放課後に小学校施設を活用して、地域の方々に見守られながら、子どもたちが安全・安心に遊ぶことができる居場所を提供します。また、令和5(2023)年10月からの試行実施の結果を踏まえ、より子どものニーズに合った実施方法を検討し、運営に反映していきます。
担当課	
児童青少年課	

事業名	事業内容
子ども体験事業 (大谷戸プレーパーク TAMA)	子どもたちが自主的・自発的に自然体験や野外活動ができる場の提供を目的として、子ども体験事業「大谷戸プレーパーク TAMA」を実施します。また、子どもたちの野外教育・体験活動の担い手養成を目的として、キャンプインストラクターの資格を取得することができる自然体験活動指導者養成講座を並行して実施します。
担当課	
教育振興課	

【その他の関連事業】

事業名	担当課
子ども・若者の権利に関する普及啓発 (再掲)	子ども・若者政策課
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	児童青少年課
二十歳の祝賀祭	児童青少年課
若者のまちづくり推進事業	企画課
創業・経営支援事業	経済観光課
ふれあい農業推進事業	経済観光課
子ども被爆地派遣事業	平和・人権課
ブックスタート多摩市絵本かたりかけ事業	図書館
おはなし会	図書館
地域教育力支援事業	教育指導課
子育てひろば事業 (地域子育て支援拠点事業)(再掲)	多摩保育園 こども家庭センター 児童青少年課
子どもの読書環境の充実(再掲)	図書館

コラム 子ども・若者が考える「挑戦」

令和5(2023)年11月に開催した子ども・若者ワークショップで、「挑戦」について子ども・若者から意見をいただきました。(詳細は144ページに掲載しています)

ワークショップでは、「挑戦するうえで後押ししてほしいこと」として、

- ・勉強できる場所や集中できる場所(静かすぎず、うるさすぎない)、時間が欲しい(子ども/若者)
- ・肯定してほしい(子ども)
- ・同じ挑戦をしている人とつながれる場や、合格者・成功者の体験談を聞ける場がほしい(子ども/若者)

などの意見がありました。

子ども・若者が自分なりの挑戦をすることは、その結果にかかわらず、成長の糧となる重要な要素です。

これからも多摩市は、子ども・若者の声を聴きながら施策を推進するとともに、「挑戦」を応援していきます。

コラム 子ども・誰でも食堂などを通じた子ども・若者の意見

子ども・若者が感じていることや考えていることについて、市内の子ども・誰でも食堂などにご協力いただき、利用者である子ども・若者へヒアリングを行いました。

4 施設、延べ 31 人の子ども・若者から意見をいただきました。

(詳細は 146 ページに掲載しています)

①どんなときにほっとしますか？

- ・友達と話しているとき
- ・ご飯を食べているとき
- ・施設に来たとき
- ・ドキドキから安心したとき
- ・お風呂に入ったとき
- ・推しを見たとき
- など

②どうしてほっとするの？

- ・友達と話していると楽しいから
- ・食べることが好きだから
- ・知っている場所だから
- ・リラックスするから
- ・推しが好きだから
- など

③今後どうしていききたいか？やりたいことなどを教えてください。

- ・アルバイトしてみたい
- ・コンピューターを作りたい
- ・いろいろな人と関わりたい
- ・祭りやイベントに参加したい
- ・多摩市で作ったもの、地域で作ったものを売ったり広めたりしてみたい
- ・ゲームや動画編集をしてみたい
- など

意見を言うことが得意な子どももいれば、苦手な子どももいます。意見を言うことが苦手な子どもも、自分なりの想いや考えが発信できるよう、おとなが寄り添い、見守っていくことが重要です。どのような子ども・若者も意見が表明できるよう、引き続き様々な取組を推進していきます。

《基本方針2》 子ども・若者の状況に応じた支援の充実を図ります

【背景】

- 令和元(2019)年11月に「子供の貧困対策に関する大綱～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」が策定されました。子どもの貧困対策を推進するため、妊娠期から子どもの社会的自立までの継続的な支援を行っていくこと、貧困の連鎖を断ち切ることの必要性が示されました。
- 令和3(2021)年6月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケア児の生活を社会全体で支援するため、医療的ケア児が在籍する保育所・学校などに対する支援、相談支援体制の整備、都道府県単位での「医療的ケア児支援センター」の設置などが規定されました。
- 令和4(2022)年に全国の小中学生の自殺者数が過去最高となったことを受け、令和5(2023)年6月、こども家庭庁は「こどもの自殺対策緊急強化プラン」をとりまとめました。自殺予防のための教育や普及啓発、自殺リスクのある児童の早期発見など、自殺対策の強化を行い、子どもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現を目指すこととされました。
- 東京都では令和2(2020)年11月末にひとり親世帯を支援するため、ひとり親家庭向けポータルサイト「シングルママ・シングルパパ くらし応援ナビ Tokyo」を開設しました。子育て・お金・住まいなど、ひとり親家庭等に向けた支援制度がまとめて確認できるサイトとなっています。
- 多摩市では、令和2(2020)年3月に「ひとり親家庭自立促進計画」、「子どもの貧困対策計画」を包含した「多摩市子ども・子育て・若者プラン～第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画～」を策定し、貧困対策やひとり親家庭への支援策を推進してきました。

【方向性】

- 生活の安定に向け、経済的な支援を継続するとともに、子ども・若者の学習面や食事面を含めて支援を推進します。また、悩みや課題を抱える世帯への相談支援や様々な支援制度の周知・案内を行い、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を実施します。また、医療的ケア児の健やかな成長と、その家族の離職の防止に資するよう、医療的ケア児が在籍する保育所などに対する支援を行います。

施策(1) 貧困対策の推進



【現状と課題】

- 児童扶養手当受給世帯を対象としたニーズ調査では、無料の学習支援について、「現在利用している」と「今後利用したいと思う」と回答した割合が5割強に達し、需要が高いことがわかりました。また、塾や習い事をしていない主な理由として、「費用の支払いが困難」と回答した割合が選択肢の中で最も高く、就労状況や収入と学習環境に関連があることがうかがえます。学習は子どもの将来にも影響を与える可能性があり、支援に対する保護者の需要も高いことから、子どもの学習支援を推進する必要があります。
- ニーズ調査では、収入について5年前の前回調査結果と比較すると、「公的手当（児童手当など）」を挙げる割合が減少し、「就労収入」と回答した割合が増加していることから、就労世帯がやや増加している状況です。一方、依然として7割を超える世帯が「公的手当（児童手当など）」を収入と回答しており、継続的な支援が必要です。
- 令和2(2020)年度に実施された「子供の生活状況調査（内閣府）」では、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、朝食を「毎日食べる」と回答した割合が相対的に低いという結果がでています。ニーズ調査においても、収入が低い世帯では、それ以外の世帯と比較して「朝ごはんを毎日食べる」と回答した割合が約20%低く、日常生活への影響が懸念されます。

- 相対的に収入が低い世帯では、子どもを持つことや結婚することを「希望しない」、仕事と子育てを両立することに対して「不安を感じる」、と回答した割合が高い傾向にあります。今抱える課題を解消することが、将来に対して肯定的な意識を持つことにつながると考えられます。

【方向性】

- 生活基盤の安定を図るため、学習支援や食事への支援など、日常生活への支援を総合的に推進し、子ども・若者の健全な育ちや社会的な自立を後押しします。
- ひとり親家庭が地域の中で安定的な生活を送ることができるよう、それぞれの家庭が抱える課題や状況に応じた支援を継続的に行います。

具体的取組① 生活困窮家庭への支援

概要

生活困窮家庭への支援を行い、生活に対する不安の解消や自立した生活への後押しを行います。あわせて、子ども・若者の学習面での支援を行うことで、学習機会の確保を図り、進学へのチャレンジを後押しし、将来的な希望の実現や進学を支援します。

【重点事業】

事業名	事業内容	
就学援助制度	家庭の経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を補助することで就学にかかる経済的な負担の軽減を図ります。	
目標の指標	実績（令和 5 年度）	目標値（令和 11 年度）
就学援助認定者への支給率	100%	100%
		担当課
		学校支援課

【関連事業】

事業名	事業内容
子どもの学習支援事業	経済的に困窮する世帯の子どもの学習機会の確保を図り、進級・進学などを支援することで、子どもの将来の進路選択の幅を広げ、将来の自立および貧困の連鎖の防止につなげます。
担当課	
子ども・若者政策課	
事業名	事業内容
生活困窮者等支援事業	生活困窮者自立支援法などに基づき、住まいや仕事、家計のこと、ひきこもりなど生活面で困り事や不安を抱えている方に対して相談支援を行い、関係機関等と連携しながら自立の促進を図ります。
担当課	
しごと・くらしサポートステーション（福祉総務課）	

【その他の関連事業】

事業名	担当課
大学等及び模擬試験受験料助成金交付事業	子ども・若者政策課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども・若者政策課
入院助産	子ども・若者政策課
受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉総務課
住居確保給付金事業	しごと・くらしサポート ステーション（福祉総務課）
生活福祉資金貸付	社会福祉協議会（福祉総務課）
フードドライブ/フードパントリー	社会福祉協議会（福祉総務課）
小口資金貸付	社会福祉協議会（福祉総務課）
生活保護事業	生活福祉課
妊産婦・乳幼児保健指導	こども家庭センター
子ども食堂推進事業（再掲）	子ども・若者政策課

具体的取組② ひとり親家庭における子どもの生活の安定に向けた支援

概要

ひとり親家庭への状況に応じた相談支援や経済的な支援を行うことで、生活の安定や課題の解消を図ります。また、生活基盤を整え、自立に向けた支援を行います。

【重点事業】

事業名	事業内容	
ひとり親家庭の子どもに関する相談支援	ひとり親家庭が抱える子どもに関する相談に対し、関係機関と連携するなどのソーシャルワークを行い、課題解決を図ります。	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
ひとり親家庭の子どもに関する相談対応件数	212 件	事業の内容から目標を設定することがないため、設定を行わない。
担当課		
子ども・若者政策課		

【関連事業】

事業名	事業内容
児童扶養手当	児童が育成される家庭生活の安定と自立の促進に寄与するため、ひとり親家庭などに対して手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。
担当課 子ども・若者政策課	
事業名	事業内容
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭などに対して医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。
担当課 子ども・若者政策課	

【その他の関連事業】

事業名	担当課
児童育成手当	子ども・若者政策課
母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付	子ども・若者政策課
養育費確保支援事業補助金	子ども・若者政策課
子どもの学習支援事業（再掲）	子ども・若者政策課
大学等及び模擬試験受験料助成金交付事業（再掲）	子ども・若者政策課

施策(2) 障がい児(者)・医療的ケア児(者)等への支援



【現状と課題】

- 令和2(2020)年7月に「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」を制定しました。条例では、①不当な差別的取扱いの禁止、②合理的配慮の提供、③障害・障がい者に対する理解促進、④差別に対する相談体制の仕組み、の4点を重点とし障がい者に対する理解の促進を図っています。
- 令和6(2024)年3月に策定された「多摩市障がい者（児）福祉計画」では、「障害により分け隔てられることなく、障がい者の人権が尊重され、誰もが支えあいながら安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げています。また、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」の目的を実現するため、支援体制や生活支援などを充実することで当事者が安心して生活を送ることができるよう、施策を推進しています。
- 「福祉に関するアンケート」において、3割を超える方が家族や親戚以外の相談先が「ない」、「ほとんどない」と回答しており、地域の交流や見守りの場が減っていく中、障がい者やその家族に対する支援の必要性が増しています。
- 医療的ケアが日常的に必要な子ども（医療的ケア児）の数は増加しており、必要な支援も子どもの状態や症状により多様化していることから、実態を把握し、支援体制の充実を図る必要があります。

【方向性】

- 障がいのある子どもや若者、その家庭が抱える課題を早期に把握し適切な支援へとつなげるため、情報提供や支援制度の案内をわかりやすく行うとともに、相談体制の充実を図ります。
- 保健・福祉・教育などの関係機関の連携を図り、障がいのある子ども・若者が、地域で暮らしながら専門的な支援を受けられる体制を継続し、障害特性に応じた療育などを実施します。

具体的取組① 障がいのある子ども・若者への支援

概要

障がいのある子どもや若者が、障害の状態に応じたサービスや事業の利用を推進し、自分らしく生活を送ることを支援するとともに、福祉の充実や向上を図ります。

【重点事業】

事業名	事業内容	
障がい児等への福祉サービス	障害の状態に応じた支援の提供につき、必要な支給決定・給付を行います。また、子どもの療育環境を整えたいという保護者のニーズに即したサービス提供体制を整備します。	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者数	571人	730人
	担当課	
	障害福祉課 発達支援室	

【関連事業】

事業名	事業内容
保育所における要支援児童への支援	障害などに応じて職員を増配置することで、必要な保育を受けることができるよう、実情に応じた体制の整備を行います。
担当課	
子ども・若者政策課	

事業名	事業内容
学童クラブにおける要支援児童への支援	配慮が必要な児童の学童クラブへの入所に際して、学童クラブの状況に応じて加配の補助員を配置し、生活上のサポートを行った上で受入れを行います。
担当課 児童青少年課	
事業名	事業内容
未熟児養育医療制度	未熟児は、疾病にかかりやすく身体の機能が未熟であるなど、一般の新生児に比べて死亡率が高く、心身の障害が残ることも多くあります。速やかな対応が必要であることから、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行います。また、保健師の訪問などにより相談・助言を実施し、継続的な支援を行います。
担当課	
こども家庭センター	

【その他の関連事業】

事業名	担当課
心身障がい者（児）一時保護事業	障害福祉課
障害児福祉手当	障害福祉課
中等度難聴児発達支援事業	障害福祉課
重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業	障害福祉課
小児慢性特定疾病医療費助成	障害福祉課
小児精神病医療費助成	障害福祉課
自立支援医療（育成医療）	障害福祉課
心身障害者福祉手当	障害福祉課
特別児童扶養手当	障害福祉課
児童発達支援（ひまわり教室）	発達支援室

事業名	担当課
発達障がい児（者）相談支援事業	発達支援室
読書活動の支援	図書館
就学奨励制度	学校支援課
特別支援教育の充実	教育指導課 教育センター
就学相談・転学相談	教育センター

コラム 多摩市立中央図書館の開館

令和5(2023)年7月1日に多摩中央公園の一角に多摩市立中央図書館を開館しました。多摩中央公園に面した2階は公園の緑を感じながら読書もおしゃべりも楽しめ、レンガ坂に面した1階は洞窟のような雰囲気多くの本に囲まれ、静かに読書や調べものができます。目的に合わせ、子ども連れの親子から学生、おとなまで様々な世代の方に利用されています。

また図書館や本を楽しむきっかけづくりとして本のテーマ展示やさまざまなイベントを職員だけでなく、近隣の書店や市民と協働し開催しています。



具体的取組② 医療的ケア児（者）への支援

概要

医療的ケア児（者）のいる家庭の負担軽減を図るため、行政や地域で医療的ケア児（者）を支えます。また、支援を推進するための基盤づくりを行います。

【重点事業】

事業名	事業内容	
医療的ケア児（者）への支援	医療的ケア児（者）が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関との連携を図るための医療的ケア児（者）連携推進協議会での検討を踏まえ、必要な施策を実施していきます。	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
医療的ケア児（者）連携推進協議会の開催回数	4回	年4回以上開催
		担当課
		障害福祉課

【関連事業】

事業名	事業内容
保育所等における医療的ケア児への支援	医療的ケア児が在籍する保育所に、医療的ケアに専任する看護師を配置する若しくは派遣し、集団保育において必要となる医療的ケアを提供するなど支援します。
担当課	
子ども・若者政策課	

事業名	事業内容
学童クラブにおける 医療的ケア児への 支援	派遣看護師により、医療的ケア児に対して必要となる医療的ケアを提供し、生活上のサポートを行った上で受入を行います。
担当課	
児童青少年課	
事業名	事業内容
未熟児養育医療制度 (再掲)	未熟児は、疾病にかかりやすく身体の機能が未熟であるなど、一般の新生児に比べて死亡率が高く、心身の障害が残ることも多くあります。速やかな対応が必要であることから、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行います。また、保健師の訪問等により相談・助言を実施し、継続的な支援を行います。
担当課	
こども家庭センター	

施策(3) 様々な状況や困難を抱える 子ども・若者への支援



【現状と課題】

- 再犯や非行の防止について、令和3(2021)年12月に「多摩市再犯防止推進計画」を策定しました。計画では、「非行の防止・学校と連携した修学支援等」として、子ども・若者への支援を施策の1つに位置づけています。非行などを原因として高等学校を中退するケースが多く、少年院入院者の約4割が高等学校を中退している状況です。未然に非行や犯罪を防止するためには、相談支援体制の充実や居場所づくり、学習支援などを学校や地域の関係機関と連携して取組を進めていくことが求められます。
- 自殺対策では、令和6(2024)年3月に「～いのちとこころのサポートプラン～(第2期多摩市自殺対策推進計画)」を策定し、「子ども・若者向けの自殺対策の推進」を重点施策の1つに位置づけました。多摩市の自殺者状況は令和5(2023)年は24名であり、内訳は男性17名・女性7名となっています。直近20年で比較すると自殺者数は少しずつ減ってきている状況ですが、幅広い年代層で自殺者が発生しており、特に令和3(2021)年からは19歳以下や20代でも毎年自殺者が発生していることから、全国の自殺者状況と同様に児童・生徒及び若者の自殺リスクの高まりが懸念されます。自殺は個人の課題ではなく、社会全体の課題として捉え、対策に取り組んでいく必要があります。
- グローバル化の進行や、労働力不足による外国人労働者の需要増などを背景に、日本に住む外国人人口は増加傾向にあります。多摩市においても、平成25(2013)年から、1,000人以上外国人人口が増加し、令和6(2024)年1月には3,300人を超えています。
- 「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第9条に基づき、全ての人のにとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会の実現に向けて「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」を令和3(2021)年4月に策定しました。長年に渡り人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消など、ジェンダー平等意識の醸成と男女平等参画社会の実現に向けた意識啓発に取り組んでいます。

- 多様な性のあり方や生き方が尊重されるまちの実現を目指し、性の多様性に関する理解促進と、生きづらさを感じている当事者などへの支援として、「多摩市パートナーシップ制度」を令和 4(2022)年 2 月に導入しました。
- 子ども・若者は年代や状況に応じて様々な課題を抱えており、その内容に応じた支援を行うことで、安心・安全に地域で過ごすことにつながります。

【方向性】

- 犯罪や非行などのリスクや命の大切さを啓発し、子ども・若者への周知を図ることで、犯罪・非行等の発生を未然に防ぎます。
- 子ども・若者のライフスタイルや生活の場に応じた支援を行うとともに、自殺の危機的要因を抱える人々に向けた支援を実施し、着実に自殺対策を進めます。
- 様々な背景で生活や暮らしに課題を抱える子ども・若者やその家族に対して、相談支援や支援に関する情報提供などを行い、課題の解決や生活の安定を図ります。

具体的取組① 非行や犯罪等から子ども・若者を守る取組

概要

子ども・若者を非行や犯罪から未然に防ぐ取組を行うとともに、再犯を防ぐ活動を行うことで、子ども・若者の健全な成長につなげ、安心して生活できる環境や地域づくりを推進します。

【重点事業】

事業名	事業内容	
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生についての理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。7reeeeee 月の協調月間を中心に、日野・多摩・稲城地区保護司会をはじめ、更生支援活動に寄与する地域団体による街頭啓発活動を実施します。	
目標の指標	実績（令和 5 年度）	目標値（令和 11 年度）
「社会を明るくする運動」の参加人数	1,376 人	1,450 人
		担当課
		福祉総務課

【関連事業】

事業名	事業内容
薬物乱用防止推進事業	東京都薬物乱用防止推進協議会と事務局を担う多摩市が連携し、薬物乱用防止に関するキャンペーンや市内の中学生を対象に、ポスター・標語の募集を実施し、薬物乱用防止の普及啓発を行います。
担当課	
健康推進課	

具体的取組② その他様々な状況や困難を抱える子ども・若者への支援

概要

様々な困難や悩みを抱える子ども・若者への支援を推進することで、課題の解決や子ども・若者の自立を支援します。

【重点事業】

事業名	事業内容	
自殺防止に関する普及啓発	毎年3月と9月に実施する東京都自殺対策強化月間でのたま広報やSNSを活用した広報活動の他、自殺対策講演会やYouTubeを利用したゲートキーパー養成動画の配信など自殺防止の普及啓発に取り組みます。	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
自殺者数の減少：自殺死亡率（暦年単位）	16.19%	12.30%
		担当課
		福祉総務課

【関連事業】

事業名	事業内容
外国人のための日本語教室	日本語を母語としない市民を対象に、日本語教室を開設します。また、日常生活上の悩みについての生活相談ができる窓口を設置し、支援を行います。
担当課	
文化・生涯学習推進課	
事業名	事業内容
LGBT 電話相談	性的指向・性自認に関する悩みなど、専門の相談員が相談支援を行い、様々な悩みの解決を図ります。
担当課	
TAMA 女性センター	

【その他の関連事業】

事業名	担当課
適応指導（日本語指導）	教育センター

コラム 【あなたのいばしょチャット相談】と事業連携

多摩市と NP0 法人あなたのいばしょは、孤独・孤立・自殺対策事業として、令和6(2024)年8月に相談事業における連携協定を締結しました。協働して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

「あなたのいばしょ」では、24時間365日、年齢や性別を問わず、誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口を開設しています。多摩市は、「あなたのいばしょチャット相談」の周知を行ない、希望に応じて、同意が得られた相談者については、関係機関が連携して課題解決を支援します。

子ども・若者が必要な支援に確実につながることができる仕組みづくりの一環として、対面での相談や電話相談よりもアクセスしやすいチャット相談を、たま広報や市公式HPなどで広く周知していきます。



《基本方針3》子ども・若者が健やかに成長するための切れ目ない支援を行います

【背景】

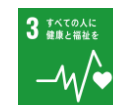
- 多摩市における認可保育所の待機児童数は、平成 31(2019)年 4 月時点で 77 名でした。令和 2(2020)年度以降、認可保育所の新設や既存施設の定員拡大を図るなどの対策を行い、令和 5(2023)年 4 月が 6 名、令和 6(2024)年 4 月が 7 名と改善しています。一方、少子化の進行に伴い児童数が定員に満たない施設が出てきており、安定的な施設運営を行っていくための対策を検討する必要があります。
- 令和 2(2020)年から令和 5(2023)年 5 月までの約 3 年半にわたり、新型コロナウイルス感染症の流行と、流行に伴う社会的なイベントの自粛などがありました。児童館や放課後児童健全育成事業（学童クラブ）でもイベントの中止や利用の制限など様々な影響がありましたが、室内でも行える遊びの紹介や子どもへのメッセージの発信など、児童館を中心に子どもの孤立や閉塞感を緩和する活動を実施しました。
- 令和 5(2023)年 12 月に「こども未来戦略」が閣議決定されました。少子化に歯止めがかからず急速に人口減少が進むことで、社会システムが維持できなくなることが懸念されています。令和 12(2030)年までに少子化のトレンドを反転すべく、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、の 3 点を基本理念としています。また、今後 3 年間で集中的に行う取組を「加速化プラン」として打ち出し、具体的な施策の 1 つとして「こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付）の創設」が示されました。
- 東京都は令和 6(2024)年 2 月に「東京都の少子化対策 2024」を策定し、若年人口が急激に減少する令和 12(2030)年代に入るまでに、「望む人が安心して子供を産み育てることができる社会」の実現を目指すことを示しました。少子化対策を①出会い・結婚、②妊娠・出産、③子育て期の支援、④教育・住宅、⑤就労環境・職場支援、⑥社会機運・環境整備、の 6 つの分野に分け、結婚に向けたマッチングや都立大学授業料の実質無償化、住宅の供給や男性育業（育児休業）の推進など、幅広い施策を強力に推進することが掲げられています。

- 多摩市でも少子化が進行しており、5 年前と比較して出生数、若年層の人口ともに減少していることから、引き続き少子化対策に集中して取り組む必要があります。

【方向性】

- 妊娠期から出産、乳児から若者まで切れ目ない支援を実施します。また、課題を抱える子ども・若者の気持ちを尊重しながら問題解決に向けた適切な助言を行うための相談支援の充実を図ります。あわせて、多摩市で実施している子ども・若者に関する取組を周知し、魅力を発信することで少子化対策に取り組みます。

施策(1) 誕生前から乳幼児期までの切れ目ない支援



【現状と課題】

- ヘルスケアの知識を持ち、早い段階から健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠・出産や未来の子どもの健康、自身のウェルビーイングにつながることから、女性やカップルが自分たちの生活や健康に向きあう「プレコンセプションケア」の普及を推進する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことで、イベントや室内での講習などの自粛により、保護者の子育て仲間を作る機会や場所が減少しました。妊産婦が孤立することを防ぐために、関係機関との連携強化を行い、伴走型の相談支援を実施してきました。引き続き伴走型支援を実施し、子どもの健全な成長へつなげる必要があります。
- こども家庭センターにおける相談者数は、令和元(2019)年度以降、毎年年間 1,000 人以上で推移しており、相談者が多い状態が続いています。また、児童虐待に関する相談についても同様に件数が多い状況が続いており、相談対応と早期の支援を継続して実施する必要があります。

- 令和 5(2023)年 6 月 13 日に閣議決定した「こども未来戦略方針」の中で、初めて「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設が示されました。その後、多摩市は「こども誰でも通園制度（仮称）」の本格実施を見据えた試行的事業」の実施自治体として採択され、令和 6（2024）年 5 月から市内幼稚園 2 園、市内保育施設 2 園の計 4 施設で事業を開始しました。
- 各世帯の幼児教育・保育へのニーズや子どもの発達・成長段階に応じた様々なサービスを引き続き実施するとともに、質の確保や幼児教育・保育施設と小学校の連携を図り、子どもの成長を支えていく必要があります。

【方向性】

- 母子保健と児童福祉を一体化した「こども家庭センター」を設置し、支援の体制を整えることで、安心して妊娠・出産・子育てを行い、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない支援を推進します。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）」は令和 8(2026)年度以降、全自治体で実施していく予定であることから、試行的事業を通じて課題を整理し、円滑な実施を図るとともに、乳児期の子どもが安心して利用できるよう、実施施設を充実させていきます。
- 引き続き、子ども一人ひとりの発達や成長に応じて、教育や食育、体験学習などを幼稚園や保育施設において提供するとともに、世帯の状況に合った保育サービスを実施します。また、安定した保育体制を築くための人材確保や施設への指導などを実施します。

具体的取組① 妊娠期からの切れ目ない保健・医療の確保

概要

母子への保健・医療の充実を推進し、子育て支援と母子保健の連携により子育て家庭を一体的に支援することで、胎児及び乳児の健康の保持及び増進を図ります。

【重点事業】

事業名	事業内容	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	子育ての孤立化を防ぐため、生後 4 か月までの乳児がいる全家庭を訪問します。出生通知の提出者には、保健師、助産師が行う新生児訪問と同時に実施し、子育て支援に関する情報提供、育児や家族の健康、様々な生活の相談などを行います。また、育児不安の軽減を図るとともに、課題を抱える方には地区担当保健師が継続的に支援を行います。	
目標の指標	実績（令和 5 年度）	目標値（令和 11 年度）
乳児家庭全戸訪問対象者把握率	100%	100%
担当課		
こども家庭センター		

【関連事業】

事業名	事業内容
子どもと家庭に関する総合相談	「子どもと家庭に関する総合相談」において、相談者や年代に応じて各関係所管課や関係機関と連携しながら支援していきます。
担当課	
こども家庭センター	
事業名	事業内容
保護者への子育て知識の提供	〈パパママ学級〉 同時期に妊娠・出産・子育てを行う母親の友達づくりや父親の育児参加を目的とし、主に初産の妊婦とその配偶者を対象に、沐浴実習、各種講話、グループワーク、妊婦体験（父親）、先輩パパママ交流会などを実施し、親となる心構えの準備をしながら、安全・安心に妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう支援します。
	虐待未然防止の観点からは、乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）の予防、産後不安定になりがちな母親のメンタルヘルスなどについて正確な情報を提供し、知識及び相談先の普及啓発に努めます。
	〈離乳食講習会〉 月齢に応じて２コースの講習会を実施。離乳食の進め方や作り方の講話を中心に、裏ごし体験や試食を行います。２回食以降のコースは月齢に応じた食品の使い方や大人からの取り分け方法、乳歯のお手入れ方法などの講話を行います。
	〈出張教育〉 市内児童館、学童クラブ、子育てひろば（地域子育て支援拠点）に保健師、歯科衛生士、栄養士などが出向き、季節に応じた過ごし方、防災対策、離乳食の進め方、歯のケアと生活習慣について情報提供します。
担当課	
こども家庭センター	

	〈すくすく発達相談〉 児童館や身近な子育てひろば（地域子育て支援拠点）で、心理士や作業療法士など専門職による子どもの発達・年齢に応じた遊びや対応の方法などについての講座や相談支援を行います。
--	---

【その他の関連事業】

事業名	担当課
母子健康手帳（親子健康手帳）の交付/ゆりかごTAMAプラン	こども家庭センター
妊婦面接（ゆりかごTAMA）	こども家庭センター
妊婦等包括相談支援事業	こども家庭センター
妊婦健康診査	こども家庭センター
新生児聴覚検査受診費用助成	こども家庭センター
にゃんとも子育てLINE	こども家庭センター
乳幼児健康診査	こども家庭センター
歯科健康診査・幼児歯科相談	こども家庭センター
乳幼児の発達に関する相談	こども家庭センター
予防接種事業	こども家庭センター
多胎児家庭支援事業	こども家庭センター
産後ケア事業	こども家庭センター
プレコンセプションケアの普及啓発	こども家庭センター
就学時健康診断	学校支援課

コラム 妊婦面接（ゆりかご TAMA）

多摩市では、妊娠届出書を提出され、母子健康手帳（親子健康手帳）の交付をうけた妊婦のみなさまが、安心して妊娠期を過ごし、出産・子育ての準備ができるよう保健師が面接を行っています。

お話を伺いながら、妊婦さんが利用できるサービスやセルフケアなど、状況に合わせた「ゆりかご TAMA プラン」を一緒に考えます。



面接を受けた方には、生まれてくる赤ちゃんへの祝福と歓迎のメッセージをこめた「ゆりかご TAMA 応援ギフト」など、出産準備のためのギフトを差し上げています。

また、身近な子育てひろば（My 拠点）のご紹介もしています。

『ゆりかご面接』についてはこちらから



具体的取組② 幼児教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

概要

就学前の子どもに対する教育環境や保育環境を充実し、多様な幼児教育・保育ニーズに応じたきめ細やかな対応を図ります。

【重点事業】

事業名	事業内容	
こども誰でも通園事業 （乳児等のための支援給付）	市内在住の生後 6 か月～満 3 歳未満の乳幼児について、認可保育所や幼稚園等で保育要件に関わらず一時的な預かりを行う事で、全ての子どもの育ちを応援し、在宅保育家庭のリフレッシュや育児困難家庭の支援を行います。	
目標の指標	実績（令和 5 年度）	目標値（令和 11 年度）
実施施設数	—	18 園
	担当課	
	子ども・若者政策課	

【関連事業】

事業名	事業内容
病児・病後児 保育事業	病気期間または病後・病気回復期にあって、集団保育を受けることが困難な場合、一時的にその児童の預かり保育を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。
担当課	子ども・若者政策課
事業名	事業内容
私立幼稚園等園児 保護者補助事業	私立幼稚園に通う児童の保護者に対し、世帯の所得状況に応じて保育料などの補助を行います。また、東京都の基準を満たす満 3 歳クラスに在籍する多子世帯の預かり保育料の補助を行います。
担当課	子ども・若者政策課

【その他の関連事業】

事業名	担当課
子どものための保育給付	子ども・若者政策課
子どものための教育給付	子ども・若者政策課
子育てのための施設等利用保育給付	子ども・若者政策課
子育てのための施設等利用教育給付	子ども・若者政策課
認証保育所運営費補助事業	子ども・若者政策課
企業主導型保育利用支援事業	子ども・若者政策課
延長保育事業	子ども・若者政策課
休日保育事業	子ども・若者政策課
一時保育事業	子ども・若者政策課 こども家庭センター
幼稚園での預かり保育	子ども・若者政策課
保育園での離乳食教室	子ども・若者政策課
保育園における食育の推進	子ども・若者政策課
実費徴収に係る補足給付を行う事業（再掲）	子ども・若者政策課

コラム 待機児童対策の取組

多摩市では待機児童対策として、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて、保護者の利便性の高い市内駅周辺に認可保育所の整備を進めてきました。

この取組により、平成31(2019)年4月の待機児童数が77人であったのに対し、令和4(2022)年4月に4人まで減少させることができました。その後、少子化の影響により出生数は年々減少していますが、令和6(2024)年4月には聖蹟桜ヶ丘駅周辺の大規模マンション開発等による保育需要の高まりにより、待機児童数が7人となっており、地域偏在が生じています。

今後は、地域ごとのニーズを見極めて、施設整備によらない待機児童対策を推進することにより、地域偏在を解消し待機児童ゼロを目指します。



具体的取組③ 幼児教育・保育の質の向上と保幼小連携

概要

よりよい教育環境・保育環境を維持・向上できるよう、質の高い幼児教育・保育の提供に向けた取組を推進します。また、保幼小連携の充実を図り、全ての子どもの学びや生活の基盤を育みます。

【重点事業】

事業名	事業内容	
保育人材の定着・確保事業	特定教育・保育施設などへ職員の賃金改善を目的とした給付や、施設が若手職員の宿舎を借り上げる費用の一部を補助することにより、保育士などの人材確保・離職防止を図ります。	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
保育従事職員宿舎借り上げ支援事業実施施設数	5施設	5施設
		担当課
		子ども・若者政策課

【関連事業】

事業名	事業内容
保育施設等への指導監査	子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設などの運営が法令や基準等に即して適正に実施されているかを確認し、必要な助言・指導を行うことで、施設の適正な運営及びサービスの質の確保を図ります。
担当課	
子ども・若者政策課	

事業名	事業内容
保幼小連携事業	幼稚園、保育所などの職員と小学校の教員が一堂に会し、「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく架け橋期（5歳児～小学校1年生の2年間）の子どもの育ちや学びについての情報共有や研修会を実施することで、就学前の子どもの育ちの充実を図り、小学校教育へつなげていきます。
担当課	
子ども・若者政策課	
教育指導課 教育センター	

【その他の関連事業】

事業名	担当課
民間保育所補助事業	子ども・若者政策課
保育施設における人材養成	子ども・若者政策課
社会福祉法人への指導検査	福祉総務課

施策(2) 学童期から思春期までの切れ目ない支援



【現状と課題】

- 令和6(2024)年4月1日時点で、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）における待機児童数は127名となっており、地域によって定員数に対して申請数が上回っている状況です。ランドセル来館など、待機児童となった児童への対策を実施していますが、待機児童数そのものを減らしていくことが重要です。一方、今後は少子化により、児童数は減少していくことが予想されるため、申請者数の推移を注視していく必要があります。
- 共働きの世帯が増えたことで、放課後を1人で過ごす児童が増加しており、様々な経験を通して、社交性ややり抜く力、思いやりなどの非認知能力を育むことができる「放課後の居場所」への重要性が増しています。
- 多摩市では、これまで地域のボランティアの方などの支えにより放課後子ども教室を実施してきましたが、令和5年10月から2校の小学校で法人による放課後子ども教室の試行事業を開始しました。法人が放課後子ども教室を実施することによる内容の変化や実施日数が増加したことによる効果を分析し、今後の施策へ反映していくことが重要です。
- 様々な理由で支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあります。取り巻く環境が多様化・複雑化する中で、一人ひとりの教育ニーズに応じた支援を行っていく必要があります。

【方向性】

- 学童クラブに申請した結果、入所保留となった児童の放課後の居場所の確保に努めるとともに、待機児童の解消に向けた対策を検討し、推進します。
- 放課後の居場所について、より児童が利用しやすい形で充実を図り、安心して過ごすことができる場を提供します。放課後子ども教室は、試行実施の結果を踏まえ、より子どものニーズに合った実施方法を検討し、運営に反映します。

- いじめや不登校、課題を抱える児童・生徒に対し、学校や関係機関が連携し、きめ細かな相談・支援に取り組みます。また、状況に応じた支援を行い、ニーズに応じた教育機会の確保を図ります。

具体的取組① 学童期の保育の充実

概要

学童期の保育の充実を図ることで、安心して過ごすことができる環境を整え、遊びなどを通じて豊かな育ちへつなげます。

【重点事業】

事業名	事業内容	
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が仕事や病気入院などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ります。また、施設によって待機児童の発生状況が異なっていることから、地域の実情を踏まえた待機児童対策を推進します。	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
待機児童数	123人	49人
		担当課
		児童青少年課

具体的取組② 放課後の子どもの居場所の充実と健全育成

概要

放課後の子どもの居場所の充実を図り、遊び・体験活動を通じた仲間づくりや生き抜く力を育みます。また、地域と共に子どもの健全育成を支えます。

【重点事業】

事業名	事業内容	
放課後子ども教室 (再掲)	放課後に小学校施設を活用して、地域の方々に見守られながら、子どもたちが安全・安心に遊ぶことができる居場所を提供します。また、令和5(2023)年10月からの試行実施の結果を踏まえ、より子どものニーズに合った実施方法を検討し、運営に反映していきます。	
目標の指標	実績(令和5年度)	目標値(令和11年度)
延参加者数	20,031人	75,276人
	担当課	
	児童青少年課	

【関連事業】

事業名	事業内容
青少年問題協議会/ 地区委員会	青少年問題協議会では、子どもたちが健やかに成長できるよう、関係機関や団体相互の協議、連絡調整を行っていきます。地区委員会では地域の力を生かしながら、青少年の健全育成にまつわる活動を進めます。
担当課	
児童青少年課	
事業名	事業内容
児童館における子育て支援事業(再掲)	子どもが自分の意思で気軽に行ける居場所、自由に遊びを体験できる場所、様々な年齢の子どもが交流できる場所という児童館の特色を生かしながら、「多摩市の未来を育む館」として魅力のある児童館を運営していきます。
担当課	
児童青少年課	

【その他の関連事業】

事業名	担当課
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)(再掲)	児童青少年課
子どもの読書環境の充実(再掲)	図書館

コラム 子どもの居場所としての児童館



「私には、苦しい時に頼れる『第二の家』があります。そこは、いつも明るく私を迎えてくれて、癒してくれます。私にとって第二の家は児童館です。小さい時から今までずーっとお世話になっています。皆さんも苦しい時は一人で抱え込まず、誰かに相談できることを願っています。」

このメッセージは、幼児の頃から児童館を利用してきた高校生が『児童虐待防止啓発推進月間』の際に寄せてくれたもので、児童館をとっても信頼してくれているということがよく分かる文章だと思います。



児童館はこれまで、0歳から18歳までの幅広い年齢層の子どもたちと、日常的に継続して関わり続けることで、信頼関係を築き上げてきました。これからも引き続き、このメッセージのように子どもたちから信頼される児童館であり続けたいと考えています。

具体的取組③ いじめ、不登校、ひきこもりへの支援

概要

いじめや不登校、ひきこもりなどによる、様々な困難を抱える子どもの悩みや不安の解消を図り、課題の解決に取り組めます。

【重点事業】

事業名	事業内容	
スクールソーシャルワーカーの活用	不登校、学校でのトラブル、家庭環境の課題など、児童・生徒が抱えるさまざまな課題の解決に向けた支援を行います。	
目標の指標	実績（令和 5 年度）	目標値（令和 11 年度）
スクールソーシャルワーカー相談対応件数（連携含）	1,146 件	3,500 件
	担当課	
	教育センター	

【関連事業】

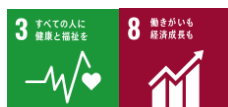
事業名	事業内容
不登校支援事業の推進	一人ひとりの状況に応じた支援を行うため、校内別室指導支援員「チャレンジサポーター」、不登校対応巡回教員の配置、チャレンジクラス「あたご Space」の運営、子どもパートナー事業「ピアフレンド」、「フレキシスクール Online」を実施します。
担当課	
教育指導課 教育センター	

事業名	事業内容
適応教室 (ゆうかり教室)	何らかの要因・背景により学校に登校しない・できない状態にある多摩市の公立の小・中学校に在籍する児童・生徒を対象に、本人の状況に即した学習指導や他の児童・生徒との交流等を意図した集団活動を通して、学習意欲の醸成と自己肯定感の高まりによる情緒的安定を図ります。学校や他の機関との連携や学校以外の居場所づくりなど、その児童・生徒に合わせた支援を行います。
担当課	
教育センター	

【その他の関連事業】

事業名	担当課
学校と家庭の連携推進事業	教育指導課
子ども食堂推進事業（再掲）	子ども・若者政策課

施策(3) 若者への切れ目ない支援



【現状と課題】

- ニーズ調査では、広くひきこもりの定義に該当する割合（出現率）は3.65%となっており、5年前の前回調査（出現率2.71%）より上昇しています。
- ひきこもり状態は長期間になるほど固定化し、社会とのつながりを取り戻すことが一層困難になることが懸念されるため、早期に対応できるよう、福祉・保健・医療などの分野を超えた連携を強化し、切れ目ない支援を行っていく必要があります。
- 令和4(2022)年の20～24歳の失業率は4.8%と他の年代よりも失業率が高い状態が続いています。
- 多摩市の各年4月1日時点での0歳人口は、令和3(2021)年が768人、令和4(2022)年が721人、令和5(2023)年が660人と減少傾向にあります。令和6(2024)年は673人と増加に転じていますが、大型マンションの竣工などが影響していることから、引き続き状況を注視していく必要があります。
- 多摩市の令和5(2023)年の合計特殊出生率は「0.92」となっており、都内26市の中で最下位となっています。持続可能な地域社会の維持・構築のために、早急に要因を分析し、施策を実施する必要があります。
- ニーズ調査では、若い世代になるほど結婚や子どもを持つことを希望する割合が低くなる傾向がみられました。それでも多くの人が将来的に、結婚や子どもを持ちたいと思っていることから、希望が実現できるよう、結婚前からライフステージに応じた支援を推進していく必要があります。

【方向性】

- 困難や課題を抱える若者の背景や現在の状況を聴く中で、意欲を引き出し、本人の自己選択、自己決定を基本としながら、社会とつながりを持つことができるよう支援します。

- 市で実施している子ども・子育て・若者に関する施策の周知・PRを強化し、子どもの人口減少の緩和や人口増加を図ります。また、対策として効果的な施策の検討を進めます。
- 就労を目指す若者に対して、継続的な就労支援を行うことで、自立を支えます。

具体的取組① 若者への就労支援等の推進

概要

若者の就労支援を推進し、生活の自立を支援します。また、ひきこもりとなっている方やその家族への支援を行い、不安や悩みの解決、孤立の防止を図ります。

【重点事業】

事業名	事業内容	
生活困窮者等支援事業（再掲）	生活困窮者自立支援法などにに基づき、住まいや仕事、家計のこと、ひきこもりなど生活面で困り事や不安を抱えている方に対して相談支援を行い、関係機関等と連携しながら自立の促進を図ります。 (就労率の推移 R2:52%、R3:68%、R4:78%)	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
就労率 (就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労により収入が増加した者の割合)	92%	75% (目標値は、国の目安値を基準に設定)
※令和5年度実績は、コロナ禍後の旺盛な求職状況を反映して例年を大幅に上回りました。		担当課 しごと・くらしサポートステーション (福祉総務課)

【関連事業】

事業名	事業内容
就業労働相談事業	国の就労専門機関である「ハローワーク府中」と共同で永山ワークプラザを運営し、若者の就労支援を行っています。また、その他公共機関などと共催で各種セミナーを年数回実施し、引き続き雇用の促進や再就職の支援を行っていきます。
担当課 経済観光課	

コラム しごと・くらしサポートステーションでの支援

しごと・くらしサポートステーションでは、生活上の困りごとや不安を抱えている方々に対し、課題の解決に向けて相談者に寄り添った支援プランを作成し、自立に向けた支援を行っています。

就労への不安や生活習慣に課題を抱える方へは、カウンセリングやボランティア・就労体験などの様々なプログラムの用意、その他家計の見直しのサポートや離職等により家賃の支払いが困難な方へ、求職活動期間中の家賃補助等の支援をしています。

また、ひきこもりの状態にある方が、ほっとしながら日中を過ごすことができる居場所(愛称:永山ベース)も開設しています。



具体的取組② 少子化対策の推進

概要

子どもを持つことへの希望を育み、子育てしやすい環境を整えることで、持続可能な地域づくりを推進します。

【少子化の要因】

- 次の要因が複合的に相関していると考えられています。
 - 婚姻組数の子どもの人口数へ与える影響が非常に大きいこと
 - 男女とも引き続き晩婚の傾向が続いていること
 - ライフスタイルの多様化などにより未婚率が男女ともに上昇傾向であること
 - 妊娠・出産が可能な女性の人口が減少傾向であること
 - 結婚や子育てをできるだけ十分な所得がないこと
 - 仕事と子育てを両立できる環境整備が不十分であり、出産後の就労継続やキャリア形成面で不利になるのではないかという不安を抱えていること
 - 大学進学や塾などの習い事による教育費の負担があり、経済的な理由で子どもを持つことを諦めてしまうこと
 - 結婚などによるライフスタイルの変化を望まないこと
 - 出会いの機会が減少していること

参考：選択する未来 ―人口推計から見てくる未来像―

―「選択する未来」委員会報告 解説・資料集―（平成 27(2015)年 内閣府）

【現状と課題】

- 国は、平成 6(1994)年に最初の総合的な少子化対策となる「今後の子育て支援のための施策の基本的方向性について（エンゼルプラン）」を、平成 11(1999)年には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」を策定しました。

- 平成 15(2003)年、「少子化社会対策基本法」が成立し、少子化対策の目的や国・地方公共団体・事業主及び国民の責務を定めました。また、同時期に成立した「次世代育成支援対策推進法」では、地方公共団体や従業員数 101 人以上の事業者において、次世代育成支援のための取組を促進するよう行動計画の策定を義務付けました。

- 平成 22(2010)年 1 月には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、子ども手当などの経済的支援も含めた包括的な子育て支援が打ち出されました。また、社会保障と税の一体改革の一環として、平成 24(2012)年に子ども・子育て支援法など関連 3 法が成立しました。

- 令和 2(2020)年 5 月には、総合的かつ長期的な少子化に対処するための指針として「少子化社会対策大綱」を策定しました。男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚や子どもを持つことができる社会をつくることを目標としています。

- 令和 5(2023)年 12 月に「こども大綱」が策定され、令和 6(2024)年 6 月にはこども大綱に掲げられた基本的な柱を基本方針として、「こどもまんか実行計画 2024」が策定しました。

- 多摩市でも少子化傾向がゆるやかに続いていましたが、新型コロナウイルス感染症に起因した生活様式の変化や多様化の中で少子化の流れが加速し、平成 31(2019)年 4 月の 0 歳児人口が 857 人だったのに対し、令和 6(2024)年 4 月は 673 人と 5 年間で 184 人（23.4%）減少しています。少子化に伴う経済活動の停滞、担い手の不足など社会的に大きな影響を及ぼすことから、迅速に対処していく必要があります。

【方向性】

- 市の子育て施策について市民への周知を図り、該当する方にサービスの利用を促していくとともに、市外へ周知啓発することで子育て環境を P R し、「子育てするなら多摩市」を発信します。

- 多摩市の充実した子育て支援施策を継続して実施していきます。
- 結婚・妊娠・出産は個人の意思に基づくことを前提として、望む人に対して的確にニーズを把握しながら、必要なサービスを提供します。また、社会情勢の変化に伴うニーズの変化を捉え、必要な支援を検討します。
- 社会情勢を注視し、国・都との連携を図りながら、少子化対策を検討し、推進していきます。

【重点事業】

事業名	事業内容	
子ども・子育て支援施策の積極的周知・PR	市で実施している妊娠期から若者までを対象とした施策や取組を周知し、対象者の利用を促すことで、市内の子育て世帯を支援するとともに、多摩市の子育て環境に対する肯定的なイメージを醸成します。また、市外在住者へ多摩市の子育て環境の良さを PR することで、積極的に多摩市への子育て世帯の転入を促します。	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
世論調査における「子育てがしやすいまちだと思うか」の設問に対して「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合（10～30代）	50%	60%
担当課		
子ども・若者政策課		

コラム 多摩市は「こどもまんなか」

多摩市に関わるみんなで、子ども・若者を誰一人取り残さずに、大切にするまちを目指し、令和4(2022)年4月に「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を施行しました。この条例を推進し、「こどもまんなか」を実現するためには、市だけでなく地域の様々な主体が連携し、子ども・若者が切れ目ない支援を受けられる環境と、まちづくりに参画し活躍できる環境を整えることが大切です。

多摩市では「こどもまんなか」の取組をより分かりやすく推進し、市民のみなさんに親しみを持っていただけるよう、「こどもまんなか」ロゴを作成しました。今後、子ども・若者に係る様々な取組に活用し、「こどもまんなか」の取組を推進します。



コラム たまこどもフェス

多摩市では、令和6(2024)年8月25日に初めて「たまこどもフェス」を市内永山公民館、永山北公園、グリナード広場で開催しました。「たまこどもフェス」は、「こども」を「まんなか」に据えて、子どもや若者、保護者が遊びながら学ぶことができるイベントです。市内幼稚園や保育所が参加し、子育て関連団体等が協力して遊びや体験を通じて多摩市の子育て環境のPRを行い、約1万人の子育て世帯が来場しました。

来場した保護者からは、「多摩市が子育てに力を入れているのが伝わった」、「今後も子どもやママパパのためにフェスを続けてほしい」といった声をいただきました。

今後も、幼稚園や保育所をはじめとした子育て関連団体と連携し、「こどもまんなか」の取組を進めるとともに、「子育てするなら多摩市！」を発信していきます。



コラム 少子化対策に係る若者からの意見

令和5(2023)年11月に開催した子ども・若者ワークショップの「若者の部」にて、「少子化対策」に関する意見を若者から出してもらいました。(詳細は144ページに掲載しています)

少子化対策として、

- ・妊娠前から子育てについて相談ができる機会、支援策を知ることができる機会があると良い
- ・支援策の名前を分かりやすくする
- ・(子育てをポジティブに捉えてもらうための)子どもと触れ合うことができるイベントの開催

などの意見がありました。

多摩市の充実した子育て施策や優れた子育て環境をPRするとともに、当事者からの意見を聴きながら、引き続き少子化対策について検討を進めます。

《基本方針4》子育て世帯が安心して子育てできる環境を整えます

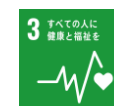
【背景】

- 共働き世帯の増加や少子化、高齢化の進行など、子育て世帯を取り巻く環境が大きく変わるとともに、ライフスタイルそのものの変化の影響もあり、多くの保護者が「心身の疲れ」、「経済的不安」、「自由な時間がない」といった悩みを抱えています。
- 保護者が悩みを抱える中で、貧困や虐待など子ども・若者が困難な状態に陥る場面が顕在化してきています。このため、国は児童福祉法を令和4(2022)年6月に改正し、既存の児童福祉に関する機能を有する「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健に関する機能を有する「子育て世代包括支援センター」を見直し、自治体に対して、妊娠から子育てまで一体的な相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めるものと位置づけました。
- 多摩市ではこれまで、妊娠から出産までの母子保健分野に関しては健康推進課（こども家庭センター）、子育てにおける総合的な相談窓口などについては子ども家庭支援センター（こども家庭センター）、子どもの手当に関することは子ども・若者政策課において取り組んできました。世帯や子どもの状況に応じて組織間で情報共有を行い、連携して妊娠期からの切れ目ない支援を進めてきましたが、児童福祉法改正の趣旨を鑑み、より包括的に支援を行っていく必要があります。
- ひとり親家庭は、子育てと家庭における生計の担い手の役割を一人で担っており、家庭の状況に応じた支援や助成・支援に関する制度の周知を引き続き進めていく必要があります。
- 家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化しています。どのような子育て家庭も子どもにとっての利益を一番考え、子どもが健やかに育まれるよう、地域や社会全体で支えていくことが求められています。

【方向性】

- 「こども家庭センター」を設置することで母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制を整理・充実させ、妊娠期から切れ目ないきめ細かな支援を推進します。併せて、子育て世帯や子育てを支える地域に対する支援に取り組み、様々な家族の在り方に関わらず安心して子育てを行える環境を整えます。また、支援制度や助成に関する情報の周知を今まで以上に推進し、ひとり親家庭の制度利用を促進します。

施策(1) 子育てや教育に係る負担軽減



【現状と課題】

- 令和元(2019)年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。認可保育所・認定こども園・新制度幼稚園を利用する3～5歳児クラスの利用料が無償となり、その他の施設についても一定額が利用料から減額されました。また、0～2歳児クラスの利用料についても、住民税非課税世帯を対象に無償化または一定額の減額が図られています。
- 東京都では、令和5(2023)年に子ども・若者の学びなどの育ちを切れ目なく支援し、「子育てのしやすい東京」の実現を目的に、「018 サポート」を開始しています。
- また、令和5(2023)年4月から高校生等医療費助成制度（マル青医療証）を開始し、高校生または同年代の若者の1受診あたりの医療費の自己負担額を200円とすることで、家庭での医療費負担の軽減を図っています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、「子育てについて、具体的にどのような不安や負担を感じているか」という設問に対して、6割弱の方が「出費などの経済的不安」を挙げており、今後も国や東京都の動向を注視し、適切な支援や助成を行っていく必要があります。

【方向性】

- 引き続き、家事・育児に関する支援を継続することで、負担軽減を図るとともに、悩みや不安を聴き取ることで、子育てを安心して行えるよう支援します。
- 国や東京都の動向を注視しながら、子どもの年齢に応じて経済的な負担軽減を図ります。

具体的取組① 家事・育児に係る支援

概要

子育てに係る家事や育児への支援を行い、保護者の負担を軽減することで、安心して子育てが行えるよう、取組を推進します。

【重点事業】

事業名	事業内容	
子育てひろば事業 (地域子育て支援 拠点事業) (再掲)	乳幼児の保護者が気軽に立ち寄れる地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などの事業を実施します。基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て・子育て支援に関する講習などを行います。また、児童館や保育施設などを含め、子育て支援を担う地域の施設と連携しながら、事業展開できるよう検討を進めます。	
目標の指標	実績(令和5年度)	目標値(令和11年度)
実施箇所数	10(1)施設	10(1)施設
※()の数字は箇所数のうち連携型の再掲		担当課
		子ども・若者政策課 こども家庭センター 児童青少年課

【関連事業】

事業名	事業内容
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、児童の預かりなどの援助を希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に対する連絡・調整を実施し、子育て支援の増進を図ります。(生後3か月から中学生が対象)
担当課 こども家庭センター	
事業名	事業内容
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、子ども家庭サポーターが訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。
担当課 こども家庭センター	

【その他の関連事業】

事業名	担当課
子ども家庭サポーター派遣事業	こども家庭センター
子どもショートステイ事業	こども家庭センター
こども誰でも通園事業 (乳児等のための支援給付)(再掲)	子ども・若者政策課
病児・病後児保育事業(再掲)	子ども・若者政策課
延長保育事業(再掲)	子ども・若者政策課
休日保育事業(再掲)	子ども・若者政策課
一時保育事業(再掲)	子ども・若者政策課 こども家庭センター
幼稚園での預かり保育(再掲)	子ども・若者政策課
児童館における子育て支援事業(再掲)	児童青少年課
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)(再掲)	児童青少年課

コラム こどもひろばOLIVE（オリーブ）

パルテノン多摩 4 階に令和 4(2022)年 3 月 27 日にオープンした「こどもひろば OLIVE」は 0 歳から小学校 3 年生程度までのお子さんと、そのご家族が楽しく遊び、ゆっくり過ごせる木のぬくもりあふれるひろばです。

多摩産材の木製遊具で自由に遊べる「わくわくひろば」、赤ちゃんのご家族がゆったり過ごせる「よちよちルーム」、多摩中央公園の緑が望める「きらきらひろば」があります。

親子で楽しめるイベントや一時保育サービスがあり、さらに専門スタッフに子育て相談ができる、子育て家庭が安心して過ごせる場所となっています。



具体的取組② 経済的な負担軽減

概要

幼児教育・保育の無償化など、妊娠期から子どもの年齢に応じて経済的な負担軽減を行うことで、子育て世帯を支援します。

【重点事業】

事業名	事業内容	
幼児教育・保育の無償化	市内認可保育所などを利用する第 2 子以降の保育料を無償化するとともに、市内幼稚園、認可外保育施設を利用する世帯に対しても利用料の一部を無償化し、経済的な負担を軽減します。	
目標の指標	実績（令和 5 年度）	目標値（令和 11 年度）
認可保育所などに通う児童のうち、保育料無償化対象の児童に対する無償化の実施率	100%	100%
担当課		
子ども・若者政策課		

【関連事業】

事業名	事業内容
子どもの医療費助成制度	保険適用の医療費の自己負担分（乳幼児は 2 割、小学生から高校生年代の子どもは 3 割の内、通院 1 回につき 200 円（200 円未満の場合はその額）を除いた額）を助成することで、子育て支援の増進を図ります。
担当課	
子ども・若者政策課	
事業名	事業内容
学校給食費無償化	多摩市立小・中学校に在籍する児童・生徒を対象に、保護者の学校給食費にかかる経済的負担を軽減するため、東京都の補助制度を活用しながら、継続した学校給食費無償化の実施を図ります。
担当課	
学校支援課	

【その他の関連事業】

事業名	担当課
多子世帯への保育料等負担軽減	子ども・若者政策課
児童手当	子ども・若者政策課
018 サポート	子ども・若者政策課
妊婦のための支援給付	こども家庭センター
東京都出産・子育て応援事業	こども家庭センター
はっぴーファーストバースデー事業	こども家庭センター
私立幼稚園等園児保護者補助事業（再掲）	子ども・若者政策課
子どもの学習支援事業（再掲）	子ども・若者政策課
大学等及び模擬試験受験料助成金交付事業（再掲）	子ども・若者政策課
実費徴収に係る補足給付を行う事業（再掲）	子ども・若者政策課
児童扶養手当（再掲）	子ども・若者政策課
ひとり親家庭等医療費助成制度（再掲）	子ども・若者政策課
児童育成手当（再掲）	子ども・若者政策課
妊婦健康診査（再掲）	こども家庭センター
多胎児家庭支援事業（再掲）	こども家庭センター
住居確保給付金事業（再掲）	しごと・くらしサポート ステーション（福祉総務課）
生活福祉資金貸付（再掲）	社会福祉協議会（福祉総務課）

事業名	担当課
小口資金貸付（再掲）	社会福祉協議会（福祉総務課）
生活保護事業（再掲）	生活福祉課
障害児福祉手当（再掲）	障害福祉課
小児慢性特定疾病医療費助成（再掲）	障害福祉課
小児精神病医療費助成（再掲）	障害福祉課
自立支援医療（育成医療）（再掲）	障害福祉課
心身障害者福祉手当（再掲）	障害福祉課
特別児童扶養手当（再掲）	障害福祉課
就学援助制度（再掲）	学校支援課

施策(2) 親支援の充実



【現状と課題】

- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、子育てへの不安や負担を感じる事として、「子どもの病気や発達・発育について」と答えた割合が上昇しました。また、不安などへの相談先として、こども家庭センターなどの行政機関へ相談する割合が増加しています。
- 同調査の結果から、市が発信する情報を得るのに役立つものとして、子育て情報冊子やたま広報以外に公式ホームページや公式LINEも活用されています。「何歳どのようなサービスや事業があるのか」、「悩みや相談をどこにすればよいのか」をわかりやすく発信し、かつ、オンラインでの情報発信を充実させていくことが重要です。

【方向性】

- 子どもの年齢や内容に応じて訪問型の相談を行うなど相談体制を充実し、抱える悩みや不安の早期解消を図り、子育て中の親への支援を推進します。
- 必要とする時に必要な支援が届くよう各種制度や支援施策について、概要をわかりやすく周知するとともに、引き続きオンライン媒体を使ったプッシュ型の通知を行い、利用の促進につなげます。

具体的取組① 親支援の充実

概要

各種支援制度の周知などを図り、相談体制を充実させるとともに伴走型支援を行うことで、子育てを行う親の不安や悩みにかかる負担軽減を図ります。

【重点事業】

事業名	事業内容	
利用者支援事業 (子育てマネージャー)	子ども及びその保護者、または妊娠している方が、必要とする教育・保育サービスや地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子育てひろば（地域子育て支援拠点）に配置した子育てマネージャーが必要に応じ相談・助言等を行うとともに、情報の提供や関係機関との連絡調整等を実施するなど、利用者支援を図ります。 また、各地域に子育てサービスなどのネットワークを形成し、必要とする方に各種の子育てサービスが十分周知されるよう、各地域の情報を集約し情報提供を行います。	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
配置箇所数	10 施設	10 施設
	担当課 子ども・若者政策課 こども家庭センター 児童青少年課	

【関連事業】

事業名	事業内容
子どもと家庭に関する総合相談（再掲）	「子どもと家庭に関する総合相談」において、相談者や年代に応じて各関係所管課や関係機関と連携しながら支援していきます。
担当課	
こども家庭センター	
事業名	事業内容
保護者への子育て知識の提供（再掲）	〈パパママ学級〉 同時期に妊娠・出産・子育てを行う母親の友達づくりや父親の育児参加を目的とし、主に初産の妊婦とその配偶者を対象に、沐浴実習、各種講話、グループワーク、妊婦体験（父親）、先輩パパママ交流会などを実施し、親となる心構えの準備をしながら、安全・安心に妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう支援します。 虐待未然防止の観点からは、乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）の予防、産後不安定になりがちな母親のメンタルヘルス等について正確な情報を提供し、知識及び相談先の普及啓発に努めます。 〈離乳食講習会〉 月齢に応じて２コースの講習会を実施。離乳食の進め方や作り方の講話を中心に、裏ごし体験や試食を行います。２回食以降のコースは月齢に応じた食品の使い方や大人からの取り分け方法、乳歯のお手入れ方法等の講話を行います。 〈出張教育〉 市内児童館、学童、子育てひろば（地域子育て支援拠点）に保健師、歯科衛生士、栄養士などが出向き、季節に応じた過ごし方、防災対策、離乳食の進め方、歯のケアと生活習慣について情報提供します。
担当課	
こども家庭センター	

	〈すくすく発達相談〉 児童館や身近な地域子育て支援拠点で心理士や作業療法士など専門職による子どもの発達、年齢に応じた遊びや対応の方法などについての講座、相談を行います。
--	--

【その他の関連事業】

事業名	担当課
保育所における子育て相談	子ども・若者政策課
多摩市公式ホームページ「子育て応援サイト たまむすび」	秘書広報課
女性を取り巻く悩み何でも相談	TAMA 女性センター
育児相談	こども家庭センター
乳幼児健診・児童館等での食育情報の提供	こども家庭センター
ペアレントプログラムの実施	発達支援室
発達障がい児を持つ親の会の実施	発達支援室
発達・教育初回相談	教育センター/発達支援室
保育園での離乳食教室（再掲）	子ども・若者政策課
保育園における食育の推進（再掲）	子ども・若者政策課
子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）（再掲）	子ども・若者政策課 こども家庭センター 児童青少年課
母子健康手帳（親子健康手帳）の交付/ゆりかご TAMA プラン（再掲）	こども家庭センター
妊婦面接（ゆりかご TAMA）（再掲）	こども家庭センター
妊婦等包括相談支援事業（再掲）	こども家庭センター
妊婦健康診査（再掲）	こども家庭センター

事業名	担当課
新生児聴覚検査受診費用助成（再掲）	こども家庭センター
乳幼児健康診査（再掲）	こども家庭センター
歯科健康診査・幼児歯科相談（再掲）	こども家庭センター
予防接種事業（再掲）	こども家庭センター
東京都出産・子育て応援事業（再掲）	こども家庭センター
はっぴーファーストバースデー事業（再掲）	こども家庭センター
にゃんとも子育てLINE（再掲）	こども家庭センター
多胎児家庭支援事業（再掲）	こども家庭センター
乳幼児の発達に関する相談（再掲）	こども家庭センター
産後ケア事業（再掲）	こども家庭センター

施策(3) ひとり親家庭への支援



【現状と課題】

- ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、様々な困難を抱えやすい状況にあります。特に、DV被害など他の困難要因が重なると、子どもの養育環境を整え、安定した生活を維持していくことが難しい状況に陥りやすくなります。そのため、ひとり親家庭の安定した生活と自立に向けて、子育てや生活の安定、就労支援など、総合的かつきめ細かな支援が重要です。
- 児童扶養手当受給世帯を対象としたニーズ調査では、平日の日中以外の勤務で、「土曜勤務」、「日曜・休日勤務」のいずれかに該当すると答えた割合が81.5%と高く、平成30(2018)年度調査と比較しても増加しています。
- 同調査では「必要な支援を受けるために重要なこと」について、「携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」、「行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する」と回答した割合が高かったことから、制度や支援に関する情報を手軽にわかりやすく得られるよう、周知を強化していくことが重要です。

【方向性】

- ひとり親家庭のそれぞれの状況に応じて、きめ細やかな相談対応と支援を両立して推進するとともに、各種支援制度の周知の強化を図り、課題を抱えている家庭に必要な支援を行います。
- 迅速に必要なとする支援につなげられるよう、関係機関や民間団体などと引き続き連携して対応するとともに、相談体制の充実を図ります。

具体的取組① ひとり親家庭への支援

概要

ひとり親家庭に対する支援制度の周知を進め、世帯の状況に合った制度の利用を促し、生活の安定化を推進します。また、関係機関や民間団体などと連携し、必要な支援を行います。

【重点事業】

事業名	事業内容	
ひとり親家庭の生活全般（経済的支援含む）に関する相談支援	ひとり親家庭を対象に、経済的なこと、仕事のこと、住まいのことなど、幅広い課題に対して、関係機関と連携するなどのソーシャルワークを行い、課題解決を図ります。	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
ひとり親家庭の生活全般（経済的支援含む）に関する相談対応件数	1,119 件	事業の内容から目標を設定することがないため、設定を行わない。
	担当課	
	子ども・若者政策課	

【関連事業】

事業名	事業内容
児童扶養手当（再掲）	父（母）と生計を同じくしていない児童が育成される家庭生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。
担当課	
子ども・若者政策課	
事業名	事業内容
ひとり親家庭等医療費助成制度（再掲）	ひとり親家庭などに対して医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。
担当課	
子ども・若者政策課	

【その他の関連事業】

事業名	担当課
支援制度の周知の強化	子ども・若者政策課
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	子ども・若者政策課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	子ども・若者政策課
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 住宅支援資金	子ども・若者政策課 社会福祉協議会（福祉総務課）
子どもの学習支援事業（再掲）	子ども・若者政策課
大学等及び模擬試験受験料助成金交付事業（再掲）	子ども・若者政策課
児童育成手当（再掲）	子ども・若者政策課

施策(4) 安全・安心なまちづくりの推進



【現状と課題】

- ニーズ調査を行った全ての世代で「多摩市に住み続けたいと思う」と回答した割合が「多摩市に住み続けたいと思わない」と回答した割合を上回りました。特に、子育て世帯では約8割が「多摩市に住み続けたいと思う/少し思う」と回答しています。
- ニーズ調査では、多摩市に住み続けたい理由として、「生活環境が良いから」と回答した割合が最も高く、住み続けたいと思わない理由では、「魅力的な商業施設がないから」と回答した割合が最も高くなりました。
- 子ども・若者や子育て世帯が安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、地域ごとの特色を生かしながら安全・安心なまちづくりを推進する必要があります。

【方向性】

- 安心して日々を過ごすことができるよう、防災・防犯対策や交通安全対策など、地域と連携した取組を推進し、安全・安心なまちづくりに向けた取組を進めます。
- 子ども・若者や子育て世帯にとって魅力的な公園の整備や子ども・子育て家庭などに配慮した施設の普及促進、まちのにぎわい創出に向けた取組を推進することで、長期的に住み続けたい環境を整えます。
- 地域において、子ども・若者の成長を支えることができるよう、地域協創の推進を図ります。

具体的取組① 安全・安心な社会環境の整備

概要

安全・安心に子育てができるよう支援するため、子ども・若者の視点に立った交通安全対策や防災・防犯教育等を行い、子育て世帯が暮らしやすいまちづくりを推進します。

【重点事業】

事業名	事業内容	
公園の整備及び管理	公園利用者が、安全・安心で快適に利用することができるよう維持管理を行います。また、多摩市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の更新・改修を行います。	
目標の指標	実績（令和5年度）	目標値（令和11年度）
令和6(2024)年度以降、多摩市公園施設長寿命化計画（改定版）に基づき、近隣公園以上の大規模整備（更新）を行う公園数	1 園	6 園
		担当課
		公園緑地課

【関連事業】

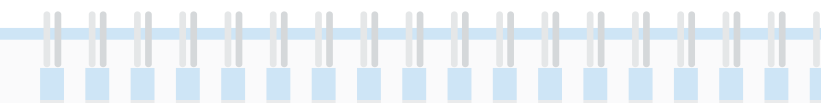
事業名	事業内容
防災教育の実施	子どもに災害場面における危険とその対処について防災教育を推進します。 具体的には、個人の自助力・周囲と助け合う共助力の向上を目的とした防災訓練や防災イベント、親子向け防災イベントなどを実施して、子どもたちの防災意識の向上を図ります。
担当課	
防災安全課	

事業名	事業内容
道路整備事業	歩行者の安全性を確保した道路形態で市内の道路整備を推進します。
担当課	
道路交通課	

【その他の関連事業】

事業名	担当課
お散歩経路安全点検	子ども・若者政策課
赤ちゃん・ふらっと事業	子ども・若者政策課
こども 110 番	児童青少年課
災害時における消防団活動	防災安全課
自主的な防犯活動団体の推進	防災安全課
学校・家庭教育支援事業	公民館
民生委員・児童委員	福祉総務課
たすけあい有償活動	社会福祉協議会（福祉総務課）
住宅ストック対策事業	都市計画課
三世代近居・同居促進助成制度	都市計画課
街路灯維持管理事業	道路交通課
通学路安全対策事業	学校支援課

コラム レジリエントライフプロジェクト



多摩市では、I-レジリエンス株式会社と防災連携協定を締結し、レジリエントライフプロジェクトに取り組んでいます。

レジリエントライフプロジェクトは、自然災害のリスクをはじめ、社会に起因するリスク、そして個人に起因するリスクに至るまで、あらゆるリスクが生み出す困難を乗り越えるための「レジリエンス」を高め、より豊かな生活の実現を目指す取り組みです。個人の意識向上による自助と、産官学連携や世代間交流によって共助の力を高めることで、自然災害への対応力の底上げを目指します。

このプロジェクトを実施していく中で、高齢化や地域活動の担い手不足など、地域で抱える様々な課題に対して、いろいろな活動主体との連携だけでなく、市役所内部の連携強化を図りつつ、その解決に取り組んでいます。



第5章

第3期子ども・子育て支援事業計画

第1節 第3期子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法により策定が義務付けられた、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、また地域子ども・子育て支援事業についての「量の見込み」とそれに対する「提供体制の確保」及び「実施時期」などについて示した計画です。

多摩市では、平成25(2013)年10月に実施した子育て世帯等に対するニーズ調査結果を踏まえ、学識経験者、子ども・子育て支援事業者、公募市民などから構成される「多摩市子ども・子育て会議」における議論等を経て、平成27(2015)年3月に「かがやけ！多摩市子ども・子育て・わくわくプラン～第1期多摩市子ども・子育て支援事業計画～」を策定しました。

その後、平成30(2018)年10月に実施した子育て世帯等に対するニーズ調査結果を踏まえ、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の計画期間とする、「多摩市子ども・子育て・若者プラン～第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画～」を令和2(2020)年3月に策定しました。

「多摩市子ども・子育て・若者プラン～第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画～」の策定後、新型コロナウイルス感染症や少子化の影響などにより、多摩市においても乳幼児の人口は減少傾向にあります。また、子育て世帯の働き方が多様化する中、各家庭のニーズに応じた柔軟な子育て支援が求められています。

第3期計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5年間の計画期間としています。計画の策定にあたっては、令和5(2023)年10月から令和6(2024)年2月にかけて、「多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係るニーズ調査」を実施しました。その結果をもとに、5年間の計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、市の現状や将来的な事業提供の見込みなどを踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保方策」を定めています。

全ての子育て世帯に対して、身近な地域で、質の高い教育・保育、子育て支援サービスを提供できるよう、①幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量の確保、教育・保育の質の向上、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、各事業の見込み量や確保方策を定めることで、子ども自身の成長を等しく保障するとともに、保護者への支援を推進します。

第2節 第3期子ども・子育て支援事業計画の体系

【子どものための教育・保育給付】

<施設型給付>

- ☐ 認定こども園
- ☐ 幼稚園
- ☐ 保育所

<地域型保育給付>

- ☐ 小規模保育
- ☐ 家庭的保育
- ☐ 事業所内保育
- ☐ 居宅訪問型保育

※多摩市では居宅訪問型保育事業を実施していません。

【子育てのための施設等利用給付】

【乳児等のための支援給付】

(こども誰でも通園制度)

※令和8(2026)年4月給付化予定

【地域子ども・子育て支援事業等】

- ☐ 利用者支援事業
- ☐ 時間外保育事業（延長保育事業）
- ☐ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ☐ 子育て短期支援事業
- ☐ 乳児家庭全戸訪問事業
- ☐ 養育支援訪問事業
- ☐ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ☐ 子育てひろば事業
（地域子育て支援拠点事業）
- ☐ 一時預かり事業
- ☐ 病児・病後児保育事業
- ☐ 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）
- ☐ 妊婦健康診査
- ☐ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ☐ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- ☐ 子育て世帯訪問支援事業
- ☐ 児童育成支援拠点事業
- ☐ 親子関係形成支援事業
- ☐ 妊婦等包括相談支援事業
- ☐ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ☐ 産後ケア事業

第3期計画からの新規事業

第3節 第3期子ども・子育て支援事業計画の構成

第3期多摩市子ども・子育て支援事業計画では、以下のような構成で各事業に係る「今後の方向性」や、「量の見込みと確保方策」をまとめます。

- 事業名
- <事業内容>
事業の目的や内容などを記載しています。
- <今後の方向性>
事業に係る今後の方向性を記載しています。
- <量の見込みと確保方策>
事業に係る量の見込みと確保方策を記載しています。

第4節 児童推計について

第3期子ども・子育て支援事業計画期間における「量の見込みと確保方策」を策定するにあたり、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの児童数を推計します。

児童推計を行うにあたっては、令和6(2024)年4月1日の住民基本台帳を基準として、今後のマンション計画や宅地造成などの情報を加味し、また、少子化の影響を踏まえた単年度ごとの変化率を考慮する等、総合的に勘案したうえで推計しました。

<0歳から5歳までの児童推計>

(単位：人)

年度	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
令和 6(2024)年度 実績値	673	713	834	861	975	935
令和 7(2025)年度 見込	642	733	743	845	870	979
令和 8(2026)年度 見込	634	694	756	749	853	874
令和 9(2027)年度 見込	638	687	718	765	758	857
令和 10(2028)年度 見込	649	686	704	721	770	759
令和 11(2029)年度 見込	647	697	703	707	726	772

<6歳から11歳までの児童推計>

(単位：人)

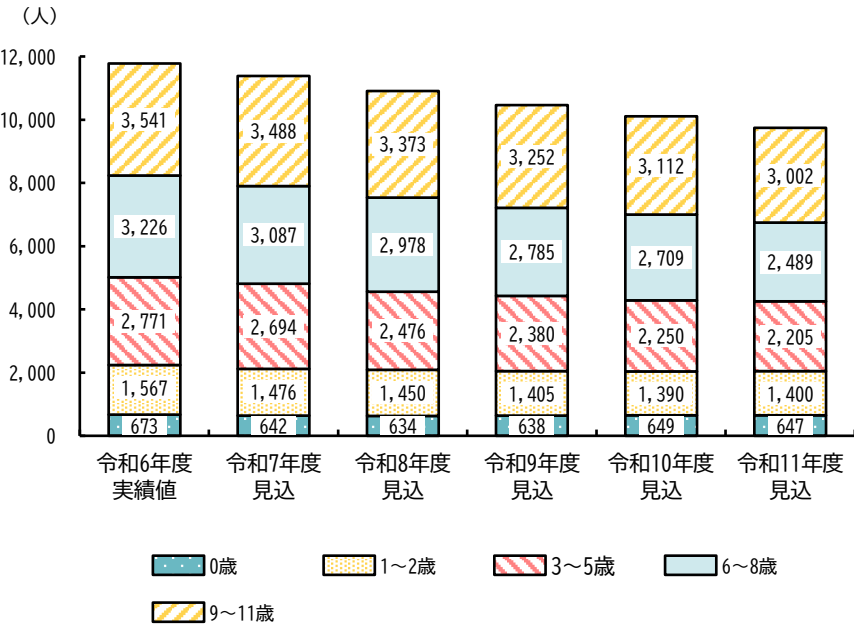
年度	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳
令和 6(2024)年度 実績値	1,063	1,085	1,078	1,190	1,211	1,140
令和 7(2025)年度 見込	933	1,064	1,090	1,081	1,193	1,214
令和 8(2026)年度 見込	977	933	1,068	1,093	1,084	1,196
令和 9(2027)年度 見込	871	977	937	1,071	1,095	1,086
令和 10(2028)年度 見込	855	872	982	940	1,074	1,098
令和 11(2029)年度 見込	758	855	876	984	942	1,076

<年齢区分ごとの児童推計>

(単位：人)

年度	0歳	1～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳
令和6(2024)年度 実績値	673	1,547	2,771	3,226	3,541
令和7(2025)年度 見込	642	1,476	2,694	3,087	3,488
令和8(2026)年度 見込	634	1,450	2,476	2,978	3,373
令和9(2027)年度 見込	638	1,405	2,380	2,785	3,252
令和10(2028)年度 見込	649	1,390	2,250	2,709	3,112
令和11(2029)年度 見込	647	1,400	2,205	2,489	3,002

児童推計



第5節 子どものための教育・保育給付

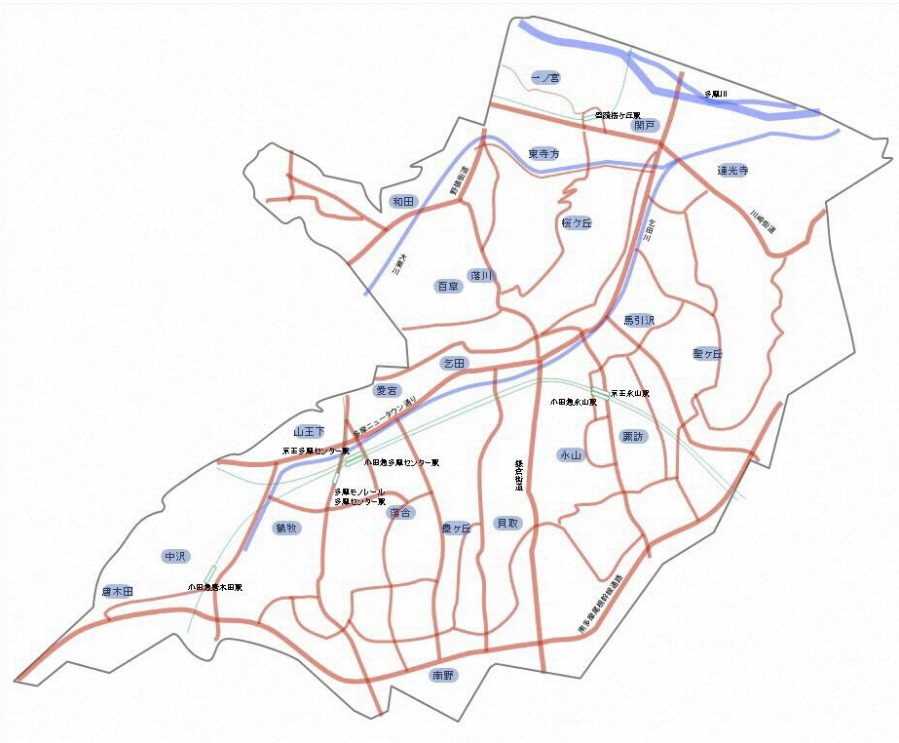
(1) 教育・保育提供区域の設定

市町村は、「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行うこととなっています。多摩市においては、「量の見込みと確保方策」を定めるにあたり、多摩市は全域を一つの「教育・保育提供区域」として設定します。

(理由)

- 保護者は、住所地や通勤経路等を考慮して利用可能な保育所を選択しており、近隣のみならず市内の広範囲から通園しています。
- 多摩市全域を一つの区域とすることで、市全体での需給バランスを考慮した教育・保育の提供が可能となります。

多摩市全域を一つの「教育・保育提供区域」として設定します。



(2) 子どものための教育・保育給付

① 施設型給付

都道府県が認可する特定教育・保育施設（認定こども園、新制度幼稚園、認可保育所）が対象となり、次の給付が基本になります。

- 3歳以上児の子どもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 3歳未満児の子どもへの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

② 地域型保育給付

市町村が認可する特定地域型保育事業への給付であり、主に3歳未満児の子どもが対象です。

- 小規模保育：小規模な環境（認可定員6人以上19人以下）で保育を実施する事業
- 家庭的保育：家庭的な雰囲気のもと、少人数（認可定員5人以下）で保育を実施する事業
- 事業所内保育：事業所内の施設などで、従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を実施する事業
- 居宅訪問型保育：保育を必要とする子どもの居宅において保育を実施する事業
※多摩市では、居宅訪問型保育事業を実施していません。

③ 量の見込みの算出方法

量の見込みの算出にあたっては、国が示す「量の見込み」算出等のための手引きに基づき、「多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係るニーズ調査」結果（令和5(2023)年10月～令和6(2024)年2月実施）及び児童人口の推移見込みから推計しました。また、0歳児の見込みについては、新型コロナウイルス感染症のまん延や育児休業制度の拡充、少子化等の社会情勢の変化に伴う近年の利用実態を踏まえて補正しています。

④ 確保方策の考え方（対応の方向性）

確保方策については、昨今の少子化などの社会情勢の変化により保育定員に空きが生じている現状や、大規模マンション開発等に伴う急激な保育需要の高まりなど、潜在的ニーズも含めた市民ニーズを的確に捉え、そのうえで教育と保育の需給バランスを考慮して定める必要があります。

多摩市では、令和元(2019)年度に聖蹟桜ヶ丘駅周辺に認可保育所を2施設、令和2(2020)年度に永山駅周辺に認可保育所を1施設設置し、多摩センター駅周辺に認可保育所1施設を規模拡大の上、鶴牧1丁目から落合1丁目へ移転設置しました。また、既存の認可保育所の老朽化に伴う大規模改修に併せて保育定員の拡大等を図り、待機児童対策を推進してきました。これらの取組により、平成31(2019)年4月に77人であった待機児童数は、令和2(2020)年4月には50人となり、その後も令和3(2021)年4月に12人、令和4(2022)年4月に4人、令和5(2023)年4月に6人、令和6(2024)年4月に7人となり、着実に待機児童解消に向けた取組を進めてきたところです。

一方で、新型コロナウイルス感染症のまん延や育児休業制度の拡充、少子化の影響により、市内の幼稚園や保育所等において保育定員に空きが生じている一方で、大規模マンション開発などに伴う局地的な保育需要の高まりによる地域偏在により、一部の地域に待機児童が生じています。そのため、確保方策を定めるにあたっては、こうした実態を踏まえるとともに社会情勢の変化を見据え、限られた資源の中でより効果を最大限に発揮できるように推進していくことが必要です。

上記のことから、施設整備に伴う保育定員の確保や、多様な事業者の参入、地域偏在などに対して以下の通り対応します。

	対応の方向性
新たな保育定員の確保について	・少子化などの影響により保育定員に空きが生じている施設もあり、市全域で保育受入れ枠も充足していることから、新たな施設整備は行わず、既存施設と調整・連携しながら、定員を柔軟に変更することにより、定員の確保を行います。 ・大規模マンション開発などに伴う急激な保育需要の高まりに対しては、近隣の教育・保育定員との需給バランスを考慮しながら検討します。
多様な事業者の参入について	・新たな施設整備を伴わず保育定員の確保に努めることを基本とし、多様な事業者の参入については、大規模マンション開発等により、市全域で保育需要が高まった際に検討します。
地域偏在への対応について	・地域ごとの需給バランスに不均衡が発生した場合は、状況に応じて解決策を検討します。 ・状況に応じて、移送サービス（保育送迎ステーション）の導入について検討します。

	対応の方向性
既存施設の維持管理について	- 安全・安心な保育を提供するために、概ね 40 年経過した特定教育・保育施設等について、運営事業者と調整を行いながら、大規模改修工事の実施を検討します。 - 特定教育・保育施設等の大規模改修工事の実施にあたっては、国や東京都の施設整備補助制度などを考慮して検討します。
保育人材の確保について	人材不足が進むなか、保育士等のキャリアアップや処遇改善に取り組むことで保育人材の定着と確保に努めます。

⑤ 量の見込みと確保方策

<満3歳以上で認定こども園、幼稚園で教育を利用する子ども（1号認定）>

(単位：人)

多摩市全域			令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
①需要量の見込み			1,343	1,235	1,187	1,122	1,100
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	375	375	375	375	375
		幼稚園	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265
	現行制度施設	幼稚園	420	420	420	420	420
		計	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060

○1号認定の教育利用率

多摩市全域	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
1号認定需要量（量の見込み）	1,343	1,235	1,187	1,122	1,100
3～5歳推計人口	2,694	2,476	2,380	2,250	2,205
教育利用率	49.9%	49.9%	49.9%	49.9%	49.9%

<満3歳以上で認定こども園、保育所で保育を利用する子ども（2号認定）>

(単位：人)

多摩市全域			令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
①需要量の見込み			1, 201	1, 104	1, 061	1, 003	983
②確保方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園	157	157	157	157	157
		認可保育所	1, 460	1, 460	1, 460	1, 460	1, 460
	その他 保育施設	東京都認証保育所	133	133	133	133	133
		企業主導型保育所	10	10	10	10	10
	計		1, 760	1, 760	1, 760	1, 760	1, 760

○2号認定の保育利用率

多摩市全域	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
2号認定需要量（量の見込み）	1,201	1,104	1,061	1,003	983
3～5歳推計人口	2,694	2,476	2,380	2,250	2,205
保育利用率	44.6%	44.6%	44.6%	44.6%	44.6%

<満3歳未満で認定こども園、保育所、地域型保育を利用する子ども（3号認定）>
(単位：人)

多摩市全域			令和7 (2025)年度			令和8 (2026)年度			令和9 (2027)年度			令和10 (2028)年度			令和11 (2029)年度		
			0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
			159	469	466	157	444	474	158	439	450	161	439	442	160	446	441
①需要量の見込み																	
②確保方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園	6	18	19	6	18	19	6	18	19	6	18	19	6	18	19
		認可保育所	205	375	435	205	375	435	205	375	435	205	375	435	205	375	435
	特定地域 型保育事業	小規模保育所	2	23	23	2	23	23	2	23	23	2	23	23	2	23	23
		家庭的保育事業所	0	4	5	0	4	5	0	4	5	0	4	5	0	4	5
		事業所内保育所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	その他 保育施設	東京都認証保育所	80	114	112	80	114	112	80	114	112	80	114	112	80	114	112
		企業主導型保育所	13	15	15	13	15	15	13	15	15	13	15	15	13	15	15
	一時保育事業	定期利用保育	0	49	0	0	49	0	0	49	0	0	49	0	0	49	0
	計		309	601	612	309	601	612	309	601	612	309	601	612	309	601	612

○3号認定（2歳）の保育利用率

多摩市全域	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
3号認定（2歳）需要量（量の見込み）	466	474	450	442	441
2歳推計人口	743	756	718	704	703
保育利用率	62.7%	62.7%	62.7%	62.8%	62.7%

○3号認定（0歳）の保育利用率

多摩市全域	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
3号認定（0歳）需要量（量の見込み）	159	157	158	161	160
0歳推計人口	642	634	638	649	647
保育利用率	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.7%

○3号認定（1歳）の保育利用率

多摩市全域	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
3号認定（1歳）需要量（量の見込み）	469	444	439	439	446
1歳推計人口	733	694	687	686	697
保育利用率	64.0%	64.0%	63.9%	64.0%	64.0%

第6節 子育てのための施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化に係る給付制度です。下記の対象施設などを利用した場合に、かかった利用料について一定の給付があります。幼稚園（現行制度幼稚園）の利用料の給付を受けるためには、子育てのための施設等利用給付新1号認定が必要です。また、幼稚園等の預かり保育料並びに認可外保育施設等の利用料の給付を受けるためには、子育てのための施設等利用給付新2号・新3号認定（保育の必要性の認定）が必要です。

<給付の対象>

認定区分	クラス年齢	区分	利用施設
新1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望	認定こども園、幼稚園
新2号認定		保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	認定こども園、保育所、（幼稚園※1）
新3号認定	0～2歳	市町村民税非課税世帯で保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	認定こども園、保育所、認可外保育施設

※1 預かり保育等と併せて利用

第7節 乳児等のための支援給付

（1）事業概要等

① 事業内容

保育の必要性を問わず月一定時間までの枠の中で、時間単位等で柔軟に幼稚園や保育所などに通う新たな仕組みです。

令和7(2025)年4月からは地域子ども・子育て支援事業として位置付け、令和8(2026)年4月からは子ども・子育て支援法に基づき給付事業として実施する予定です。

② 今後の方向性

市では、令和6(2024)年度に「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」として、東京都の制度と組み合わせて幼稚園で2か所、認可保育所で2か所、こども家庭センターの計5か所で、1か月あたり160時間までの利用可能枠の中で実施しています。

令和7(2025)年度以降は、保護者のニーズや国・東京都の動向を踏まえ、私立幼稚園協会園長会や私立保育園園長会などと調整を行いながら、実施箇所数を検討します。

③ 量の見込みと確保方策

（単位：人日）

年度		令和7 (2025)年度			令和8 (2026)年度			令和9 (2027)年度			令和10 (2028)年度			令和11 (2029)年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み	人日	14	15	16	14	15	17	14	15	16	14	15	15	14	15	15
確保方策	人日	15	16	16	29	32	34	29	32	34	30	32	33	30	32	33

※令和7(2025)年度は地域子ども・子育て支援事業として実施

第8節 地域子ども・子育て支援事業

＜量の見込みの算出方法＞

量の見込みの算出にあたっては、国の示す「量の見込み」算出のための手引きに基づき、「多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係るニーズ調査」結果（令和5(2023)年10月～令和6(2024)年2月実施）及び児童人口の推移見込みから推計しました。また、ニーズ調査結果から算出した量の見込みと過去の実績を比較し、数値に大きな乖離がみられる事業については、過去の実績を基本として補正を行い量の見込みを推計しました。

（１）利用者支援事業

① 事業内容

一人ひとりの子どもが、健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方の実情に合わせて、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉サービス等を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供など必要な支援を行う事業です。

② 今後の方向性

令和7(2025)年度は、こども家庭センターたまっこ、健康センター内こども家庭センター、児童館、公立保育園、こどもひろばOLIVE（オリーブ）の10施設で実施します。

今後は、日頃から通園している幼稚園や保育所などでも相談支援等への需要がある状況を踏まえ、児童館や保育施設等子育て支援を担う地域の施設と連携しながら、展開できるよう検討します。

ア 相談支援

利用者支援事業の相談支援については、利用者支援専門職員（子育てマネージャー）を配置して、子育てひろば（地域子育て支援拠点）のこども家庭センターたまっこ、児童館、公立保育園、こどもひろばOLIVE（オリーブ）で実施します。また、令和7(2025)年度からは、こども家庭センター型として、健康センター内のこども家庭センターで実施します。

身近な地域で寄り添いながら相談を行うとともに、各拠点の特性を活かして、必要に応じて関係機関と連携することにより、ニーズに合わせた支援を進めます。また、「利用方法がわからない」など、子ども・子育てに関する窓口として、誰もが利用できる環境を整備します。

イ 地域支援

地域の幼稚園、保育所、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）、こども家庭センター、発達支援室、子育て支援事業者、子育てサークルなどと日常的に地域内ネットワークの構築を図り、円滑な利用者支援実施のための体制づくりを進めます。また、地域の子育て人材の育成、開発に努めます。

ウ 情報提供

それぞれの地域のネットワークにより子育て支援に関する情報を収集し、分かりやすく情報の提供を行います。また、各地域の子育て支援情報誌の発行を行います。

エ こども家庭センターとの連携

こども家庭センターでは、各子育てひろば（地域の子育て支援拠点）などと連携し、子どもと家庭に関する総合相談の窓口として、情報を集約するとともに、関係機関との連絡調整を行います。

③ 量の見込みと確保方策

<基本型>

子ども及びその保護者などが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものです。

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	箇所数	9	9	9	9	9
確保方策	箇所数	9	9	9	9	9

<こども家庭センター型>

すべての妊産婦及び子どもとその家庭を対象として、様々な困りごとが大きくなる前から、保健師などが専門性を活かしながら相談支援を実施するとともに、子ども及び子育て家庭に関する相談全般から子育てサービス等を活用しながら継続的なソーシャルワークを行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援や児童虐待の未然防止及び個々の家庭に応じた切れ目ない対応などの相談支援体制を構築します。

あわせて、地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制を整えていきます。

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	箇所数	1	1	1	1	1

<地域子育て相談機関>

地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要に応じて、こども家庭センター等と有機的な連携を図りつつ、必要な助言や必要な支援につなぐ機関です。今後円滑な事業実施に向けて検討を進めていきます。

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	箇所数	9	9	9	9	9
確保方策	箇所数	9	9	9	9	9

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

① 事業内容

保育所の保育時間は、児童福祉施設の最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の就労時間やその他家庭の状況を考慮して、保育時間を定められることとなっており、多摩市では、11時間を保育時間として定めています。

時間外保育事業は、就労時間や通勤時間の都合で基本開所時間(午前7時から午後6時)を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

② 今後の方向性

時間外保育事業（延長保育事業）は、市内の保育所等で実施しています。利用者の多様化している働き方やニーズに対応した時間に時間外保育事業を実施できるよう、職員の配置等の適正な実施体制の維持・強化に努めます。

③ 量の見込みと確保方策

○時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況

(単位：人月)

年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
1時間延長	4,424	4,005	3,600	3,450
2時間延長	130	107	83	54
3時間延長	0	0	0	0
4時間延長	0	0	0	0
利用者数	4,554	4,112	3,683	3,504

○時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保方策

(単位：人、箇所)

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	1,174	1,113	1,079	1,047	1,038
確保方策	箇所数	22	22	22	22	22

(3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

① 事業内容

保護者が仕事等により昼間家庭にいない世帯の小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る事業です。

② 今後の方向性

小学校の敷地内への移転を進め、定員に対する面積基準を満たせる施設にするとともに、おおむね40名のクラス割と放課後児童支援員（有資格）を2名以上配置して、待機児童の解消や育成の質の向上に努めています。

また、令和2(2020)年度には全ての学童クラブを市内の社会福祉法人に運営を委託し、「小1の壁」対策として開所時間を19時まで延長することができるようになりました。一方、希望する高学年の児童（5・6年生）については、特別支援学校・特別支援学級に通っている児童は通年、それ以外の児童は教育課程の関係で放課後時間が極めて短いことから、学校の夏季休業中（8月）に受入れを進めています。

施設によって待機児童の発生状況が異なっていることから、地域の実情を踏まえた待機児対応を行うとともに、放課後児童健全育成事業のみによらない手法として、放課後子ども教室の拡充を図りながら、就学児童の放課後の居場所の確保に努めます。

③ 量の見込みと確保方策

○放課後児童健全育成事業（学童クラブ）受入れ実績 各年度4月1日現在

(単位：人)

年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
学童クラブ定員	1,876	1,921	1,921	1,921	1,921
入所児童数	1,767	1,759	1,760	1,776	1,762
待機（保留）児童数	84	45	21	99	127

○放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

多摩市全域	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,710	1,657	1,554	1,499	1,462
1年生	471	494	440	432	401
2年生	541	474	496	443	456
3年生	554	543	476	499	469
4年生	133	135	132	116	127
5年生	7	7	7	6	6
6年生	4	4	3	3	3
確保方策	1,921	1,921	1,921	1,921	1,921

(4) 放課後子ども教室事業

① 事業内容

放課後子ども教室は、子どもの健やかな育ちを願い、放課後に小学校等の施設を利用し、地域の方々に見守られながら、安心・安全に活動できる子どもの居場所のことで、スポーツ活動や文化芸術活動、地域の方々との交流の機会等を提供している事業です。国は放課後子ども教室と放課後児童クラブとの一体型運営を推進しています。

② 今後の方向性

地域の特性に応じた放課後子ども教室を運営するため、その実情や担い手の人材発掘の状況、小学校、PTAなどの意向をふまえた中で、遊びやスポーツ・文化活動をはじめ地域の方々との交流活動等に取り組んでいくとともに、保護者に児童の入室及び退室を知らせる入退室管理システムの導入や夏休み中の実施を行い、利用者のニーズや動向の把握に努めています。

また、教育委員会との連携を深めていくために、「放課後子ども教室運営委員会」を開催して事業の実施及び運営上の課題を協議し、放課後子ども教室の質的向上を図ります。そして、活動プログラムの充実や学校施設の活用などの情報共有を図るための協議会を設けている放課後子ども教室では、学校関係者・放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の運営担当者・児童館職員などの協議会参加者を通じて、地域へ放課後子ども教室への理解と周知を行い、子どもたちの積極的な参加を促していきます。

就学児童や保護者の放課後の居場所に係るニーズが多様化してきていることから、現在、休止している学校については再実施に向けて検討していくとともに、安定的に放課後子ども教室事業のサービスを提供していくことができるよう事業の委託化に向けて検証を行っていきます。

<放課後子ども教室の整備計画>

(単位：箇所)

年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
委託形式による実施校数	4	7	10	13	16
ボランティア形式による実施校数	13	10	7	4	1
合計	17	17	17	17	17

(5) 子育て短期支援事業

① 事業内容

疾病、出産等による入院、冠婚葬祭、災害または事故、精神的又は身体的な理由等で子どもを一時的に養育できない場合に、養育協力家庭で子どもを預かる(子どもショートステイ)事業です。2歳以上12歳までの子を対象に、1回につき7日以内の利用期間としています。

② 今後の方向性

セーフティネット事業でもあるため、担い手の確保に取り組んでいくとともに、急な受入れや長期の宿泊ができる体制づくりのため、児童養護施設との連携を図ります。

トワイライトステイ(夜間養護等)事業については、市内に児童養護施設が無いことから、ファミリー・サポート・センターのモアサービスとして、小・中学生に限って午後10時までの受入れを実施します。

③ 量の見込みと確保方策

○子育て短期支援事業（ショートステイ）事業実績数

(単位：件、日)

	委託先区分	利用件数（件）		利用日数（日）	
令和2 (2020)年度	養育協力家庭	7	11	23	43
	児童養護施設	4		20	
令和3 (2021)年度	養育協力家庭	14	26	39	80
	児童養護施設	12		41	
令和4 (2022)年度	養育協力家庭	20	20	46	46
	児童養護施設	0		0	
令和5 (2023)年度	養育協力家庭	36	39	92	103
	児童養護施設	3		11	

○子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策

(単位：日)

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	日	201	190	184	179	177
確保方策	日	193	193	193	193	193

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、児童福祉法に基づき、子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの間に乳児がいる全家庭を訪問する事業です。市では、出生通知の提出者には、母子保健法に基づき、保健師、助産師が行う新生児訪問と同時に実施しており、子育て支援に関する情報提供、育児や家族の健康、様々な生活の相談等を実施し、育児不安の軽減を図り、支援が必要な方には地区担当保健師が継続的に支援を行っています。

② 今後の方向性

乳児家庭全戸訪問事業は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会であり、乳児がいる家庭の孤立を防ぎ、要支援の家庭を早期に把握し、必要な支援を行うことを目指し実施します。新生児訪問と同時に実施することで、地域の子育て情報の提供など子育て支援の視点のみではなく、専門職の視点で、母子の健康状態の確認、産後不安定になりやすい母親のメンタルヘルスへの支援等のアプローチができるため、今後も出生通知の提出についての周知を図り、家庭訪問不在者へは再訪問を行うなど、新生児訪問の同時実施をさらに推進します。また、支援が必要な方には、母親に寄り添った継続的な支援に努め、必要時には医療や福祉との連携を図ります。

③ 量の見込みと確保方策

○乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

(単位：件)

年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
訪問件数	810	849	795	731

○乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

(単位：人、件)

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	642	634	638	649	647
確保方策	訪問件数	642	634	638	649	647

(7) 養育支援訪問事業

① 事業内容

妊娠期から産後に向けて支援が必要と思われる妊産婦及び子どもの養育に関して支援が必要と認められる家庭に対し、訪問により養育に関する相談やその他必要な支援を行います。

② 今後の方向性

こども家庭センターでは、妊娠中から産後の不安が大きくなるように、早期から訪問などによる継続した支援を行い、様々なニーズに合わせた相談や生活支援についてサポートプランを作成しながら取り組むことで、子どもの養育への不安等を軽減するよう支援します。また、関係機関と連携して子育てに関する不安や子どもの成長に関する相談に寄り添いながら支援し、児童虐待の未然防止の取組を進めるとともに、妊娠中の特定妊婦をはじめ、支援が必要な妊婦への予防的な訪問や乳児家庭全戸訪問事業など継続的な保健師の訪問の中で引き続き保護者の養育に対して支援が必要と考えられる家庭への支援を実施し、早期に養育能力向上に向けた支援の取組を進めます。

さらに必要に応じて、要保護児童対策地域協議会（子ども家庭支援ネットワーク連絡会）を開催し、関係機関とよりよい支援を検討するとともに、必要に応じて早期に連携し対応していきます。

③ 量の見込みと確保方策

○養育支援訪問事業（専門的相談支援）の実施状況

(単位：件)

年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
専門的相談支援	2,604	2,585	3,706	4,414

○養育支援訪問事業（専門的相談支援）の量の見込みと確保方策

(単位：件)

年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250
確保方策	実施機関：こども家庭センター 実施体制：民間事業者へ一部委託				

(8) 子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

① 事業内容

子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て・子育て支援に関する講習等があります。

市では、こども家庭センターたまっこや公立多摩保育園の子育てセンター、児童館、こどもひろばOLIVE（オリーブ）にて子育てひろば事業を実施しています。

② 今後の方向性

乳幼児の親子が1日過ごせるような「常設ひろば」のある環境づくりを引き続き進めます。また、出生数の減少等の動向に合わせた子育て相談や、子育てに関する情報提供等のきめ細かな子育て支援サービスにより、子育て支援機能の充実に努めます。

子育てひろばが近くにない地域では、コミュニティセンターや公共施設、公園等を活用して、週1回5時間以上の出張ひろばを実施して、市内全域をカバーする体制を引き続き整えます。利用者支援専門職員が同行し、出張ひろばで個別の相談を受けることもできます。

また今後は、児童館や保育施設等を含め、子育て支援を担う地域の施設と連携しながら、展開できるよう検討します。

③ 量の見込みと確保方策

○子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）の利用状況

（単位：人日、箇所）

年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
地域子育て支援拠点事業	64,885	76,520	129,946	134,791
箇所数	9(1)	10(1)	10(1)	10(1)

※（ ）の数字は箇所数のうち連携型の再掲です。

※令和4(2022)年3月より、こどもひろばOLIVE（オリーブ）が新たに加わりました。

○子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）の量の見込みと確保方策

（単位：人日、箇所）

年度		令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込み	人日	107,995	106,261	104,170	103,966	104,374
確保方策	箇所	10(1)	10(1)	10(1)	10(1)	10(1)

<子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業>

児童虐待に対する地域や関係機関の危機感の高まりにより、相談・通告件数は高止まりしている状況です。引き続き、こども家庭センターが要保護児童対策地域協議会の中核機関として、要保護児童等に対する支援のためのネットワークの運営にあたり、適切な支援につなげていきます。また、関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図り、児童虐待の予防、早期発見・早期対応に取り組めます。

年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
確保方策	代表者会議・・・年1回 実務者会議・・・年16回 個別ケース会議・・・随時 児童虐待への専門性向上を図る研修・・・年1回				

(9) 一時預かり事業

① 事業内容

保護者の仕事や疾病等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に、幼稚園、保育所やこども家庭センターたまっこで一時的にお子さんを預かる事業です。また、保護者のリフレッシュのための一時預かりサービスも実施しています。

a 預かり保育（幼稚園）

幼稚園では、教育時間終了後から在園児を対象として、働き方の多様化に伴うニーズに応えるとともに、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行っています。

b 一時保育（保育所）

市内在住の保護者が病気や出産、就職活動や育児疲れ解消等の私的理由により、一時的に家庭での保育が困難になる児童（1歳～就学前）を、市内の保育所で預かっています。

c リフレッシュ一時保育、こどもひろばOLIVE（オリーブ）一時保育

在宅で子育てをしている保護者が、リフレッシュ、通院、買い物等、保育要件を問わずに一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時的預かりを行い、在宅子育て家庭の負担軽減と保護者のリフレッシュを図っています。

② 今後の方向性

引き続き地域の子育てニーズに沿えるように、幼稚園における預かり保育や保育所における一時預かりの量的確保だけでなく、質の向上に努めていきます。

また、令和8(2025)年度から保育要件を問わず幼稚園や保育所を一時利用することができる、「乳児等のための支援給付」制度がスタートすることから、リフレッシュ一時保育を含めた一時預かり事業の在り方について検討していきます。

③ 量の見込みと確保方策

a 幼稚園における預かり保育

○幼稚園における預かり保育の状況

(単位：箇所、人日)

年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実施施設数	9	9	9	9
延べ利用者数	52,921	38,307	46,617	31,435

○幼稚園における預かり保育の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	42,320	42,320	42,320	42,320	42,320
確保方策	人日	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000

b 保育所における一時保育

○保育所における一時保育の実施状況

(単位：箇所、人日)

年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実施施設数	10	11	10	11
延べ利用者数	13,391	9,891	11,251	12,915

○保育所における一時保育の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	13,160	13,160	13,160	13,160	13,160
確保方策	人日	28,200	28,200	28,200	28,200	28,200

(10) 病児・病後児保育事業

① 事業内容

市内在住の乳幼児や、保育施設（認可保育所・認定こども園・認証保育所・幼稚園、放課後児童健全育成事業（学童クラブ））に通所している児童が対象で、病児・病後児の病気回復期に家庭での保育に欠ける場合に、専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。市では、「TAMAエンジェルガーデン」のほか、民間事業者が実施している病児保育施設と連携しながら実施しています。

② 今後の方向性

今後も、引き続き保育施設での呼びかけや情報掲載などにより、保護者への制度の周知を図り、保護者の子育てと就労等との両立を支援します。なお、病後児の臨時的な預かりは、ファミリー・サポート・センターでも実施しています。

③ 量の見込みと確保方策

○病児・病後児保育事業の実施施設数・延べ利用者数

(単位：箇所、人日)

年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実施施設数	2	2※	1	1
利用件数	349	758	863	1,156

※令和3(2021)年12月末をもって病後児保育室「あい」が閉所したことに伴い、令和4(2022)年1月から実施施設は1施設となっていますが、その後「TAMAエンジェルガーデン」が利用枠を増やし送迎を開始しています。

※聖蹟こどもTERRACEで実施する病児保育利用者数は含まれていません。

○病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
確保方策	人日	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880

※聖蹟こどもTERRACEで実施する病児保育の受入れ枠は含まれていません。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

① 事業内容

地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を行うことで、地域の子育て援助活動を推進するとともに、送迎や預かりをはじめ、様々な子育てニーズに対応する事業です。（生後3か月から中学生が対象）

② 今後の方向性

提供会員を育成するための研修や説明会を実施するとともに、地域的なアンバランス等が発生しないように様々な広報を通して、会員の拡大を図ります。地域での支えあいの核として、急な用事や、病後児の臨時的な預かりに対応します。

また、子育て短期支援事業のトワイライトステイ（夜間養護等）事業をカバーするために、小・中学生に限り午後10時まで受入れを行っています。

③ 量の見込みと確保方策

○ファミリー・サポート・センター活動実績

(単位：件)

年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
活動件数	2,037	1,935	2,201	2,613

○子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込	人日	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
確保方策	人日	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200

(12) 妊婦健康診査

① 事業内容

妊婦健康診査は、妊婦が定期的に健康診査を受診することより、妊婦の健康管理の充実を図る事業です。多摩市では、より安全で安心な出産を支援するために、妊娠届出時に母子健康手帳（親子健康手帳）、妊婦健康診査受診票等を交付し、妊娠中に指定医療機関において14回を限度に一部公費で基本的な健診が受けられます。

なお、多胎妊婦については、母体管理のため健康診査回数の増加が想定されるため、5回分を追加し、公費による健康診査を受けることができます。

② 今後の方向性

妊娠・出産にかかる経済的不安や負担を軽減するために、今後も妊婦健康診査の費用の一部を公費で負担します。また、妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携し、支援を必要とする妊婦に保健師が支援を行います。

妊娠期から出産・子育て期にかけて切れ目ない支援を充実するため、妊婦面接（ゆりかごTAMA）も引き続き実施しながら、専門職（保健師等）が各家庭の心身の健康保持・増進を図ります。

③ 量の見込みと確保方策

○妊婦健康診査（指定医療機関実施）

（単位：件）

年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
妊娠届出数	792	717	640	682
妊婦健康診査受診延べ件数	8,512	7,806	7,104	7,355

○妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

（単位：人、回）

年度		令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込み	人	642	634	638	649	647
確保方策	健診回数	14	14	14	14	14

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する実費負担分、食事の提供に要する費用などの一部について、市が定める基準に従い、保護者へ費用助成を行います。

② 今後の方向性

教育・保育認定区分に応じて「給食費」とそれ以外の「教材費・行事費等」に分けて、引き続き円滑な特定教育・保育等の利用が図られるよう、実費徴収に係る費用の一部に対して補助を実施します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

① 事業内容

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等への支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

② 今後の方向性

アウトリーチの支援事業として引き続き実施していくとともに、国や利用ニーズの動向も踏まえ事業を実施し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の未然防止に取り組んでいきます。

③ 量の見込みと確保方策

○子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

（単位：人日）

年度		令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込み	人日	117	114	110	107	104
確保方策	人日	117	114	110	107	104

(15) 児童育成支援拠点事業

① 事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

② 今後の方向性

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所を提供し、適切な支援を実施していくため、関係機関と連携しながら事業実施に向けて検討を行います。

③ 量の見込みと確保方策

○児童育成支援拠点事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	615	604	587	568	549

(16) 親子関係形成支援事業

① 事業内容

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図っていく事業です。

② 今後の方向性

子どもや保護者のかかわり方が多様化しているため、適宜ニーズを把握することに努め、今後、円滑な事業実施に向けて検討を進めていきます。

③ 量の見込みと確保方策

○親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	364	354	344	333	324

(17) 妊婦等包括相談支援事業

① 事業内容

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等を妊産婦等に対して行うことにより、妊産婦等の心身の状況、その置かれている環境などの把握を行うほか、母子保健事業や子育てに関する情報の提供を行うとともに、伴走型相談支援を行う事業です。

② 今後の方向性

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、令和4(2022)年度より実施してきた出産・子育て応援交付金の制度化に伴い、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設されるとともに、児童福祉法に基づき本事業を創設し、両事業を組み合わせることが子ども・子育て支援法に規定されました。

妊娠初期から支援を開始し、妊婦等の身体的・心理的ケア及び経済的支援を実施することで、妊娠期から子育て期における経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施し、妊婦健康診査、新生児訪問指導等の母子保健事業との連携により包括的な相談支援体制をさらに推進していきます。

③ 量の見込みと確保方策

○妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込み	妊娠届出数 691	妊娠届出数 683	妊娠届出数 687	妊娠届出数 699	妊娠届出数 697
	1 組当たり 面談回数 3 回	1 組当たり 面談回数 3 回	1 組当たり 面談回数 3 回	1 組当たり 面談回数 3 回	1 組当たり 面談回数 3 回
	面談実施 合計回数 2, 073 回	面談実施 合計回数 2, 049 回	面談実施 合計回数 2, 061 回	面談実施 合計回数 2, 097 回	面談実施 合計回数 2, 091 回
確保方策	2, 073 回	2, 049 回	2, 061 回	2, 097 回	2, 091 回

(18) 乳児等通園支援事業

① 事業内容

月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず利用可能な通園制度で、幼稚園や保育所等での様々な経験を通じて、子どもの育ちを応援するものです。

市では、令和6(2024)年度に「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」として、1か月あたり10時間までの利用可能枠の中で試行事業を実施しています。

② 今後の方向性

市では、令和6(2024)年度に試行的事業として、幼稚園で2か所、認可保育所で2か所、こども家庭センターの計5か所で実施しています。

令和7(2025)年度以降は、保護者のニーズや国・東京都の動向を踏まえ、私立幼稚園協会園長会や私立保育園園長会等と調整を行いながら、実施施設数を検討します。

③ 量の見込みと確保方策

「こども誰でも通園制度」は、令和6年度は試行的事業という位置づけで実施し、令和7(2025)年度には地域子ども・子育て支援事業の一つとして事業化され、令和8(2026)年度からは子ども・子育て支援法に基づく給付制度として全国で一律に実施されます。

そのため、前述の「乳児等のための支援給付」にまとめて、「量の見込みと確保方策」を示します。

（19）産後ケア事業

① 事業内容

出産後の母親の身体的回復及び心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子及びその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業（以下、「産後ケア事業」という。）を実施することにより、母子及びその家族への支援の充実を図ることを目的としています。

② 今後の方向性

令和6(2024)年度は、従来の産後ケア事業を拡充し、訪問型・通所型に加えて新たに宿泊型による産後ケアを市内外4か所の医療機関等で実施しています。
令和7(2025)年度以降も、妊娠期から子育て期における支援を切れ目なく行う観点から、妊娠届出書の提出時や妊娠後期、出産後に実施する面談等の機会も活用しながら、産後ケア事業による支援を必要とする母親等への積極的な周知・案内を行うなど、利用促進を図っていきます。あわせて、利用ニーズの変化や国・東京都の動向を踏まえつつ、実施医療機関等とも連携を行いながら事業の拡大を検討していきます。

③ 量の見込みと確保方策

○産後ケア事業の量の見込みと確保方策

（単位：人日）

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	780	806	852	908	947
確保方策	人日	780	806	852	908	947

第9節 教育・保育等の質の向上と小学校への円滑な接続

幼児期の教育・保育は、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。子どもの最善の利益を第一に考え、質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域における教育力・子育て支援の向上に向けた取組を推進していく必要があります。
このため、本市の認定こども園・幼稚園・保育所がこれまで培ってきた知識・技能等を生かし、地域型保育事業を含めた各施設・事業者間の情報共有や交流活動などを充実させるとともに、幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラム（たまっこ5歳児かがやきプログラム）の実施や、合同研修の実施等による多面的な連携を推進します。

第10節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化に伴う給付制度である「子育てのための施設等利用給付」を実施するにあたり、公正かつ適正な支給を確保しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮した給付を行います。
また、認可外保育施設等が給付に応じた質の維持・向上を図るために、日常的に緊密な連携を図ります。

第11節 産後休業・育児休業明けの円滑な保育利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業等を利用できるよう、休業中の保護者に対して公式ホームページ等を活用して情報提供するとともに、ニーズに応じた保育枠の提供を行います。

第12節 特別な配慮が必要な児童への支援

障がい児や医療的ケア児、外国にルーツを持つ子ども等、特別な支援が必要な子どもが、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、関係機関等と連携を図りながら、支援していきます。今後も状況に応じて、保育人材の確保や事象者への補助等を行うことにより、適切な受け入れ態勢を確保します。
また、必要とする方に必要な情報が届くよう、提供するサービスについてホームページ等を活用して周知していくとともに、それぞれの子どもの状況に合わせた支援を展開することで、子ども同士の関わりをサポートしながら、健全な成長を支援します。

第6章

計画の推進のために

第1節 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、市長を本部長とした、庁内に組織する「多摩市子育て・若者支援推進本部」において、横断的な調整や情報の共有を図ります。また、「多摩市子ども・子育て会議設置条例」に基づき、市長の諮問機関として設置する「多摩市子ども・子育て会議」において審議し、学識経験者や市民委員などの意見を聴きながら計画の推進状況を確認していきます。なお、計画の推進状況は毎年度確認し、公式ホームページなどを通じて市民へ公表していきます。

第2節 子ども・若者の権利を踏まえた計画の推進

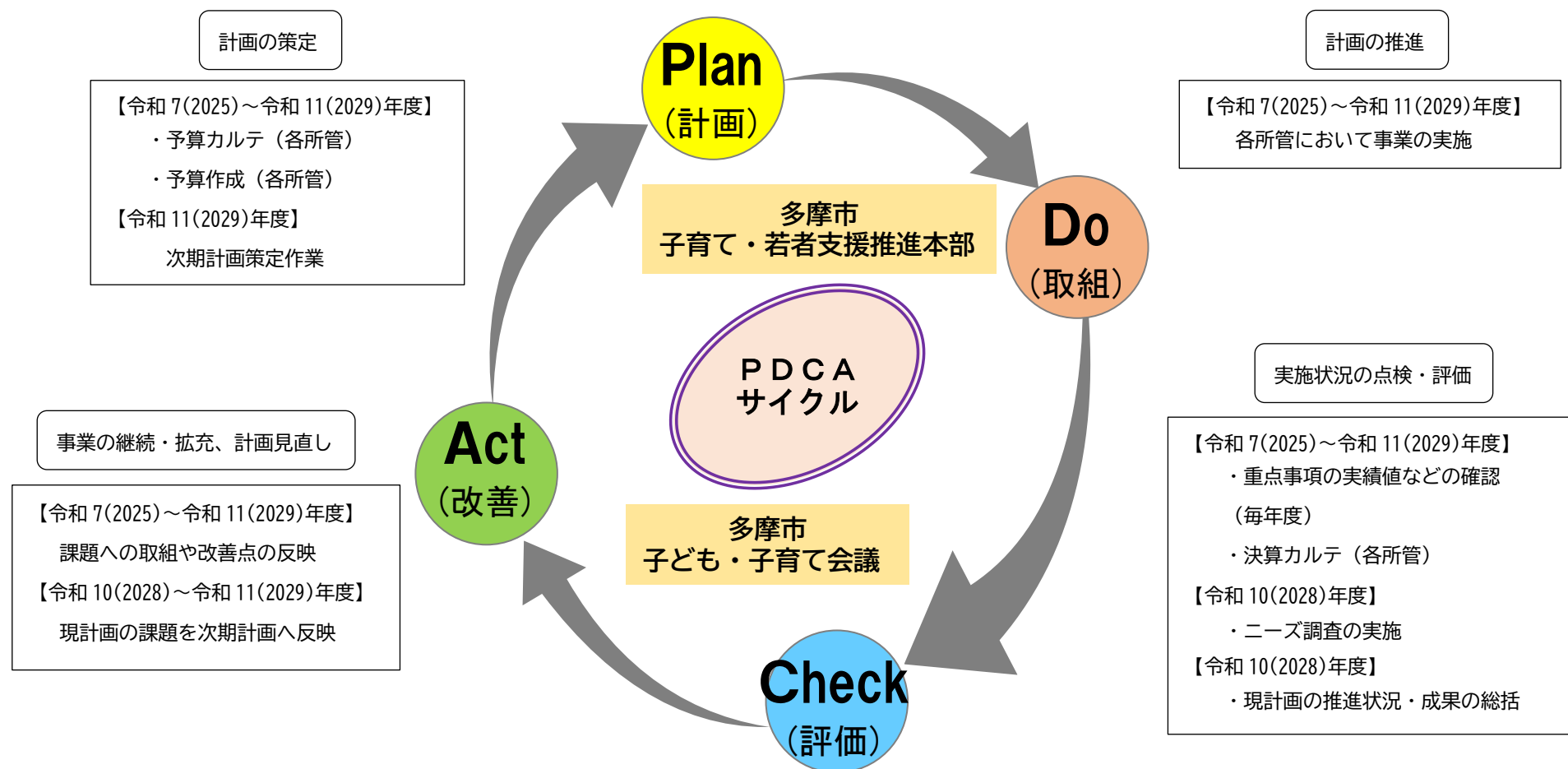
「多摩市子ども・子育て会議」においては、子ども・若者の権利の観点からも、施策の内容や計画の推進状況について審議を行います。本計画は、こども基本法や子若条例などを前提としており、いずれの施策も子ども・若者の権利に深く関連することから、計画全体を推進していくことで、子ども・若者の権利の保障の実現を図っていきます。

第3節 関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、地域や関係機関との連携が不可欠です。また、それぞれの施策を展開するためには、市のみならず、市民をはじめ、市民団体、地域、学校、子ども・若者と関わる事業者、企業などの関係機関・団体の協力が必要です。一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長することが、地域全体で取り組むべき課題であるという共通の認識のもとに、相互に連携・協働して取り組んでいくことが大切です。

第4節 計画の推進状況の点検・評価

計画全体の推進状況は、基本方針や施策に基づく具体的取組の重点事業に設定した目標指標により、毎年度点検・評価を行います。実績値だけで推進状況を評価することが難しい場合も考えられることから、実績の分析や改善点の洗い出し、今後の方向性などについて確認を行います。また、計画期間中に社会情勢の急激な変化等が生じた場合には、状況に応じて検討を行い、事業へ反映させるなど柔軟に対応していきます。第5章の子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」に大幅な乖離がみられる際は、必要に応じて計画期間の中間年を目安に内容を見直します。





資料編

目次

1 国・東京都・多摩市の動向・・・・・・・・・・・・・・・・	130	13 子ども・若者・子育てプラン（素案）に 関するパブリックコメント・・・・・・・・・・・・・・	147
2 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例	134	14 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	148
3 多摩市子ども・子育て会議設置条例・・・・・・・・・・	136	15 索引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152
4 多摩市子ども・子育て会議 委員名簿 ・・・・・・・・	137		
5 多摩市子ども・子育て会議の審議経過・・・・・・・・	138		
6 多摩市子育て・若者支援推進本部設置要綱・・・・・・・・	139		
7 多摩市子育て・若者支援推進本部 委員名簿 ・・・・	141		
8 多摩市子育て・若者支援推進本部の審議経過・・・・	141		
9 多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会 委員名簿 ・・・	142		
10 多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会の審議経過・・・	143		
11 多摩市子ども・若者ワークショップ・・・・・・・・・・	144		
12 子ども・若者への意見聴取について・・・・・・・・	146		

1 国・東京都・多摩市の動向

(1) 国の動向

① こども家庭庁の創設

こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長並びにこどものある家庭における子育てに対する支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務を任務とするこども家庭庁が令和5(2023)年4月1日に発足しました。

② こども基本法の成立

日本国憲法及び児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができ社会的実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的として令和4(2022)年6月に成立し、令和5(2023)年4月に施行されました。

こども基本法には、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や地方公共団体の責務、こども施策に対するこども等の意見の反映等について定められています。

③ こども大綱の決定

令和5(2023)年12月、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針などを定める「こども大綱」を閣議決定しました。こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、政府全体のこども施策を推進していくこととしています。

こども大綱では、「こどもまんなか社会(全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会)」を目指すとし、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項が定められています。

④ 子ども・子育て支援法の施行から一部改正までの経緯

一人一人のこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24(2012)年8月に、子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)が成立し、この法に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27(2015)年4月から施行されました。

令和元(2019)年5月には、改正子ども・子育て支援法が成立し、同年10月に施行され、この法改正などに基づき、主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化されました。

また、こども未来戦略(令和5(2023)年12月閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、(1)ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、(2)全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、(3)共働き・子育ての推進、に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための、子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当などに充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6(2024)年6月に成立し、順次施行されることとなっています。

その中で、(2)の全てのこども・子育て世帯を対象とする支援を拡充する施策のひとつとして、保育所等に通っていない満3歳未満のこどもの通園のための給付(こども誰でも通園制度)を創設するため、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)の創設を見据え、試行的事業を実施する。」とし、令和8(2026)年度の本格実施を見据えた試行的事業が令和5(2023)年度から開始されました。

⑤ 少子化社会対策基本法の施行

少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成15(2003)年7月に成立し、同年9月に施行されました。

基本理念には、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備すること、社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して講ずべきことなどが定められました。基本的施策として、雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等、ゆとりのある教育の推進等、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発が定められています。

⑥ 子ども・若者育成支援推進法の施行から一部改正までの経緯

日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的として、平成21(2009)年7月に成立し、平成22(2010)年4月に施行されました。

また、ヤングケアラー支援の強化を図るため、令和6(2024)年6月に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記されました。

⑦ 児童福祉法の制定から一部改正までの経緯

児童が良好な環境において生まれ、かつ心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律として昭和22(1947)年に制定されました。

平成28(2016)年には、児童虐待対策の更なる強化等を図るための大幅な法改正が行われ、児童福祉法の理念の明確化、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応などが規定されました。

令和4(2022)年6月には、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うための改正が行われました。子育て世帯に対する

包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充、一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦などへの支援の質の向上、社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化などの内容が盛り込まれ、一部を除き、令和6(2024)年4月から施行されました。

⑧ 持続可能な開発目標（SDGs）の採択及び市の取組

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

国においては、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置され、令和2(2020)年12月に閣議決定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」で「持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たって、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができる。このため、SDGsを原動力とした地方創生を推進する」とこととされました。

本市でも、SDGsの理念及び17の目標に共感し、「子ども・若者たちが未来に希望を持て続けることができる持続可能なまちづくり」を実現していくため、第六次多摩市総合計画では、2030年のSDGs達成に向けて更に取り組んでいくこととしています。

（2）東京都の動向

① 東京都こども基本条例の施行

東京都こども基本条例は「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念のもと、子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護などの多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定する条例として、議員提出により、令和3(2021)年3月に都議会本会議にて全会一致で成立し、令和3(2021)年4月に施行されました。

② こども未来アクションの策定

東京都では、子供目線で捉え直した政策の現在地と、子供との対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション」を令和5(2023)年1月に策定しました。

政策の柱1では、「誰一人取り残さない視点から、子供へのサポートを強化」、政策の柱2では、「子育て世代に寄り添い、妊娠・出産・子育てを全力で応援」、政策の柱3では、「東京型教育モデル」により、教育の質を向上、政策の柱4では、「多様な主体と連携し、子供の笑顔を育むアクションを展開」を掲げ、子供政策を総合的に推進していくとしています。

③ 018サポート、0～2歳 第2子保育料無償化などの実施

「こども未来アクション」の政策の柱2「子育て世代に寄り添い、妊娠・出産・子育てを全力で応援」では、「ステージに応じた切れ目のない子育て支援」として、「018サポート」（所得制限なく0～18歳の子供に月額5千円給付）、0～2歳第2子保育料無償化、私立中学校等授業料の助成、医療費助成（乳児～高校生等）、東京都立高等学校等給付型奨学金、妊娠を考える方等への支援として不妊症・不育症に関する支援の充実等の取組を令和5(2023)年度から順次実施しています。

④ 東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）中間見直し版の策定

東京都子供・子育てに関する総合計画は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく都道府県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画とを合わせて一体的に策定されたもので、基本理念として「子供自身」に焦点を当てた理念、「子育てへの支援」に焦点を当てた理念、「社会全体で支える」ことの重要性に焦点を当てた理念の「3つの理念」を掲げています。

⑤ 東京都の出生数、合計特殊出生率の推移

- 東京都における年間の出生数は、昭和40年代後半以降減少傾向が続き、平成17(2005)年を底に微増傾向に転じていましたが、平成28(2016)年に再び減少に転じ、令和3(2021)年の出生数は9万5,404人で、令和4(2022)年は、9万1,097人と前年より4,307人（4.5%）減少しました。〔出典：東京都人口動態統計年報（確定数）〕
- 全国における年間の出生数は減少が続き、令和3(2021)年の出生数は81万1,622人となっています。令和4(2022)年は77万759人で前年より4万863人減少しています。〔出典：令和4年人口動態総計月報年計（確定数）の概況―厚生労働省〕
- 東京都の合計特殊出生率は、平成17(2005)年の1.00を底に増加傾向にありましたが、平成28(2016)年の1.24をピークに減少に転じ、令和3(2021)年は1.08と全国最低となっています。令和4(2022)年は1.04と前年より低下しています。〔出典：東京都人口動態統計年報（確定数）〕

- 全国の合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム以降減少傾向が続き、平成17(2005)年には1.26と過去最低の水準となりました。その後微増傾向が見られましたが、再び減少に転じ、令和3(2021)年は1.30となっています。令和4(2022)年には、1.26と前年より低下しています。〔出典：令和4年人口動態統計（確定数）の概要―厚生労働省〕。

（3）多摩市の動向

① 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の施行

全ての子ども・若者（おおむね30歳代までの市民）が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することができるまちの実現を目的として、基本理念や子ども・若者の権利などを規定しています。令和3(2021)年12月に制定・公布し、令和4(2022)年4月に施行しました。

② こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業の実施

国が令和8(2026)年度から給付化をする、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とする「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」を、都内26市でいち早く開始し、東京都が実施する「多様な他者との関わりの機会の創出事業」に並行して取り組んでいます。

③ 多摩市の待機児童数の推移

保育所の待機児童数は、平成22(2010)年には過去最多の218人となっていました。その後は計画的に定員増加を図り減少傾向となりましたが、多摩ニュータウンの建替えに伴い、再び保育ニーズが増加し、平成26(2014)年には116人の待機児童が発生しました。その後、平成31(2019)年時点では77人の待機児童が発生していましたが、認可保育所などの新規整備や増改築等、計画的な定員の増員を図り、令和6(2024)年4月1日には、平成31(2019)年から70人減少し、待機児童数は7人となりました。

④ ヤングケアラーの実態

令和4(2022)年に実施した「多摩市ヤングケアラーに関する実態調査」では、世話をしている家族が「いる」と回答した人の割合は、小学生で 8.3%（183人）、中学生で 8.5%（230人）、高校生世代で 3.9%（27人）でした。

市は支援の方向性として、「ヤングケアラー」の正しい理解の促進と周知啓発、継続的に支援を行うための相談体制、関係機関の連携した支援、の3つを中心に取組を進めていきます。

⑤ 子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）の状況

地域の身近な場所にある公共施設などにおいて、子育て世帯が交流や育児相談などを行うことができる事業を実施することにより、子育て世帯を地域で支える仕組みを構築し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会を実現することを目的とした事業で、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援を行っています。市では、子育て中の親子がゆったり過ごすことができる「常設の子育てひろば」（知己子育て支援拠点）を設け、併せて「子育て講座」、「出張ひろば」なども実施しています。

令和4(2022)年3月には、パルテノン多摩こどもひろばOLIVEが10施設目の子育てひろば（地域子育て支援拠点）としてオープンしました。

⑥ 放課後子ども教室の状況

放課後などに学校施設（校庭、体育館、教室など）を活用し、地域のおとなの方々の協力を得て、子どもたちが安心して体験活動やスポーツなどを行うことができる「居場所」を提供するもので、市内16の市立小学校で実施しています。

令和5(2023)年10月より、小学校2校で学童クラブ運営法人を実施主体とした放課後子ども教室を「試行実施」として開始しました。

2 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する 条例

令和3年12月23日条例第35号

多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例

今、生きづらさや困難を抱える子ども・若者の問題が深刻化しています。経済格差の拡大や地域のつながりの希薄化といった社会の不安定さや分断が子ども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えており、子どもの貧困、虐待、いじめの増加、不登校やひきこもりの長期化、若年層の自殺者数の増加などの課題が顕在化しています。

どのような環境に生まれ、暮らしていても、子ども・若者が未来への希望を失うことなく、助け合いながら、育ち暮らしていけるように、多摩市ならではの環境をつくることが重要です。

子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として位置付け、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利を定めており、多摩市では、子ども・若者の権利として、これら四つの権利を保障し、子ども・若者の挑戦を応援します。

子ども・若者は、守られる存在であり、自ら考え、行動できる存在でもあります。周囲の人が子ども・若者の主体性を尊重し、子ども・若者が他者と互いに認め合うことによって、子ども・若者の自己肯定感や自信につながっていきます。

私たちは、子ども・若者の権利を共通認識として、さらに理解を深め、全ての子ども・若者が自分らしさを見出し、成長できるように、次の取組を進めます。

私たちは、子ども・若者の抱える困難をいち早く見つけ、その状況や意思に寄り添い、連携・協力し、切れ目のない支援を行います。

私たちは、子ども・若者の一人ひとりの意思を尊重し、自ら抱える課題や社会の課題と向き合い、解決に向けて挑戦する勇気をたたえ、結果にかかわらずその未来を応援します。

私たちは、このまちで暮らし、活動していることによる強みを生かして、子ども・若者とも力を合わせて、子ども・若者が活躍する多摩市の実現に向けて行動します。

私たちは、これまでの多摩市自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりや誰もが健やかで幸せを実感できる健康都市・多摩市の実現に向けた取組をさらに進め、子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にすまちなち・多摩市の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子ども・若者が切れ目のない支援を受けられる環境及び子ども・若者がまちづくりに参画し、活躍できる環境を整えることによって、全ての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現を目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども・若者 おおむね30歳代までの市民（団体を除きます。）をいいます。
- (2) 市民 多摩市の区域内（以下「市内」といいます。）に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で事業活動を行うもの（多摩市（以下「市」といいます。）を除きます。以下同じ。）及び市内で活動するものをいいます。
- (3) まちづくり 市及び地域のさまざまな主体が、それぞれの特性及び強みを生かしながら、状況に応じて連携し、暮らしやすいまちをつくる活動をいいます。

(基本理念)

第3条 次に掲げる基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づいて、子ども・若者の支援及び活躍を推進します。

- (1) 子ども・若者の権利が保障され、子ども・若者の最善の利益が尊重されること。
- (2) 子ども・若者が自分らしく成長できるように、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を受けられる環境を整えること。
- (3) 子ども・若者による意見の表明及びまちづくりへの参画の機会が保障されること。
- (4) 子ども・若者を含め、さまざまな主体が相互に協力し、及び支援する関係を築くこと。

(子ども・若者の権利)

第4条 子ども・若者には、生きる権利、育つ権利及び守られる権利並びに抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利があります。

- 2 子ども・若者には、社会の一員として、意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利があります。
- 3 子ども・若者には、結果にとらわれず、自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利があります。

(市民の役割)

第5条 市民は、子ども・若者の権利について理解を深め、権利の主体として尊重するものとします。

- 2 市民は、市民それぞれが持つ力及びその状況に応じて、子ども・若者を見守り、及び子ども・若者とともに活動し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとします。
- 3 市内で事業活動を行うもの及び活動するもの（個人を除きます。）は、それぞれが持つ強みを生かし、子ども・若者の支援及び活躍の推進に向けて活動し、必要に応じて市及び他の団体と相互に連携するよう努めるものとします。
- 4 市内で事業活動を行うものは、働く場又は働く経験から得た知識を提供する立場から、未来の人材となる子ども・若者の育成に努めるものとします。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、総合的かつ具体的な施策を講じられるように、必要な推進体制について整備するとともに、その実現に向けて積極的に取り組むものとします。

- 2 市は、子ども・若者を含む市民が、基本理念を共有し、ともにその実現を推進できるよう、理解促進のための周知及び啓発、学びの機会づくり等を行うものとします。
- 3 市は、基本理念の実現に当たって、市民と連携するとともに、市民同士の連携に向けて協力を呼びかけ、必要に応じて適切な施策を講ずるものとします。

(切れ目のない支援のための仕組みづくり)

第7条 市及び子ども・若者を支援する市民は、困難を抱える子ども・若者に気づき、支援につなぐための多様な機会を設けるよう努めるものとします。

- 2 市及び子ども・若者を支援する市民は、各支援者間で支援が途切れないよう、子ども・若者本人の状況及び意思に寄り添い、成長過程に応じた連携及び支援を行うよう努めるものとします。
- 3 市は、子ども・若者を支援する市民がその役割を十分に果たせるように必要な支援策について検討し、適切な施策を講ずるものとします。

(まちづくりへの参画・活躍のための環境づくり)

第8条 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者を社会の一員として尊重し、意見の表明及びまちづくりへの参画に向けた環境及び機会の充実に努めるものとします。

- 2 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者がその持てる能力を発揮してまちづくりに挑戦し、活躍できる環境づくりに努めるものとします。

(子ども・若者計画)

第9条 市は、子ども・若者の支援及び活躍の推進に向けて、子ども・若者計画を策定し、総合的な推進を図るものとします。

2 市は、子ども・若者計画に、次に掲げる事項を定めるものとします。

- (1) 子ども・若者の支援及び活躍の推進に関する基本的な方針
- (2) 前号の基本的な方針を具体化する施策の内容
- (3) 前号の施策の達成目標

(推進体制)

第10条 市は、子ども・若者の支援及び活躍の推進に向けて、総合的な見地から子ども・若者計画の推進、施策の評価等を行うために必要な推進体制を整備するものとします。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、多摩市長が別に定めるものとします。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

3 多摩市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 39 条

多摩市子ども・子育て会議設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、並びに子ども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 5 条の規定によりこども施策を策定し、及び実施するために必要な事項を審議するため、多摩市子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審議会は、多摩市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (2) こども基本法第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画の策定及び変更その他のこども施策の策定、実施及び評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援その他のこども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(組織)

第4条 審議会は、次に掲げる委員 15 人以内をもって組織し、審議会の委員は市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援その他のこども施策に関し学識経験のある者 二人以内
- (2) 子ども・子育て支援その他のこども施策に関する業務を行う法人又は組織に属する者 4 人以内
- (3) 多摩市立小中学校の教員 二人以内
- (4) 事業主を代表する者 一人以内
- (5) 労働者を代表する者 一人以内
- (6) 子どもの保護者 3 人以内

(7) 公募による市民 二人以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、会長が主宰する。
- 3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 審議会の会議は、原則として公開する。
- 6 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第8条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、子ども青少年部において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 9 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 10 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

4 多摩市子ども・子育て会議 委員名簿

令和5(2023)年4月1日～令和7(2025)年3月31日

区分	氏名	備考
学識経験のある者	会長 加藤 悦雄	大妻女子大学 家政学部児童学科 教授
	副会長 立花 良之	国立大学法人 信州大学 医学部 周産期のこころの医学講座 特任教授 東京都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課 課長代理
子ども・子育て支 援に関する法人又 は組織に所属する 者	西 妙子	諏訪幼稚園園長
	山口 明日子	みどりの保育園園長
	春田 祐子	青少協西落合地区委員会副会長
	西川 毅	社会福祉法人こばと会 理事
多摩市立小中学校 の教員	卜部 敦彦	多摩市立豊ヶ丘小学校校長 (令和 6(2024)年 3 月まで)
	麻生 隆久	多摩市立聖ヶ丘中学校校長 (令和 6(2024)年 3 月まで)
	佐藤 真澄	多摩市立豊ヶ丘小学校校長 (令和 6(2024)年 4 月から)
	森田 剛	多摩市立鶴牧中学校校長 (令和 6(2024)年 4 月から)
事業主代表	野坂 透	マイプリント株式会社 取締役兼常務執行役員
労働者代表	早川 みゆき	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合 連合会 ティアック労働組合

区分	氏名	備考
子どもの保護者	三井 玲美	幼稚園園児保護者
	廉田 知恵	保育園園児保護者
	佐藤 妙子	学童クラブ児童保護者
公募による市民	荒井 永理	公募市民委員
	木下 翔馬	公募市民委員

5 多摩市子ども・子育て会議の審議経過

No	日付	主な内容
1	令和5(2023)年度 第1回 令和5(2023)年 5月17日	【審議事項】 ・(仮称)多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係るニーズ調査の方向性について
2	令和5(2023)年度 第2回 令和5(2023)年 7月12日	【審議事項】 ・(仮称)多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係るニーズ調査の実施について
3	令和5(2023)年度 第3回 令和5(2023)年 11月15日	【報告事項】 ・多摩市子ども・子育て・若者プラン(第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画)における現計画取組の成果確認について(報告)
4	令和5(2023)年度 第4回 令和6(2024)年 2月15日	【報告事項】 ・令和6年度における子ども・子育てに関する計画の策定体制等について(報告)
5	令和6(2024)年度 第1回 令和6(2024)年 4月24日	【報告事項】 ・多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係るニーズ調査からみえる現状・考察について
6	令和6(2024)年度 第2回 令和6(2024)年 7月16日	【審議事項】 ・(仮称)多摩市子ども・子育てに関する計画骨子(案)について
7	令和6(2024)年度 第3回 令和6(2024)年 9月18日	【審議事項】 ・(仮称)多摩市子ども・子育てに関する計画案について
8	令和6(2024)年度 第4回 令和6(2024)年 11月6日	【審議事項】 ・多摩市子ども・若者・子育てプランの計画素案について

No	日付	主な内容
9	令和6(2024)年度 第5回 令和7(2025)年 1月22日	【審議事項】 ***** 【報告事項】 *****

6 多摩市子育て・若者支援推進本部設置要綱

平成21年2月20日多摩市告示第52号

改正

平成21年10月16日多摩市告示第542号

平成22年3月31日多摩市告示第154号

平成25年3月25日多摩市告示第100号

平成27年3月31日多摩市告示第115号

平成28年3月31日多摩市告示第186号

平成29年5月10日多摩市告示第304号

平成30年3月30日多摩市告示第132号

令和2年3月31日多摩市告示第123号

令和3年3月31日多摩市告示第172号

令和3年7月12日多摩市告示第319号

令和5年3月31日多摩市告示第155号

令和5年7月19日多摩市告示第401号

令和6年3月29日多摩市告示第167号

多摩市子育て・若者支援推進本部設置要綱

(設置)

第1条 多摩市における子ども・子育て支援及び子ども・若者育成支援に関する施策、子どもの貧困に関する施策、少子化に対処するための施策並びにこども施策の総合的な推進を図るため、多摩市子育て・若者支援推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 次に掲げる計画の策定及び総合的推進に関すること。

ア 多摩市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画として定めるものをいう。）

イ 多摩市子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画として定めるものをいう。）

ウ 多摩市子どもの貧困対策についての計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項に規定する市町村計画として定めるものをいう。）

エ 多摩市こども計画（こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画として定めるものをいう。）

(2) 前号に掲げる計画に基づく各施策の総合調整及び協議に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）及び子ども・若者育成支援（子ども・若者育成支援推進法第1条に規定する子ども・若者育成支援をいう。以下同じ。）に関する施策、子どもの貧困に関する施策（子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条に規定する子どもの貧困対策に係る施策をいう。）、少子化に対処するための施策（少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第4条に規定する少子化に対処するための施策をいう。以下同じ。）並びにこども施策（こども基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）の推進に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長には市長をもって充て、副本部長には副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部長は、必要と認めるときは、第1項に規定する者以外の者を本部に参画させることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部の会議は、本部長が主宰する。

(専門委員会)

第6条 本部に下部組織として専門委員会を置く。

2 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 本部の指示による本部の調査検討に必要な事項の事前の調査及びその結果の報告に関すること。

(2) 子ども・子育て支援及び子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策、少子化に対処するための施策に係る事項並びにこども施策に係る事項に関する連絡調整に関すること。

3 専門委員会は、別表第2に掲げる職にある者（以下「専門委員」という。）をもって構成する。

- 4 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長には子ども青少年部子ども・若者政策課長をもって充て、副委員長は専門委員の互選によりこれを定める。
- 6 専門委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 委員長は、調査検討する事案により、関係する専門委員の出席を求めて専門委員会の会議を開くことができる。

（関係者の出席）

第7条 本部長及び委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第8条 本部及び専門委員会の庶務は、子ども青少年部子ども・若者政策課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年多摩市告示第542号）

この要綱は、平成21年11月3日から施行する。

附 則（平成22年多摩市告示第154号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年多摩市告示第100号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年多摩市告示第115号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年多摩市告示第186号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年多摩市告示第304号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年多摩市告示第132号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年多摩市告示第123号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年多摩市告示第172号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年多摩市告示第319号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年多摩市告示第155号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年多摩市告示第401号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年多摩市告示第167号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

・別表第1（第3条関係）

市長	副市長	教育長	企画政策部長	健康まちづくり担当部長	協創推進室長	総務部長
市民経済部長	くらしと文化部長	子ども青少年部長	健康福祉部長	保健医療政策担当部長		
都市整備部長	環境部長	教育部長	教育部参事			

・別表第2（第6条関係）

企画政策部企画課長	企画政策部健康まちづくり担当課長	協創推進室次長	総務部防災安全課長
市民経済部納税課長	市民経済部市民課長	市民経済部経済観光課長	くらしと文化部文化・生涯学習推進課長
くらしと文化部平和・人権課長	TAMA女性センター長	子ども青少年部子ども・若者政策課長	子ども青少年部幼児教育・保育担当課長
子ども家庭支援センター長	子ども青少年部児童青少年課長	健康福祉部福祉総務課長	健康福祉部生活福祉課長
健康福祉部健康推進課長	健康福祉部障害福祉課長	健康福祉部発達支援担当課長	都市整備部都市計画課長
都市整備部住宅担当課長	都市整備部道路交通課長	都市整備部交通対策担当課長	環境部公園緑地課長
教育部教育振興課長	公民館長	図書館長	教育部学校支援課長
学校給食センター長	教育部教育指導課長	教育部統括指導主事	教育センター長

7 多摩市子育て・若者支援推進本部 委員名簿

令和5(2023)年4月1日～令和7(2025)年3月31日

職名	氏名	備考
多摩市長	阿部 裕行	本部長
副市長	陰山 峰子	副本部長
	須田 雄次郎	副本部長
教育長	千葉 正法	副本部長
健幸まちづくり政策監	正野 直子 (令和5(2023)年6月まで)	
企画政策部長	鈴木 誠	
健幸まちづくり担当部長	堀 仁美 (令和5(2023)年7月から)	
市民自治担当部長	田島 元 (令和6(2024)年3月まで)	
協創推進室長	田島 元 (令和6(2024)年4月から)	
総務部長	藤浪 裕永	
市民経済部長	磯貝 浩二	
くらしと文化部長	古谷 真美	
子ども青少年部長	鈴木 恭智	
健康福祉部長	伊藤 重夫	
保健医療政策担当部長	本多 剛史	
都市整備部長	佐藤 稔	
環境部長	小柳 一成	
教育部長	小野澤 史	
教育部参事	山本 勝敏	

8 多摩市子育て・若者支援推進本部の審議経過

No	日付	主な内容
1	令和5(2023)年度 第1回 令和5(2023)年 4月26日	【協議事項】 ・(仮称)次期子ども・子育てに関する計画(令和7年～令和11年度)の策定について
2	令和5(2023)年度 第2回 令和5(2023)年 7月24日	【協議事項】 ・(仮称)多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係るニーズ調査の実施について
3	令和5(2023)年度 第3回 令和5(2023)年 10月31日	【協議事項】 ・多摩市子ども・子育て・若者プラン(第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画)の取組の成果確認について 【報告事項】 ・(仮称)多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係るニーズ調査について
4	令和5(2023)年度 第4回 令和6(2024)年 2月2日	【協議事項】 ・令和6年度における子ども・子育てに関する計画の策定体制等について
5	令和6(2024)年度 第1回 令和6(2024)年 5月15日	【報告事項】 ・多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係るニーズ調査からみえる現状・考察について
6	令和6(2024)年度 第2回 令和6(2024)年 7月30日	【協議事項】 ・(仮称)多摩市子ども・子育てに関する計画の骨子等について 【報告事項】 ・多摩市子ども・子育て・若者プラン(第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画)の令和5年度の推進状況について

9 多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会 委員名簿

令和5(2023)年4月1日～令和7(2024)年3月31日

No	日付	主な内容
7	令和6(2024)年度 第3回 令和6(2024)年 10月7日	【協議事項】 ・(仮称)多摩市子ども・子育てに関する計画案について
8	令和6(2024)年度 第4回 令和6(2024)年 11月21日	【協議事項】 ・多摩市子ども・若者・子育てプランの計画素案について
9	令和6(2024)年度 第5回 令和7(2025)年 2月5日	【協議事項】 *****

部及び職名	氏名	備考
子ども青少年部 子育て・若者政策担当課長	関 隆臣 (令和6(2024)年3月まで)	委員長
子ども青少年部 子ども・若者政策課長	廣瀬 友美 (令和6(2024)年4月から)	委員長
企画政策部 企画課長	小形 雄一郎	
総務部 防災安全課長	柚木 則夫 (令和6(2024)年4月から)	
市民経済部 市民課長	松下 恵二 (令和6(2024)年3月まで)	
市民経済部 経済観光課長	渡邊 哲也 (令和6(2024)年3月まで)	
	麻生 孝之 (令和6(2024)年4月から)	
くらしと文化部文化・生涯学習推進課長	垣内 敬太	
くらしと文化部 TAMA女性センター長	西村 理恵子	
子ども青少年部 子育て支援課長	廣瀬 友美 (令和6(2024)年3月まで)	副委員長
子ども青少年部 幼児教育・保育担当課長	西 達也 (令和6(2024)年4月から)	副委員長
子ども青少年部 公立保育園担当課長	田坂 清子 (令和6(2024)年3月まで)	
子ども青少年部 子ども家庭支援センター長	田島 佐知子	
子ども青少年部 児童青少年課長	石山 正弘	
健康福祉部 福祉総務課長	松崎 亜来子	
健康福祉部 生活福祉課長	松田 隆行 (令和6(2024)年3月まで)	
健康福祉部 健康推進課長	金森 和子	
健康福祉部 障害福祉課長	平松 渉	

部及び職名	氏名	備考
健康福祉部 発達支援担当課長	相良 裕美	
都市整備部 都市計画課長	松本 一宏	
環境部 公園緑地課長	長谷川 哲哉	
教育部 学校支援課長	麻生 孝之 (令和6(2024)年3月まで)	
	櫻田 芳恵 (令和6(2024)年4月から)	
教育部 教育指導課長	山本 勝敏 (令和6(2024)年3月まで)	
教育部 統括指導主事	高橋 篤 (令和6(2024)年4月から)	

10 多摩市子育て・若者支援推進本部専門委員会の審議経過

No	日付	主な内容
1	令和5(2023)年度 第1回 令和5(2023)年 5月22日	【協議事項】 ・次期子ども・子育てに関する計画（令和7年度～ 令和11年度）の策定について
2	令和5(2023)年度 第2回 令和5(2023)年 6月20日	【協議事項】 ・（仮称）多摩市子ども・子育てに関する計画策定に 係るニーズ調査（案）について
3	令和6(2024)年度 第1回 令和6(2024)年 5月2日	【協議事項】 ・多摩市子ども・子育てに関する計画（令和7年度～ 令和11年度）の策定について
4	令和6(2024)年度 第2回 令和6(2024)年 6月11日	【協議事項】 ・（仮称）多摩市子ども・子育てに関する計画の位置 付けについて ・（仮称）多摩市子ども・子育てに関する計画骨子に ついて
5	令和6(2024)年度 第3回 令和6(2024)年 9月10日	【協議事項】 ・（仮称）多摩市子ども・子育てに関する計画の骨子 等について ・（仮称）多摩市子ども・子育てに関する計画内容に ついて ・（仮称）多摩市子ども・子育てに関する計画名称に ついて
6	令和6(2024)年度 第4回 令和6(2024)年 10月23日	【協議事項】 ・多摩市子ども・若者・子育てプランの計画素案に ついて

11 多摩市子ども・若者ワークショップ

(1) 目的

多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例に基づく今後の取組の検討および、子ども・若者・子育てプラン（第1期子ども計画/第3期子ども・子育て支援事業計画）の策定に向けて、当事者である子ども・若者のみなさんから意見を伺うため、ワークショップを行いました。

(2) 対象者

公募市民（無作為抽出（16～39歳 2,000人）、市HP等での公募

当日参加者：子どもの部 15名（小学生2名、中学生13名）

若者の部 13名（高校生世代9名、大学生世代1名、23歳から39歳3名）

(3) 開催日時

子どもの部：令和5年11月26日（日）10：00～12：00

若者の部：令和5年11月26日（日）14：00～16：00

(4) 子どもの部テーマ、主な意見

テーマ

1 子ども権利を守る取り組みについて考えよう！

①知ってる？子どもが相談できる場所。どうしたらもっと相談先を知ってもらえる？

②困っている友だちに、どんなことができる？

2 挑戦について

①みんなで挑戦について考えてみよう！

②どうしたら挑戦しやすくなる？

主な意見

1-① ○子どもの相談先を知ってもらうことについて

- ・SNS（LINE、X等）で情報発信する
- ・YouTubeや動画を活用する
- ・ポスターやチラシを作成し、公共施設に展示・配架および学校等で配布する。（色を使って、目を引く。配布頻度を多くする。）
- ・先生が生徒に紹介する。学校の授業で取り上げる。
- ・相談例を載せて、解決までの流れや、その相談場所で何ができるかをわかるようにする。
- ・SNSは相手が分かりにくく、馴染めない人がいるからチラシのほうが良い

1-② ○困っている友だちにできることについて

- ・相談に乗って、自分が協力できることはやる。難しい場合は相談できる場所を教えてあげる
- ・体験を話す
- ・味方になる
- ・相手を肯定する
- ・大人に頼る
- ・相談先のチラシを渡す

2-① ○挑戦していること、したいことについて

- ・英検2級、英語
- ・韓国語
- ・テストの点数を上げる
- ・バスケ
- ・サッカー
- ・水泳
- ・走り高跳び
- ・体力測定をAにしたい
- ・筋トレ
- ・ピアノ
- ・洋服会社の起業
- ・社会の先生
- ・漫画・小説を描く
- ・電車の運転

2-② ○挑戦するうえで後押ししてほしいことについて

- ・練習する場所が欲しい
- ・集中できる場所（静かすぎず、うるさすぎない）と時間が欲しい
- ・学校が生徒の好きなことをするための機会を設けてほしい（専門分野を学べる教室や会社見学の機会など）
- ・肯定してほしい
- ・学校の時間（学活など）を減らしてほしい
- ・空き家の活用による場所の提供
- ・経験談を聞ける場所・機会の提供

(5) 若者の部テーマ、主な意見

テーマ

1 挑戦について

①みんなで挑戦について考えてみよう！

②どうしたら挑戦しやすくなる？

2 少子化対策について

①少子化対策の足りない部分について、どのような支援策があると良いか

②少子化対策について、自分や地域でできること

主な意見

1-① ○挑戦していること、したいことについて

- ・受験 ・英検準1級 ・学校の校則を変える
- ・（授業の一環で）条例づくり ・公務員試験の勉強
- ・外資系企業に勤めたい ・太陽系の探査
- ・政策コンテスト ・おはやし

1-② 挑戦するうえで後押ししてほしいことについて

- ・若者のための無料で集中できる場所がほしい
- ・宣伝やPRを手伝ってほしい
- ・同じ挑戦をしている人とつながれる場や、合格者・成功者の体験談を聞ける場がほしい（対面、オンラインどちらでもOK）
- ・挑戦する時間を確保するために、子育てしている親の負担を軽減する支援がほしい
- ・受験先の情報を知ることができる仕組みや、将来の仕事をイメージするための情報を知る機会や、体験の機会を作してほしい
- ・勉強する場所（飲食可、Wi-Fi 整備、静か、会話可能など多様な場所）や若者向けの居場所が欲しい

2-① ○少子化対策についてどんな支援策があると良いか

- ・イベントで地域のつながりや出会いの場をつくる。多摩市民限定のアプリを作る
- ・妊娠前から子育てについて相談ができたり、支援策を知ることができる機会があると良い
- ・（子育てをポジティブに捉えてもらうための）子どもと触れ合うことができるイベントの開催
- ・子どもを任せられる地域コミュニティの形成
- ・親が休める場所、子どもの面倒をみてもらえる場所が欲しい
- ・男性の育児休業取得の推進
- ・市内で就職し、自宅・保育園・職場の距離を近くする
- ・テレワークを推進する
- ・企業の義務として、社内に託児所を作る施策を国が行う
- ・住宅ごとにチームを作って相互に子どもを見守る
- ・支援策の名前を分かりやすくする
- ・子育てに係る制度や設備の周知
- ・多摩市に住む利点やシンボルの創出
- ・様々な人が交流できる場所（コミュニティスペース）が欲しい

- ・男女の区別や差別をなくす

- ・地域で信頼できる人を増やす

- ・地域や地区ごとに若者が主体となって地域活動できるコミュニティを設ける

2-② ○少子化対策について自分や地域でできることは何か

- ・地域に住民（特に子ども）が集まれるような地域イベントの企画・実施
- ・SNS で情報発信
- ・マンションや町内会等で子育て世帯や子ども同士がつながれる場や機会を設ける

12 子ども・若者への意見聴取について

(1) 目的

多摩市子ども・若者・子育てプラン（第1期多摩市こども計画/第3期多摩市子ども・子育て支援事業計画）の策定や今後の施策に活かしていくため、子ども・若者（意見を言いづらい困難や課題を抱える子ども・若者を含む）の考えや意見を聴きました。

(2) 対象者

市内の子ども・誰でも食堂利用者、子どもの居場所施設利用者
（子ども・誰でも食堂や居場所施設の職員を通じて聴き取りを実施）

(3) 回答期間と回答数

令和6年7月31日（水）～令和6年8月20日（火）
市内4施設の7歳から18歳までの利用者、のべ31名から意見をいただきました。

(4) 質問と意見

1 どんなときにほっとしますか？

- ・家に帰ったとき ・推しを見たとき ・ドキドキから安心したとき
- ・お風呂に入ったとき ・施設に来たとき ・ご飯を食べているとき
- ・寝ているとき ・お菓子を作っているとき
- ・ほかの人がブランコを使っていないとき ・野球ができるとき
- ・本を読んでいるとき ・サッカーしているとき ・ゲームができるとき
- ・物を作っているとき ・漫画を読んでいるとき ・友達と話しているとき
- ・家族がそろったとき

2 どうしてほっとするのかな？

- ・特に理由はない ・推しが好きだから
- ・リラックスするから ・知っている場所だから ・食べることが好きだから
- ・何も考えなくて良いから ・楽しいから
- ・ブランコが大好きだから ・野球が好きだから
- ・本を読んでいると心が静かになるから ・サッカーしたいから、好きだから
- ・ゲームの時間が少ししかなく貴重なため
- ・ゲームをしているとすぐ時間が終わるから
- ・図画工作が得意だから ・漫画は面白いから ・友達と話していると楽しいから

3 今後どうしていきたいか？やりたいことなどを教えてください。

- ・パートナーをつくりたい ・歌手になりたい ・バスケットを上手になりたい
- ・推しと知り合いになりたい ・学校の先生になりたい
- ・アルバイトしてみたい ・コンピューターを作りたい
- ・マリオカートで世界一になりたい ・プログラミング教室に通いたい
- ・いろいろな人と関わりたい ・祭りやイベントに参加したい
- ・プールで新しい技に挑戦したい ・勉強を頑張りたい ・料理を頑張りたい
- ・英語をたくさん話せるようになりたい ・ウーパールーパーを作りたい
- ・ピアノを習いたい ・野球がしたい ・本を読みたい
- ・ゲームを沢山やりたい ・友達のゲームをやってみたい
- ・サッカーの試合を見に行きたい ・分からない・特にない
- ・ゲームや動画編集をしてみたい ・ボランティアを通じて色々な事をしたい
- ・多摩市で作ったもの、地域で作ったものを売ったり広めたりしてみたい

13 多摩市子ども・若者・子育てプラン（素案）に関する パブリックコメント

（１）目的

- ①素案を公表し市民の意見を募ることにより、多摩市自治基本条例で定める市民参画の機会を保障する
- ②市民から提出された意見を考慮し、「子ども・若者・子育てプラン」を策定する

（２）対象者

市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等
（多摩市自治基本条例第3条で定義する「市民」）

（３）意見募集期間

令和6年12月16日（月）～令和7年1月10日（金）

（４）閲覧場所

①子ども・若者政策課、②第2庁舎1階行政資料室、③中央図書館、④多摩センター駅出張所、⑤関戸公民館、⑥永山公民館、⑦子ども家庭支援センター、⑧児童館、⑨市公式ホームページ

※回収箱は①～⑧に設置

（５）意見数

〇名／〇〇項目

（６）主な意見（抜粋）

14 用語の解説

	用語	ページ数	説明
あ 行	医療的ケア児(者)	60・77・79	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である子ども・若者のこと。
	ウェルビーイング	83・130	身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。
か 行	教育センター	5・47・49など	主に中学生以下のお子さんの情緒や不登校等の心配、学校での悩みやいじめなど、広く教育に関する相談を行う施設。
	ゲートキーパー	82	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。
	健康センター	24・47・115	各種健(検)診、健康教育・相談、健康づくり地区活動及び、こども準夜診療、障がい児(者)等歯科診療等を行うとともに、子育て支援機関と連携して、出産や子育てをする方が安心して過ごせるよう、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目の無い相談と支援を行う施設。
	健幸都市	58・134	身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者までだれもが幸せを実感できるまちをいう。市では、平成29年に「健康都市宣言」を行った。
	合計特殊出生率	13・92・132	1人の女性が生涯に産むと推定される子どもの数で、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合算したもの。

	用語	ページ数	説明
か 行	合理的配慮	77	障がいのある人が障がいのない人と同じように活動したり、権利を行使したりできるよう、障がいのある人の意向を尊重したうえで、個々に応じて必要な対応を工夫すること。
	こども	1・4・5など	こども基本法では基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されていること等が定められており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心身の発達の過程にある人をいう。
	子ども	1・2・3など	子供・若者育成支援推進大綱では、乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生)及び思春期(中学生からおおむね18歳まで)の人をいう。
	子ども・子育て支援事業計画	4・5・10など	子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画。
	子ども・子育て支援新制度	130	幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度のこと。
	子ども・子育て支援法	4・88・94など	急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策とともに、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行うことで、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。
	子ども・誰でも食堂	7・8・9など	地域の団体等が子どもやその家族に、無料または低価格帯で栄養のある食事を提供して、「地域交流の場」や子どもの「見守りの場」を提供する活動のこと。

	用語	ページ数	説明
か 行	こども家庭センタ ー	62・67・68など	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、②こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく行う。
	こども家庭庁	74・130	「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進するため、令和5(2023)年4月に発足した。
	こども基本法	1・4・58など	日本国憲法や児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする法律。
	こども大綱	4・58・94など	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、国全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。
	こども誰でも通園制度	52・53・83など	乳児または満3歳未満幼児（保育所等に入所している乳幼児を除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児と保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うための制度。
	こどもまんなか社会	58・59・130	全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会のこと。
	こども未来アクション	131・132	東京都が策定した、子供目線で捉え直した政策の現在地と、子供との対話を通じた継続的なバージョンアップのための指針。

	用語	ページ数	説明
か 行	子どもみらい会議	64・65	多摩市教育委員会が平成27年度から実施している、子どもたちのESD（持続可能な開発のための教育）の取組の成果と市政や市民へのメッセージを考え発表する会議のこと。
	こども未来戦略	83・84・130	若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境・家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、国が掲げた方針。
さ 行	参画	1・2・38など	主体的に企画や決定に関わり、意見を反映させていくこと。
	しごと・くらしサポートステーション	7・24・25など	仕事や家計の問題、精神的な問題、家族の問題など、さまざまな課題を抱えた方のための無料相談窓口。
	自己有用感	66	自分と他者（集団や社会）との関係を自己共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価のこと。
	持続可能な開発目標（SDGs）	131	平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための令和12（2030）アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
	自尊感情	58	心理学用語 Self Esteem の訳語として定着した概念で、自己に対して肯定的な評価を抱いている状態を指す。
	児童手当	6・74・101など	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している方に、支給される手当のこと。

	用語	ページ数	説明
さ 行	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	1・8・58など	世界の多くの児童（18歳未満のすべての者を「児童」と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況におかれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。
	児童福祉法	63・98・119など	児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。
	社会的養護	60・69	保護者のない児童や、保護者が監護することが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
	少子化社会対策基本法	4・94・131など	子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが求められている旨等を規定した法律。
	人権擁護委員	64	人権擁護法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動を担う人のこと。
	スクールソーシャルワーカー	5・91	社会福祉等の専門知識や技術と、学校、家庭、関係機関等とのネットワークを活かして、問題を抱える児童・生徒に支援する職種のこと。
	生産年齢人口	12	経済協力開発機構（OECD）では、15歳から64歳までの人々を指している。ただし、20歳代前半までは学業等で無職者が多いので、生産年齢人口に組み込むのは適当ではない、という意見もある。

	用語	ページ数	説明
さ 行	ソーシャルワーク	6・76・105など	人々が生活していく上での問題を解決や緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高めるよう、目指す社会福祉援助のこと。
た 行	多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例（子若条例）	1・3・4など	全ての子ども・若者（おおむね30歳代までの市民）が、自分自身を認め、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することができるまちの実現を目的として、基本理念や子ども・若者の権利などを規定した条例。
	男女平等参画社会	80	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
な 行	ニーズ調査	15・23・24など	本計画策定に係る基礎資料として、未就学児、小学生の保護者、中高生世代に加え、子ども・若者世代、ひとり親、関係機関を対象に、子育て状況、教育、保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況、子ども・若者の意識等について幅広く現状を把握するため、令和5年10月から令和6年2月までに実施したアンケート調査のこと。
	乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）	85・103	Shaken Baby Syndromeの略で、乳幼児が激しく揺さぶられることによって脳や網膜の損傷をきたす一連の病態。
	認可保育所	8・9・10など	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準をクリアして都道府県知事に認可された施設。

	用語	ページ数	説明
な 行	認証保育所	50・87・112など	認可保育所だけでは応えきれない大都市のニーズに対応しようとする、東京都独自の基準（認証基準）を満たした保育施設。 13時間以上の開所を基本とし、利用者は保育ニーズに合わせて保育所を選び、保育所と直接利用契約ができる。
	認定こども園	10・98・108など	幼稚園や保育所等が教育と保育の両方の機能を提供するとともに、子育て支援事業を行う施設。
	年少人口比率	12	総人口に占める0～14歳の人口（年少人口）の比率のこと。
は 行	バリアフリー	7	高齢者や障がい者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、さまざまな障壁がバリアフリーの対象となる。
	伴走型支援	83・102	核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、相談者に寄り添い必要な支援につなぐ、「つながり続けること」を目指す支援のこと。
	ファミリー・サポート・センター	10・47・99など	地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）が相互援助を行うことで、地域の子育て援助活動を推進するとともに、送迎や預かりをはじめ、様々な子育てニーズに対応する事業。
	フードパントリー	76	さまざまな理由で食料に困っている方に対して、寄付などにより集まった食料を無償で提供する活動のこと。 食料を提供する際には、対象者から生活の状況に関する相談を受け、適切な相談支援機関などを紹介する役割も担う。

	用語	ページ数	説明
は 行	母子保健法	119	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、国民保健の向上に寄与することを目的とした法律。
	ポピュレーションアプローチ	6	広く地域全体の人を対象とし、健康リスクを全体的に下げられるために行っていく支援のこと。
ま 行	未熟児	78・80	母子保健法では、身体の発育が未熟のまま出生した乳幼児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。
や 行	ヤングケアラー	5・8・60など	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。
	ユニバーサルデザインブロック	7	車道と歩道の接続部について、段差の全部または一部を解消し、かつ、視覚障がい者への配慮も行ったブロックのこと。
	幼稚園	2・5・8など	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設。
わ 行	ワークライフバランス	6	働く人が仕事上の責任を果たそうとすると、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことに取り組みめなくなるのではなく、両者を実現できる状態のこと。
	若者	1・2・3など	子供・若者育成支援推進大綱では、思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の人をいう。多摩市では子若条例にて、おおむね30歳代までを「若者」と定義している。

	用語	ページ数	説明
英 字	DV	104	Domestic Violenceの略で、明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」との意味合いで使用される。
	ESD(持続可能な開発のための教育)	64・65	Education for Sustainable Developmentの略で、地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育のこと。
	LGBT	82	レズビアン(同性が好きな女性)、ゲイ(同性が好きな男性)、バイセクシュアル(同性も異性も恋愛対象になる人)、トランスジェンダー(生まれたときに決められた性別に違和感がある人)を組み合わせたもので、多様な性のあり方を表す言葉。
	NPO	2・82	Non Profit Organizationの略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

15 索引

事業

あ

赤ちゃん・ふらっと事業	107
育児相談	62・67・99・103・120・133
いじめ防止に係る取組	68
一時預かり事業	6・10・108・121
一時保育事業	47・87・99・113
医療的ケア児(者)への支援	60・79
延長保育事業	6・10・87・99
お散歩経路安全点検	107
おはなし会	72
親子関係形成支援事業	108・124

か

外国人のための日本語教室	82
街路灯維持管理事業	107
学童クラブにおける医療的ケア児への支援	80
学童クラブにおける要支援児童への支援	78
学校・家庭教育支援事業	107
学校給食費無償化	100
学校と家庭の連携推進事業	91
企業主導型保育利用支援事業	87
休日保育事業	6・87・99
公園の整備及び管理	106

小口資金貸付	76・101
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	108・122
子育て世帯訪問支援事業	99・108・123
子育て短期支援事業	108・118・122
子育てのための施設等教育給付	87
子育てのための施設等保育給付	87
子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）	5・10・54・62・67・72・99・103・108・120・133
子ども・子育て支援施策の積極的周知・PR	95
子ども・若者の意見表明・参画の推進	65
子ども・若者の権利に関する普及啓発	60・64・72
子ども家庭サポーター派遣事業	99
子どもショートステイ事業	99
子ども食堂推進事業	62・66・76・91
子ども体験事業（大谷戸プレーパーク TAMA）	72
こども誰でも通園事業（乳児等のための支援給付）	86・99
子どもと家庭に関する総合相談	85・103・115
子どもの医療費助成制度	100
子どもの学習支援事業	75・77・101・105
子どものための教育給付	87
子どものための保育給付	87
子どもの読書環境の充実	62・67・72・90
子ども被爆地派遣事業	72
こども 110 番	107
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	108・120

さ

災害時における消防団活動	107
産後ケア事業	6・85・104・108・126
支援制度の周知の強化	104・105
歯科健康診査・幼児歯科相談	85・104
時間外保育事業（延長保育事業）	108・116
自殺防止に関する普及啓発	82
自主的な防犯活動団体の推進	107
施設型給付	108・111
実費徴収に係る補足給付を行う事業	10・76・87・101・108・123
児童育成支援拠点事業	108, 124
児童育成手当	77・101・105
児童館における子育て支援事業	62・66・71・90・100
児童虐待に関する予防・相談	68
児童手当	6・74・101・130
児童発達支援（ひまわり教室）	78
児童扶養手当	6・7・76・101・104・105
社会的養護を必要とする子どもへの支援	69
社会福祉法人への指導検査	88
社会を明るくする運動	81
就学援助制度	75・101
就学时健康診断	85
就学奨励制度	79
就学相談・転学相談	9・79
就業労働相談事業	93

住居確保給付金事業	76・101
重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業	78
住宅ストック対策事業	107
受験生チャレンジ支援貸付事業	76
障がい児等への福祉サービス	78
障害児福祉手当	78・101
小児精神病医療費助成	78・101
小児慢性特定疾病医療費助成	78・101
女性を取り巻く悩み何でも相談	103
自立支援医療（育成医療）	78・101
私立幼稚園等園児保護者補助事業	86・101
人権啓発事業	64
心身障がい者（児）一時保護事業	78
心身障害者福祉手当	78・101
スクールソーシャルワーカーの活用	91
生活困窮者等支援事業	75・93
生活福祉資金貸付	76・101
生活保護事業	76・101
青少年問題協議会/地区委員会	90
創業・経営支援事業	72

た

大学等及び模擬試験受験料助成金交付事業	76・77・101・105
多子世帯への保育料等負担軽減	101
たすけあい有償活動	107
多胎児家庭支援事業	85・101・104

多摩市公式ホームページ「子育て応援サイト たまむすび」	103
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	108
地域型保育給付	108・111
地域教育力支援事業	72
中等度難聴児発達支援事業	78
通学路安全対策事業	107
適応教室（ゆうかり教室）	91
適応指導（日本語指導）	82
電話教育相談子どもホットライン	69
東京都出産・子育て応援事業	101・104
道路整備事業	107
読書活動の支援	79
特別支援教育の充実	79
特別児童扶養手当	78・101

な

にゃんとも子育て LINE	85・104
入院助産	76
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	84・108・119
乳児等通園支援事業	108・125
乳幼児健康診査	85・104
乳幼児健診・児童館等での食育情報の提供	103
乳幼児の発達に関する相談	85・104
妊産婦・乳幼児保健指導	76
認証保育所運営費補助事業	87
妊婦健康診査	5・10・85・101・104・108・123・125

妊婦面接（ゆりかご TAMA）	6・85・86・103・123
-----------------	-----------------

は

二十歳の祝賀祭	72
発達・教育初回相談	5・103
発達障がい児（者）相談支援事業	79
発達障がい児を持つ親の会の実施	103
はっぴーファーストバースデー事業	101・104
ひとり親家庭等医療費助成制度	76・101・105
ひとり親家庭の子どもに関する相談支援	76
病児・病後児保育事業	6・10・53・86・99・108・122
ファミリー・サポート・センター事業	99・108・122
フードドライブ	9
フードドライブ/フードパントリー	76
ブックスタート多摩市絵本かたりかけ事業	72
不登校支援事業の推進	91
ふれあい農業推進事業	72
ペアレントプログラムの実施	103
保育園での離乳食教室	87・103
保育園における食育の推進	87・103
保育施設等への指導監査	88
保育施設における人材養成	88
保育所等における医療的ケア児への支援	79
保育所における子育て相談	103
保育所における要支援児童への支援	78
保育人材の定着・確保事業	88

放課後子ども教室事業	118
------------	-----

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	10・72・83・89・90・100・108・115・117・118・122
--------------------	--

防災教育の実施	106
---------	-----

保護者への子育て知識の提供	85・103
---------------	--------

母子健康手帳（親子健康手帳）の交付/ゆりかご TAMA プラン	85・103
---------------------------------	--------

保幼小連携事業	88
---------	----

ま

未熟児養育医療制度	78・80
-----------	-------

民間保育所補助事業	88
-----------	----

民生委員・児童委員	7・107
-----------	-------

や

薬物乱用防止推進事業	81
------------	----

ヤングケアラー支援の推進	70
--------------	----

養育支援訪問事業	10・108・119
----------	------------

幼児教育・保育の無償化	98・100・114・126
-------------	----------------

幼稚園での預かり保育	87・99
------------	-------

予防接種事業	85・104
--------	--------

ら

利用者支援事業	10・102・108・115
---------	----------------

わ

若者のまちづくり推進事業 65・72

英数字

LGBT 電話相談 82

018 サポート 98・101・132

法律・条例

か

子ども・子育て関連 3 法 130

子ども・子育て支援法 4・88・94・108・114・125・130・131・132・136・139

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律 130

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 130・131

子ども・若者育成支援推進法 4・131・139

こども基本法 1・4・58・127・130・136・139

こども大綱 4・58・94・130

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 4・132

さ

次世代育成支援対策推進法 94・132

児童福祉法 63・98・119・125・131

少子化社会対策基本法 4・94・131

た

多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例

..... 4・96・129・132

東京都こども基本条例 63・131

な

日本国憲法 58・130・131

は

母子保健法 119

コラム

多摩市子どもみらい会議 64

子ども・若者向けサイト「子ども・若者の主張」 65

子ども・誰でも食堂 67

子どもの権利を守る取組に係る子どもからの意見 69

ヤングケアラー実態調査 70

子ども・若者が考える「挑戦」 72

子ども・誰でも食堂などを通じた子ども・若者の意見 73

多摩市立中央図書館の開館 79

[あなたのいばしょチャット相談]と事業連携 82

妊婦面接（ゆりかご TAMA） 86

待機児童対策の取組 87

子どもの居場所としての児童館 90

しごと・くらしサポートステーションでの支援 93

多摩市は「こどもまんなか」	96
たまこどもフェス	96
少子化対策に係る若者からの意見	97
こどもひろば OLIVE（オリーブ）	100
レジリエントライフプロジェクト	107